

- 三六 酒粕、一人一箇月〇・二五瓦以内
- 三七 醬油一人一漁期三立以内
- 三八 ソース 一人一漁期一〇〇瓦
- 三九 辛子、胡椒、カレー粉 調味料 一人一箇月〇・〇五瓦以内
- 四〇 酢 一人一箇月〇・二五立以内
- 四一 ゼラチン及寒天 一人一漁期三〇瓦
- 四二 味淋 一人一漁期五〇瓦
- 四三 乾酪 一人一漁期五〇瓦
- 四四 胡麻 一人一漁期五〇瓦
- 四五 麥酒、シトロロン及鑛泉 幹部一人一箇月一本
- 四六 蒟蒻粉 一人一漁期一〇〇瓦
- 四七 刻み煙草、紙卷煙草(日本煙草を含む) 一人一漁期二瓦以内
- 四八 家畜飼料 一頭一箇月一五〇瓦以内、家禽飼料 一漁區 一箇月一五瓦以内

第四類

文房具、事務所用什器、食器及衛生材料  
事務所用什器、椅子、柱時計

- 各事務所及漁場毎に一個以内、目醒時計 一漁場一個、タイプライター、事務用書類及書翰保管用木製トランク 各漁場毎に一個、但極東税關支部の特別許可を要し、且漁季終了後搬出するを要す
- 二 文房具、紙、用紙、墨、筆、インキ、スタンド及インキ、ペン軸、鉛筆等
  - 三 窓掛及同附屬品
  - 四 食卓用及臺所用具一式、米研桶、杓、食鉢、匙、ナイフ、フォーク及箸
  - 五 齒刷子一人一箇月一本、齒磨粉 一人一箇月〇・一瓦、齒楊枝 一人一箇月〇・〇一瓦
  - 六 理髮器具 各漁場毎に二組
- 第五類  
藥品、繻帶材料、其他  
一九二四年五月二十日附關稅定率委員會認可の藥品、繻帶材料及看護用品表に次の物品を追加す  
(イ) 顯微鏡 各病院の研究室に對し

- (ロ) 酒石酸
  - (ハ) 樟腦油
  - (ニ) 湯の花
  - 以上(イ)(ロ)(ハ)(ニ)項記載の物品は病院の所要數量
  - (ホ) 蒸餾水 數量無制限
  - 二 酒精、看護人(助醫)診療所に對し 一漁期一立
  - 醫師診療所に對し 一漁期二立
  - 病院に對し 一漁期四立
  - (ヘ) 標準藥局前記表に含まるる藥品より成る、極東地方保健部漁場用標準に依る
  - 本表は一九三二年三月十九日關稅定率委員會に依り認可せられたるものなり
- 中央税關局長官事務取扱  
相違なし  
事務主任 ウエ・アレクセエワ  
昭和七年度漁業用無稅品目表追加及訂正

新規則

ソヴェート聯邦漁業の監督官廳たる全聯邦供給人民委員ミコヤン氏は、漁業監視官吏、民警及國境警備員の漁業規則並に生魚の買入及加工規則違反の摘發に對する褒賞金の授與手續に關する訓令を一九三一年九月十二日附供給人民委員部命令第七百三十號を以て確認したが、同訓令の内容左の如し。

**漁業監視官吏、民警及國境警備員の漁業規則並に生魚買入及加工規則違反の摘發に對する褒賞金の授與手續に關する訓令**

(千九百三十一年三月三十一日附及七月二十一日附「ソヴェート」聯邦人民委員會議決定に基き同聯邦財務人民委員部との協議に依り發布せらる。)

第一條 露西亞社會主義聯合「ソヴェエ

- (莫斯科中央税關局發五月十三日在函館「ソ」聯邦領事館着電)
- 一 雨合羽油 一漁期一人に付 三分の一瓦
  - 二 葦罐詰 同 三〇〇瓦
  - 三 腸詰 同 二〇〇瓦
  - 四 卓布 一漁場に付 三枚
  - 五 足袋 一漁期一人に付 四足
  - 六 花粉灰は第三類の食料品中に編入せられ 一漁期一人に付 三〇〇瓦
- (二) 本年數量を増加せられ、若は新に追加せられたるもの  
一九三三年五月三日  
中央税關局極東支部  
第一九〇三〇五號  
浦潮斯德市セメヨノフスカヤ街二七  
日本漁業者代表 阿 部 殿
- 本年四月五日附關稅定率委員會の決定に依り、極東地方漁場へ、免許を要せず、關稅を免し、外國より輸入を許可せらるる一九三三年度無稅品目表に次の物品を追加せられ候
- 一 粉類 一人一漁期、從來三〇〇瓦

- を二瓦に増加  
二 馬糧 一ヶ月一頭に付從來一五〇瓦を三〇〇瓦に増加  
三 パン菓子 一人一漁期從來二瓦を三瓦に増加  
四 酒精 病院に對し從來四立を八立に増加  
五 同 醫師診療所に對し從來二立を四立に増加  
六 同 助醫診療所に對し從來一立を二立に増加  
七 ゴム合羽 一人一漁期一枚  
八 馬具 一漁期一頭に付一組  
九 食卓用レイザー 極東税關支部所定の數量
- 根據 中央税關局の四月十四日附第四三三三―〇八四號書面  
此段及御通知候也  
中央税關局極東支部長  
トウビコフ

ソ聯邦の漁業監視



ト」共和国刑法第八十六條及第九十九條第一項並に他の聯邦共和国刑法の當該條項に依り豫見せられたる違反を發覺したる漁業監視官吏、民警及國境警備員は褒賞せらるべきものとす  
右に所謂漁業監視官吏とは漁業監督官及其の補助官監視船舶乗組員及輕舟夫を指すものとす

第二條 漁業監視官吏の周到なる注意及勤務宜しきを得たる爲其の受持地方又は個々の漁場に於て第一條記載の事故なきか若は前時期又は類似條件に在る他の地方に比し事故の件數少なきときは同監視官吏も亦褒賞せらるべきものとす

第三條 褒賞金は左記控除金を以て之を授與す

- (一) 沒收せられたる船舶、漁具及漁類又は水産業の他の對象物を賣却して得たる金額の三十「パーセント」
- (二) 刑事及民事上の責任の手續を以て漁業規則の違反者より徴收せられたる金額の三十「パーセント」

られ夫々民警署及國境警備機關の命令に依り割當てらるるものとす  
違反を共同して發覺したるときは褒賞金は民警又は國境警備員及漁業監視官吏の間に均等に分割せらるるものとす

但し漁業監視官に支拂はるる分前の三分の二は違反の摘發者に對し授與する爲第四條第一項の手續に於て控除せられ、残りの三分の一は同條第二項記載の基金中へ控除せらるるものとす

第五條 本訓令第四條第一項記載の控除金は當該漁業監督官の命令に依り違反を直接發覺したる者に對し授與せらるるものとす

〔註〕  
(一) 一定違反の直接の摘發者と認めらるる者の名簿は違反に關する當該調査と共に調査簿に收録せらるるものとす  
(二) 褒賞金は當該褒賞金額か監督官の金庫に到達したる後直に違反の摘

計上せらるるものとす

〔注〕

(一) 違反を直接發覺したる個々の者の褒賞金額か其の年俸額を超越るときは褒賞金額に關する問題は漁業廳又は漁業監督局に於て當該職業機關と共に之を調整するものとす

右の場合違反者より徴收せられ又は沒收品を賣却したる金額の二十「パーセント」に相當する金額と授與せられたる褒賞金との差額は十「パーセント」控除金よりなる特別褒賞基金中に繰込まれ第二條記載の場合に於ける褒賞金の授與の爲及漁業監視官吏の生活改善の爲漁業廳長又は漁業監督局長の裁量に依り支出せらるるものとす

(二) 民警又は國境警備員が漁業規則の違反を發覺したるときは支拂はるべき三十「パーセント」の控除金は國立銀行機關に依り違反發覺民警署又は國境警備機關に送附せ

發者に對し授與せらるるものとす

(三) 違反の摘發者に對し漁業監督官に依る褒賞金の授與は會計決算書を提示する爲定められたる手續を以て後日上級機關に對し提示せらるる特別目錄に依り之を行ふものとす

第六條 第四條第二項記載の十「パーセント」控除金よりなる褒賞基金は第一條記載の部類の勤務者の職務勉勵に對し褒賞金を授與する爲地方漁業調整局及漁業監督局に依り支出せらるるものとす

第七條 地方漁業調整局及漁業監督局は漁業監視官吏を褒賞する爲到達する金額に付見積表を作成し及使途を有する資財の爲定められたる手續に依り決算を爲すものとす

第八條 褒賞金は平均賃銀を算定する場合之を算入せず

### 外國領海水産組合法

第一條 條約又は許可に依り外國領海に於ける水産動植物の採捕其の製造又は販賣を業とする帝國臣民は本法に依り水産組合を設置することを得

第二條 組合の區域は利害關係ある營業區域又は住所區域に依り之を定むへし

第三條 組合を設置せむとするときは其の區域内に於ける同業者三分の二以上の同意を得て創立總會を開き定款を議定し外務、農商務兩大臣の認可を受くへし但し二種以上の營業者相集りて組合を設置せむとするときは各種營業毎に三分の二以上の同意を要す

第四條 組合の區域内に於て組合員と同一の業を營む者は其の組合に加入すへし但し營業上特別の情況に依り外務、農商務兩大臣に於て加入の必要なしと認むる者は此の限に在らず

第五條 削除 (明治四十二年三月法律第十七號削除)



第六條 第四條の規定に違反したる者は千圓以下の過料に處す

(明治四十二年三月法律第十七號改正)

参 考

第五條 組合の設置ありたるときは組合、聯合會又は組合員の名を以てする其他人の名義に依ると他人に雇はるる者とを問はず組合を組織せる營業者と同一種類の營業に従事するの目的を以て組合の營業區域に渡航し又は船舶若は漁具を廻送することを得ず但し前條但書に依り加入せざる者は此の限に在らず

第六條 第四條の規定に違背したる者は五十圓以下の過料に第五條の規定に違背したる者は五千圓以下の過料に處す

第七條 前條の過料に付ては非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定を準用す

参 照 非訟事件手續法第二百六條、民法第

八十四條、第一千七百七條及び民法施行法第二十二條、及び商法第十八條第二項、第二百六十一條、第二百六十二條、第五百三十六條及び商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條、第三項、第八十七條、「第九十五條第三項」に定めたる事件は過料に處せらるべき者の住所地の地方裁判所の管轄とす

(本條に準用したる條項は民法に依る法人又は商會社に關する罰則を規定したるものにして「」の符號あるものは他の法令の改正に依り自然に消滅したるものなり)

同第二百七條過料の裁判は理由を附したる決定を以て之を爲すへし  
裁判所は裁判を爲す前當事者の陳述を聽き檢事の意見を求むへし  
當事者及檢事は過料の裁判に對して即時抗告を爲すことを得抗告は執行停止の效力を有す手續の費用は過料

に處する言渡ありたる場合に於ては其の言渡を受けたる者の負擔とし其の場合に於ては國庫の負擔とす  
抗告裁判所が當事者の申立に相當する裁判を爲したるときは抗告手續の費用及び前審に於て當事者の負擔に歸したる費用は國庫の負擔とす  
同第二百八條過料の裁判は檢事の命令を以て之を執行す此命令は執行力を有する債務名義と同一の效力を有す過料の裁判の執行は民事訴訟法第六編の規定に従ひて之を爲す但執行を爲す前裁判の送達を爲すことを要せず  
(民事訴訟法第六編は強制執行に關する規定なり)

第八條 組合及聯合會に關しては本法に規定あるものの外、重要物產同業組合法の規定を準用す但し同法中農商務大臣に屬する職權は外務、農商務兩大臣之行ふ

第九條 本法は明治三十五年四月一日より

り之を施行す

第十條 本法施行以前に於て條約又は許可に依り外國領海に於ける水產動植物の採捕其の製造又は販賣の業に關し外務、農商務兩大臣の認可を経て設置したる組合又は組合聯合會にして本法又は本法に基きて發する命令の規定に抵觸せざるものは第三條に依り設置したるものと看做す

外國領海水產組合

法施行規則

(大正五年六月三十日農商務省令第十四號)

第一條 外國領海水產組合法に依り設置する水產組合又は水產組合聯合會の名稱には外國領海の名稱及水產組合聯合なる文字を用ふへし

第二條 住所區域に依る組合の區域は道府、縣の區域に依り之を定むへし  
但し特別の事情ある場合は此の限に

漁業關係

在らず

第三條 組合又は聯合會に總會を置く但し組合は定款の定むる所に依り組合會を以て總會に代ふることを得  
組合の目的、業務、區域、組合員の營業の種類會議及會計に關する定款の變更は組合會に於て之を議決することを  
得す  
第四條 組合又は聯合會は總會、組合會及評議員會の決議録の謄本を作成の都度遅滞なく外務、農商務兩大臣に差出すへし

第五條 組合又は聯合會の經費の豫算及徵收法及認可申請は事業年度二週間前に經費の決算及業務成績の報告は事業年度後一年内に之を爲すへし

第六條 組合又は聯合會の設置を認可したるときは外務、農商務兩大臣は其の名稱、組合員の營業の種類、組合の區域及聯合會を組織する組合の名稱を公告すへし  
外務、農商務兩大臣は前項に掲げたる事項に變更を生したるときは其の事項

組合又は聯合會解散したるときは其の旨を公告すへし

第七條 組合又は聯合會に付ては重要物產同業組合法施行規則第三條乃至第十四條、第十五條第二項第三項、第十六條乃至第二十一條、第二十二條第二項乃至第五項、第二十三條乃至第三十二條、第三十四條乃至第四十四條、第四十九條の規定を準用す但し農商務大臣若は地方長官に於て又は農商務大臣若は地方長官に對して爲すべき事項は外務農商務兩大臣に於て又は外務、農商務兩大臣に對して之を爲すものとす

附 則

第八條 本則は大正五年七月一日より之を施行す

第九條 組合又は聯合會に於ては重要物產同業組合法施行規則第五十四條の規定を準用す

「ソヴェート」社會主義  
共和國聯邦太平洋水域  
に於ける漁業及水產物



採取規則 (假譯)

第一章 總則

第一條 本則は左記に其の效力を及ぼす  
い、日本海、「オホツク」海及「ペーリ  
ング」海に於ける一切の灣海峽及入  
江を含む「ソヴェート」社會主義共和  
國聯邦の屬地の全延長に於て本土に  
於ても島嶼に於ても最干潮線より起  
算し幅員十二哩の沿岸地帯より成る  
水域

ろ、海岸の全延長に亘り最滿潮線若は  
最高潮の際に於ける波打際より起算  
したる二十米突の陸岸地帯即ち臨時  
繫船場、索具及漁船の乾燥及修理並  
漁網其の他の形體を有する漁具の引  
揚の爲漁業企業及機關並地方漁民の  
利用の爲供給せらるる地帯  
は、本條に掲ぐる諸海の陸岸に於て曳  
網場及魚類、蟹、海獸其他の水産物  
の加工の爲の漁業用施設の爲分與せ  
らるる地區  
備考 本則は左記境界内の黒龍江海

灣には其の效力を及ぼさず即ち北  
は本土の「ペトロフスカヤ」沙嘴よ  
り「サガレン」島の「チャツノ」岬に  
引きたる直線南は本土の「ラザレ  
フ」岬より「サガレン」島の「ボキ  
ビ」岬に引きたる直線並本則附屬  
表に掲ぐる灣及入江。右水域に於  
ける漁業は特別の規則及決定に依  
り律せらるるへし

第二條 本則第一條に規定する地方に於  
ける海上漁業(特別の決定に依り律せ  
らるる、臘肉獸及臘虎を除きたる魚類、  
海獸、植物及一般水産物の漁獲、買入  
加工)は其の何人に依り行はるるもの  
なるを問はず成規の許可を経たるとき  
に於てのみ又は右業の爲特に指定せら  
れ漁場と稱する左記區域内に於てのみ  
之を行ふことを許さるるへし

一、陸上地域と之に面する水域とより  
成る魚類及水産物の漁獲及加工の爲  
の漁區及  
二、陸上地域のみより成り漁撈權を有  
せず單に生の形に於ける魚類の買入

及其の加工の爲の製魚區  
右の外右業は特別の規則に従ひ漁業船  
舶の舷側より之を行ふことをも許可せ  
らるるへし、魚類の捕獲及其の他の水産  
業の權利は亦特別の小舟鑑札に依りて  
も許與せらるることあるへし

備考 漁業船舶の舷側に依る漁業は  
現時に於ては千九百二十九年四月  
二日極東地方「ソヴェート」執行委  
員會に依り確認せられたる特別假  
規則(千九百二十九年極東地方執  
行委員會報第三四號第五九三條及  
第五九四條)に基き行はるるへし

第三條 本則第一條に指定せらるる地方  
に在る總ての漁場は原則として競賣に  
依る貸付の方法に依り經營せらるるへし  
船舶漁業は特別の鑑札に依り行はるる  
へし

國營漁業企業に對しては漁場は競賣に  
依らず有償にて貸付けらるるへし  
漁場は水産科學及教育上の目的の爲若  
は無競賣貸付か國家の特殊の利益に依  
り惹起せらるる場合に於ても亦無競賣

得

第六條 一漁區の建網若は網曳場よりの  
距離は沿岸水域の方向に於て直線にて  
計算し他の隣接漁區の建網若は網曳場  
より二、一二軒(二露里)以下なるへか  
らず

第七條 各漁區に於ては一漁具以上を使  
用することを得す即ち建網一統若は曳  
網二統を存することを得るも第一の網  
が曳揚げられざるに先ち第二の網を投  
ずることを禁止す網は其の兩翼が陸岸  
に在りて網袋が陸岸に曳揚げられたる  
時を以て曳揚げられたるものと見做す  
魚類の海中保存の爲袋網を使用するこ  
とは妨げなし但漁業廳は若し袋網使用  
の結果多量の魚類の死滅することを確  
認せられたる場合之を禁止するの權利  
を保留す

冷凍の方法に依り加工する場合を除き  
船舶内に於て紅魚族を以てする貯藏用  
製品の製造は之を禁す  
第八條 鮭の業的漁撈は特別鮭漁區若は  
紅魚類漁業の漁區に於て或は又漁業船

にて許與せらるることあるへし

貸付けられたる漁場に於ては魚類及水  
産物の漁獲、買入及加工の權利は専ら  
右漁場の借受人に屬し何れの官廳、機  
關又は私人も前記漁場の境域内に於て  
漁具を以てする漁獲並魚類の買入及加  
工を行ふことを得ず

備考

一、漁場貸付手續及競賣施行手續は  
千九百二十七年十一月二十八日附  
規則(千九百二十八年極東地方執  
行委員會報第七號第九七條)の定  
むる所に依る

二、地方農民及漁民に對する漁業其  
他の水産業の手續及條件並右住  
民に對する漁場貸付手續は特別の  
規則の定むる所に依る

第四條 本則施行地方に於ける漁場の行  
政上及經濟上の管理は極東漁業及海獸  
獵廳(「ダリルイバ」) (譯者註以下漁業  
廳と略稱す)に屬し地方に於ける此等  
漁場の管理並漁業規則の正確なる遂行  
の監視及漁場の保護は漁業廳區事務所



船の舷側より之を行ふことを得、漁具の型は紅魚類漁業用と同一(第五條)のもの並右の外刺網、流網、巾着網等を許可す

罾、大罾及其他の底棲魚類の漁業は「トロール」船、刺網及漁業船舶より延縄釣針及其他の延縄に依り之を行ふことを得

第九條 蟹漁業は陸岸蟹漁区又は船舶に依り之を行ふことを得但し後の場合には右漁業は太平洋水域に於ける船舶蟹漁業に關する特別の規則に依り律せらるへし

各陸岸漁区の延長は(直線を以て計畫し)五、三〇杆(五露里)にして二蟹漁区間の距離は同じく直線を以て計算し一〇、六杆(十露里)以下なるへからず蟹の採捕は長さ五十五米突(二十五「サージエン」)以下高さ三米突(十呎)以下なる寸法の蟹底刺網を以て行ふことを得、網目の寸法は豫め水に浸したる後結節より結節迄を計畫し二十八種(十吋)以上なるを要す

蟹の採捕の爲には五十五米突の網を特別の配列に連結することを得但し各連網は三十五網以上たるへからず而して直線に配列したる連網の間隔は五十五米突(二十五「サージエン」)以下なるを得ず平行連網間に於ては百十米突(五十「サージエン」)以上たるを要し連網間二百二十米突(百「サージエン」)以下の基盤目形配列は之を許さず

第十條 蟹網は干潮時二十二米突(十「サージエン」)より少なからざる水深に於て漁区に於ける建網の軀網より沖合一杆より近からず之を沈設すへし

牝蟹及小蟹(甲殻の幅十三種以下)は採捕地に於て網より引出し之を海中に投すへし

第十一條 海獸(鯨類及鰭脚類)の獵業は本則第二條に掲ぐる特別規則にして特別の制限を定めざる限り陸岸及漁業船舶に依り之を行ふことを許さるへし

網、刺網、銃砲、魚叔發射砲及小銃に依り行はるへし

何等か他獵具若は手段を以てする獵獲は漁業廳の特別の許可あるときに限り許さることあるへし

幼獸哺育期に於て牝獸の屠殺は之を禁ず幼獸の屠殺亦同し

地區の分與は毎回漁業廳の特別の許可に依り有償にて行はるへし海獸獵業は右以外の一切の事項に付ては本則及太平洋水域に於ける船舶に依りて行ふ漁業、獸獵業其の他の水産業の規則に依り律せらるへし

第十二條 漁區、蟹漁區及製魚區の爲の地區の面積は各漁區に付二十米突陸岸地帯より起算し陸岸延長三百四十米突より多からず奥行九十米突以下を分與せらるへし

分與せられたる地區の面積の使用に關係なく臨時繫船場、漁具及蟹漁具の乾燥の爲に臨時棧橋建築の爲貸付けられたる漁區の水域の全延長に亘り二十米突陸岸地帯(第一條第二項)を使用する

第三章 漁業の調整

第十六條 紅魚族が陸岸に接近する期間中溯河紅魚族の溯上する一切の河川の河口の前面に於て前記漁業を行ふことを禁止す、右地方に於ては河口の兩側に若は河川が三角洲を形成するときは最端の河口の兩側に二、一二杆以上の特別の禁止區域を設定す右禁止區域前面の沿岸水域(第一條第一項)は同區域内に含まるるものとす

擴張せられたる河口前面禁止區域は漁業廳より定められ極東地方執行委員會に依り確認せらるへし

第十七條 漁業廳は魚類保護の手段を定め成魚の充分なる數量の産卵地への溯上を保障する爲自己の權限を以て魚種漁獲の地及時別に漁獲定量を定め並個々の漁區に付種族別に魚類の魚獲數量の限度(漁獲標準高)を定むる權利を委任せらる

第十八條 本則に依り許可せられたるものとして豫見せられざる漁具を以て又漁獲を許されたる期間の範圍外に出つ

ことを得

第十三條 漁區蟹漁區及製魚區の爲分與せられたる地域並海獸の切開及加工の爲の根據地に於ては總て現行技術的規則に従ひ實際必要の範圍内に於て各種漁業用築造物を建築し労働者事務員其の他の居住及便益の爲の建物を設け、分與せられたる地域の境域内に於て現存築造物を一の場所より他の場所に移轉し又當該漁區の借區期間中儲詰工場を建設し及經營することを許さるへし借受人は儲詰工場を建設し及經營せんとする意圖に關し建設開始前に漁業廳に通知し及儲詰工場設計圖を提出し之が建築に當りては「ソヴェート」社會主義共和國聯邦現行技術規則を遵守すべきものとす

第十四條 借受期間終了後漁區が再び前借受人の借受に歸せざる場合に於ては漁業用築造物其の他の建物は借受終了後一年の期間内に之を取毀ち及搬出するを要す借受人は右期間中に其の借受地區に於ける自己の漁業用具、材料其

他の財産全部を取拂ふへし

漁區の舊借受人に依り右期間内に取拂はれざる築造物、漁業用具、材料其の他の財産全部は右財産の舊所有者に對し何等補償することなく「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の所有に歸屬す本條は前借區者が新借區者との任意の合意に依り本條第一項に豫見せらるる全財産を同項の規定する期間内に後者に讓渡したる場合には之を適用せず

第十五條 魚類、蟹、海獸及水産物の漁獲及加工の爲貸付けらるる漁區に於ては全漁業施設例へは棧橋、物置、納屋氷室、労働者の宿舍其の他の漁業用建物及築造物並漁區の地面は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦現行衛生規則に完全に準據して之を清潔に保つへし魚類、蟹、海獸及水産物の切開の際生ずる廢棄物並腐敗したる魚類は搾粕粉末及油に製造するか滅却するか若は監視官吏の指定したる場所に於て地中に埋没するか或は陸岸より二哩より近からざる海上に搬出し之を投棄すへし



る時期に於て並魚類、海獣及水産物の不生産的滅盡及毀損を招くべき手段方法に依る魚類(海獣、植物及一般水産物を含む)魚業の施行特に魚體其の物を滅却し魚卵のみを利用する爲の魚類の漁獲並漁獲標準を附せられたる價值最も少なき魚類を投棄又は滅却し最も價値多き魚類のみの撰擇及一般に漁業廳及其の機關の許可中に指定せられたる目的に副はすして漁區を使用し若は右許可に依り許與せられたる權利を超過する(特に定められたる漁獲標準を超過する漁獲)漁業の施行は之を禁止す第十九條 同時に來游する紅魚族にして標準高中に掲げられざるものを漁獲したるときは右は漁業廳に依り特に定められたる計算に依り標準高に算入せらるへし

上綱したる紅魚族以外の魚類は貯藏用として利用するか或は肥料に製造すへし之が不生産的滅却は之を禁止す備考 漁獲せられたる他種族の魚類は總て標準高に算入せられざるも

特別従量税を課せらるへし

第二十條 紅魚族を以てする肥料の製造は之を禁止する鯨よりの肥料の製造は漁業廳の許可に依り特定せられたる漁區に於てのみ許さるへし

第二十一條 漁場其の他の漁業用地の用益者の總ての部類は漁業廳の發給する特別の帳簿に魚種別に依る漁獲魚類、蟹其の他の漁業の目的物の採捕魚類其の他の漁業の目的物並其の製品の買入魚貨の搬出を記入し漁獲高の正確なる計算を爲し毎日之を記帳し且一般に帳簿の全欄に當該事項の記入を行ふへし右帳簿は漁場主任若は管理者之に署名し漁季終了後漁業監視官吏に提出すへし

第四章 本則違反に對する違反事件の取扱及處罰手續

第二十二條 本則の違反者は漁業監視官吏、合同國家政治局地方機關、森林監視官吏、勞農民警署、ソヴェート區執行委員會及村「ソヴェート」の調査に依り責任を問はるるものとす違反事件

の取扱手續は千九百二十五年十一月三十日露西亞社會主義聯邦「ソヴェート」共和國農務人民委員部及同共和國司法人民委員部に依り確認せられたる漁撈及漁業施行規則違反事件に關する捜査執行及調査作成特別規則(千九百二十六年極東地方執行委員會報第六號第八五條)に依り豫見せらる

第二十三條 本則に違反して海上漁業、獸獵業其の他の水産業を行ひたるものは所定の場合に於ては露西亞社會主義聯邦「ソヴェート」共和國刑法の當該條項に依り刑事手續を以て訴追せらるものとす

第一條備考附屬

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦太平洋水域に於ける海上漁業規則の效力を及ぼさる水域表  
一、「スウヤトイ、ラヴ、レンチエ」灣(「ピアウグン」岬より「ハルギラ」岬に引きたる直線に至る)  
二、「メチグメ」灣  
三、「ココニアム」(「ベンケグニエ」

- 灣(「ニエヤホノン」岬より「グラブ」岬に引きたる直線に至る)
- 四、「アボロシチエツ」灣(「カラガ」岬に引きたる直線に至る)
- 五、「ルミレート」灣
- 六、「プロヴィーニヤ」灣(「リソフスキ」岬より「レイサヤ、ゴロヴァ」に引きたる直線に至る)
- 七、「スウヤトイ、クレスト」灣(「メエーチケン」岬の緯線に至る)
- 八、「アナドウイル」灣(「スウヤトイ」岬より「ゲーク」岬に引きたる直線に至る)
- 九、「スウヤトイ、パーウエル」灣
- 一〇、「シユリユーボチナヤ」灣
- 一一、「チユレニエ」湖
- 一二、「シエスチフトウオエ」湖
- 一三、「バロン、コロフ」灣北部
- 一四、「カラガ」港
- 一五、「ビチエヴィンスカヤ」灣
- 一六、「アワチンスカヤ」灣(「ベズイミヤンヌイ」岬より「ウエルテカリヌイ」岬(「ダリーリニー」に引きたる直

- 線に至る)
- 一七、「ベンジンスキー」灣(「マロメ」岬の緯線に至る)
- 一八、「ミリカチンスカヤ」灣
- 一九、「ヤムスカヤ」灣
- 二〇、「アヤン」灣
- 二一、「コンスタンチン」太公灣
- 二二、「スウヤトイ、ニコライ」灣(「ラムズドルフ」岬より「グロト」岬に引きたる直線に至る)
- 二三、「スチヤースチヤ」灣
- 二四、「バイカル」灣(「チャウノ」岬より「ヴァイトフトフ」岬に引きたる直線に至る)
- 二五、「ヌイスキー」灣
- 二六、「ナビリスキー」灣
- 二七、「クレストワヤ」灣
- 二八、「スタルカ」灣
- 二九、「ワーニヤ」灣(「ウエシヨール」岬より「プールヌイ」岬に引きたる直線に至る)
- 三〇、「ヴェイトスカヤ」灣(「ミリユー」岬より「ブウチヤーチン」岬

- に引きたる直線に至る)
- 三一、「テルネイ」灣(「ストラシヌイ」岬の緯線に至る)
- 三二、「スウヤトイ、ウラヂーミル」灣(「ワリュゼク」岬より「ワトフスキ」岬に引きたる直線に至る)
- 三三、「ブレオブラジエーニヤ」灣の北東部に在る小なる入江(「マトヴェ」岬の緯線に至る)
- 三四、「フレデリツクス」灣を含む「デカストリー」(灣)カストリー「岬より「クロステル、カンブ」岬に引きたる直線及「クロステル、カンブ」より「オーストルイ」岬に引きたる直線に至る
- 三五、「スヴァヤタヤ、オリガ」灣(「マネフスキー」岬より「シユコツト」岬に引きたる直線に至る)
- 三六、「ビーター」大帝灣(灣内に在る諸島を包含し「ボウオロトヌイ」岬より「ガモヴァ」岬に至る)
- 三七、「ボシエツト」(灣)ガモヴァ「岬より「ブタコフ」岬に至る)



三八、大陸に入込める灣にして其の長さ(最も深き水道に依り測りたる)灣口の幅の三倍を超ゆるもの  
右最後の例外は「ボドカゲルナヤ」河の河口より「アヤン」灣に至る「オホツク」海北岸に關係す

第五條 附 屬

第五條海上建網の構成左の如し  
い、海岸より驅網の入口に至る一箇の牆網(堰、遮止物)  
ろ、一箇の驅網

牆網の寸法は陸岸より起算し一漚(千八百六十七米突)を超ゆるを得ず  
備考 牆網の長さは個々の場合特別の許可に依り延長することを得

正前の驅網は底及四壁を有する短形の網製袋状を呈す

網は陸岸に面する側に網を起す場合網製の前垂を以て閉塞せらるる入口を有す  
驅網の入口の内側に障子を装置することは妨なきも其の長さは驅網の幅の二分の一を超ゆるを得ず、障子を設くるときは牆網は障子の内部の尖端を連ねたる線上

に置き必要の地に地方事務所を置く  
第六條 本組合に使用する印章は左の如し(略す)

第二章 組合員の加入及脱退

第七條 組合員たらんとする者は其の營業の種類及住所、氏名を記載したる書面に加入金三百圓を添へ組長に申出つへし

組長必要ありと認むるときは加入者に對し加入金の外相當の信託金を預託せしむることあるべし

組長第一項の申出を承諾したるときは之を組合員名簿に登録し其の旨を本人及各支部に通知すへし

第八條 組合より脱退せんとするときは其の旨組長へ申出て承認を受くへし  
組長前項の申出を承認し又は組合員たるの資格を失ひたるものあるときは組合員名簿より其の氏名を削除し之を本人に通知すへし

第三章 組合員の権利義務

に止まらしむることを得、此の場合障子の間底網は之を設けざることを得、尙驅網の入口の内側に障子を装置しある五壁を有する驅網(第三號圖)を使用することを得るも障子の長さは入口に面する驅網の幅の二分の一を超ゆるを得ず右以外の漁網、装置上の一切の變改及應用は之を爲すことを許さず

(建網圖面は次頁参照)

本則は千九百三十一年十月三十日極東地方執行委員會幹部會に依り確認せらる(命令第一二八一號)

極東地方執行委員會調書部長 フロロフ (極東地方執行委員會印)

露領水産組合定款

(昭和八年三月三十日付認可 一部改正)

第一章 總 則

第一條 本組合は露領沿海州、勘察加州及薩哈連州に於ける彼我水産業者間の圓滿を期し弊害を矯め風紀を正し水産

第九條 組合員は總會に出席して表決を爲すの權、代議員を選挙するの權及役員代議員の被選挙權を有す

第十條 組合員は帝國、露國の法令及之に基く帝國、露國官憲の命令を遵守し苟くも組合又は組合員の信用名譽を毀損す可らざるものとす

第十一條 組合員は定款及組合會の決議を遵守し他組合員の權利を尊重し並に組合經費を納付するの義務を負ふ  
組合經費又は過怠金を滞納したる者に對し催告を發したる後三十日以内に納入せざるときは其完納に至る迄組合員たるの權利行使を停止することを妨げず

定款又は組合會の決議に違反したる者に對しては評議員會の議決を経て相當期間組合員たるの權利行使を停止することを得

第十二條 組合員營業の種類又は住所氏名を變更したるときは十四日以内に其旨組長に届出つへし

第四章 役員を選任並に業

業の改良發達を圖り組合員共同の利益を擧ぐるを目的とす

第二條 本組合の業務左の如し

- 一 組合員及其の從業者の風紀矯正に關する事項
  - 二 組合員及其の從業者の保護救済に關する事項
  - 三 組合員の紛議調停に關する事項
  - 四 漁場の調査、水産動植物の蕃殖に關する事項
  - 五 漁業製造の方法及販路の調査に關する事項
  - 六 組合員の彼我官憲に對する諸願届其の他の手續等代辨に關する事項
  - 七 彼我水産業者の便宜に關する事項
  - 八 其の他組合員共同の利益を増進するに爲め必要な施設に關する事項
- 第三條 本組合の區域は露領沿海州、勘察加州及薩哈連州の區域に依り其の區域内に於て水産動植物の採捕其の製造又は販賣を業とする者を以て組織す
- 第四條 本組合は露領水産組合と稱す
- 第五條 本組合は主たる事務所を東京市

務の執行

第十三條 本組合に左の役員を置く

- 組 長 一名
- 副組長 一名
- 評議員 四名

役員は組合會に於て組合員中より之を選挙す但し必要あるときは組合員に非ざる者より之を選挙することを得

第十四條 組長は組合を代表し組合事務を統理す

副組長は組長を補佐し組長差支あるときは之を代理す

評議員は組合事務を監査し及組長の諮詢に應ず

組長副組長共に故障あるときは評議員の互選を以て其代理を定む

第十五條 役員任期は三箇年とす但し再選を妨げず

役員任期の満了に因り退任したるときは後任者の就任に至るまで其職務を行ふ

第十六條 役員に缺員を生したるときは通常組合會を待つこと能はざる場合に



限り臨時組合會に於て補缺選舉を行ふ  
組合會に於て役員の解任を議決したる  
ときは直に其補缺選舉を行ふ

補缺に因り當選したる者は前任者の任  
期を繼承す

第十七條 組合員は正當の事由なくして  
役員の當選を辭し又は其職を辭するこ  
とを得ず

第十八條 評議員は名譽職とす

第十九條 組長必要ありと認むるときは  
評議員會の議決を経て顧問及囑託を置  
くことを得

顧問は組長の諮問に答へ又は意見を提  
議することを得

囑託は特定事項を調査し又は掌理する  
ものとす

第二十條 本組合に主事、技師、書記及  
技手通して十名を置き組長之を任免す  
主事及書記は庶務を、技師及技手は技  
術に關する事項を掌理す

第二十一條 定款及業務の執行に關する細  
則は評議員會の議決を経て組長之を定む

以上出席するときは會議を開く事を得  
第三十條の二 組合會に於て代議員定數  
の二分の一以上出席するに非されは開  
會することを不得

前項に定めたる代議員出席せざるとき  
は出席したる代議員の過半數を以て假  
決議をなすことを得此の場合に於ては  
各議員に對し其の假決議の趣旨の通知  
を發し更に一ヶ月内に第二回の組合會  
を招集することを要す第二回の組合會  
に於ては出席したる代議員の過半數を  
以て假決議の認否を決す

第三十一條 總會に於て出席組合員五名

以上、組合會に於て出席代議員三名以  
上の同意を以て議案を提出するを得  
第三十二條 總會又は組合會の議決は出  
席員の過半數を以て之を爲す可同數  
なるときは議長之を決す

組合會の議決を経へき事項にして輕微  
なるものに付ては組長は書面に依る代  
議員の表決を以て組合會の決議に代ふ  
ることを得

第三十三條 組合員又は代議員は一身上

第二十二條 會議は總會、組合會及評議  
員會の三種とす

總會は組合員を以て之を組織す  
組合會は代議員を以て之を組織す  
評議員會は評議員を以て之を組織す

第二十三條 總會は左の場合に組長之を  
開く

一 組長必要と認めたるとき

二 組合員三分の一以上か會議の目的  
たる事項及其の招集の理由を示して  
請求したるとき

第二十四條 代議員の定數は二十五名と  
し總會に於て組合員中より選任す

第二十五條 代議員の任期は三箇年とす  
但し再選を妨けず

補缺選舉により當選したる代議員は前  
任者の任期を繼承す

第二十六條 通常組合會は毎事業年度一  
回一月乃至三月中に組長之を開く

第二十七條 臨時組合會は左の場合に會  
長之を招集す

一 組長必要と認めたるとき  
二 代議員の定數五分の一以上か會議  
の利害關係ある議事に付其の表決に加  
はることを得ず

第三十四條 總會又は組合會の議長は組  
長之に當る但し組長事故あるときは副  
組長之に代る組長副組長俱に事故ある  
ときは出席員中より之を選定す

第三十五條 評議員會は組長之を招集す  
評議員の三分の一以上か會議の目的た  
る事項及其の招集の理由を示して請求  
したるときは組長之を招集すへし

第三十六條 評議員會の職務權限左の如し  
一 組長より組合會に提出する議案を  
審査し組長に對し意見を述ふること

二 組合の財産及業務の状況を監査し  
毎事業年度一回之を組合員に報告す  
ること

三 組長の諮問に應ずること  
四 其他定款の規定に依り其の職務  
權限に屬する事項

第三十七條 第三十條、第三十二條、第  
三十三條、第三十四條の規定は評議員  
會に之を準用す

第三十八條 總會、組合會及評議員會の

の目的たる事項及其の招集の理由を  
示して請求したるとき

第二十八條 總會の招集は十日以前に、  
組合會の招集は七日以前に會議の目的  
たる事項、日時及場所を示各組合員又  
は各代議員に通知すへし但急を要する  
場合は前記の期間を短縮することを得  
通知の方法は書面又は電信を以て之を  
爲すへし

組合會に於ては前項の規定に依り通知  
したる事項に付てのみ議決を爲すこと  
を得但し臨時緊急の事項に付ては此の  
限りに在らず

第二十九條 總會に於ける各組合員の表  
決權は平等とす

總會に於ける表決權の行使は各組合員  
に限り之を代理せしむることを得但し  
代理權を證する書面を組合に差出すこ  
とを要す

第三十條 總會に於ては組合員二分の  
一以上出席するにあらざれば開會する  
事を得ず同一事項に付招集したる第二  
回以後の總會に於ては組合員三分の一  
以上出席するにあらざれば開會するこ  
とを得ず

議長は決議録を作り左の事項を記載し  
議長及出席者二人以上之に記名捺印す  
へし

一 開會の日時及場所 二 組合員の  
數又は代議員若は評議員の定數

三 出席者の員數 四 議事の要領

五 議決したる事項 六 賛否の數

第三十九條 議事に關する細則は別に之  
を定む

第六章 會計

第四十條 本組合の會計年度は毎年四月  
一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第四十一條 本組合經費の豫算及賦課徵  
收方法は通常組合會の決議を経て之を  
定む經費の決算は組合會の承認を経て  
へし追加豫算を提出し臨時に經費賦課  
徵收の必要生したるときは臨時組合會  
に附議することを妨けず

第四十二條 本組合は第七條の加入金及  
其他の積立金を以て基本財産とし代  
議員定數三分の二以上の同意を得たる  
議決を経るにあらざれば之を處分する  
ことを不得

第七章 違約處分



第四十三條 定款又は組合員の決議を以て制限若し禁止したる事項に違反したる者は評議員會の議決を得て五千圓以下の過怠金を課す

水産動植物の採捕其の製造及販賣並に鹽專賣に關する帝國又は露國の法律、命令其の他規則に反し處罰を受けたる者は仍前項に依り處分す

第四十四條 組合經費の納入を怠りたる者は金壹千圓以下、第十二條の届出及第二十一條の細則に於て定めたる規程の届出を怠りたる者は金壹百圓以下の過怠金を科す

第四十五條 過怠金の處分を受けたる者は十日以内に之を納付すへし

第四十六條 従業者の行爲は營業主たる組合員の行爲と見做し其責に任せしむ

第八章 定款の變更

第四十七條 定款の變更は總會の決議又は組合員會に於て代議員定數三分の二以上の同意を得たる決議に因り之を爲すものとす但し第一條、第二條、第三條、第十二條乃至第十四條の規定を變更せざることを要す

變更せんとするには總會の決議を経ることを要す

第九章 解散

第四十八條 本組合解散したる場合に於ては組長及副組長を以て其清算人とす組長又は副組長に缺員あるときは評議員の互選を以て清算人を定む

第十章 附則

第四十九條 本定款は大正六年四月一日より實施す

露領水産組合露領出漁規程

(昭和四年四月二十一日臨時組合會決議)

第一條 組合員の出漁は昭和四年度以降總て本則の定むるところに據る

第二條 組合員は其出漁に關し「ソ」聯邦官憲より受る必要書類の外毎年組合より交附する漁區租借證明書を受有すへし前項の證明書を受有する者にあらざれば出漁することを不得す

第三條 前條の漁區租借證明書は漁區を租借する組合員に對し其の請求に依りて發給せらるるものとす

之を交附す但し當該漁區の租借漁區割並其他の未納金を組合に納入せざるものは此の限に非らず

第四條 漁區租借證明書は出帆港に於る稅關官署に之を提示し其査閲を受へし漁區租借證明書又は其複本は當該漁區及當該漁區に往復する船舶に之を保持し帝國官憲より要求ありたるときは直ちに之を提示すへし

前項の複本は請求に依り組合より之を交附す但一漁區に付二通以上の複本を必要とするときは別に之を請求すへし

第五條 租借漁區割は各漁區の租借料を基準として毎年之を定む、但し一留を一圓と看做す

第六條 租借證明書は交附を受たる年の十一月末日迄に組合に之を返還すへし

第七條 本規程第二條の規定に違反したるものに對しては組合定款第四十三條の規定を準用す

第八條 本規程に規定せざる事項と雖露領出漁に關し帝國官憲より命令又は指示ありたるときは之に従ふべく組合に對し其の請求に依りて發給せらるるものとす

公海漁業關係

公海漁業關係概説

一、北洋公海漁業の性質

北洋公海に於ける漁業の形式は現在これを次の七種に大別することが出来る。

- 一、工船蟹漁業
- 二、母船式鮭鱒漁業
- 三、鱈漁業
- 四、汽船トロール漁業
- 五、魚糧工船漁業
- 六、捕鯨船業

右の中、一の蟹工船漁業を除いては未だ十分なる發達を遂げてゐるものではなく、寧ろ其希望を將來につながれてゐる。

此等の公海漁業による總生産額は未だ精確な數字をあげられてゐないが露領漁業をも含めてのそれは大體鮭鱒六千萬尾

公海漁業關係

練九萬尾、蟹八、九百萬尾、鱈百二十萬尾、其等の金額は五六千萬圓を上下すると推定されてゐる。

右六種の漁業形式は皆公海に於て之を營まれるが故に、公海漁業の名を以て呼ばれ、地域的に露領漁業から區別されてゐる。

この公海漁業は、日本人が其國家的生活の必要からさまざまの險難を越え、苦闘を積むで工船蟹漁業を始め各種漁業とも今日の大をなさしむるに至つたものである。

然るに最近年に至つては露國は露領漁業と共に北洋公海漁業にも積極的に打つて出で、蟹工船の如き一九二八年の創業當時僅か二隻であつたものが、今日では十三隻へ躍進し、其他トロール漁船も、すでに十四隻に増加し、鱈船等も、例の五ヶ年計畫によつて飛躍的な擴張發達を

遂げつゝある。

かくて殆んど日本の獨占に屬した北洋公海漁業は、露側の躍進によつて、著しく其情勢を變ふるに至つた。同一富源と同一輸出市場を對象とする兩國の利害關係は、露領漁業においての如く、この公海業においても著しく對立的となつて來た。殊に露國は國際公法による領海三哩の立前に對して監視區十二哩を主張し、沿岸十二哩以内の漁業は之を領海漁業と同一視し日本側漁船を取締らんとしたため、兩國間の紛議は絶えなかつたが、國際公法に立脚する帝國政府の嚴重なる抗議により、日本に對しては十二哩説を放棄し、三哩を認知するに至つた。

二、日露關係の複雑化

然しながら露官憲により本邦蟹工船乃至川崎船の拿捕事件はすでに年中行事と化し三哩認知前と殆んど變りない状態にある。これは本邦漁船が過つて三哩内のソヴェート領海に漁撈もしくは遊弋する場合に發生することもあるが、又露國が



公海を領海と誤認して日本側を壓迫する  
場合も少なくない。

公海漁業の漁撈並に製造における技術  
の點では、日本は極めて優秀であつて、  
他の追隨を許さないものがあるが、露國  
は反對に尙著しく幼稚である。従つて、  
工船蟹漁業のために露國は年々多數の日  
本人熟練漁夫を雇傭し、日本人の技術的  
援助を得てゐたが、突如一九三三年に  
は全然日本人漁夫を雇傭しなかつた。

公海漁業の領域において發生した日露  
兩國の對立關係の故に日本側は露國の此  
弱點を利用して、一九三〇年末露國の蟹  
漁夫雇傭數に嚴重なる制限を付し、出願  
雇傭漁夫數の半數以下を許可しつゝある  
そこで露國側では五箇年計畫の標語の一  
たる「追ひ付き、追ひ越せ」の適用によ  
つて、自己の熟練技術家養成に努め且又  
外貨調達、プチチイ島における漁夫紛争  
事件等々のために本年は前述の通り日本  
人漁夫を雇傭した。

公海漁業における日露の對立は、然し  
兩國に種々の不利をもたらしたといふこと

毎に許可せられるやうになつたが、工船  
の數は昭和二年初めには操業區域を堪察  
加西海岸沖合とするもの十六隻、その他  
六隻合せて二十二隻を算するに至つた。  
此の内同年出漁したものは堪察加西海岸  
沖合に十五隻同東海岸沖合に二隻であつ  
た。東海岸沖合に出たものは新規の試み  
であつたが爲に成績は思ひなかつたが  
西海岸沖合に出たものは前年同様の好成  
績を收さぬに三十三萬函、價額一千三  
百萬圓の生産を擧げた。即ち三年前の生  
産二千七百餘函、價額十萬圓餘に比する  
と其の發展の急激なことに驚くであらう  
當時堪察加西海岸沖合を操業區域とす  
る工船十六隻の漁業經營者は十名であつ  
たが此の間無益の競争が多く此のまゝで  
は漁場を荒廢し、市場を攪亂する虞があ  
つたので取締規則の改正と共に當局の懲  
憑に従つて當業者は合同することとなり  
昭和二年末日本工船漁業株式會社と昭和  
工船漁業株式會社とが成立した。  
然るに昭和六年に至り東勘察加公海に  
出漁して相當の成績を擧げ來れる群小蟹

公海漁業關係

とは否定し難い。殊に蟹罐詰の輸出市場  
に對して、從來の如き競争關係を排除し  
何等かの協定を結ぶことは、蟹の資源保  
護のため兩國間に協定を結ぶことと同様  
兩國有志の痛感しつゝあるところで、一  
部にかゝる計畫もあるが、而も未だ何等  
具體化さるゝに至らず、對立的雰圍氣の  
中に置かれてゐるのが現在の狀勢である

### 日本の工船蟹漁業

#### 一、工船蟹漁業概説

##### 1. 工船漁業の沿革

工船蟹漁業は農林省令の工船蟹漁業取  
締規則に依る許可漁業で、今のところ北  
洋の公海で営むものであるから、其の漁  
獲する蟹は漁區で漁るものと共通のもの  
であり又其の操業區域は露國領海に近  
いけれども露領漁業とは別個の立場に在  
るものである。

此の漁業は大正三年水産講習所の實習  
船雲鷹丸がオホーツク海に航行したとき  
當時蟹罐詰製造上の問題であつた蟹肉の

工船業者は合同して資本金百九十萬圓の  
東工船會社を組織して再び蟹工船合同の  
機運をつくつたが、昭和六年末より七年  
初頭へかけ日本工船會社（資本金六百萬  
圓）昭和工船會社（資本金二百萬圓）東  
工船會社（百九十萬圓）林兼商店（工船  
一隻）の本邦カニ工船全體を網羅する大  
合同計畫が著しく具體化し、昭和七年一  
二月十九日前記四社の代表者により合同  
の基礎的條件一致し、遂に調印を見るに  
至つた。

#### 日本合同工船會社の創立

新會社組織の内容左の如し。

- 一、名稱 日本合同工船株式會社
- 一、資本金 七百萬圓（全額拂込済）
- 一、配當 年一割昭和八年第十二回總會  
決定
- 一、創立當時資産評價 工船總トン數五  
萬九千三百トンを一トン當り評價二十  
七圓五十錢（附屬品を含む）の割合とし  
漁業權を東六圓、西十圓の比率をもつ  
て算出す、この外現金出資日本工船二  
百萬圓その他三十萬圓見當とす。

鮮度の保存と歩止の低下を防ぐ爲め漁獲  
したものを直に船内で罐詰に製造するこ  
とを試験したのにその起源を發し、大正  
九年富山縣水産講習所の練習船吳羽丸が  
蟹肉の洗滌には淡水でなければならぬや  
うに考えられてゐたのに海水を使用して  
罐詰の製造試験をして成功し三百函を製  
造したのが事業化せられる動機となつて  
今の隆盛を見るに至つたものである。  
大正十年には吳羽丸の試験に倣つて二  
三百噸の補助機關付帆船二隻が着業して  
罐詰二千七百函を製造し翌十一年には一  
千噸足らずの汽船を混へ三隻の工船が出  
動して、罐詰七千二百函餘の製品が出来  
た。

斯の如くにして工船蟹漁業は漸く勃興  
せんとする機運に至つたが本漁業の無節  
度な發達は延びては蟹の蕃殖を阻害し又  
製品の濫造に由り蟹罐詰の市價を低落し  
斯業の前途を害する惧があつたので、之  
が取締の爲め大正十二年前記の取締規則  
が制定發布せられるに至つた。  
爾來、本漁業は取締規則に依つて工船

- 一、出資比率 日本工船五八%、昭和  
工船一九%、東工船一九%、林兼三乃  
至四%

取締役社長 齋藤 治 介  
重役常務取締役

- 植木 憲 吉
- 田村 啓 三
- 眞藤 慎 太郎
- 日 比 寛 一
- 松 崎 壽 一
- 西 村 有 作
- 柳 瀬 篤 二郎
- 窪 井 重 男

#### 監査役

- 國 司 浩 助
- 新 家 光 磨
- 本 川 藤 三 郎
- 中 部 謙 吉

#### 相談役

- 鈴 木 英 雄

#### 口、蟹工船概説

工船の大きさは總噸數二、三千噸級のも  
のが多いが漸次大型になる傾向がある。



主として罐詰工場設備の外、副産物の製造が行はれるやうになつて之に要する設備をなさねばならぬからと、従業員の待遇改善などの爲めに船の面積や容積を大きく大きくとらねばならぬ關係からである。工船の速力は八哩乃至十哩のものが多く、最近の船では十三四哩も出るものがある。

工船内の罐詰設備は多くは中甲板に施される、罐詰機械は自働式のもので、船の大小に依つて規模にも大小がある。

船内には罐詰機械の外、肥料、採油などの副産物製造の爲めにミーキン式の乾燥機の据えつけられたものもある。

工船では従業員の寝起きする場所の設備が相當重要視せられて來た。此の場所

は中甲板又はそれ以下の甲板に設けられる、現在従業員は海事關係法規に依つて臨時旅客として取扱はれるから、採光、通風、寢場、出入通路などについて海事官憲の検査を受ける。漁雜夫一人に要する面積は七乃至十平方呎容積四十乃至六十呎である。寢場は俗にいふ「おかいこ」棚式である。

此の外従業員の炊事場、浴室、便所など、特別に設けられてあることは勿論であり、又醫務室、病室などの設備もある。

蟹工船としての特種の設備は前記の外漁艇(川崎船)を吊るダビット、漁網の乾燥の設備がある。

ハ、漁場と漁期

漁場は目下のところではオホーツク海の堪察加半島寄りが以前から樞要なところで、此の漁場は南北約四百五十哩、東西約十三哩乃至五十哩、水深十二、三尋乃至四、五十尋のところである。之に次では日本海のチュコトスキー半島寄りのところで、此處は東西に約三百哩、南北には約三、四十哩位ひ、水深は十五、六尋から六十尋位ひのところである。此の外には日本海の北部沿海區寄りの海面一帯があるが、此處は漁場の副員が割合に狭い。

農林省では蟹工船の漁場を操業區域として日本海、オホーツク海白令、海を十區に分つてある。

◇蟹工船の操業區域

区域別	名	稱	位	置	面	積
第一區	日本海西部		北緯四十三度以南			七〇〇
第二區	日本海西北部		北緯四十三度以北同四十七度以南			四〇〇
第三區	日本海北部		北緯四十七度以北			一、〇〇〇
第四區	オホーツク海西部		北緯五十八度以南東徑百五十度以西			不明
第五區	オホーツク海北部		北緯五十八度以北			不明
第六區	オホーツク海東部		北緯五十八度以南東徑百五十度以東			一〇、〇〇〇
第七區	太平洋西北部		北緯五十六度以南東徑百五十八度以東			一、六〇〇
第八區	ベーリング海		北緯五十六度以北			一七、三〇〇
第九區	ベーリング海北東部		北緯六十度以北東徑百八十度以東			八七、〇〇〇
第十區	ベーリング海南東部		北緯六十度以南東徑百八十度以西			六四、〇〇〇

漁期は蟹の移動に依つて支配されるが實際は漁業の開始は流水の虞のなくなる時分からで、終了は秋季海上の荒れて居るときまでである。蟹工船の最も集中するオホーツク海東部では四月中旬から初まつて盛期は五月上旬から六月中旬迄、終了は九月中旬であり、又白令海方面では少しく遅れて開始せられ、終了も稍々遅れるやうである。

日本海西北部や同北部方面は三月上旬

公海漁業關係

乃至四月上旬から初まつて十月乃至十一月の下旬に終る。此の間漁期は春漁と秋漁とに分れる。工船の函館港を出帆してオホーツク海方面に向ふものは大底四月上旬、白令海に向ふものは少し遅れて四月中旬から下旬までである。函館出帆後六七日乃至十日間で漁場に達し夫れから漁撈、製造作業をやつて早いのは八月中旬から九月下旬までに漁場を切り揚げ八月下旬から十月初旬までには函館港に歸

へつて來る。蟹工船に附屬する漁船に川崎船と通常獨航船と稱するものがある。川崎船は肩巾九尺、敷長四十五尺位ひのもので中には發動機を附けたものもある。一隻の工船に五、六隻乃至十隻位ひに積んでゐる。蟹網の入れ揚げ、蟹の漁撈に使用せられるものである。獨航船は五、六十噸の西洋型の發動機船で函館から漁場に往くまでは工船に塔



載して運搬され漁場で工船から下ろされ  
歸へるときには獨航して來る。又往復と  
も獨航するものもある。川崎船を曳航し  
又は漁網を入れる適所の調査などに使用  
せらる。

二、蟹工船の従業員

蟹工船には普通船員の外に蟹漁業の爲  
め幹部としては事業主任、工場、機械、  
漁撈係の各主任、醫師、其の他事務員が  
あり、又、漁撈係員には船頭、漁夫、機  
關士、職工、雑役夫、工場係員には雑夫  
職工など、船の大小、仕事の規模に應じ  
て一隻に二百名乃至四、五百名が乗船し  
てゐる。乗船者の内で最も多ひのは漁  
雑夫で全員の八、九割を占めてゐる。

漁夫は主に北海道出のもので、外に富  
山其の他東北地方出のものもある。雑夫  
は青森、秋田、岩手其の他の東北地方の  
ものが多い。

漁雑夫の募集方法は露領漁業の場合と  
略ぼ同じである。  
漁雑夫の労働時間は漁期中の繁閑によ

従つて陸の方に移り終期になるとまた沖  
の方に移る。投網の位置が陸の方に陸近  
したときには、露國の領海即ち距岸三哩  
の線から内に入つた、入らぬで、露國の  
漁業監視船などからとがめられて問題を  
起こすことが往々ある。

蟹の漁獲に従事する川崎船一隻には普  
通船頭一人と漁夫が七乃至九人位乗り込  
み、蟹の刺網五六百反位ひ積んである。

蟹の刺網は一反の長さが二十五間位ひ  
幅が十尺位ひである。網の目は一尺七寸  
以上と定められてある。網は蟹の澤山居  
りさうなところを見込んで一ヶ所に二百  
反位を一配とし、三分の一位の間隔で  
標識をつけて海底に下ろされる。工船一  
隻分で使用する網の延べ反数は平均十三  
四萬反である。

工船と他の工船との間隔は普通十哩と  
云ふことに取極められてあるが、漁場に  
よつてはもつと接近することがある。こ  
んなときには他人の網ともつれ合つたり  
重さなり合つたりするので網の争奪が行  
はれる。殊に露領漁業の蟹漁區の網との

つて相違はあるが平均は十二時間位ひで  
ある漁夫の労働時間は漁期中の繁閑によ  
つて相違はあるが平均は十二時間位ひで  
ある。漁夫は拂曉から川崎船に乗つて工  
船を離れて蟹の漁撈を爲し正午前には本  
船に歸へる。それから網の手入れ翌日の  
漁撈準備をして夜に入ると仕事を終り、  
雑夫は、朝は漁夫よりも遅く仕事にかゝ  
るが其の日に捕れた蟹の製造を終へてし  
まはなければならぬから、しまいが遅く  
なる。五、六月の最盛期では時には睡眠  
時間が二、三時間位ひのことがあるそう  
である。

従業員の給與は漁業者の團體である工  
船蟹漁業水産組合で定められた規則に依  
るのである。従業員の最多數を占める漁  
雑夫について見ると一漁期百六十日間と  
すれば一人平均漁夫は百八、九十圓内外  
雑夫は百六、七十圓見當である。此の外  
配當として九一金がある。一人につき漁  
夫は二、三百圓、雑夫は百五、六十圓で  
ある。それで一漁期一人の収入は漁夫は  
三百八十圓乃至九十圓、雑夫は三百圓乃

間に多いやうである。

網を下ろしてから四、五日経つて揚げ  
始める。蟹の罹つてる網は其のまゝ、川崎  
船の中にとり入れて工船に持つて歸へる  
川崎船が蟹を積んで工船に着くと工船  
は其の蟹を網ぐるみ番で甲板の上に巻き  
上げる、蟹は甲板上で網からはずされて  
製造場に移される。

へ、罐詰の製造

蟹が製造場に移されると雑夫は腹甲を  
剥ぐ、背甲に着いてる脚を澤山一緒に鐵  
網で拵えたバスケットに入れて熱湯の入  
つてる槽の中に入れて煮る、煮えたもの  
は海中につけるか又は海水の入つてる槽  
の内にに入れて冷す。  
冷えたら脚を背甲から切り離す。此の  
脚の中に在る筋肉が罐詰の原料となるの  
である。

蟹の脚は五對即ち十本である。然し第  
一の脚は整になつており、第五脚が退化  
してゐるから脚と見るべきものが三對で  
六本である。此の三對と蟹の内からとれ  
る筋肉が罐詰にされるのである。

至三百三、四十圓位ひで、一日に平均す  
れば漁夫は二、三圓、雑夫は二圓餘に當  
るのである。給與金の二割乃至四割位ひ  
は前貸金をして雇傭契約のときに渡され  
る。

従業員の食料は總て雇主持で、作業に  
必要な被服道具は雇主が支給する。

従業員に對する救恤については露領漁  
業の場合のやうに制度立つたものがない  
只だ現場で遭難死亡したときは雇主から  
の弔慰金がある位ひである。

船員の給與は高級船員については工船蟹  
漁業者の團體たる蟹工船漁業水産組合と  
海員協會、下級船員については同組合と  
日本海員組合との間で取極められる。

ホ、蟹の漁獲

工船が目指す漁場に到着すると工船が  
積んで來た川崎船と獨航船を海上に下ろ  
し、試験網を入れて蟹の厚薄を調べてか  
ら漁業に着手する。

投網の位置は蟹の移動に依つて漁期中  
沖の方と陸の方との間を動く、通常漁期  
の初めは沖の方でだん／＼期節の進むに  
脚には五節あつて脚肉は脚の着根の方  
から順に肩肉(座節)、一番脚肉(長節)、  
ツラキヨ(腕節)、二番脚肉(前節)とに分  
たれる。指節に在るものは極く少ないの  
で罐詰には利用せられぬ。整の中に在る  
節肉は爪肉と云ふ。

罐詰原料としては一番脚肉が最上で次  
は二番脚肉である。殻から抜き出した節  
肉には凝固した血液(血液と云ふても赤  
くはない、白色であるから俗に豆腐と云  
ふ)がついてゐるから之れを海水で洗ひ  
肉質の仕譯として硫酸紙で直接蟹の肉が  
罐の内面に觸れないやうにして一定の標  
準で罐に詰め合せる。

肉詰めされた罐は夫々の機械で罐の蓋  
をし、脱氣をし蒸釜に入れて攝氏百度以  
上の蒸気で殺菌して罐詰が出来るので  
ある。こんな操作は組み合せられた機械  
で自動式に行はれる。

出来上つた罐詰は洗滌してラツクを塗  
り函に詰める。一函に一封度罐なら四打  
四十八罐、半封度罐なら八打九十六罐宛  
容れる。







中村精七郎	博愛丸	二二、三八三
合計	一二隻	二二八、七四一

昭和二年 一、オホツク海方面

經營者	工船名	製造函數
共同漁業會社	嚴島丸	二七、二七六
同	神宮丸	一三、四二一
同	豐國丸	一八、三七一
同	門司丸	一七、三〇四
八木實通	太樺丸	三一、五三二
同	美福丸	三三、三五〇
大成漁業會社	龍裕丸	二〇、八〇八
御船罐詰會社	肥後丸	一四、三六一
中村精七郎	博愛丸	二一、九五九
松田漁業會社	遼東丸	一八、六三六
同	福一丸	一八、四三四
北辰漁業會社	英航丸	一三、九二九

經營者	工船名	製造函數
昭和工船漁業會社	樺太丸	二九、四六三
小計	九隻	一九二、一一〇
美福丸	福丸	二六、二二八
博愛丸	愛丸	一八、一五〇
龍裕丸	裕丸	一七、〇〇〇
肥後丸	後丸	一三、九六三
合計	五隻	一〇四、八〇四
小計	一四隻	三〇二、九七一

公海漁業關係

稻垣龍榮	德丸	二四、〇六三
樺太產業會社	廣東丸	一八、九六五
稻垣龍釜	山丸	二一、五四二
小計	一五隻	三三四、〇五一

二、白令海方面

經營者	工船名	製造函數
竹村醇多	富美丸	八、八五一
同	第一丸	三、三二四
同	札幌丸	一一、一七五
合計	二隻	一一、一七五
小計	一七隻	三三六、二二六

昭和三年 一、オホツク海方面

經營者	工船名	製造函數
日本工船漁業會社	嚴島丸	二五、五五四
神宮丸	神宮丸	二八、三三二
和歌浦丸	和歌浦丸	二四、四四一
門司丸	門司丸	二五、五二八

經營者	工船名	製造函數
昭和工船漁業會社	樺太丸	二六、八六六
小計	九隻	二二一、二七三
美福丸	福丸	二八、五五五
博愛丸	愛丸	二五、一四一
富美丸	美丸	二〇、四五二
肥後丸	後丸	一三、五一八
合計	五隻	一四四、五三二
小計	一四隻	三三五、八〇五

一、白令海方面



株式會社八木本店	八郎丸	二〇、九三〇
總計	一五隻	三四六、七三五

昭和五年度

一、オホツク海方面

經營者	工船名	製造函數
讚岐丸	讚岐丸	三七、三九四
嚴島丸	嚴島丸	二七、一六九
神宮丸	神宮丸	二四、二九四
和歌浦丸	和歌浦丸	二六、三四〇
榮徳丸	榮徳丸	二一、七二九
釜山丸	釜山丸	二四、〇三三
廣東丸	廣東丸	二三、〇四二
遼東丸	遼東丸	二一、〇八八
計		二〇五、〇八九
昭和工船漁業會社	美樺丸	二五、〇八五
	福太丸	二五、五四四

博愛丸	二三、二二六
富美丸	二二、五七八
肥後丸	一一、三〇四
計	一〇七、七三七
一三隻	三一二、八二六

一、白令海方面

經營者	工船名	製造函數
大北丸	大北丸	二八、七四五
昭平丸	昭平丸	一四、〇〇六
神武丸	神武丸	一〇、二六五
八郎丸	八郎丸	一五、一〇二
長門丸	長門丸	一七、五五一
擇捉丸	擇捉丸	七、三八七
計		九三、〇五六
小計		四〇五、八八二
合計		

昭和六年度

一、オホツク海方面

經營者	工船名	製造函數
讚岐丸	讚岐丸	三六、五〇一
嚴島丸	嚴島丸	二四、〇七五
神宮丸	神宮丸	二二、〇四五
榮徳丸	榮徳丸	二五、八三六
和歌浦丸	和歌浦丸	二五、三八七
遼東丸	遼東丸	二一、六一二
計		一五五、三八八・五

昭和七年度

一、オホツク海方面

經營者	工船名	作業日數	一封度	半封度	製造函數
讚岐丸	讚岐丸	一四八	九、〇三七	一一、三五九	三〇、三九六
嚴島丸	嚴島丸	一四四	一、〇九二	一一、二一七	一一、三〇九
神宮丸	神宮丸	一四二	〇	一六、六〇六	一六、六〇六
和歌浦丸	和歌浦丸	一四七	〇	二五、〇五六	一一、〇五六
榮徳丸	榮徳丸	一四五	〇	二五、八九八	二五、八九八
計					

公海漁業關係

昭和工船漁業會社	美樺丸	二五、五〇〇
	福太丸	二六、三一六
計		五一、八一六
小計		二〇七、二〇四・五

二、白令海方面

株式會社林兼商店	長門丸	三三、〇〇二
合計		二四〇、二〇六・五



二、白令海方面

計	博愛丸	一〇五	〇	二〇、九〇二	二〇、九〇二
六隻		八七六	一〇、二二九	一二九、〇三八	一三九、一六七
日本合同工船株式會社	長門丸	一二六	一二、一一二	二二二、二四七	三四、三五九
總計	七隻	一、〇〇二	二二二、二四一	一五一、二八五	一七三、五二六

最近三ヶ年間罐詰輸出高表

(日本蟹罐業水産組合聯合會發表)

國別	一九三〇年 一月—十二月	一九三一年 一月—十二月	一九三二年 一月—十二月
米國	二二〇、五二四 <small>函</small>	一九三、二〇六 <small>函</small>	二二二、五一七 <small>函</small>
加奈陀	五、〇四〇	三、七五七	一一、九六三
ハイ	二、九二八	三、〇八三	一一、五六四
英	一〇二、五八〇	一〇七、五〇三	一一、五五二
濠洲	一五、七六四	九五〇	六、〇一五
佛	二六、八五四	二六、九六〇	四一、六八五
總計	一、〇四一	七七六	二、〇七〇

丁瑞抹	四、三五〇	四、二八八	三、二八八
白耳義典	六五〇	五四五	三五五
和蘭	三、三一〇	五、六八三	一一、六二九
希臘	六七八	八九五	一、三二八
希臘	二、二六〇	二、一三六	一、一三四
中南米	一、四二五	四九五	六七五
南洋	二二九	一〇七	一一四
支那	一、一二一	七六八	一一、〇三六
其他	一、三五六	八六五	一、一三二
合計	三九〇、一〇〇	三五二、〇一七	三一一、〇五七

昭和八年度蟹工船出漁表及罐詰製造豫定

一、オホツク海方面

船名	總噸數	獨航船	噸數	發動機附川崎船	罐詰製造豫定
讚岐丸	五、八六一	竹丸	四〇三二	一	三三、〇〇〇
		鳩丸	一八〇〇		



和歌浦丸	榮徳丸	神宮丸	美福丸
二、四〇八	二、九五一	二、七四一	二、五五九
泰雲丸	第二かもめ丸	和徳丸	靈雲丸
四九二〇	三、一〇九	三八二六	四九二一
八	八	八	八
一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇

二、ベーリング海方面

大北丸	昭平丸
八、二五二	三、七七一
昭春日丸	伊勢丸
八〇一八	四八六九
一二	八
三五、〇〇〇	三〇、〇〇〇

最近十年間工船蟹罐詰製造高

年次	經營者	工船數	總噸數	製	造	高	計
大正十二年	九	一五	九、〇七四	〇	〇	三〇、五四三	三三、五六一
大正十三年	六	六	九、五六一	〇	〇	四〇、九一七	四〇、九一七
大正十四年	七	八	一五、八三五	〇	〇	〇一〇八、三七一	一〇八、三七一
大正十五年	九	一二	二八、四七二	〇	〇	〇二二八、七四一	二二八、七四一
昭和二年	一〇	一七	四〇、九二二	〇	〇	一二、一七五、三二四、〇五一	三三六、二二六
昭和三年	二	一四	三五、〇四八	〇	〇	〇三〇三、九七一	三〇三、九七一
昭和四年	三	一五	三七、四四三	〇	〇	二〇、九三〇、三二五、八〇五	三四六、七三五
昭和五年	五	一九	六四、〇〇八	〇	〇	九三、〇五六、三一二、八二六	四〇五、八八二
昭和六年	三	九	—	〇	〇	三三、〇〇二、二〇七、二〇四、五	三四〇、二〇六、五
昭和七年	一	七	—	〇	〇	三四、三五九、一三九、一六二	一七三、五二六

三、陸上對工船蟹漁業紛糾問題

北洋蟹漁業界に覇をなす陸上對工船兩者は滞貨問題を巡りて紛糾の爲め生産協

公海漁業關係

定不成立の儘陸上側は八年一月より製造に着手し、既に二萬函を横濱に廻送、工船側に一步先んじて本年物輸出に振當て從來三菱の一手販賣網であつたアメリカ市場を突かんとしつゝあり、一方工船側

は四月二十日母船七隻を函館より出漁する事になつてゐるが本年は滞貨問題を考慮して昭和七年の生産高十七萬三千五百二十六函に比して自發的に二萬三千五百餘函を減じて生産豫定を十五萬函とした



其間日魯漁業平塚、松下兩氏の調停斡旋も意の如く纏らず斯界の注視するところであつたが、平塚氏は三月二十三日歐米視察の途に上り、其後兩者の對立は愈々尖鋭化したので相互の確執は將來重要輸出品に暗影を投ずるとの杞憂から鮮銀が乗り出し拓銀、伊谷水産會長、高崎東洋製罐専務等の斡旋で和解條件九ヶ條を提示して工船、陸上兩者の和解に努めつゝあつたが紛糾の根本問題たる五寸蟹については

一、陸上側は農林省令違反なりとして依然告訴を取下げず  
 一、工船側は農林省令はカムチャツカに及さず従つて告訴を取下げざる以上和解に應じられず  
 としてゐるので結局農林當局の裁斷に待つの外はない情勢にあるが、當局は之に對して工船出現以前の省令なるに鑑みて明確なる裁決を與へない。而して過般の妥協條件中、

一、生産割當を工船十五萬函、陸上十萬函、日魯三萬函とすること

等々の妥協條件を各調停者側より提起したが、容易に圓滿解決の望は見えず、之が監督官廳たる農林省が、斯かる不祥事件の再燃を絶たんと意圖の下に別掲の如く從來の取締令の一部改正の發表を見たのである。

尙ほ兩組合に於ける大正十五年以降の製造對照表を示せば左の如し。

年次	工船製造高	陸上製造高
大正十三年	四、一三三函	一五、三三二函
同 十四年	一〇、八三〇	一五、三六七
昭和 元年	三九、〇七三	一五、三三九
同 二年	三三、三三六	一八、七〇七
同 三年	三三、九三三	一四、一四一
同 四年	三六、八〇四	一四、五八〇
同 五年	四〇、四三三	一七、七〇〇
同 六年	四〇、三〇六	一七、四八八
同 七年	一七、三五六	一三、三三五

### ソ聯邦の工船蟹漁業

#### 一、蟹工船の創業と初年度の業績

ついでには始め本邦に於て種々の風評が流布されたが、其後品質は本邦に於て實際に試験の結果寧ろ邦品を凌ぐ事實が明かにされ、露國が北洋工船蟹漁業界に於て邦人の有力なる競争者であることが證據立てられた。

因みに露國側製品の販途については二工船の中第一工船の分は在米露國機關アムトルグの手を経て米國市場に賣却され残る一隻の製品は英商マツケンジー商會及在横濱の古屋商店の手を経て夫々英國方面へ輸出された趣である。

#### 二、昭和四年の業績

昭和三年の最初の工船蟹漁業に好成绩を収めた露國側では、更にこれが將來にわたる擴張と發展を計畫し、昭和三年十月神戸に於て英國汽船ダゲスタン號(五、七四二噸)を購入の上之を工船式に改装し、フターロエ・クラボローフ(第二蟹工船)と命名した。又本邦に於て神山丸(四二四八噸)を買船して之を工船に改造し

トレツチェ・クラボローフ(第三蟹工船)計  
 露國側發表の製罐數並に製品の品質に  
 一三、七五五函  
 二二、二四七函  
 一三、七五五函  
 三五、〇〇二函

勘察加西岸公海における日本蟹工船漁業の長足の發展と、蟹罐詰の輸出的價値莫大なる事實に刺戟されたるソヴェート側では、單に極東露領漁業において一大發展計畫を策せるのみならず、公海においても發展計畫を立て先づ目をつけたのが蟹工船漁業の創始であつた。

然しながら日本の創始にかゝる蟹工船企業は、其企業組織に於て、殊に其特殊の練達を要する技術に於て他の追従を許さぬものがあり、此點ソ國の苦心の存するところであつた、殊にソ國の蟹工船創始は日本當業者にとつては直接競争關係者の出現を意味するので、日本側の積極的援助乃至指導を期待し得ず、一度は昭和二年末から三年の初頭にかけて日本蟹工船業者の結束の緩みに乗じ一工船の買収を試みたが、如上の理由により成功を見るに至らなかつた。然し露國は昭和三年より是非共蟹工船を創始して西勘察加公海に出漁せしむる固い決意の下に、買船運動を試み遂に米國及日本に於て各一隻宛を手に入れることに成功した。

と命名した。此の兩船はいづれも國營極東漁業トラストの所屬である。

かくて前年の二隻に加へて昭和四年には工船四隻を以て、八萬一千函の漁獲計畫を立て、西勘察加公海に出漁した。四月上旬の出漁に當り、露國側雇傭の日本人熟練労働者多數が函館に於て乗船開際に露國側に對して雇傭契約解除を強行したことは、露國側に大なる手違ひを生ぜしめ、出漁期を遅らせる原因を作つた。けに、露側はこれを日本側當業者の陋手段なりとして大いに憤慨し、露領漁區へ出漁する邦人漁夫に對し從來示して來た旅券在證事務の便宜を中止し、報復的手段に出づると敦園く等の事件もあつた。此事件は露國側の蟹工船漁業への進出が如何に本邦側のそれと利害對立しつゝあるかを語るものである。

此事件のため日本側に稍遅れて出漁した露國蟹工船四隻は、西勘察加公海に於て漁撈製造に従事した結果次の如き成果を示した。

一、カムチャツカ號 (國營アコ所屬)



一八、八〇〇函  
二、ペールウイ・クラボロフ號

(極東國營漁業トラスト所屬)

一五、二〇〇函  
三、フタローエ・クラボロフ號

(同上) 二〇、〇〇〇函

四、トレチエ・クラボロフ號

(同上) 一八、二〇〇函

合 計 七二、〇〇〇函

即ち豫定計畫に比し九千函の減少であるが、前年度の三萬五千函に比較する時は三萬七千函の増加である。

### 三、昭和五年の業績

露國蟹工船の出漁は昭和五年に至り益益急を告げ、前年度四隻に加ふるに更に六隻を買船して本年に至り總數十隻を出動せしめるに至つた。その船名左の如し  
ペールイ・クラバロフ號

(極東國營漁業トラスト所屬)

フタロイ・クラバロフ號 (同)

トレツチエ・クラバロフ號 (同)

昭和五年漁期切揚後ソヴェト政府は

(同) ペアトイ・クラバロフ號

(同) カムチャツカ號 (國營アコ會社所屬)

(同) ユカギール號

(同) ツングス號

(同) イテンメン號

(同) ラムウト號

但し日本政府によるソ側雇傭出願漁夫數制限並びに物資勞力其他出漁準備の著しい手遅とは、ソ側の出漁期を非常に遅延せしめ、日本側に遅るゝ一ヶ月以上の五月中旬に至り漸く出漁の段取となつた而も漁場においては例年になく流氷長びき、著しく操作を妨げらるゝ等のこともあつて、ソヴェト工船は所期の結果を擧ぐるに至らず、隻數は二倍以上に増加したるも、その漁獲製造高は七萬三千函にすぎず、即ち昭和四年に四隻で七萬二千函を生産せるに對比すれば極端な不成績に終つたことが知られやう。

### 四、昭和六年の業績

せば左の如し。

昭和六年 昭和五年

工船 六七、三〇〇函 七三、〇〇〇函

陸上 二三、〇〇〇 五七、〇〇〇

合計 九〇、三〇〇 一三〇、〇〇〇

### 五、昭和七年の計畫と業績

ソ聯邦の工船蟹漁業は一九三二年を以て恰度五星霜を迎えることになつたが、その間毎年出漁期になつても物質並に勞力其他出漁準備の不備不足から豫定の期日から非常に遅延し、操業開始は日本側より數十日遅れる等の結果から著しく不成績を繰返しつゝあり、特に三二年度は第一次五ヶ年計畫の最終年に當る折からこれが清算轉向すべく、例の突撃勞働隊の組織、社會主義競争の實施等を通じて大々的に日本側に對抗競争すべく努めつゝあつたが三二年度の出漁に際し浦鹽市の目抜の場所に「四月八日を期して七隻の蟹工船を出漁すべし。吾等は全力を盡して豫定通り準備を完了せざるべからず云

極東露領の自國蟹漁業を一般漁業から分離、統一して國營蟹漁業トラスト(トレスト・クラボコンセルウオフ)を創始し、企業の合理化を期したので、昭和六年においては愈々ソ側の進出急なるべしと噂されたが、蟹工船は一體に中古船を改造せるものにして、而も毎年四、五月より、八、九月迄約半年の間極北の風波と戦ふ上に極度に船舶不足のソヴェト側では漁期切揚後といへども之を沿海州地方の漁業並に貨物運搬船に使用する傾向ありそのための船體の被る損傷は相當甚だしく、翌春出漁せしむるには大修繕を要するのである。然るに極東における唯一の造船所たる浦鹽極東製作所(ダリザウオイド)の造船並に修繕能力は極度に制限されてゐるため、一時に多數の蟹工船を修繕すること困難にて、一方蟹工船を母船とする川崎船の新造並に修繕も必要を告げ居り、昭和六年にはこの大障害のためソヴェト蟹工船は非常な出漁難に陥つた。この出漁難を激化したものは、ソ

ソ側雇傭出願漁夫制限と關聯して)並に漁網、漁具、食料、木材其他漁場送込品の不足とであつた、かくて四月初旬には浦鹽を出帆すべしと噂されたソ側工船は五月に入るもその段取に至らず遅れに遅れて漸く五月中旬フタロイ・クラバロフ號を先頭に、トレツチエ・クラバロフ號、カムチャツカ號、ラムート號、ツングス號、ペールウイ・クラバロフ號、チェツトウエルトイ・クラバロフ號以下前年の十隻に對し九隻西勘察加公海に出動した函館にて塔乗せる日本人漁夫數は五百七十名であつた。

ソ側工船は相互に社會主義的生産競争等を締結して生産増加に努めたが、出漁期を失せると、流水等に妨げられて其成績は頗る振はず、前年並に前々年よりも却つて減産し、全工船にて六萬七千三百函を製造したに過ぎなかつた。陸上を合せて十五萬函の製造を計畫せるに對し、工船、陸上の總計は九萬三百函に過ぎず約六〇%を示した譯である。今ソ側の昭和五年六年における蟹漁製造實績を示

又ソ聯邦の蟹工船乗込みの漁夫は、未だ創業以來日幾何も經ず故に經驗も淺く技術は至て幼稚未熟であり、その爲めに優秀なる邦人漁夫並に製造技術者を毎年數百名雇傭し、技術修得に努めつゝあつた。而して三二年度は邦人漁雜夫及製造技術者合計千五百名の雇傭許可を我が農林省に提出したが、審議の結果三百九十六名が許可され夫々ソ聯邦蟹工船に分乗作業に著くことになつた。

かくてソ聯邦側は工船十隻を有してゐるが、始發工船は四月十四日に三隻が浦



鹽を出帆し現場に向つたが、四月上旬より五月初頭へかけて、一、ペールイ・クラバロフ號二、チエツトウエトイ・クラバロフ號三、フタロイ・クラバロフ號、アトイ・クラバロフ號、五、カムチャツカ號、ラムート號、テイメン號の七隻が西カムチャツカに出漁操業し、漁撈製造に着手した。

然しソ側工船中六年度に特別に活躍したトレツチイ・クラバロフ號、シングス號、フセオロー・ドシビルツエフ號の三隻は極東工廠の修繕工事に合す、且つ川崎船の不足と漁網、食糧其他諸物質の缺乏等の諸原因に禍されて遂に出漁を見るに至らなかつたが、其後諸新聞紙を中心に、前記三隻も遅ればせながらも出漁條件を整へて是非出漁せしむべしと熱烈に輿論を煽り、東方漁業トラスト(ウオスト・ルイバ)は同副社長アブラモウイチ氏を委員長に各關係團體代表を網羅する殘留蟹工船並にトロール船出漁援助委員會を作り種々畫策した結果六月上旬乃至中旬迄に若干の準備不足ながら無理

押しに殘留蟹工船を出漁せしむることゝつたが、結局二隻だけ出漁した。

かくて五月以來西勘察加公海に出漁し漁網を始め漁業用物資、食料品等の不足勞働力並に技術の不備缺陷と戦ひながらソ聯邦蟹工漁九隻は三二年度上半期の著しい不成績を清算すべく精力的に蟹漁業を行ひつゝあるもので、魚獲高は五月より六月へ六月より七月へと逐月増大を示しつゝあつたが、計畫の豫定數字には遙かに及ばず、又工船の一部には操業状態が頗る不振であつた爲に、浦鹽のソ側機關紙クラスノエ・ズナーミヤは移動編輯局を蟹罐詰トラスト並に漁業機關内に臨時設立して漁業状態の速報に努め、又青年共産同盟員より成る漁業監視觀察隊は各蟹工船に所屬して其作業状態を點検し種々の缺陷曝露に努めることになつたがビヤートイ・クラバロフ(第五蟹工船)チエツトウエトイ・クラバロフ(第四蟹工船)等の好成績に反しトレツチイ・クラバロフ(第三蟹工船)フセオロー・ドシビルツエフ號等は依然不成績にて殊にシビ

ルツエフ號は前記糾察隊検査の結果、さらでだに不足を告げてゐる蟹網約四百反を責任係員不明のまま船尾に放棄しありこの中一部は手入不良のため既に腐蝕し一部には水揚せる蟹のむくろがその儘網の中にたゞみ込まれてゐるため將に網を腐らせんとしてゐる有様にて、加ふるに船尾には持主不明の大小浮標が散亂しゐる等の不始末を發見し、問題となるに至つた。

次に七月中漁獲計畫の九三・五%遂行に成功した工船ギリヤーク號も蟹罐詰製造上の失策が發覺されたが、それは七月一日の事で蟹九千七百五十四尾を漁獲した同船は之を直ちに製造に附することなく二十四時間も甲板上に放棄し、又蟹肉の煮ふんは近常十五分乃至十八分を以て適當するに五十分以上一時間も熱湯中に放棄せるため肉崩れ乃至變質を生じ、一罐と雖も粗悪品の混入を許さざる輸出用蟹罐詰の製造に一部分乍ら齟齬を來すに至つたので、右二蟹工船の責任者は非難され、その責任を問はるゝに至つたので

ある。

而して三二一年に西カムチャツカ公海に出漁せるソ側蟹工船は一、ビヤートイ・クラバロフ號、二、チエツトウエトイ・クラバロフ號、三、フセオロー・ドシビルツエフ號、四、フタロイ・クラバロフ號、五、ラムート號、六、ツングス號、七、トレチイ・クラバロフ號、八、ギリヤーク號(以上漁獲成績順)の八隻が操業を續け來り、八月中蟹工船の漁獲実績は豫定の七一・三%を示し、殊に八月第六週(二十六日―三十一日)には豫定計畫の一七九・四%といふ豐漁であつたが、九月上旬に西カムチャツカの同水域に操業せるは僅に二工船に過ぎず、残り四隻はナガエフ地方に去り、一隻はサハリンに去り、一隻(フセオロー・ドシビルツエフ號)はブチチ島に去つたため、遂に其後の漁獲完成計畫を遂行し得なかつた。それら六工船が豐漁地を切揚げた原因は石炭、清水、食糧其他物資の缺乏に餘儀なくされた爲で、ウオストコロイバ當局が之等不足物資供給のためスナブゼーネ

ツ號を浦鹽から現場に向け出帆せしめたのは漸く八月二十八日であつた。その爲六工船は可惜豐漁期を失し、數千函の蟹罐製造機会を失ふに至つた譯である。

斯くの如く日本の北洋漁業に對應し、「追付け追越せ」のスローガンを掲げ漁業突撃隊まで組織してカムチャツカ沿岸に躍進して來たソ聯邦側蟹漁業機關なる蟹罐詰トラスト及アコ會社一九三二年度の実績につき農林省の調査によると、ソ聯邦の現有蟹工船十三隻中三二一年カムチャツカ西海岸に出漁せるもの九隻の漁獲高と陸上漁區の漁獲高を三二一年度に比較すると、

一九三二年	一九三一年
工船 六、三三函	六、三〇函
陸上 一〇、〇〇〇函	三、〇〇〇函
合計 一六、三三函	九、三〇〇函

で三二一年に比し一萬三千函の減退を見た。此の實績を十四萬函の漁獲計畫に比すると、五割五分の遂行率を示したに過ぎない。出漁工船別陸上漁區別の實績左の通りである。

△工船の部

船名	總噸數	漁獲高
一、ツングース	二、六七・二噸	一〇、九五函
二、クレバチエ	四、四八・六〇	一三、四九
三、フタロイ	四、三五・四〇	七、〇〇
四、チエドヴォルトイ	三、九三・三〇	八、三〇
五、ビヤートイ	三、九六・〇〇	八、九〇
六、フセオロー	七、〇〇〇・〇〇	八、五〇
七、ラムート	二、六九・五〇	三、五〇
八、ギリヤーク	四、九〇・〇〇	七、〇〇
九、コレヤーク	四、三七・三〇	八、〇〇

備考 以上蟹罐詰トラスト經營に係りツングース及トレチイクラバロフの二隻は邦人従業す

△陸上の部

ブチチ島(蟹罐詰トラ)	四、〇〇〇函
西海岸三ヶ所(アコ會社經營)	五、〇〇〇
東海岸二ヶ所(同上)	一、〇〇〇

六、ソ聯邦昭和八年度



### 公海漁業計畫

#### イ、ソ國側蟹工船

北洋に覇をなす日ソ兩國蟹工船漁業は兩國とも國家的重要事業の見地から逐年尖鋭化しつゝあるが、本年度露國側の西勘察加に出漁した蟹工船は七隻に達した而て第三工船(四、二四八噸)、ツングース(二、六〇七噸)、フセオロード・シビルツエフ(七、〇〇〇噸)ギリヤーク(四、九〇〇噸)、ミコヤン(噸數不明)の五隻は北緯五十七度ソボチナヤ沖附近に、又、第二工船(四、二一五噸)第五工船(三、九六噸)は五十四度ケフタ沖合附近に操業を開始した。尙ほ北千島オネコタンのマンカール岬で坐礁したボスチエフは帝國サルベージの早隆丸により救助作業中なるも損害多大にして出漁困難とされてゐるから結局今年のソ聯邦側出漁蟹工船は七隻に止る模様である。

#### ロ、北洋漁業警備監視船出動

カムチャツカ西海岸に出漁した蟹工船の操業開始をきつかけにカムチャツカ沿

岸の日ソ双方の漁業は五月頃の活動期に入るのでソヴェート政府は監視船ゴロフスキー號(一、八〇〇噸)をして四月二十日浦鹽を出港警備せしめる事になつた。

#### ハ、極東捕鯨業大計畫

公海におけるその漁業計畫が如何に積極的に企圖されてゐるかといふことは、トロール船、セイネル船等の技術的漁撈船を年々躍進的に増配し、蟹工船の如きは漸く三、四年前の創始にすぎないのに現在では十隻を所有し、一九三二年は西カムチャツカに八隻出漁して居る事實によつても知ることが出來が、特に重要なことは一九三二年からレーニングラード造船所の建造に係る大型捕鯨母船アレウト號を極東に配航し、カムチャツカ沖合で捕鯨業に従事することで、既に進水を終つた「アレウト」號を母船とせる捕鯨船隊の第一回試験はレーニングラードから浦鹽へ廻航中に行れた。「アレウト」號を母船とせる右捕鯨船隊は廻航中に二十二頭の鯨を捕獲して好成績を収めた。「アレウト」號は排水量一萬一千噸の工船であ

るが、尙ほ今後各々二萬噸の排水量を有する捕鯨工船二隻を建造することになつてゐる。「アレウト」號に附屬せる「アワングルド」、「エントジラスト」、「ワルドフロント」の三捕鯨船は最新の捕鯨技術を具備せるものである。

又その當時捕鯨船「ツルドフロント」號はアスコルド島附近で三頭の鯨を捕獲した。その重量は、十二噸、二十五噸、四十噸であつた。鯨肉は牛肉に劣らぬ美味なものである。浦鹽捕鯨船隊の生産計畫に依れば一九三二年には二百頭の鯨を捕獲することになつてゐる。

#### ニ、ソ聯邦公海漁業トロール船擴張

日ソ兩國の漁業戦線は領海から公海へ、蟹工船からトロール船へ時と共に擴大しつゝあるが、ソ側では就中トロール漁業の發達に鋭意努力しつゝあり、二、三年前迄極東に於て、僅かにトロール船一、二隻を有せるに過ぎなかつたのに現在では既に十四隻の最新式トロール漁船を有し、之を獨立の企業としてトラルト

レスト(トロール漁業トラスト)に委任經營せしめつゝある。だがその漁業実績は必ずしも良好ならず本年三月中に豫定計畫を超過遂行せるものはトボロク號(船長チウフノ、漁撈長ユガンソン)、レベヨチ號(船長クラムス、漁撈長クンドラツ)の二船に過ぎなかつた。因みに各漁船の本年第一期漁撈計畫に對する遂行率左の如し。

船名	一月	二月	三月
一、ダリネウオス	一五%	五%	五%
二、トーチニク號	一五%	同	六%
三、クリユツヘル號	修繕中	同	六%
四、ソールツ號	一五%	七%	修繕中
五、ソールツ號	一八%	修繕中	四%
六、バルツス號	三三%	五%	三%
七、プラスツン號	九四%	四%	八四%
八、テレク號	一五%	七%	八九%
九、バ克蘭號	二四%	修繕中	五%
一〇、トボロク號	三〇%	五%	一六%
一一、レベヨチ號	二〇%	修繕中	一七%
一二、チヤイカ號	一五%	六%	五%

公海漁業關係

三、ブレウエス 修繕中 三三% 五三%  
 一三、ウオストー 一三〇% 修繕中 同  
 一四、ガガラ號 一三五% 修繕中 同  
 かくて三月中の十四トロール漁船による漁業計畫遂行率は七〇%であつたが、トロール漁業發達の前途に横たはる第一の課題は最良の漁業根據地を持つことであると指摘されてゐる。

### 日本の鮭鱒工船漁業

#### 一、鮭鱒工船漁業の沿革

カムチャツカ公海に於ける工船蟹漁業の、稀有の發展並に日露漁業條約による露領漁業の紛々たる束縛、紛議に鑑み、本邦漁業家の間には世界三大漁場の一たるオホツク海、ベーリング海方面の公海に於ける鮭鱒漁業を母船式工船漁業によつて行ふ事に多大の興味を寄せ、昭和二年太平洋漁業會社の試験的出漁以來之が計畫を進めつゝあつたが、此計畫は昭和四

年に入つて愈々具體化し、日魯漁業、八木本店、平出喜三郎、國際工船、綿貫覺、奥田禮三、神谷文一、徳田平一、須田孝太郎の諸氏は右鮭鱒工船經營について農林省當局に出願中であつたが、當局は昭和四年六月八日省令により取締規則を發布し、昭和四年六月二十九日付、左記五氏に許可決定の旨通知を發した。

日魯漁業、八木本店、國際工船、平出喜三郎、綿貫覺。

昭和四年には九九九噸の母船一隻出漁し、鮭鱒七、七五三尾を漁獲したが、翌五年には六隻に増加し、總噸數二二、五一八噸に漁獲高六八〇、四八〇尾であつた。一方日本人漁業家の母船式鮭鱒漁業希望者は益々激増し、昭和六年春の出願隻數十三隻に達したので、農林省では審査の結果昭和六年三月二十四日付左記人隻に對し、沖取漁業を許可するに至つた。

沖取漁業の出新認可を與へた。

一、小山富三(母船一隻三、六〇〇噸、カムチャツカ東海岸方面)  
 一、田中仙太郎(母船四千噸級二隻、オホ



ツク海方面、カムチャツカ東海方面)  
 一、成宮金三郎(母船五千噸級一隻、カムチャツカ東海岸方面)  
 一、山内大次郎(母船四千噸級二隻、カムチャツカ東海岸方面)  
 一、地田光藏(母船六千噸級一隻、カムチャツカ東海岸方面)  
 一、三浦玄三(母船六千噸一隻、カムチャツカ東海岸方面)

從つて昭和六年の實際出漁鮭鱒工船數も増加し、十一隻、二五、四一六噸に達し、従業員一、五五一名を算し、漁獲高は一、一七一、三七六尾であつた。  
 かくて昭和七年に入つたが、新規出願者は更に多數となつたので再び慎重審議の結果三月十日に至り左記十六名に對し許可の決定の旨指令を發した。

須田孝太郎一隻、竹村浩吉一隻、松田辰藏二隻、片桐寅吉一隻、伊原榮一隻、小田積美一隻、袴信一郎一隻、埜邑直次三隻、成宮汽船會社一隻、菅宮清吉一隻、佐々木平次郎一隻、小山富三一隻、藤木次郎平一隻、山内大次郎一隻、勘察加東岸近海)

郎一隻、輯取豊治一隻、渡邊俊朗一隻  
 合計二十隻で更に前年迄の許可船合計二十六隻を合せ沖取工船の許可せるもの四十六隻に達した。

二、昭和八年度新規許可表

昭和七年度に於ける業績は別表の如くであり、逐年新規出願者も増加しつゝあるが、昭和八年度新規出願者に對しては農林省が慎重審議の結果、左記の十六名に對し許可の決定の旨指令を發表した。  
 昭和工船漁業株式會社(母船一隻二、三千噸、勘察加西岸近海)  
 太平洋漁業株式會社(母船十一隻、一千二百噸乃至七千二百噸、北勘察加海灣、西勘察加海灣、近海)  
 袴信一郎(母船二隻、一千六百噸乃至七千二百噸、勘察加西岸近海、勘察加東岸近海)  
 藤木治郎平(母船一隻、一千二百噸乃至一千八百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)

山内大次郎(母船一隻三千二百噸乃至四千八百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)  
 片桐寅吉(母船一隻一千六百噸乃至二千四百噸、勘察加西岸近海)  
 平出合名會社(母船七隻、一千六百噸乃至六千噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)

沖取合同漁業株式會社(母船三隻、三百六十噸乃至六千六百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)  
 萩布宗太郎(母船四隻、三百二〇噸乃至三千噸、勘察加西岸近海)  
 坂本作平(母船一隻、六百噸乃至九百噸、勘察加西岸近海)  
 後藤杉久(母船一隻、二千八百噸乃至四千二百噸、勘察加西岸近海)  
 古里富藏(母船一隻、一千六百噸乃至二千四百噸、勘察加東岸近海)  
 大同漁業株式會社(母船四隻、八百噸乃至三千六百噸、勘察加西岸近海)  
 宮城漁業株式會社(母船三隻、四千噸乃至六千噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)

岸近海)  
 カムチャツカ漁業株式會社(母船、三隻四千八百噸乃至七千二百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)

三、昭和八年度母船出漁狀況

(昭和八年六月九日現在)  
 カムチャツカ沿岸に出漁した鮭鱒沖取母船は左の通りで、此の外獨航船凡そ二百八十隻内外出漁した。  
 太平洋漁業會社所屬

噸數	出漁許可區域	現在出漁區域
神武丸 五、〇八七・〇	東西海岸	東海岸
信濃丸 六、一五五・四	同	同
第三雲丸 三、八四三・五	同	同
沖取合同漁業會社所屬	同	同
幸生丸 五、四八・三	同	同
第十七播州丸 四、九〇・一	同	同
大同漁業會社所屬	同	同
東榮丸 三、三五・三	同	同

公海漁業關係

第一越丸 一、八・四	同	不明
第二海丸 四、八・六	同	同
勘察加沖取漁業會社所屬	同	同
松山丸 四、三・〇	同	同
平出會社所屬	同	同
第六播州丸 三、七〇・七	同	東海岸
宮城漁業會社所屬	同	同
英丸 三、七〇・七	同	不明
千歳丸 一、六・五	同	同
萩布宗太郎所屬	同	同
第二大黒丸 三、四・〇	同	同
坂本作平所屬	同	同
大正丸 七、七・九	同	東海岸
袴信一郎所屬	同	同
金刀比羅丸 一、六・五	同	不明
第二大東丸 三、四・〇	同	同
藤木治平所屬	同	同
春日丸 一、五・六	同	同
合計 十七隻 二、六・一・七噸	同	同

四、鮭鱒沖取漁業新會社創立

農林省からカムチャツカ沿岸を出漁區域とする母船式鮭鱒沖取漁業を許可された露水組合副組長佐々木平次郎、須田孝太郎、菊地藤三郎、秋野鐵彌等は合同して新會社を設立すべく創立準備を進めてゐたが、四月十日牛込區矢來町二の創立事務所にて創立總會を開き左の通り決定直に登記手續をとつた。  
 一、名稱 大同漁業株式會社  
 一、資本金 二十五萬圓(全額拂込)  
 一、取締役 佐々木平次郎(社長)、須田孝太郎、中島貞次郎、菊地藤三郎、秋野鐵彌、佐々木平次郎、林六十郎、佐々木玄吉、松崎隆三  
 一、監査役 佐々木玄吉、松崎隆三  
 同社は沖取母船七隻の許可權を有してゐるが、昭和八年は三千噸級一隻を五月末出漁せしめ、カムチャツカ東海岸で漁撈、漁獲物は佐々木氏等經營の北見水産會社罐詰工場に冷凍輸送をなし、同工場で罐詰製造を行ふ計畫である。  
 而して同社は母船東榮丸(一、二〇〇噸)と獨航船三十隻を五月十日頃函館から出



漁の段取で準備を進めてゐる。  
 尙ほ昭和八年度新規許可を獲得した十七名中セール商會の融資により佐々木平次郎、須田孝太郎氏等によつて大同漁業會社の創立を見た業界では今日又日魯、太平洋漁業の斡旋により資本金六萬圓の勸察加沖取漁業株式會社が創立され、四月二十八日登記手續を完了した。

取締役（社長）に尾形六郎兵衛、三浦支三、渡邊與三治、山内大次郎、監査役に竹村浩吉氏等を擧げ。一部沖取漁業を合同した。次に同社は今年母船松山丸一隻と獨航船四隻、外に庄内遠洋漁業の幸海丸（一二〇噸）を出漁せしむる段取である。

五、過去四ヶ年の業績

農林省の發表にかゝる日本鮭鱒工船出漁成績を表示すれば、左の如くである。

鮭鱒工船出漁実績

事項	年度	四年度	五年度	六年度	七年度	備考
出漁者數		一	三	九	八	
出漁母船數		一隻	六隻	一〇隻	一三隻	
母船總噸數		九八・七三噸	二、五二・七噸	三〇、四六・四〇噸	一五、三六・六噸	
附屬漁船數		—	—	七隻	一五隻	
發動機船		—	—	七隻	一六隻	
川崎船		二隻	—	—	一六隻	

米國政府は明治二十六年英露間並に廿七年米露間に締結されたる臘肭獸保護條約に我國を加せしむるの必要を認め明治廿七年我駐米公使を経て同條約に加盟方を勧誘したけれども實現するに至らなかつたが、明治三十年（一八九七）に至り米國は華盛頓府に於て本獸保護に關する日英米露四國會議を開かんとして我駐米公使を経て帝國の同意を求めて來た右協議會には英國の参加なく日米露三國代表者の間に於て英國の加盟を條件として蕃殖保護に關する決議をしたけれども其後英國の同意を得ることが出來ず遂に實行するに至らなかつた。明治三十二年（一八九九）米國は自國民に對し白令海、オホツク海に於て臘肭獸の殺戮狩獵を禁止した以上列記せる條約及協議會等は何時も本

日露の海獸狩獵關係

一、四國條約の成立

其他用具	建網	巾着網	流網	從業人員	鮭獲高	紅鮭	銀鮭	鱒	鱒の助	計
—	—	—	三二反	壹名	二、三四尾	五、三六尾	—	一九尾	—	七、七五尾
三六隻	五統	一統	八三反	九九八名	一六九、二四尾	三〇六、九五尾	四、四八尾	一九六、五〇尾	三、三三尾	六〇、四八〇尾
四隻	八統	一統	一、三〇反	一、三四名	四〇、九〇尾	五五、八〇尾	三、三三尾	六、四二尾	四、七八尾	一、一七、一三尾
五三隻	八統	—	六二〇反	一、四三名	六六、六七尾	一、二七〇、五三尾	三、三三尾	一、三六、三五尾	二、八三尾	三、三八、五九尾

兩國蕃殖場沖合三連線迄も近寄りて盛んに銃獵を行つた爲め痛く兩國當局の神經を刺戟し日本獵船を禁止するにあらずんば遂に北太平洋の臘肭獸は絶滅するに至るべしと絶糾し、英國側亦嫉妬して我が獵船の行動を攻撃するものあるのみならず、密獵嫌疑の故を以て我が獵船の米露兩國官憲に拿捕せらるゝもの連年相次ぎ恰も往年の英米、英露關係の如く國際紛議漸く繁からんとし、他面米露兩國蕃殖場も漸次衰退し其陸上獵獲亦往年の如く盛大に營み難くなつた等の爲明治四十四年（一九一三）米國の主唱に基き華盛頓府に於て臘肭獸並に獵虎の蕃殖保護の爲日英米露四國の會議を開催し、北緯三十度以北に於て臘肭獸の海上獵獲の禁止、及陸上獵業に關する件並に獵虎捕獲に關する締約を締結したる結果我政府は同年勅令又翌四十五年法律を以て海上獵業禁止の旨を公布するに至つたのである。

二、條約滿期後の經過

獸蕃殖場を有する米露兩國が其獸數の絶滅防止策として提議する所に係り、海上獵業國たる日英兩國と米露兩國とは常に其利害關係が相反する爲め交渉頗る困難なりしは止むを得ざる次第である。英國

獵船は曩に締結したる英米條約に由り獵期、獵區、獵具等に制限があり且つ營業費も亦多額にて到度收支償はざる結果漸次減少するに反し、我獵船は何等の制限を受くることなく獵獲に従事し特に米露



明治四十四年十二月から實施された右四國條約は、大正十五年(一九二六年)十月二十四日を以て一應の期限たる十五年を經過した。これより先き日本政府は同條約第十六條の規定に基き大正十五年一月締約國駐劄大使をして同締約修正に關する帝國政府の意志表示を致さしめて以來現在に至るまで修正に關する下協議をなしてゐるが、締約諸國中米國は尙ソヴェート政府未承認中であり、英國は昭和二年に至つて露國と國交斷絶し、露國と正式國交を締結せるは唯日本あるのみで此四國關係の不一致が條約改訂の主なる障害となつて現れ、第一回條約期限満了後滿二年を經過する現在に至るまで下調査の中に遷延して改訂會議開催の運びに至らないでゐる。之は我國としては甚だ遺憾の次第である。

明治四十四年四國條約締結當時と今日とは禁獵區域たる北太平洋上に現存する臘肭獸の数が非常に變化してゐる。數字を以て之を示せば條約締結當時約二十三萬頭と推定されたものが、今日に於ては

正に百萬頭に達するの有様である。従つて條約締結の目的は大體に於て達成されてゐるが、斯の如く棲息數の増加するにつれてその犠牲となる魚類の數も益々多くなる。殊に我近海に洄游するもの、數逐年増加し來る關係から見て我漁業經濟の受ける被害と脅威は莫大なるものありかゝる見地から我國としては、現行條約を此まゝ存続することは極めて不利であつて輿論がこれを承知しないのである。速に四國間の不一致を解決し、條約を現狀に適應するやう改訂して臘肭獸及獵虎の保護をなすと共に、一方漁業の被害を輕減することは當面の急務である。

### 工船蟹漁業取締規則

之が制定の動機は前項に之を述べた。本令は大正十二年三月を以て制定され、昭和二年十月改正されて今日に及んでゐる。之に依つて更に斯業の輪廓を窺知し得るであらう。

第一條 本則に於て工船蟹漁業と稱するは罐詰製造設備を有する船舶又は之に附屬する漁船に依りて爲す蟹漁業を謂ふ

第二條 工船蟹漁業を営むとする者は工船毎に願書一通を作り第一號様式に依る船舶件名書又は船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫並第二號様式に依る事業計畫書を添へ之を農林大臣に差出し許可を受くへし

第三條 船舶件名書を差出し前條の許可を受けたる者は指定期間内に船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫を差出すへし指定期間内に前項の書類を差出さざる時は農林大臣は其の許可を取消すことあるへし

第三條之二 東徑百五十度以東のオホーツク海に於て操業する工船蟹漁業は工船數十八隻以内に限り之を許可す

第四條 農林大臣第二條の許可を爲したるときは第三號様式に依る許可證を交付す但し前條第一項の場合に於ては當該書類を差出したる後之を交付す

許可證は之を工船内に保持すへし

第五條 工船蟹漁業者は第四號様式に依り工船の兩舷及附屬漁船の見易き場所に許可番號を表記すへし

工船蟹漁業者は其使用する漁網の浮子に許可番號を烙印すへし

第六條 工船蟹漁業の許可の期間は五年とす前項の期間は申請に依り之を更新することを得

第七條 工船蟹漁業は農林大臣の告示したる禁止區域内に於ては操業することを得ず

第八條 網目一尺五寸以下の刺網は工船又は附屬漁船に於て之を所持し又は使用することを不得

第九條 工船蟹漁業許可證に記載したる事項を變更せむとする時は農林大臣の許可を受くへし但し第十一條の規定に該當する場合に於ては此の限にあらす農林大臣前項の許可を爲したる時は許可證を書換交附す

第十條 前條第一項の規定に該當する場合を除くの外工船蟹漁業者其事業計畫

書に記載したる事項を變更したる時は其旨届出つへし

第十一條 工船蟹漁業者其氏名住所若は船舶の名稱を變更し若は許可證を亡失毀損したる時は許可證の書換又は再交付を申請すへし

第十二條 工船蟹漁業者は毎年十二月末日迄に其年の事項報告書を農林大臣に差出すへし

農林大臣必要ありと認むる時は隨時事業報告の提出を命することあるへし

第十三條 左の場合に於ては工船蟹漁業の許可は其效力を失ふ但し第一號の場合に於て其相續人又は合併後存續する會社若は合併に因りて設立したる會社が引續き其漁業を營む時は此の限にあらす

一、工船蟹漁業者死亡し又は解散したる時

二、許可を受けたる船舶滅失し、沈没し、解散し又は國籍を喪失したる時

前項但書の場合に於ては相續又は合併ありたることを證する書面を添へ死亡

又は解散の日より三十日以内に許可證の書換を申請すへし

第十三條之二 工船蟹漁業を營む目的を以て工船の讓受又は借受を爲すには農林大臣の許可を受けたる時は其讓渡人又は貸付人に對して爲したる工船蟹漁業の許可は爾後工船の讓受人又は借受人に對し之を爲したるものと看做す

前項の許可を受けむとする時は第二號様式による事業計畫書及工船の讓受又は借受を證する書面を具し契約當事者連署して農林大臣に出願すへし

農林大臣第一項の許可を爲したる時は許可證を書換へ之を讓受人又は借受人に交付す

第十四條 許可證の交付を受けたる後一年以内に工船蟹漁業に着せず又は引續き二年以上工船蟹漁業を營まざる時は農林大臣は其許可を取消す事あるへし

第十五條 蟹の蕃殖保護、漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は工船蟹漁業を停止し又は其の許可を制限することあるへし



第十六條 工船蟹漁業者本則の規定又は

本則に基く處分に違反したる時は農林大臣は工船蟹漁業を停止し又は其許可を制限し若は取消することあるへし

第十七條 各工船に付工船蟹漁業を廢止

し又は許可の效力消滅したる時は直に當該工船に對する許可證を返納すへし但し許可證を返納する能はざる時は事由を具し其旨届出つへし

第十八條 第一項第一號の場合に於ては

相續人、合併後存續する會社若は合併に因りて設立したる會社又は清算人に於て前項の手續を爲すへし

第十九條 工船の船長の所爲第二十條第

一項各號の一に該當する場合に於ては農林大臣は工船蟹漁業者に對し船長の變更を命ずることあるへし

第二十條 以上第二十一條に至る罰則省

略

工船蟹漁業禁止區域の件

工船蟹漁業禁止區域左の通り定む  
後志國神威岬より禮文島北端、禮文島北端より海馬島南端に至る線の中點、北見國宗谷岬より樺太島西能登呂岬に至る線の中點、得撫島伸津岬、釧路國尻羽崎を通過する緯線と東徑百四十六度の經線との交叉點を経て尻羽崎に至る線内。

「タラバ」蟹類取締

規則改正

(昭和八年六月一日) 農林省令 第九號

農林省は昭和八年六月一日附省令第九號を以て大正三年農商務省令第二十九號「タラバ」蟹類採捕取締規則を左の通改正した。

第一條 本則に於て蟹とは「タラバガニ」

(學名テイレンシウス氏「バラリトードス・カムチャイカ」) 及「アブラガニ」(學名「バラリトードス・カムチャイカ」)

可を受けたる場合は此の限に在らず前項の水産組合聯合會又は水産組合の名稱検査標準及検査の表示に用ふる印章は之を告示す

第三條 前條の規定に違反したる者は百

圓以下の罰金に處す

附則

前項の未遂罪は之を罰す

本令施行の際既に日本蟹罐詰業水産組合聯合會の行ふ検査に合格したる蟹罐詰にして未だ輸出せず又は課税地域より外國に向け搬出せざるものは第二條の規定に拘らず之を輸出し又は課税地域より外國に向け搬出することを得但し輸出前日本蟹罐詰業水産組合聯合會の定款の定むる所に依り検査の効力を失ひたるもの又は再検査を受くべきものに付ては此の限に在らず

工船蟹漁業取締規則改正

則改正

ラテイブス)を謂ふ  
第二條 左の各號の一に該當する蟹は之を採捕することを得ず但し漁具に罹りたるものにして生活力を失ひたるものは此の限に在らず  
一 雌蟹  
二 胸甲の幅十五センチメートル(「ベリング」海及「オホーツク」海を含む北緯五十一度以北の北太平洋に於ては十三センチメートル)未滿の雄蟹  
第三條 蟹の腹甲に抱かれたる卵は之を採取することを得ず  
第四條 第二條各號に掲ぐる蟹又は前條の卵は販賣の目的を以て之を製品と爲すことを得ず 但し第二條但書に該當する蟹にして北海道に於て製品と爲すものに付ては北海道廳長官の許可を受けたる場合に限り之を罐詰以外の製品と爲すことを得  
第五條 第二條、第三條又は前條の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す

本令は公布の日より之を施行す  
本令施行前大正三年農商務省令第二十九號第二條第三項の規定に依り受けたる許可は本令に依り之を受けたるものと看做す

輸出蟹罐詰取締規則

則

(昭和八年六月一日) 農林省令 第十號

農林省は輸出蟹罐詰取締規則を次の如く決めた。

第一條 本則に於て蟹とは「タラバガニ」

(學名テイレンシウス氏「バラリトードス・カムチャイカ」) 及「アブラガニ」(學名「バラリトードス・カムチャイカ」)を謂ふ。

第二條 蟹罐詰は農林大臣の定むる検査標準に依り農林大臣の指定する水産組合聯合會又は水産組合の行ふ検査に合格したるものに非ざれば營利の目的を以て之を輸出し又は課税地域より外國に搬出することを得ず但農林大臣の認



「罐詰製造最高豫定數従業者數」に改む

### 母船式鮭鱒漁業取締規則

(昭和四年六月八日)  
(農林省令第十二號)

第一條 本則に於ては母船式鮭鱒漁業とは製造若は保藏の設備を有する船舶又は之に附屬する漁船に依り爲す鮭鱒漁業を謂ふ

第二條 母船式鮭鱒漁業は農林大臣の許可を受くるに非されは之を營むことを得ず

第三條 前條の許可を受けむとする者は申請者に様式第一號に依る事項計畫書を添へ之を農林大臣に提出すへし

第四條 農林大臣第二條の許可を爲したるときは様式第二號に依る許可證を交付す

第五條 母船式鮭鱒漁業の許可の期間は十年以内とす

母船を使用せむとするときは様式第三號に依る船舶件名書又は船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫を提出し農林大臣の承認を受くへし  
船舶件名書を提出し前項の承認を受けたる者は指定期間内に船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫を提出すへし  
第七條 農林大臣前條第一項の承認を爲したるときは様式第四號に依る母船使用承認證を交付す但し前條第二項の場合に於ては當該書類を提出したる後之を交付す  
第八條 母船式鮭鱒漁業者は母船使用承認證を母船内に保持し其の兩舷及附屬漁船の最も見易き場所に様式第五號に依り母船使用承認番號を表記すへし  
母船式鮭鱒漁業者は操業の様式第六號に依る旗章を母船及附屬漁船の最も見易き場所に掲揚すへし  
母船式鮭鱒漁業者は其の使用する漁具の浮標に母船使用承認番號を表示すへし

業許可證に記載したる事項を變更せむとするときは農林大臣の許可を受くへし但し第十條第一項の規定に該當する場合は此の限に在らず  
前項の規定に該當する場合を除くの外母船式鮭鱒漁業者母船使用承認證に記載したる事項を變更せむとするときは農林大臣の承認を受くへし  
第十條 母船式鮭鱒漁業者其の氏名若は名稱、住所又は母船の名稱を變更したるときは農林大臣に届出つへし  
前條の規定に該當する場合を除くの外母船式鮭鱒漁業者其の事業計畫書に記載したる事項を變更したるとき亦前項に同じ  
第十一條 母船式鮭鱒漁業者母船式鮭鱒漁業許可證又は母船使用承認證を亡失又は毀損したるときは其の再交付を申請すへし  
第十二條 母船式鮭鱒漁業者は其の業務を指揮する管理人一人を操業中母船に

乗組ましむへし但し漁業者自ら母船に乗り込み業務を指揮する場合は此の限に在らず

管理人を選任したるとき、其の氏名若は住所に變更ありたるとき又は前項但書の場合に於ては母船式鮭鱒漁業者は其の旨を農林大臣に届出つへし

第十三條 母船式鮭鱒漁業者死亡し又は解散したるときは母船式鮭鱒漁業の許可は其の效力を失ふ但し其の相續人又は合併後存続する會社若は合併に因りて設立したる會社が引續き其の漁業を營むときは被相續人又は合併に因りて解散したる會社に對して爲したる母船式鮭鱒漁業の許可は爾後相續人又は合併後存続する會社若は合併に因りて設立したる會社に對し之を爲したるものと看做す此の場合に於ては相續又は合併ありたることを證する書面を添へ死亡又は解散の日より三十日以内に農林大臣に届出つへし

前項但書の場合に於ては母船使用の承認は爾後相續人又は合併後存続する會社若は合併に因りて設立したる會社に對し之を爲したるものと看做す  
第十四條 左の場合に於ては母船使用の承認は其の效力を失ふ  
一、母船式鮭鱒漁業の許可の效力消滅したるとき  
二、母船滅失し、沈没し、解散し又は國籍を喪失したるとき  
三、母船を譲渡し、之を貸付し、借受けたる母船を返還し其の他母船を使用する權利を失ひたるとき  
第十五條 第九條の許可若は承認を爲したるとき又は第十條第一項若は第十三條第一項の届出ありたるときは農林大臣は母船式鮭鱒漁業許可證又は母船使用承認證を書換へ交付す  
第十六條 母船式鮭鱒漁業の許可を受けたる後一年以内に其の漁業に着手せず又は引續き二年以上之を營まざるときは農林大臣は其の許可を制限し又は取消すことあるへし

第十七條 水産動植物の蕃殖保護、漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船の使用を停止し又は母船式鮭鱒漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消すことあるへし  
第十八條 母船式鮭鱒漁業者本則又は本則に基く處分に違反したるときは農林大臣は母船の使用を停止し又は母船式鮭鱒漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消すことあるへし  
第十九條 母船式鮭鱒漁業を廢止し又は許可の效力消滅したるときは直に母船式鮭鱒漁業許可證を返納すへし但し之を返納すること能はざるときは事由を具し其の旨届出つへし  
第十三條第一項の場合に於ては相續人清算人又は合併後存続する會社若は合併に因りて設立したる會社に於て前項の手續を爲すへし  
母船の使用を廢止し又は母船使用承認の效力消滅したるとき直に母船使用承認證を返納すへし前二項の規定は此の



場合に之を準用す

第二十條 漁業取締の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船式鮭鱒漁業者に對し管理人又は母船の船長の下船を命ずることあるへし

第二十一條 第二條又は第六條第一項の規定に違反したる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處し犯人の所有し又は所持する漁獲物、製品及漁具は之を沒收す若し犯人の所有したる漁獲物及製品の全部又は一部を沒收すること能はさるときは其の價額を追徴す

第二十二條 母船式鮭鱒漁業者左の各號の一に該當するときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す  
一、母船式鮭鱒漁業の許可又は母船使用の承認の條件又は制限に違反したるとき  
二、第十六條、第十七條又は第十八條の規定に依る制限又は停止の處分に違反したるとき

管理人其の他母船式鮭鱒漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若し附屬

十、乗組員其の他の従業員の職務別人員表

備考

一、二隻以上の母船を使用する場合に在りては第四號以外の事項は母船別に之を記載すへし

二、漁具を定置するものに在りては漁具を敷設する場所を明示する圖面を添附すへし  
(第二號以下略)

### 膾膾保護條約

(明治四十四年十二月十四日條約第十三號)

第一條 各締約國は相互に左の事項を約す各締約國の人民又は臣民及凡て其の法令條約に服従すべき者並其の船舶か本條約の有効期間白令海、勘察加海、オホツク海、及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋の洋海に於て膾膾の海上獵獲を爲すを禁止すべきこと右の禁止を犯したる者及船舶は各締約

公海漁業關係

漁船の船長若し船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは罰亦前項に同じ

一、母船式鮭鱒漁業の許可又は母船使用の承認の條件又は制限に違反して操業したるとき

二、第十六條、第十七條又は第十八條の規定に依る制限又は停止の處分に違反して操業したるとき

三、第八條第一項の規定に依り表記したる母船使用承認番號を隠蔽し又は抹消したるとき

前二項の場合に於ては犯人の所有し又は所持する漁獲物、製品及漁具は之を沒收することを得若し犯人の所有したる漁獲物及製品の全部又は一部を沒收すること能はさるときは其の價額を追徴することを

第二十三條 母船式鮭鱒漁業、第十二條第一項の規定に違反したるときは百圓以下の罰金に處す  
第二十四條 第八條、第十條、第十一條、第十二條第二項、第十三條第一項又は

國の海軍將校其の他相當の權限ある官吏に於て之を拿捕抑留するを得ること但し拿捕は他の締約國の領海内に非ざる場合に限る

拿捕抑留せられたる者又は船舶は成るべく速に拿捕地最近の地點其の他互に協定することあるべき場所に於ける其の所屬國の當該官吏に引渡すへきこと右の犯罪を審判して之に刑罰を科するの權は獨り犯罪者又は船舶の所屬國官憲のみ之を有すること

右犯罪立證の爲必要な證人及證據にして苟も締約國の宰領内にあるものは成るべく速に其の犯罪審判の管轄權を有する當該官憲に之を提供すへきこと

第二條 各締約國は自國に於ける何れの港灣たるも其の領土内に於ける何れの場所たるもを問はず第一項に掲ぐる保護區域内の洋海に於ける膾膾海上獵獲の作業に關聯する目的の爲何人にも又如何なる船舶にも之を使用せしめざること

第三條 各締約國は第一條に掲ぐる保護

第十九條の規定に違反したる者は科料に處す

附則

本令は公布の日より之を施行す  
本令施行の際現に母船式鮭鱒漁業を営む者引續き其の漁業を営まむとするときは本令施行後三十日以内に第三條の申請書及第六條の書類を提出すへし

前項の申請を爲したる者は其の處分を受ける迄引續き其の漁業を営むことを得

様式

第一號

事業計畫書

- 一、根據地
- 二、操業區域
- 三、操業の時期
- 四、母船の數
- 五、母船の種類及總噸數
- 六、母船の製造設備及保藏設備の概要
- 七、附屬漁船の種類、數及大さ
- 八、漁具の種類、構造及數
- 九、漁獲物の種類別數量、漁獲物の處理及製造の方法

區域内の北太平洋の洋海に於て獵取せられたる膾膾獸皮及獸群の蕃殖地を領有する締約國各自の權内に於て獲取せられ官にて記號を附し其の旨を證明したるものを除くの外米露若し日本の獸群に屬し「カロールヒヌ、アラスカヌス」「カロールヒヌス、ウルシヌス」若し「カロールヒヌス、クリレンシヌス」と稱する種族と看做されたる膾膾獸皮は何れの締約國の版圖内にも之を輸入又は移送せしめざることを約す

第四條 各締約國は第一條に掲ぐる洋海の沿岸に棲息する印甸人「アイノ」人「アリユート」人其の他の土人か他船を以て運搬せられ又は他船と相關聯して使用せられざる「カヌー」艇にして専ら櫂の類又は帆を用ひて推進し一隻の乗員五人を超過せざるものに依り從來慣行の方法に従ひ銃器を使用することなくして膾膾の海洋獵獲を行ふ場合に付本條約の規定を適用せざることを約す但右は該土人か他人に使用せられず又其の獲取したる獸皮を他人に引渡



すの契約を爲さざる場合に限る

第五條 各締約國は其の人民若は臣民又は船舶に對し本條約第一條に掲ぐる洋海の何れの部分たるを問はず其の領土の海岸線より三海里外に於て獵虎の獵殺捕獲又は追獲を許さざることを約す

第六條 各締約國は前數條の規定を有効ならしむるに必要な法令を制定施行し其の違反に對する相當の罰則を付すへきことを約す

第七條 合衆國、日本國及露西亞國は保護に付特に利害關係を有する胎臘獸群の來集する洋海に於て前數條の規定を實施するに必要な限り各自警衛又は巡邏の設備を爲すへきことを約す

第八條 各締約國は第一條に掲ぐる禁獵區域内に於ける胎臘獸の海上獵獲を防止する爲適當にして且有用なる措置を執るに付相互に協力すへきことを約す

第九條 本條約に於て海上獵獲と稱するは如何なる方法を以てするを問はず海上に於て胎臘獸の獵殺、捕獲又は追獲を爲すを謂ふ

へて大不列顛國及日本國に對し年年各一萬弗を支拂ふへきことを約す而して大不列顛國及日本國は獵殺再始後兩國各自の受領額より前項の規定に依り前拂金回収の爲合衆國が保留すへき獸皮を引去りたる後尙右兩國の受領額が各特定の最少限たる一千枚を超過したる年に於ては合衆國が該超過獸皮を更に保留して本項に規定する支拂金の回収に充當するの權利を有することに同意す但し右更に保留すへき獸皮の數量は其の前項規定の市價に基きて算出せられたる金額が右支拂金の總額に年四分の利子を加へたるものに相當するを限度とす  
然れとも合衆國島嶼に來集する胎臘獸の總數か官の調査上十萬頭以内に下りたる年に於ては胎臘獸の獵殺は其の數か官の調査上再び十萬頭を超過するに至る迄獸皮の配分又は之に相當する金額の支拂を爲すことなくして前記土人の生計に必要な少量の供給を除くの外一切之を停止することを得

第十條 合衆國は「プリビロフ」島又は第一條に掲ぐる洋海に在り將來胎臘獸群の來集することあるへき同國所屬の他島嶼及海岸に於て同國の權内に於て年々獲取する胎臘獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之が百分の十五に相當するものを加奈陀政府の公認代表者に、同上總數量及價格の百分の十五に相當するものを日本政府の公認代表者に毎獵季の終に「プリビロフ」島に引渡すへきことを約す但し此の規定は合衆國か何時にても其の管轄内に在りて胎臘獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て胎臘獸皮を獲取することを全然停止するの權利並に何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の拘束を加ふるものに非ず

第十一條 合衆國は日英兩國か本條約の規定に依り、各自取領の權利を有する胎臘獸皮の各二十萬弗に相當すへき數量に代へて前拂金として本條約實施の際大不列顛國に二十萬弗日本國に二十萬弗を支拂ふことを約す而して獸皮は前拂の報償として合衆國之を保留すへし右の計算は獸皮の引渡を爲すへき際に於ける未精製品の倫敦市價「プリビロフ」島よりの運賃を引去るに基きて之を爲すへく若し該市價に付爭議を生じたるときは其の場合の如何に依り或は合衆國と大不列顛國と或は合衆國と日本との間に協定する審判官之を決定すへきものとす

第十二條 露西亞國は「コンマンダー」島又は第一條に掲ぐる洋海に在り將來胎臘獸群の來集することあるへき同國所屬の他島嶼及海岸に於て年々獵取する胎臘獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之が百分の十五に相當するものを加奈陀政府の公認代表者に、同上總數量及價格の百分の十五に相當するものを日本政府の公認代表者に毎獵季の終に「コンマンダー」島に於て引渡すへきことを約す但し此の規定は露西亞國が本條約期間の最初の五年間何時にても其の管轄内に依りて胎臘獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て皮を獲取する事を全然停止するの權利並本條約の有効期間何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の約束を加ふるものに非ず尤も露西亞國は本條約期間の最後の十年間年々其胎臘獸蕃殖地及集合地に於ける胎臘獸總

數の百分の五を下らざる數を獵殺すへきことを約す但右は上記百分の五か其の年に上陸する三歳壯獸の百分の八十五を超過せざる場合に限る  
然れとも露西亞國島嶼に來集する胎臘獸の總數か官の調査上一萬八千頭以内に下りたる年に於ては其の數か官の調査上再び一萬八千頭を超過するに至る迄前掲獸皮の配分を爲さず且島嶼に棲息する土人の生計に必要なものを除くの外一切の胎臘獸の獵殺を停止することを  
第十三條 日本國は海豹島又は第一條に掲ぐる洋海に在り將來胎臘獸の來集することあるへき同國所屬の他島嶼及海岸に於て年々獲取する胎臘獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之が百分の十に相當するものを合衆國政府の公認代表者に同上總數量及價格の百分の十に相當するものを加奈陀政府の公認代表者又同上總數量及價格の百分の十に相當するものを露西亞國政府の公認代表者に毎獵季の終に海豹島に於



て引渡すべき事を約す但し此の規定は日本國か本條約期間の最初の五年間何時にても其の管轄内に在りて臘肭獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海洋に於て臘肭獸皮を獲取する事を全然停止するの權利並本條約の有効期間何れの獵季を開はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の拘束を加ふるものに非ず尤も日本國は本條約期間の最後の十年間々々其の臘肭獸蕃殖地及集合地に於ける臘肭獸總數の百分の五を下らざる數を獵殺すべき事を約す但し右は上記百分の五か其の年に上陸する三歳の牡獸の百分の八十五を超過せざる場合に限り

外一切の臘肭獸の獵殺を停止することを得  
第十四條 大不列顛國は第一條に掲ぐる洋海に在る同國所屬の島嶼及海岸に將來臘肭獸群の來集する事ある場合に於ては本條約期間右獸群より年々獲取する臘肭獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之か百分の十に相當するものを合衆國政府の公認代表者に同上總數量及價格の百分の十に相當するものを日本國政府の公認代表者に又同上總數量及價格の百分の十に相當するものを露西亞國政府の公認代表者に毎獵季の終に引渡すべきことを約す  
第十五條 合衆國及大不列顛國は千九百十一年二月七日兩國間に締結したる臘肭獸に關する條約の規定にして本條約の規定と牴觸又は重複する部分に付ては本條約の規定を以て之に代ふべきことを約す  
第十六條 本條約は千九百十一年十二月十五日より之を實施し同日より十五年間及其の後締約國中の或者より商餘の

締約國に對し爲したる十二月前の書面通告を以て廢棄せらるる迄引續き効力を有す右の通告は十四年を経過したるとき、又は其の後何時にても之を爲すことを得又本條約終了前何時にても締約國中の一國より請求あるときは各締約國は直に代表者を會合せしめ本條約の期間延長及若し必要あらは之と共に追加修正を協議し成るべく之に同意すべきことを約す

海獸獵獲禁止法の内容

右條約の結果日本政府は明治四十四年勅令、又翌四十五年法律を以て海上獵獲禁止の旨を公布するに至つたのである。その主なる内容と條約との關係左の如し。

同法第一條第一項にベーリング海、勘察加海、オホツク海及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋に於ては臘肭獸の獵獲を爲すことを得ずと規定したるは前記四國條約第一條の結果であり、同條第二項に帝國の海岸より三哩を越ゆる

前項の海面に於ては蠟虎の獵獲を爲すことを得ずと規定したのは條約第五條の結果である。法第二條に臘肭獸の陸上獵獲及帝國の海岸より三海里を超えざる範圍内に於ける蠟虎の蕃殖を害せずして臘肭獸の海上獵獲を爲さんが爲である。又第四條に臘肭獸皮又は其の獸皮は之を帝國内に輸入又は移致することを得ず、但し命令を以て定むるものは此限に在らずと爲したのも條約の結果である。

第二 關係命令、前記法律第四條但書の結果として輸入又は移致し得る臘肭獸皮及臘肭獸皮に關し規定のあるのは當然である。夫は前記法律の施行規則第一條に規定してある。

又大正三年に農林省令を以て海驢又は海豹の獵獲禁止の件を規定して、東經百四十九度以東北緯四十五度以北の場所に於ては官廳の外海驢又は海驢豹の獵獲を爲すことを得ずと規定し之に罰規定を設けたのは海驢海豹は臘肭獸に對し害敵ではあるが同一地點に存在する場合が多いからして、海驢海豹の獵獲を一般に許せ

公海漁業關係

ば其の正當なる獵獲でも臘肭獸を驚愕恐怖せしめて蕃殖上害あり、又中には海驢海豹の獵獲を名として臘肭獸を視ふものありて條約又は法律の目的を達し難からしむる虞もある。依て其獵獲を一般に禁止し害敵驅除の爲にする獵獲に付ては官廳即ち臘肭獸の保護を主管する農林省自らその必要に應じて獵獲することにしたのである。海驢海豹の皮革利用の問題もあるけれども其の弊が頗る大なりとの主旨で斯の如き規定を設けたものである。

補遺、魚糧工船兩會社 準備進む

農林省より獎勵金五十萬圓の分割交付を受けて昭和八年夏期より北洋公海に出動するフィンシュミル工船二社中新興水産會社は從來朝鮮方面に出動の母船笠戸丸にトロール船五隻を、太平洋漁業社は母船信濃丸にトロール船二隻を出動せしむることになつてゐる。

昭和八年の北洋蟹漁

生産見透

今年の我北洋蟹漁業の生産高については七月中旬を以て漁期の大半を経過するので、其の生産豫定の大體の見透はついたものの如く即ち工船、露領陸上、内地陸上の操業状態につき各現場よりの情報を綜合すると、一、日本合同工船は西カムチャツカ沿岸並にベーリング海プリストルベール出漁工船ともに極めて順調で六月末罐詰製造高は今年の豫定十五萬函の大半に達し、來る八月下旬までに豫定十五萬函を製造して同月末切揚げる見込である。一、内地陸上製造豫定十二萬函のところ六月現在八萬二千五百函を製造したるも此の中樞太五萬の豫定に對し六月末現在僅かに一萬三千函の製造を見たに過ぎず、今年は例年よりも悪いから終漁までの実績は十一萬函内外を出でないであらう。一、露領カムチャツカの日魯漁業分は四萬七千函を豫定してゐるが六月末現在の業績は極めて不良であつて一萬函内外に過ぎず、此の調子では豫定の業績は困難視せられてゐる。



# 利権關係

## 日ソ利権關係概説

### 一、ソ聯邦利権政策の沿革

其領有する廣大なる國土の地上及地中水上及水中に各種の自然的資源を有するソ國は其中自力を以て直ちに開發し得ざるもの又は開發するを欲せざるものを利権の形で外國資本家に提供し、外國資本並に技術の誘致と、國內勞働力の利用を期するため、一九二〇年十一月二十三日利権法を發布し、經濟上並に法律上の條件を規定した。利権法の内容左の如し。

第一條 利権者は契約に定めたる生産物の一部を報酬として受取り且之を國外に輸出することを得

第二條 特別なる機械的設備を大規模に應用する場合には利権者は商業上の特

權を附與せらるべし(例之、機械の調達、大注文に關する特別契約其他)

第三條 利権者の危險並利権事業に投下したる經濟的設備に對する完全なる補償を確保する爲利権の性質及條件により長期の利権期限を許すべし

第四條 露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」共和國政府は事業に投下したる利権者の財産が國有、沒收又は徵發せらるることなかるべきことを保障す

第五條 利権者は露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」共和國領域内に於て自己の事業の爲勞働者及從業員を雇傭するの權利を附與せらるべし但勞働法典若は勞働者及從業員の生活と健康を保護すへき一定の勞働條件を彼等に對する關係に於て遵守すべきことを保障する特別契約を守ることを要す

第六條 露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」

ト」共和國政府は利権者に對し政府の何等かの處置又は命令を以て一方的に利権契約を變更せざるべきことを保障す

即ちソ國は先づ原料利権を對象となし之によつて各種自然的資源の中で、自力を以て直ちに開發し得るものを利権の形で外國資本家に提供し、外國資本と外國技術を誘致し併せて國內勞働力の利用を期したのであつた。然し乍ら外國資本家は其の經濟政策に危懼を抱いて容易に手を染めんとするものなく、爲に第一年度は何等實績を擧ぐる事が出来なかつたが一九二一年新經濟政策確立するに及んで俄然彼等の注意を喚起し、同年末には大北電信會社と烏拉爾石棉採掘を目的とする米國會社とが先づ利権契約締結の先鞭をつけた。

茲に一言せねばならぬことは、利権の解釋である。前述の如く利権法制定の當初には原料利権をその對象としてゐたのであるが、一九二二年には加工工業利権をも對象とするに至つた如く逐次その範圍を擴大するに至つた。

林利権、米國のハリマン滿鐵利権企業の如く、相繼いで閉鎖利権の非運に陥つたため、彼の一九二八年九月十五日に制定された利権政策の積極化も何等その甲斐なく、一九二九年十月一日現存利権数は僅に五十九件に減じ、翌三〇年には有名なレナゴールドフィールド金鑽利権も亦消滅するに至つた。

かかる情勢を招致した原因は、種々あげられるであらうが、就中根本的なものはソヴェエト聯邦の經濟政策乃至經濟情勢の變更である。即ち大戦につゞく内亂と飢饉のため極度に荒廢したソヴェエトの經濟を復活するためには、一部外國の資本と技術とを利権讓渡の形式で利用することが必要であつたが、かかる新經濟政策初期の過程は一九二七、八年に至りソヴェエト經濟の戦前水準への復活と共に終りを告げ今度はソヴェエト聯邦國民經濟の社會主義的再建の時代―即ち五箇年計畫の時代が到來した。これは國內資源の自力開發の時代であつて、こゝからソヴェエト政府の利権政策には必然的に

國を廣め一九二三年一月一日から實施された新民法の制定と共に「外國資本の活動」とのみ下してゐた解釋を改めて「その實行に當りて政府より特別の許可を得るを要する凡ての經濟行爲」と見做すことになつた。即ち今日でも、商業、交通運輸、工業、鑛業、農業、森林等、凡ゆる經濟行爲の對象となすべき各部門は悉く包括されるものと解釋をなされてゐる

之より先きソヴェエト政府は、利権政策の執行機關として、一九二一年六月卅一日附法令により、最高經濟會議に隸屬する利権委員會を組織し、更に同年十一月十五日の人民委員會決議により、國家計畫委員會内に常設利権委員會を設置して外務、内務、最高國民經濟會議等六機關の代表によつて組織せる大規模のものとしたが、越えて一九二三年三月には、ソヴェエト聯邦人民委員會内に中央利権委員會(グラウコン・ツエスコム)の設置を見るに至つた。斯くて中央利権委員會は、その指定によつて設立された各機關

一、ソ聯邦人民委員部内の利権小委員會

二、在外通商代表部内の利権小委員會

三、加盟共和國人民委員會内の利権委員會及小委員會

を統率して之が進捗に努めて來た。然るに一九二一年の初頭に於て、中央利権委員會の交渉及契約等の執行權は、各人民委員會に移管され、その權限は頗る縮小されて今日に及んでゐる。

ソヴェエト政府の利権政策は當時有望投資市場難に陥つてゐた各國資本家側の興味を中心となつた。即ち利権の申込數を見ると、一九二二年には三百三十八件であつたが、翌二十三年には六百七件といふ多數に上り、その爲年毎に増減はあつたけれども、一九二七年に亘る六箇年間に合計二千二百十一件に達した乍併その契約成立は僅に百六十三件に過ぎず、剩へその内には事業未着子のまゝ時効にかつて失權となり、或は企業開始後に於て經濟至難となり、權利を放棄するもの尠からず、例へば獨逸のモロゴレス森



改變がもたらされずにはゐなかつた。そこで前記の如く、中央利権委員會の再組織によるその役割の縮小化が行はれ、又外國人の新規利権獲得が困難となり、既存利権企業との間に種々の矛盾對立が生ずるに至り、遂にソ聯邦利権企業の全般的衰退が招來されたのである。

### 二、日ソ利権關係概観

一九二五年一月日ソ國交恢復後日本人の間にも幾つかの利権契約が締結されたそれはその性質によつて、(A)日ソ基本條約により獲得されたるものと、(B)然らずして個人の資格により獲得されたるものと二種に分たれる。これを列擧すれば左の如し。

#### (A) 日ソ基本條約の決定により獲得せる利権

一、北樺太石油利権 北樺太石油株式會社

【北樺太既開油田八ヶ所及未開油田一千平方露里共ニ其五割】  
一、北樺太石油炭利権 北樺太炭業株式會社

北樺太石油會社の石油利権と、北樺太炭業會社の北樺太石油炭利権のみとなつた。

この二大利権は何れも前記せる如く一九二五年日ソ基本條約の決定に基いて、ソヴェト政府と折衝の末獲得されたもので、その企業形式は私人的株式會社なるも實質的には何れも國家乃至半國家的企業である。従つて該二企業經營の法律的基礎を定むるため、大正十四年と十五年に別掲の如く、勅令及法令の發布を見るに至つたことは特記しなければならぬ。この二大企業は他の邦人獲得各種利権と異り、何れも確固たる企業組織の上に之が經營を進められ、又何れも今日迄その存立の七年間に可なり顯著なる成果を收め來つた。就中北樺太石油利権は、年増産を告げ來り、今日では我石油經濟の上に極めて重大なる役割を演ずるに至つた。

この二大利権の存在は、ソヴェト利権の意義が全般的に著しく狭められた。今日に至るも尙、日ソ兩國の經濟關係國交關係をつなぐ、重要構成要素となつて

我國として餘りにも大なる懸隔であるが、一方申込數に對する成立比率は我國が最も高率であつた。

而してその後の消長を見るに、深海工業の黒海汽船引揚作業利権は昭和二年夏期作業に失敗して喪失し、田中與太郎氏のオホツク、リヂンスキー金鑛利権は規定の期限内に會社を組織するを得ず、延期に延期を重ねてゐたが終に時効にかつて失權し更に沿海州森林利権は、労働團體契約其他の爲めに經營不可能となり、利権契約以前に溯れば總額一千万圓の損失を名残りに昭和五年その利権を放棄し、昭和六年完全に其事務を清算した。

其他川崎氏一派の昭和金鑛會社のオホツク金鑛利権及塚原組合の北樺太オホツク石油炭利権は、期限延長と鑛區擴張の交渉のため企業するに至らないが、而かも交渉は停頓の状態にあり、坂井組合のオホツク石油炭利権は着業困難との事情から前途見込なく、以上三利権は孰れも喪失に近い。之がため現存する對ソ利権は、

### 一、利権契約交渉

日ソ兩國間に北樺太石油炭利権契約の細目協定を遂ぐべしとの取りきめは、前記の如く日ソ基本條約の決定するところであつた。

そこで日本側では、北樺太石油利権の國家的性質に鑑み、之が交渉の全權委員として舞鶴司令官海軍中將中里重次氏を選び、六月十三日莫斯科に出發せしめた。最初のソヴェト側全權故アドラフ・ヨツフェ氏との間に交渉開始されたのは大正十四年八月十四日であつた。ところが彼我提案の間には非常な懸隔があり九月九日より議論を重ねて十月十三日に至るも全文四十七箇條の條項中尙ほ保留中のもの十六條、而かも何れも難問である十月十五日は樺太撤兵後滿五箇年であると同時に、本協定の豫定の調印日であるけれども、之では如何にしても致方は無い、終に會議を十一月三十日迄即ち一箇月半延長することゝなつた。之より双方全勢力を傾注して連日連夜審議を重ね

### 北樺太石油利権

#### (一) 對露交渉經過

然しながら一方極東露領におけるソヴェト五ヶ年計畫の進捗は、すでに我對露漁業との間に明確なる利害の對立を惹起してゐるが、これは又北樺太二大利権企業との間にも對立關係を惹起しないと保障出來ない。否すでにその最初の表は經營者とソヴェト労働組合との間に年々更新される労働團體契約交渉の上には或は其他の方面にすでに見出されてゐる。従つて日ソ國交關係はこの利権企業の方面においても今後種々複雑化してゆくものと見なければならぬ。

この二大利権の存在は、ソヴェト利権の意義が全般的に著しく狭められた。今日に至るも尙、日ソ兩國の經濟關係國交關係をつなぐ、重要構成要素となつて



其進捗を計つたが形勢愈々混沌、就中拾一月二十二日頃の有様は、一般をして危懼の感を懐かしめたのであつたが、兩全權は會議以外に或は懇談又は私的會見を遂げて只管相互の諒解を圖つた結果、二十八日に至つて俄然局面轉回して、一切の條項を議了せるは實に最近の十一月三十日夜十二時、越えて十二月四日兩全權の間に假調印行はれ、其後ソ國側に於ける最高經濟會議並に内閣會議の諮詢を了るを待ち、漸く十二月十四日に正式の調印を了つたのである。

ソ國側の全權はヨツフェ氏病氣のために、其後グレウイツチ氏に代はつた。契約條項は四十七條條なりしも最後に四十八條條となつたが、其中大體に於て第一條から第九條迄は權利義務の關係、第十條より第十六條迄は地域の問題、次がロヤルテと税問題、それから輸出入に關する條項、技術問題、勞働條件、無線電信問題等で其他は事務的の事柄であるが、難題中の難題は財産の所有權問題地域の問題、勞働法の適用、ロヤルテ

の問題、買上優先權の問題等であつた。

### 二、試掘地積の利權契約交渉

北樺太未開發油田の名に呼ばれる試掘地域一千平方露里、即ち我三億四千萬坪に亘る地域の利權協定は、前記石油利權契約締結當時ソ國側にて未調査の故を以て調印後一ケ年内に双方協議の上決定することとなつてゐたので、北樺太石油會社は昭和十五年十一月成富道正、古澤覺本氏等を交渉委員として露都に派遣し、同年十一月二十五日露國側と中央利權委員會に於て第一回交渉を開始以來折衝を重ねること十一回、技術會議五回に及び、既に疑問視せられてゐた北京條約議定書(乙)第二項の地積問題については果せるかな兩國間に解釋上の相違を來し日本側が各地の試掘地積を提議したるに對しソ國側は未調査なるツイミ川沿岸の一ヶ所を主張して譲らず之が爲め交渉は一時危機に瀕したが元來此の利權には兩國間に利害共通點を有する故にレニン氏の記念

祭當日に至り俄然交渉局面の開展を見一月廿九日假調印、二月二十八日駐露田中大使立合の席上代表成富道正氏對クリブキシエフ氏に依つて正式調印が行はれたのである。

因みに此試掘利權は昭和二年中に商工省から七萬五千圓の助成金を得て地質調査に着手し、同年度中に四地方丈は既に調査終了し、採掘鑛區八ヶ所の劃定作業も約三分の二を年度末までに了り、翌昭和三年度に於ては北カンタグリーに鋼式各一坑を掘鑿し、其他鑛區劃定地質調査、地形測量等の諸作業にも多くの努力を跡づけ、更に其後開發を進め來つた。

### 三、同社の勞働團體契約交渉

ソ國領土に於て利權を獲得せる外國人は凡て其現地に於ける作業遂行上の勞働にはソ國勞働法の適用を受けなければならぬ。

北樺太利權會社も其例に洩れず、北樺太の現地に於ける勞働に對しこのソ國の代表との間に改訂交渉開始され、種々曲折の末昭和七年三月二十日に至り兩國代表間に調印を了した。

### 四、一千平方露里試掘期限延長再交渉開始

北樺太石油會社がソヴェート政府との利權契約により獲得したる北樺太東海岸の未開油田一千平方露里の試掘權については一九二五年十二月十四日より起算して十一ヶ年の期限になつてゐるので、同社では期限までに之が試掘を完了して採掘鑛區に編入すべく今日まで地理的天恵乏しき現地に於て極力既定計畫の遂行のためまい進しつゝあるが、

此の間北オハ油田總面積九百六十デシヤチン(我三百七十七萬二千平方坪)に及ぶ廣大なる地域の試掘を了して昭和七年夏採掘鑛區に編入した外、エハビ、ホロマイ、カタンダリ地區の試掘作業を繼續中であるが、期限までに剩すところ今後

社會主義的勞働法の適用を受け、勞働賃銀、勞働時間、備入、解雇補償、教化、爭議解決方法等全勞働條件はこの勞働法に準據して會社と露國鑛山勞働組合との間に締結されたる勞働團體契約の決定するところとなつてゐる。従つてこの勞働團體契約が利權企業そのもの、浮沈の鍵を握る程重要性を有してゐることは、我露領林業利權の現狀が如實に之を證明してゐるところである。

北樺太石油會社の最初の勞働團體契約は、會社創立後間も無く即ち大正十五年九月四日會社派遣代表と露國勞働組合中央委員會代表アプラモフキツチ氏との間に月餘の難交渉を費して締結されたところである。此契約期間は一年なので一年目即ち翌昭和二年九月には更新される必要があり、此第二回目の契約改訂交渉は勞働組合側の勞銀値上要求を中心に兩者の意見一致を見ず紛糾に紛糾を重ね、四ヶ月の日子を費して漸く妥協一致を見るに至つた。

第三回目の勞働團體契約は、昭和三年

九月初旬から會社側稻石代表と、露側、鑛山勞働組合中央委員會代表ゲ・ロフクエフ氏との間にハバロフスクに於て開始された。然るに本交渉に於ては會社側から諸條件の改正案を整へて交渉した爲と露側から賃銀其他種々主義上の改正要求があつた爲、稀有の難交渉に陥り、殊に會議中露側代表が莫斯科に出張した等の事由によつて交渉は益々長びき、迂餘曲折の末、會社側の主張たる雇傭條件の改善は大部分目的を達し、又賃率については露側の希望の一部を容れて勞働者と従業員を別々に取扱ふこととなり、昭和四年四月に至り、八ヶ月目に漸く妥協點に到達し、同月十一日調印の運びとなつた。

第四回目の團體契約交渉も亦御多分に洩れず、種々の難關に陥り、漸く兩國の妥協により昭和五年十一月ハバロフスクにおいて兩國代表者間に調印を見た。

第五回目即ち現行團體契約交渉は、ソヴェート側の要望により従來の會議地たるハバロフスクを中止して、昭和六年九月モスクワにおいてソヴェート勞働組合



僅に三年となり、此の短期間に一千平方露里十一ヶ所の試掘完了は殆んど不可能であることが明瞭になつたので、同社では此の際ソヴェート政府に對し期限延長に關する利權契約の一部改訂交渉を行ふことになり、外務、商工當局と協議、對策を練つてゐるが、同利權は北京に於ける日ソ基本條約議定書により原則的に協定されてゐる關係上國策に關する問題として外務省は大田駐露大使をして政治的交渉の衝に當らしむる事になるもの如く是と併行して會社側は昭和八年三月十七日東京出發モスクワに向つた代表稻石正雄氏をしてソヴェート石油輸出聯盟との間にソ油賣買交渉をなさしめると同時に一方北樺太石油利權契約中試掘期限の改訂方に關しソ聯邦利權局との間に交渉を開始せしめた。而して日本側は同交渉に於て更に十ヶ年の試掘延長を要請することになつた。

### 一、北樺太石油會社の組織

北樺太石油株式會社は、別掲ソヴェート政府との間に締結されたる利權契約並に同利權に關する日本の勅令、法令の基礎に、大正十五年六月七日株式會社北辰會―大正八年五月久原、大倉、日本石油實田石油の五社提携により北樺太石油開發を目的として組織され、其後幾多の變遷を経て、對ソ利權交渉の衝に當れる團體の事業を繼承して正式創立されたものである。創立當時の資本金一千萬圓、株式數二十萬株、株主數三千六百五十五名であつたが、事業發展につれ、昭和六年五月二十九日臨時株主總會を開き、同會社定款第四條を改正して資本金を二千萬圓に倍増し、株式を四十萬株に増加する件を正式決定した。昭和八年四月現在の同社組織概要左の如し。

#### 一、組織

- ◆社名 北樺太石油株式會社
- ◆本社 東京市麹町區丸の内三丁目四番地
- ◆支所 北樺太オハ、北オハ、同

### 三、北樺太石油會社の業績

#### 一、第一年度

企業開始から昭和二年三月三十一日に至る當營業年度は、専らオハ鑛場で掘鑿並に採油の作業を爲し、新掘井六坑に成功した。採油井は北辰會から引継いだ

- カタングリ(一般採掘作業中止)
- ◆資本金 二千萬圓
- ◆株式 四十萬株(一株五十圓)株主總數四千四百一名
- ◆大株主 日本石油、大倉鑛業、日本産業、三菱鑛業、仁壽生命、中野興業、旭石油、三井鑛山、富國徴兵、其他

#### 二、役員

- ◆取締役會長 中里重次
- ◆取締役 伊藤文吉、橋本圭三郎、河手捨二、牧田環、崎川才四郎
- ◆監査役 津下紋太郎、矢島富造

もの八坑を合して總數十四坑となつた。新掘井の深度は何れも五〇米突乃至二〇〇米突(八十二間五分乃至百十間)の淺層油であつた、成功當時は一坑井日産十五噸乃至四十三噸(九十石乃至二百六十石弱)を採油した。貯油の爲め五十噸鐵槽五基を増設し合計八基となつた。此外二千噸鐵槽が一基あつて貯油力は總計四萬二千噸である。其他の工作物としては宿舍倉庫貯槽等が建設された。ヌトウ鑛場に於ては試掘井一坑の開坑準備に着手し尙本年度夏期航行期に於てはオハ原油約二萬噸を搬出した。

#### 第一年度の損益計算書左の如し。

#### ◆損益計算書

原油收入	八七四、三五九・四〇
雜收入	一〇七、八七〇・一五
計	九八二、二二九・五五
支出之部	
本社費	一一二、〇一九・三七
鑛場費	七七八、二六七・一六
利權關係	

計 差引利益金 九〇〇、二八六・五三  
内 八二、九四三・〇二

- 創立費償却 三〇、九一二・九九
- 税金支拂引當金 三、二〇〇・〇〇
- 計 三四、一一二・九九
- 再差引利益金 四七、八三〇・〇三
- ◆此利益金處分
- 法定準備金 二、五〇〇・〇〇
- 後期繰越金 四五、〇三三・〇三

#### 二、第二年度

同社の營業第二年度たる昭和二年(昭和二年四月―三年三月)に於ける新掘鑿成功坑井は九坑で、年庫末採油井は合計二十二坑となり、産油額も年度初期の日産二百噸内外が漸次増加して年度末二百五十噸内外となり、二年度合計純産油額は豫定より四千噸を増加し六萬九千噸に達した。只輸出量は夏季短期間に限られて居る上昨年八月中大時化續出した爲め豫定より五千噸を減じて、四萬四千八百餘噸に止まり、又同時に送油艇其他

社用船數隻を犠牲に供するに至つた。次ぎに二年度内新設備の重なるものはオハ鑛場並同海岸に一萬噸タンク四基、(從來と併せ貯油能力八萬二千噸)の増設鑛場及海岸間六哩餘間に亘る六吋送油鐵管線の布設、オハ海岸に於けるタンク船搭載用の爲め海底一哩間に四吋鐵管線の布設、其他多數の宿舍、倉庫、發電所、送油所、艇發動艇等の新設である。

又ヌトウオに於いては、元年度以來引續いた試掘井一坑の掘鑿計畫し、その準備作業として湖岸より鑛場迄約十二哩間の軌道を布設し、其他の諸設備をも整備して年度末より開坑に着手した。又豫て建造中の汽船(總噸數九九〇噸四〇)一隻は二年度末に竣工しオハ丸と命名しすでに航海に就航しつゝある。第二年度の同社營業全決算を示す損益計算書左の如し。

#### ◆損益計算書

原油	一一〇七〇、八九八・八〇
收入之部	
計	四一五



雜收入 九〇、九五六・三八  
計 一、一六一、八五五・一八

支出之部

本社費 二二七、八七五・三五  
鑛場費 一、四三〇、四七五・七三  
計 一、六五八、三五一・〇八  
差引利益金 五〇三、五〇四・一〇

内

財産減價償却金 一〇〇、〇〇〇・〇〇  
税金支拂引當金 二五、〇〇〇・〇〇  
計 一二五、〇〇〇・〇〇  
再差引本年度純益金 三六、五〇・〇  
前年度繰越金 四五、三三〇・〇三  
計 四二三、八三四・一三

此利益金處分

法定準備金 一九、〇〇〇・〇〇  
役員賞與金 三七、〇〇〇・〇〇  
株主配當金(年八分) 三〇、〇〇〇・〇〇  
次年度繰越金 四七、八三四・一三

三、第三年度

(一) オハ鑛業所に於ては第三年度たる昭和三年(昭和三年四月一昭和四年

り既に設備萬端の回復を了つて目下引き続き掘進中である。此類焼の爲め被つた直接損害は幸にして大ならず既に本年度決算に於て全部償却を終つた。

四、第四年度

北樺太石油會社の營業第四年度(昭和四年四月一五年三月)の事業成績も亦頗る佳良にして其營業概要は左の如くであつた。

採掘作業—オハ鑛場

【掘鑿】 同年度内新に掘鑿せるは二十七坑井にして年度末現在は五十八坑井に達した。

【採油及搬出】 本年度内總採油合計十八萬四千餘噸に達し、搬出合計十三萬一千餘噸を計上した。

【設備】 増産及原油買入契約の實行上、貯油槽一萬噸型四基をオハ海岸に、一基をオハ鑛場に増設し、鑛場海岸を通じ合計貯油能力十七萬二千噸に達せしめ、且つ鑛場海岸間の送油を極寒期間にも可能ならしむるため保温及送油の設備に改善

三月)新掘鑿成功井は十二坑井で同年度末現在採油坑井は合計三十四坑井に達した。其の爲め年度の初めに日産額大體二百五十噸を上下したるものが漸次遞増して、同年度末には日産四百噸を越ゆるに至り、昭和三年度總採油量十二萬二千一百噸、燃料を差引純採油十萬九千五百餘噸、輸出販賣原油量九萬三百餘噸を計上した。之を前二年度の成績に比較すれば、總採に於て五割八分、純採油に於て五割七分、輸出販賣油に於て十割一分を夫々増加するに至つた。

(二) 第三年度内オハ鑛業所に於ける新設備中重要なものは、露國政府の諒解を得、且つ海軍省の大なる援助の下に油槽積込設備として更に八吋海底鐵管一哩を増設し、之と同時に同鐵管の先端沖合に於て艦船繫留設備を設置したる結果一晝夜の送油實績實に五千二百噸を越ゆるに至り、從來困難を極めた同地原油積込作業に一段の曙光を見ることとなつた。

を加へ、又海岸に有力なる唧筒を増設して既設八吋、四吋兩海底管により大に送油の實績を擧げた。其他各種鑛場設備の建造に力を盡し又鑛場海岸間に軌道を貫通して同地方開發以來初めて直通列車の運轉を實現し運搬費の節約を計ることが出来た。

試掘作業

(イ)ヌトウ(採掘地區試掘作業) 同地試掘第二號坑井は二年度末の開坑であるが三年夏期山火事に類焼し、爾後復舊工事に努力し漸く完成を見たるも坑井矯正の必要を生じたるを以て之に着手し本年度末矯深百七十米突に達した。

(ロ)カタンダリ(採掘地區試掘作業) 同地區開發のため本年度より試掘作業を始め年度内に一坑井を成功し他の一坑井は殆ど完成したが孰れも相當の油量を保つてゐる。

(ハ)北オハ(一千平方露里試掘地區) 前年度末着手せる同地試掘地區に試掘第一號井を掘鑿し、年度末三百三十三米突に達し、五年四月初旬遂に良好なる油層に

其他貯油槽四萬噸を増加したる事(即従前設置の分と併せて、合計十二萬噸に達す……)發電所を擴張し電力を倍加して四〇〇キロワットに増加したる事、工場建物住宅及附屬建物等六十餘棟を増築したること、オハ海岸及鑛場間連絡運輸設備の改善を計り鑛場仲間間に軌道を敷設し汽罐車を通じ從來の人力トロに代へ大に勞力の節約運送の工程を大ならしめたこと等、昨年總會に於て發表せし豫定計畫通り殆ど故障なく竣工して、夫々能力を發揮し直接間接に事業成績に貢献して居る。

(三) 次にヌトウに於ては未だ採掘には到らぬが、従前より引き続き掘鑿中の試掘一坑井は三年六月深度二百二十八米に達したとき不幸にして附近大山火事の延焼を被り所員職工は勿論内外大勢の應援者を以て必死防火に従事したが其勢頗る猛烈であつた爲め、技術的建物、事務所、宿舍材料を初め燃料の薪に至る迄殆んど烏有に歸したが、幸ひ人員には死傷者なく其後設備修復を計

到達した。

(ニ)ボロマイ(一千平方露里試掘地區) 本年度より同地區に試掘第一號坑井掘鑿準備のため材料運搬、軌道敷設、建物建築に着手した。同地は海岸より約二十哩の奥地にして原始的状況を脱せざるため先づ交通路の開發を必要とし作業上多大の困難を嘗めてゐる。

(ホ)カタンダリ(一千平方露里試掘地區) 前年度に於て成功せる第一號坑井地區は相當の油量のあることを確めたるが故に採掘鑛區に編入の手續に着手した。

其他の附帶作業

各試掘區域に對しては數ヶ所に鑛區劃定地質調査及地形測量を行つた。

原油購入契約の成績

昨年度に於て露國國營石油企業より購入契約を締結したが本年度内に於て初めて原油の受渡を見、本年度末迄累計二萬七千餘噸の交附を受けた。

損益計算書

收入之部 四、九七三、四六一・二三



雑収入 三二、三三〇・二九  
計 五、〇〇五、七九二・五二

支出之部

本社費 三〇五、七六三・一八  
採掘作業 三、二二九、二八七・〇七  
計 三、五三五、〇五〇・二五  
差引本年度純益金、四七〇、七四二・二七

内

財産減償償却金 六〇〇、〇〇〇・〇〇  
税金支拂引當金 四八、〇〇〇・〇〇  
計 六四八、〇〇〇・〇〇  
再差引本年度純益金八二二、七四二・〇〇  
前年度繰越金 七三、七四九・五二  
計 八九六、四九一・七九

五、第五年度

北樺太石油會社の營業第五年度たる昭和五年度(五年四月—六年三月)の事業内容左の如し。

採掘作業

(一) オハ鑛場 本年度中新に掘鑿し成功し

たるもの二十三坑井、廢坑したるもの四坑井、現に掘鑿中に屬するもの五坑井にして年度末日現在採油坑井總計七十七坑に達した。

【採油及搬出】 本年度内採油總額十九萬二千餘噸、燃料及び製油原料差引純採油十六萬七千餘噸の處、ソ聯邦國營企業より購入原油三萬七千餘噸を受入れ十九萬九千餘噸を搬出販賣し、年度末貯油高十三萬六千餘噸に達した。

【設備】 産油及び搬出量増進に備へんが爲めオハ海岸に一萬噸型貯油槽三基を新設し、鑛場及び海岸貯油槽二十萬噸(外に二千噸型一基あり)を有するに至つた。右の外送油管の保温補修工事をなし發電力を増加して動力の電化を増大し運搬設備を機械化し、且つ給水設備を完備し、更に鐵工場、製材場木工場其他技術的建物は着々不燃質性に交換又は新築すると同時に其規模を擴張する等一般作業の合

理化並に能率の増進を計り、尙防火其他の保安施設の上に改善を加へたる處大なるものあり、他方宿舍の増加、生活設備の改善を爲し以て勞働者及び従業員の福祉増進に力を注いだ點も亦尠くない。

(ロ) ガタンダリ支所 本年度四坑井を成功した外、五千噸貯油槽二基、發電所其他を整へた。

試掘作業

カタンダリ試掘第一號井の外北オハ第一號井は作業を完成したるを以て昭和五年末迄に之が採掘鑛區編入の出願手續を了り、尙ボロマイ試掘第一號井は引續き掘進中同地試掘第三號井及カタンダリ同第三號井は夫々準備作業を取急ぎ近く開坑の運に至るであらう。

尙北オハ其他試掘地域數ヶ處に亘つて地質調査及び鑛區劃定を行つた。

其他附屬作業

ボロマイピリツン海岸及びオハ鑛場を連絡する約百二十餘軒の有線電話を

使用人退職手當積立金二五、〇〇〇・〇〇

次年度繰越金 一八六、一六一・四七

六、第六年度

北樺太石油會社の企業第六年度たる昭和六年度(昭和六年四月—同七年三月)の營業実績は、オハ油田において原油二十萬噸を採油する最初の豫定計畫が滞りなく進捗し、之に昭和五年十一月ソヴェト石油シンヂケートの間に締結せる原油十五萬噸購入契約中其半の七萬五千噸を契約通り今年度中に受納したので、總計二十七萬五千噸を昭和六年七月—十月の航海期節中に内地へ向け輸出した。

オハ油田に新規油井二十五坑乃至三十坑を掘鑿し一方一千平方露里の試掘地域の地質調査を進め、北オハ試掘地域の採掘鑛區編入計畫も大體豫定の通り進んだ即ち昭和六年十月北オハ油田の採掘編入交渉は成功して採掘鑛區の設定を行ふに至つた。北オハ油田は總面積九百六十デシヤチン(我三百七十七萬二千平方坪)に及ぶ廣大なる油田で試掘を了したのは

架設した。

原油購入契約

ソ聯邦國營企業との第一回原油賣買契約による購入量六萬五千噸は三ヶ年間に受渡完了豫定の處一ヶ年を繰上げ第二年末を以て全部受入を了り、當方前貸元利息を完済するに至つた。次て五年十一月二十六日附を以て第二回購入契約を締結し向ふ二ヶ年間に十五萬噸を受入る條件の下に前貸金二百八十五萬圓を交附した。

對露交渉

近來對露經濟關係に於て往々多少の紛糾あるに拘らず幸に當會社に在つては局部的に勞働問題又は技術問題等に於て若干論議の事項なきに非るも、苟も事業在立の基礎に觸れる如き重大問題の發生を豫想される、何等の理由がない。之れ當社の利權は條約に於て得たる特殊の意義あるものなれど當方の變らざる誠實公正の態度は先方も亦能く諒解するに依るものと認める。尙五年十一月哈府に於てソ聯邦鑛山組合極

東地方委員會と團體契約を改訂した。

損益計算書

収入之部

原油收入 五、六〇九、五五一・〇二  
雑収入 二六、八三六・四五  
合計 五、六三六、三八七・四七

支出之部

本社費 四五三、九二一・四五  
採掘作業 三、三〇四、二九六・三四  
合計 三、七五八、二一七・七九  
差引本年度純益金、八七八、一六九・六七

内

財産減償償却金 八〇〇、〇〇〇・〇〇  
税金支拂引當金 六三、〇〇〇・〇〇  
計 八六三、〇〇〇・〇〇  
兩差引本年度純益金、〇二五、一六九・六八  
前年度繰越金 一四五、九九一・七九  
合計 一、一六一、一六一・四七

利益金處分

法定準備金 五一、〇〇〇・〇〇  
役員賞與金 七五、〇〇〇・〇〇  
株主配當金(年八分)七七四、〇〇〇・〇〇  
職員退職手當積立金 五〇、〇〇〇・〇〇



昭和五年秋であつた。油層は三層に亘り深度三百三十七米突乃至三百六十米突にて現に試掘せる第一號油井の如き日産二十八噸に達し含油量も極めて豊富なるを以て其の將來は大いに囑望されてゐる。

### 七、第七年度

北樺太石油會社では昭和七年度（昭和七年四月—昭和八年三月）の事業概要内容左の如し。

#### ◇採掘作業

(イ) オハ鑛場

【掘鑿】 本年度中新に掘鑿し成功せるもの三十一坑井廢坑せるもの二坑井現に掘鑿中に屬するもの七坑井であつて、年度末日現在採油坑井一二六坑井之に北オハ分鑛場分三坑井を併せて總計一二九坑井を以て採油を行ひつつある。

【採油及搬出】 本年度内採油總量十八萬六千餘噸にして燃料及製油原料差引純採油十五萬六千餘噸の處露國々營トレストから購入原油十

三萬四千餘噸を受入れ、之に前年度末貯油十三萬三千餘噸を加へ三十一萬三千餘噸を搬出販賣し、年度末貯油高は十一萬一千餘噸に達した。

【設備】 鑛場内輕便鐵道の延長土道の築造は前年の繼續作業として實施し以て運搬設備の完全を圖ると共に、一般技術的設備の改善増設により其の規模を擴張して作業の合理化、能率の増進を圖り又宿舍及食堂の大増設、病室の改築等を行ひ、労働者及従業員福祉増進に努めた。

(ロ) 北オハ分鑛場

前年末採掘鑛區に編入された北オハは本年度よりオハ鑛場の分鑛場として愈採掘事業に着手し、曩に試掘井として成功した第一號井は採油を開始し、尙新に二坑井を掘鑿し相當の出油を得た。又オハ鑛場よりの交通運搬設備の改善に努めつつある。

舊坑井の改修、廢坑作業を了したから、試掘に力を注かん爲一般採掘作業を中止した。

#### ◇試掘作業

(イ) ボロマイ

試掘第一區第一號井は七年六月深度六〇一米に達し、又第三區第一號井は深度二〇九米に達せるも技術上及經理上の關係に依り作業を中止し、一時鑛場を閉鎖した。

(ロ) エハビ

試掘第一區第一號井は豫定深度六〇〇米に到達したのに、採油價値ある油層を發見するに至らず、更に下部を探索する目的にて追掘中であつて年度末深度七五四、九米に達した。試掘第二區第一號井は準備作業着々進捗し、近く開坑の運びに至らうとしてゐる。

(ハ) カタングリ

試掘第三區第一號井は豫定深度六〇〇米に達したが、有望なる油層に達しなかつたので、更に下部掘進の

計畫である。

第一區第二號井は最近開坑順調に掘進中にして年度末深度四三米に達せり

(ニ) 地質調査及鑛區劃定

エハビ及カタングリ試掘地域其の他數ヶ所に亘り地質調査を行ひ、北オハ其の他の鑛區劃定を行つた。

#### ◇北樺太石油資源開發助成金下附

一千平方露里試掘區域の内カタングリ試掘第一區第二號井の試掘に對し商工省より助成金拾萬圓を下附せられた

#### ◇購入原油受入

露國々營石油合同と昭和五年十一月廿六日附締結した契約に依り本年度受渡及利息充當分共計八萬二千餘噸、昭和七年三月十一日附締結した契約に依り其の受渡及利息充當分共計五萬二千餘噸合計十三萬四千餘噸を受入れた之にて既契約全數量を受入れ前渡金元利共決済完了した。

#### ◇對露交渉

企業地に於ける露國官憲との間に労働

問題、技術問題其の他は近來稀なる平穩狀態であつて特に露國中央當局の諒解と日本政府當局の支授と相俟て企業圓滿に進捗しつゝある。

以上

#### ◇損益計算書

収入之部		当期
原油收入	五、二八八、三三三・二〇	
雑收入	一四、一六七・三七	
計	五、三〇二、五〇〇・五七	
支出之部		
本社費	五二三、三二六・一七	
鑛業所費	三、二七九、九七四・二九	
計	三、八〇三、三〇〇・四六	
差引本年度總益金	一、四九九、二〇〇・一一	
内		
財産減價償却金	六五〇、〇〇〇・〇〇	
税金支拂引當金	五三、〇〇〇・〇〇	
計	七〇三、〇〇〇・〇〇	
再差引本年度純益金	七九六、二〇〇・一一	

#### ◇利益金處分

本年度純益金	七九六、二〇〇・一一
前年度繰越金	一三三、六六八・四九
計	九二九、八六八・六〇
内	
法定準備金	四〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	四〇、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年六分)	七五、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	二〇、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金	七九、八六八・六〇
因みに昭和七年夏季における現場労働者數は、二千六百人で此の中冬季越冬者數は、一、〇〇〇人	
日本人	一、〇〇〇人
露人	八〇〇人
合計	一、八〇〇人

#### 八、第八年度(計畫)と 商工省の補助政策

北樺太石油會社では監督官廳たる商工省に對し昭和八年度(自昭和八年四月至昭和九年三月)の北樺太利權油田企業計畫につき認可申請中であつたが今年は特に商工省は八年度に二十八萬四千圓の試掘補助金を交附することになつた關係も



あり、同社側の原案中對ソ契約期限切迫せる一千平方露里の試掘計畫を更に積極的に進捗せしめたい方針のもとに同案の一部修正方を命じたので、同社では三月二十三日重役會を開き原案修正に關し協議の結果、概要左の通り決定、商工省に認可再申請をなした。

- 一、八年度はオハ及北オハの採掘區域で採掘井三十四、五本を新規に開鑿し
- 二、原油二十二萬噸を採油すること
- 三、一千平方露里の試掘地區に於ては昭和七年度の繼續井三本、新規井三本を試掘すること
- 四、試掘地區全般に亘る地質調査の完了を期すこと
- 五、發電所、事務所、従業員宿舍の増設

尙ほ對ソ利權契約第十四條(稻石・エシモフ協定)の一地區二本乃至四本の試掘條件は昭和七年度までは至難であつたが事業順調に進行中なので本年は好績を齎すであらう。

### 北樺太石油會社の對露契約

#### 一、利權契約要項

一、利權の目的  
北樺太東海岸の既開油田未開油田(別記の通り)の試掘採掘並に其附帶事業

- 二、地域  
A、既開油田(別表の通り)
- B、未開油田(壹千平方露里)
- (イ) 本地域の選定は契約締結後一ケ年内に露國政府と利權者双方協定の

上決定す  
(ロ) 右地域確定の上は該地域内に於て九六〇「デシヤチン」(二・一七六一七・六坪)の地積を有する試掘區域を數と箇所に制限なく利權者之を選定し試掘することを得右九六〇「デシヤチン」の形状は南北に參、東西に貳の比なる形にして更に之を壹區劃八〇「デシヤチン」其形状は東西に貳南北に壹なる比の矩形十二個一列に

#### 區分す

(ハ) 前記試掘區域が調査試掘の結果採掘價值決定せば、八〇デシヤチンの正方形二個に分ち(結局九六デシヤチンの試掘區域を市松形とす)政府は各正方形を北京條約の例に倣ひ交互に割き取る權利を有す、若し利權者の出油井が政府鑛區に入りしときは其油井を含む部分を利權者に與ふ

- (ニ) 試掘期限 十一ケ年間契約の効力發生日(一九二五年十二月三十日)より起算す
- 三、利權期間 四十五ケ年(契約効力發生日一九二五年十月二十四日)
- 四、利權者の特典並に權利  
(イ) 產物無稅輸出の特典  
(ロ) 事業用品並に従業員食糧等の無稅輸入
- (ハ) 事業用材伐採權  
(ニ) 土地、水面、水力の使用權  
(ホ) 事業用電話線架設の權利

(イ) 利權地域の現存財産中如何なるものが政府の所屬のものなるかは爾來日露兩國政府間の交渉に依り決定するものとす

- (ヘ) 築港施設權
  - (ト) 工作物施設の權利
  - (チ) 附帶設備をなすの權利
  - (リ) 送油管敷設權
  - (ヌ) 農事施設の權利
  - (ル) 既設無線電信所(オハ、チャイオ)の使用權並に新設の權利
  - (ヲ) 船舶入港の權利
- 前記の權利は無償にて附與せらるべし
- 五、利權者の義務
- A、報償
- (一) 報償率
- (イ) 普通井の場合 三萬噸まで總生産高の五%一萬噸を増すごとに貳厘五毛を増率し四十五萬噸の時一五%となる
  - (ロ) 噴油井の場合 拾噸迄は普通井と見做す十噸乃至五十噸迄一五%それより十噸を増す毎に五%増率し百噸以上に至つて四五%となる
- 「ガソリン・プラツト」一千立方尺に對し「ニガロン」迄一〇%、「ニガロン」を増す毎に五%増率し六「ガ



鹽労働支部に申出ること

前記雇傭關係の規定は大正十五年航海終期迄之を猶豫するものとす

八、爭議調停條項

本契約並に附屬書及補充書の解釋三實行に關し政府並に利權者の間の凡ての爭議及不一致はソヴェート社會主義

共和國聯邦大審院之を決定す  
利權者並に第三者との間に於ける私權の性質を帯びたる例へば國營機關一般組合其他の機關及び個人間の爭議は通常三方法によりソヴェート社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を

第三者の審問に移すことの權利を排除するものに非ず

九、其他要項

利權期間満了の際引渡すべき財産に對する政府の補償

A、利權期間最後の十ヶ年間に設備したるものにして償却未済の額に就ては財産引渡後政府より利權者に對し之を支拂ふこと

B、償却率、石造建物、「タンク」鐵管

三%、機械及設備七%、木造建物及貯

五%

C、利權企業を組成する財産は之を沒收徵發其他強制處分の目的と爲すことを得ず

十、本契約中別段の規定なき限り利權者は現行の法律及將來公布せらるべき一般法律並に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし

十一、中央政府又は地方官憲の命令其他の規定又は處分力本契約に依る利權者の權利を制限し又は無効ならしめたるときは政府は其損害を賠償す

既開各油田面積

油田	名形状	全面積	一地區の面積	地區數
オ	ハ	長方形 九三、〇五デ (二、五〇〇、エ)	三、乃至三、五、デ	(三、一〇〇 三、一〇〇)
エ	ハ	正方形 五九、六九デ (一、六〇〇、エ)	三、七、デ	一六
ビ	リ	長方形 四三、七六デ (一、二〇〇、エ)	三、七、デ	二二
ヌ	ト	多角形 九三、〇三デ (二、五〇〇、エ)	三、八、五デ	二四
チ	ヤ	正方形 四三、七六デ (一、二〇〇、エ)	二、七、五デ	二六
ヌ	イ	正方形 五九、六九デ (一、六〇〇、エ)	三、七、デ	一六
ウ	イ	長方形 二九、八四デ (八〇〇、エ)	二、四、デ	二二
カ	タ	正方形 五九、六九デ (一、六〇〇、エ)	三、七、デ	一六
「デ」	は	デシヤーチン (一、二、三四坪八三八)		
「エ」	は	エーカイ (一、二、三四坪)		

十二日から莫斯科中央利權局本部に於てソ側全權ヨツフェ氏、次席メーリニコフ氏等との間に北樺太西海岸土威、ウラジミロフスキー、マーチ三地方に埋藏の石炭採掘に關する交渉經過については姉妹利權ともいふべき前掲石油のそれと重複する點も少なくないし、今日では左して重要な意義も有してゐないので、茲に省略するが、同利權は同年十二月十四日奥村氏との間に正式調印を見るに至つた。

十二、政府は其一方的意思に依り契約の効力を制限し又は無効ならしむることなし  
猶ほ契約全條項は四十數項であつて右は其の重要條項中決定したること明かなるものであるが殘る條項は手續上の問題及び利權者と露國政府との間に爭議の起りたる際に採るべき調停方法の問題として調停方法は次の如く決定したのである。

二、試掘地積の新規利權契約要綱

- 一、利權地積は1北部オハ、2エハビ、3クキドキラリン、4ボロマイ、5北部ボアターシン、6南部ボアターシン、7チエメルニインダーキ、8ガタノキ、9ノオグリン、9ムキングーコンギ、10チャクレーナンビーチャムグウ、11ヴェンゲリーシャーツブウジの十一ヶ所合計一千平方露里
- 二、利權期限千九百二十五年十二月十四

北樺太石炭利權

(一) 對露交渉概要

一、利權契約交渉

日露基本條約議定書乙の規定によつて日本政府から推薦された當業者たる北サガレン石炭企業組合は、三菱合資會社參與現理事奥村政雄氏を交渉全權に、前波蘭駐劄公使川上俊彦氏を石油利權を兼ねた交渉顧問に任命し、大正十四年七月二

二、労働團體契約交渉

北樺太鑛業會社の初年度労働團體契約は大正十五年九月ハバロフスクにて同社派遣代表と、全露鑛山労働組合中央委員會代表との間に契約締結を見、一年間の契約期限を終つて昭和二年の契約更新には、ソ側の最低賃銀値引上並に労働條件改善要求と關連して稀有の難交渉となり第三年度も亦漸く昭和四年二月に至り改訂調印を見、第四年度も同断にて、五年度のそれは昭和六年九月から同社を代表する小澤仁之甫氏とソヴェート労働組合



代表との間に前年通りハバロフスクにおいて交渉開始され、前後七箇月を費した末昭和七年三月二十二日漸く兩者の間に調印の運びとなつた。右交渉の結果最低賃銀は前年同様ルーブル十七哥で、焼失した労働クラブの再建設に對して會社は五萬ルーブルを支出援助し、労働組合側も五萬ルーブルを支出することとなつた

### (二)北樺太鑛業會社の組織

北樺太鑛業株式會社は、姉妹會社たる北樺太石油株式會社同様、大正十四年の對露利權契約(別掲)、大正十五年の勅令及法令(別掲)を基礎として、北サガレン石炭企業組合の事業を繼承し、大正十五年八月二十一日正式創立を見た。昭和八年の同社組織概要左の如し。

#### イ、組 織

△社 名 北樺太鑛業株式會社  
△本 社 東京市麹町區丸の内、丸ビル七階

額は九萬五千三百八十四噸といふ二萬五千三百八十四噸増の好成績であつた。又他方石炭の賣行も頗る良好で一般石炭市價の強調は同社炭の販賣上にも必然的に好影響を齎らしたが、たゞ天候不良にして之に伴はず加ふるに積込設備も同年夏期前半までは不完備であつたため其販賣高は四萬噸を多く超えなかつた。  
同年度中の株式の異動は、名義書換件數三百九十六件、同上株數二萬二千九百五十二株、年度末従業員數は職員四十二人、鑛夫職工數八百四十六人であつた。

#### 第二年度損益計算

収入之部	
石炭賣上代	六三七、九三八・七三
雑收入	六、九四八・五〇
計	六四四、八八七・二二
石炭原價及諸掛	五九七、四九四・二六
本店経費	六二、八八三・七四
合計	六六〇、三七八圓
差引損失	一五、四九〇・七八
損失金處分	
当期損失金	一五、四九〇・七八

行は頗る良好にして其の販途を確立することが出来た。第一年度中の出炭總額は九千四十八噸、年度末現在職員三十九人鑛夫職工六百二十八人であつた。

第一年度の損益總決算左の如し  
總收入金 六二二、七三八・六〇  
總支出金 六五一、四八四・四五  
差引損失金 一八、七四五・八五  
即ち二萬八千餘圓の損失を見たとはいへ、設立目論見書に現れた第一年度の損失豫定額六萬九千五百四十二圓五十錢に對比すれば、四萬一千餘圓の損失を軽減したことが知られる。

#### 二、第二年度

第二年度(昭和二年四月—三年三月)は前年度企業着手の跡を受け、石炭の採掘及び運搬設備に關する各種起業工事の完成と増加とに鋭意努むるところがあつたが、何れも豫定の進捗を見、土威炭坑將來の經營に付其基礎を確立することを得た。即ち施業計畫による第二年度出炭高豫想七萬噸に對して、該年度の實際出炭

前期繰越損失金 二二八、七四五・八五  
合計 四四、二二六・六三

#### 三、第三年度

同社第三年度には採炭設備の擴張積取方法の機械化(ベルト、コンヴェール裝置等)其企業經營の上に大なる發展を期し勞働力増大の爲現場に於て百廿名、浦鹽に於て百六十名季節労働者の新増員を行ひ、後者は四月廿九日現場に送り込んだ。之ら企業設備の完成勞働力の充實と相俟つて採炭、輸出とも良好に赴き、其實數は何れも十一萬噸以上に達した。當期中内地一般炭況は需給係關より市況不振を極めたが、同社炭の販賣にはさしたる悪影響が無かつたと報告されてゐる。

#### 第三年度損益計算

収入之部	
石炭賣上代	一、五四二、六六〇・二三
雑 收 入	一、五九八・八〇
計	一、五四四、二六一・一〇
支出之部	

#### 四、第四年度

會社は最初本年度(昭和四年四月—五年三月)に於て十六萬噸の出來計畫を立て、内地炭況は前年にも増して不良を極めたため中途で計畫を變更した。従つて採炭額は十四萬噸見當、内地輸出額は九月終航までに、十一萬九千噸であつた。各種の企表設備は更に充實擴張され、建設は大體第一期のそれを終つた。尙マーチ炭坑の開拓にも着手する豫定であつたが、之も狀況不良のため當分中止される事となつた。尙ほ本年度の營業成績左の如し。

#### 四、第四年度損益計算

収入之部

石炭原價及諸掛	一、三八〇、一二八・二九
本店経費	一〇八、五七七・七三
合計	一、四八八、七〇六・〇二
純 益 金	五五、五五五・〇八
利益金處分	
当期利益金	五五、五五五・〇八
前期繰越損失金	四四、二二六・六三
差 引	一一、三二八・四五



石炭賣上代 一、六七〇、三四八・三一  
 雑 收 入 三、〇九一・七四  
 合 計 一、六七三、四四〇・五〇

支出之部

石炭原價及諸掛一、四八八、〇三六・二五  
 本店経費 一、二〇、一九一・九三  
 合 計 一、六〇八、二二八・〇八  
 差引純益金 六五、二二一・九七

五、第五年度

五年度(昭和五年四月—六年三月)は十五萬噸採掘内十三萬噸を内地に搬出する計畫の下に専らドウエ炭坑の十二尺層を採掘して極力事業を進め之が實現を圖つたが其間一般日本内地の商況頗る悪化し石炭聯合會が極端な採炭制限を議決せる等の事情もあり、彼此考慮して既定計畫に幾分の制限を加へて結局十三萬噸の採炭に止め、其内十二萬噸を内地に輸送した。即ち炭界の景況は頗る不良だつたにも拘らず大體に於て本年度の計畫と実績とはさしたる差異がなかつた。而かも賣炭に於ては年毎に買客を加へ、今や八倍

釜石、空蘭、兼二浦等の各製鐵工場方面を始め、瓦斯及セメント方面にも相當供給を見るに至り、成績は良好に運んだ。

第五年度收益計算

収入之部

石炭賣上代 一、五六一、七九七・二二  
 雑 收 入 二、三二一・四九  
 合 計 一、五六二、〇二八・七一

支出之部

石炭原價及諸掛一、三八四、四一八・九五  
 本店経費 一〇六、一三三・四五  
 合 計 一、四九〇、五五二・四〇  
 差 引 七一、四七六・三一

利益金處分

当期純益金 七一、四七六・三一  
 前期繰越金 七六、五三〇・四二  
 合 計 一四八、〇〇六・七三

六、第六年度

同社第六年度は昭和六年四月一日に始まり翌七年三月三十一日に終るが、第六年度に於ける損益計算左の通りである。

職員退職手當積立金 七、五〇〇・〇〇  
 株主配當金 一五〇、〇〇〇・〇〇  
 役員賞與金 一五、〇〇〇・〇〇  
 役期繰越金 九一、七二二・二六

(四)北樺太鑛業會社の利權契約内容

一、ソヴェト社會主義共和國聯邦政府は利權者に對し一般法令の除外例として本契約の範圍内にて本契約所定の地域に於て鑛山調査(試掘)鑛山業(採掘)及其附帶事業を營み且其事業より生ずる利益を收得する權利を許與す  
 前項の目的の爲に政府は本契約所定の期間中本契約に定むる條件を以て本契約に指定せるソヴェト社會主義共和國聯邦に屬する財産を利權者に使用せしむると共に本契約所定の條件に従ひ新設備をなし及其設備を利用すること  
 を利權者に許與す  
 利權者は本契約に於て許されたる權利

収入之部

石炭賣上代 一、三九二、一五四・三五  
 雑 收 入 一〇三・二二  
 計 一、三九二、二五七・五七

支出之部

石炭原價及諸掛一、二三〇、八三五・七五  
 本店経費 八〇、八二六・〇五  
 計 一、三一、六六一・八〇  
 差引 八〇、五九五・七七

利益金處分

当期純益金 八〇、五九五・七七  
 前期繰越金 一四八、〇〇六・七三  
 合 計 一二八、六〇二・五〇

七、第七年度

當期中の炭況は前期に比し又一層の不況裡に經過し該社も亦苦境に陥りたるも採炭積出の能率増進と諸般経費の低減とに依り此逆境に對處したが、今營業年度(昭和七年四月—八年三月)業績は出炭總高十三萬三千五百噸、之が積取に要した船隻三十三隻であつたが該企業に屬する

及特權の範圍内に於て行動し又適當に經營せらるゝ商工業に適應する方法を以て其事業を遂行すると共に本契約所載の一切の義務を履行するものとす  
 二、本契約に特別の規定無き限り利權者はソヴェト社會主義共和國聯邦領土内に於てソヴェト社會主義共和國聯邦に於ける現行の一般法令並に將來發布せらるゝことあるべき一般法令を遵守すると共に之等の法令に基く官憲の命令に服従するを要す  
 三、利權者は本契約實行の爲本契約に特別の規定無き限りソヴェト社會主義共和國聯邦の一般法令に従ひ契約を締結し財産を租借し取得し處分し原告又は被告として裁判所に出現する權利を有し尙ソヴェト社會主義共和國聯邦内に存する法人に對する一般規定に従ひ法人としての權利を享有し決算書を公表するの義務を負ふ  
 四、利權消滅後本契約に従ひ政府に引渡さるべき利權企業を組成する財産は之を他人に移轉し又は擔保の目的となす



ことを得ざると共に利権者に對する債權者の請求の目的となすことを得ず炭坑設備の修理、模様替、及完成に際し不用となれる古機械設備品及材料は利権者の完全なる支配に移り政府の許可を得て賣却することを得

五、利権企業を組成する財産は徵發沒收其他の強制處分を受くることなし但利権者は戰時軍の必要に基く徵發に關する一般規定の適用を受くるものとす此場合には公平なる賠償を受くべし又利権者は交通及聯絡線の用に供する土地の使用除外に關する法律規則に服するものとす

本條はソヴィエト社會主義共和國聯邦に於ける現行の租稅郵便及關稅に關する一般法令に基く徵收手續を變更するものにあらず

長線に從ひ第四マカリエフスキー探掘鑛區の東南角より利権者に與へたる地域の南部境界を形成する線との交叉迄

c、南方 オゴロドナヤ溪河口より南方一直線に一露里半の海岸地點より緯度線に從ひて利権者に與へられたる地域の東部境點線の交叉迄

d、西方 ウゴリナヤ溪河口より利権者に與へられたる地域の南部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

(備考) マカリエフスキー探掘鑛區の境界は政府により確認されたる一九一〇年の土地區劃に從ふ而して本契約書に添附されたる一九二五年測量に係る縮尺一萬二千分の一の土威地方圖面に符記せり

(二)ウラヂミロスキー炭坑地方の境界 a、南方 第三溪 河口より緯度線に從ひ東方五露里の地點間

利 權 關 係

官憲の發布する命令其他の規定又は指圖により本契約にむる利権者の權利を受け又は消滅したるときは政府はこれに依りて生ずる總ての損害を賠償するものとす

前項の規定は第三十三條に規定する場合の外期間終了前に於て政府の一方的行為により利権契約を廢棄又は變更することを意味するものに非ず

七、本契約實施期間中利権企業は絕對に利権者の經濟的使用及支配に屬するも政府は利権者の生産及商業上の行為の進行を自己の權限ある代表者をして監視せしむる權利を留保す但し政府代表者は右監視に付利権者がソヴィエト社會主義共和國聯邦の法令及利権契約の條件に違反せざる限り生産並に經濟的行為に對し干渉することを得ず

八、利権者は政府より派遣せらるる地質學者鑛山技師又は技術者が利権企業に於ける作業の研究をなすことを許容する義務を有す尙利権者は一九二三年五月二十二日附命令(一九二三年政府の

(備考) 第三溪河口はノヤミ河口の南方海岸線に沿ひ約三露里の地點に存す

b、北方 ノヤミ河口より北方一直線に〇・四露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方へ

(備考) 右北方境界はムガーチ炭坑のアナスタツエフスキー探掘鑛區を侵害するを得ず

c、東方 南部境界の東端地點より北方へ子午線に從ひて利権者に與へられたる地域の北方境界を形成する線との交叉迄

d、西方 第三溪河口より北部境界の起點迄の範圍内に於ける海岸線

(三)マーチ河地方の境界 a、南方 クルジュズナイ河口より緯度線に從ひ東方二露里八分の五の地點間

b、北方 シローカヤ河口より南方一直線に一露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方四露里の地點間

法令及命令集第四九號四八四條)に基きソヴィエト社會主義共和國聯邦の高等技術學校學生及卒業生を實習のため自己の企業に毎年雇入るる義務あるものとす

九、利権者は政府の許可を得たる場合に限り本契約は權利義務の全部又は一部を第三者に讓渡することを得

一〇、政府は利権者に對し本契約に記載せられたる期間及條件を以て北樺太西海岸の下記區域に於て石炭の試掘及採掘の獨占的權利を許與す

(一)土威地方の境界 a、北方 ウゴリナヤ溪を以てし其河口より第一及第三マカリエフスキー探掘鑛區の西部境界の其延長線との交叉迄

b、東方 第一及第三マカリエフスキー探掘鑛區の西部境界と其延長線のウゴリナヤ溪に達する迄、第三及第四マカリエフスキー探掘鑛區の南部境界線、第二及第四マカリエフスキー探掘鑛區の東部境界の延長線との交叉迄

c、東方 南北兩境界線の東端地點の結合線 d、西方 クルジュズナイ河口より北部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

本條に擧げたる三ヶの地域は本契約書による利権地域を形成す

二、試掘並に採掘の爲利権者に許與せらるるべき地域の範圍に存在する政府所屬の建物及備品は利権者の使用に之を引渡す引渡さるべき總ての財産は双方代表者立會の下に其目錄及評價表を作り其の引渡に關し特別なる調書を作成し双方契約代表者之に調印す本調書は本利権契約書に添附せらるべきものとす

一二、利権者は其許與せられたる地域に於てソヴィエト社會主義共和國聯邦の鑛業法規により許されたる方法に則り炭礦調査(試掘)並に採掘を行ふものとす

利権者は本契約の效力發生の日より一ヶ年以内に炭層開拓の順序を明示したる利権地域内の一般採掘計畫を極東鑛



山局に提出せざるべからず採掘の計畫實行の方法は堅坑及坑道毎に經濟的價値を有する石炭の全部を採掘し一般に埋藏炭の規則正しき且經濟的なる採掘を確保する様立案せられざる可らず是等の計畫は五年毎に作成せらるべく而て極東鑛山局の同意を得ることを要す

利権者は試掘並に採掘事業の結果たる總ての材料及技術上及統計上の資料を鑛山監督機關と協定したる期間内に提出せざるべからず右の外鑛山監督機關は利権者が稼行中の試掘及採掘事業を隨時檢閲に際し充分の便宜を與へ其要求によりては試掘明細表面圖及其他技術上報告を提出すべきものとす

一三、本契約の有効期間は本契約の效力を發生したる日より起算し四十五ヶ年とす

一四、本契約により許與せられたる權利並に特權に對し利権者は總出炭額に對し以下の報償を支拂ふものとす

總 年 産 額

一〇〇,〇〇〇佛噸迄	五・〇〇%
一五〇,〇〇〇同	五・二五%
二〇〇,〇〇〇同	五・五〇%
二五〇,〇〇〇同	五・七五%
三〇〇,〇〇〇同	六・〇〇%
三五〇,〇〇〇同	六・二五%
四〇〇,〇〇〇同	六・五〇%
四五〇,〇〇〇同	六・七五%
五〇〇,〇〇〇同	七・〇〇%
五五〇,〇〇〇同	七・二五%
六〇〇,〇〇〇同	七・五〇%
六五〇,〇〇〇同	七・七五%
六五〇,〇〇〇同 以上	八・〇〇%

利権者は報償航海期間中（即ち毎年五月一日より九月十五日に至る）に現物を以て支拂ふものとす

報償の引渡は各利権企業の積出地點に於て利権者により行はれ汽船の船荷證による FOB 渡とす

報償として利権者より引渡さるべき石炭の炭質並に種類は各炭坑別に販賣炭の平均炭質及種類に應ぜざるべからず而して右は技術上の分析により證明せ

先權を有す右方法による買入石炭の値段は相互の協定により決定せらるべきものなるも政府の申込前一ヶ年間に於ける横濱 CIF 平均卸値（樺太横濱港の普通運賃を控除し）より高からざるものとす右自己の希望に就て政府は各作業年度開始前少くとも六ヶ月前に利権者に豫告するものとす

一六、裁判費並に本契約に於て特に定められたる税金及支拂を除く外有らゆる一般國稅地方稅並に手數料の代償として利権者は總産額より政府に支拂ふべき報償を控除したる年額出炭額の樺太 FOB 賣値の三・三三%を政府に支拂ふものとす

一七、利権者は利権企業に供給又は設備の爲各種の機械及其部分品又は技術上の物件及材料を關稅及特許料を支拂ふことなくして輸入する利権を有す又企業に必要にして北樺太に輸入を禁止せられざる勞働者及従業員に供給の食糧品及日用品も亦同然なり

以上の利權を行使する爲利権者は當該

らるべきものとす

利権者が報償支拂延滞の場合には不適時引渡に關聯して生じたる損害を賠償するの未納の報償に對し一ヶ年一分の割合を以てする過怠金を支拂ふものとす報償支拂の延滞一ヶ年に及ぶときは政府の本契約第三十三條に基き利權契約を解除するの權利を有す利権者の責に歸すべからざる事由によ九月十五日迄に完了せざりし報償の支拂は翌年航海期迄繰越し之を延滞と看做さず

一五、利権者は何等の支障なく且無税にて自己採掘石炭を海外に輸出するの權利を有す

ソヴェイト社會主義共和國聯邦内市場に於ける石炭販賣は各作業年度に於て其數量を豫め當該極東政府機關と協定せざるべからず但利権企業に従事する汽船に供給する焚料炭は以上の協定を要せず

政府は前年度利権企業の採掘數量の五割を超ざる數量に於て内地消費の爲必要な石炭を利権者より買入する體

年度に於て輸入せらるべき物品の數量を示せる正確なる明細表を日本に於けるソヴェイト社會主義共和國聯邦の通商代表者の認可を得る爲め毎年提出するものとす

日本に於けるソヴェイト社會主義共和國聯邦通商代表者の認可を受けたる目錄表に記載さるゝ總ての物件に對してはソヴェイト社會主義共和國聯邦稅關機關は別個の許可を要せずして輸入せしむべきものとす

利権企業の勞働者並に従業員に對する最も必要な食料品及物件は外國よりの輸入品たるソヴェイト社會主義共和國聯邦内の購入品たるを問はず北樺太鑛山地方の長官の認可したる値段により利権者之を供給するものとす

一八、前項（一七）に従ひ利権者により外國より輸入されたる總ての日用品並に食料品は當該地方政府機關の認可なくしては之を内地市場に販賣することを不得す

若し右認可の與へられざる場合は利權

者は前項記載の物品を自由に且つ支障なく外國に返送するの權利を與へらる

一九、石炭採掘並に調査（試掘）作業に必要な程度に於て利権地域内の地表を使用するの權利を利権者に許與す、此目的の爲め利権者は前記の地域に於て住宅及住宅に非る建物及各種技術上の建設物等を建設することを得

土威利權地の南東部分に於て採掘さるゝ石炭運搬の爲利権者はポストカヤ並に同河左岸支流の沿岸一帯及マカリエフスキー鑛區の地域に於て石炭運搬の爲建設せらるべき總ての建設物並に建物かマカリエフスキー炭田の正當なる稼行に障りとならざる限りマカリエフスキー採掘鑛區地域の地表を使用することを得

利権者の請願により農務人民委員會地方機關は利権者の企業及其勞働者及従業員に供給のため必要な農村經濟を營む地所及住宅地を利権地域内の地表に於て分與すべし、農村經濟地區の使用は一般法令に準據することを要す



二〇、利権者は利権期間を越えざる期間内利権地域内及本目的の爲め特別の條件に基きて獲得せる利権地域外の地域に於て引込道路修理工場鍛冶場倉庫等の如き企業に直接必要な各種附帯建設物を建設して之を使用し又利権者の企業の従業員及労働者の必要とする供給品及日用品の生産の爲各種の工場及糧食倉庫を建設するの利権を有す

其他利権者は北樺太に於て利権地域外に事務所及倉庫（倉庫は其都度地方官憲の許可の下に）並に莫斯科ハバロフスク浦潮斯德各市に代理店設置の利権を有す

利権者は地方官憲並に鑛山労働者職業組合（同盟）との協定により利権企業の労働者及従業員の爲各種の文化教育及醫療衛生機關を設置する利権を附與せらる

二一、利権者は利権地域内に於て他人に販賣の目的に非る限り利権企業に必要な粘土、砂石、石灰等各種の普通埋藏物を無償にて採取することを得利権

き法令及利権者と當該職業組合（同盟）との團體契約により規律せらるゝものとす

以上の條件は國籍の如何を問はず利権企業に於ける總ての労働者及従業員に適用せらるゝものとす労働者及従業員の社會保險料は同種國營企業と同一率により利権者に於て支拂ふものとす

二五、利権企業の爲利権者は以下の權利を有す

イ、外國人たる事務員技術者高等の資格ある労働者及従業員各別に其五割迄雇傭すること

（備考）一、上記の制限は取締役及鑛山支配人に適用せられず

二、炭切夫は高等の資格有る労働者と看做す

ロ、中等及下等の資格有る外國労働者人夫を總數の二割五分を超えざる範圍にて雇傭すること

（備考）利権契約の效力を發生したる日より最初の五ヶ年間海上に於ける石炭積込に従事する労働者は

利 權 關 係

地域以外に於ける右の普通埋藏物の利用はソヴェート社會主義共和國聯邦鑛山法の一般規定に基き許可せらるものとす

二二、利権者は許與せられたる地域内に於て無償にて水、水面及水力を使用する權利を有す尙之が爲めに利権者は地方官憲の許可の下に各種の營造物を建設する權利を有す

許與せられたる權利を行使するに際し利権者は以下の義務を負ふものとす

イ、水、水面及水力使用に際し隣接地區の利益を侵害せざること

ロ、隣接地區より排水し又は引水する爲め自己の地區内を通してなす溝渠排水路其他の工作物の築造を許諾する事及隣接地區より利権地域を通過して道路其他の運搬設備の建設を妨げざること

ハ、一般共用の流水に關しては衛生取締規定に準據する事

ニ、水、水面及水力使用に際しては如何なる場合に於ても漁業及交通に關

本條イ項に従ひ五割の内に含む若し極東労働支部が利権者の要求に對しソヴェート社會主義共和國聯邦の市民或は其領土内居住の外國人より必要な數量の勞力を提供すること能はざる場合には利権者は不足數だけの外國労働者及従業員を任意雇傭することを

得

イ及ロ兩項に示されたる外國労働者及従業員は漸次減少せらるべく且三年毎に改定せらるべきものとす

二六、利権企業の労働者及従業員並に其家族の北樺太出入に際して旅券手續に付合理的なる便法講ぜらるべしこれが爲めソヴェート社會主義共和國聯邦政府は東京及函館駐在の自國領事館並に北樺太に於ける外務人民委員會の派遣員に適當なる命令を與ふべし

二七、各利権地區の範圍内に於て其内部連絡を保證する爲め利権者は任意に電話線を新設し又既設線を使用するの權利を許與せらる

利権者が利権者の支配下に非る地域に

し地方住民の權益を侵害すべからず、利権地域外に於ける水の使用に地方官憲との特別な協定により無償にて許可せらるべし

二三、利権者は販賣の目的に非ずして企業に必要な限り利権地域上に存する森林使用の權利を有す

利権地域外に於て利権者は極東土地廳との協定の下に北樺太に於て自己企業の用に供する爲め必要な伐木林地區を獲得することを得

利権は自己に許與されたる伐木林地區に於て造材したるものにして利権企業の爲に使用せられざる木材を一般規定に基き外國に輸出するの權利を許與せらる

政府は利権者に開發の爲め許與したる伐木林地區に於て利権者に上記伐木林地區の引渡をなしたる期間中他の伐採者を入れしめざる義務を負ふ

二四、利権者の企業に於ける労働條件はソヴェート社會主義共和國聯邦の現行法令並に將來之に付發布する事あるべ

局部に即ち自己の企業と亞港市又は隣接せざる利権地區間を連絡せしむる爲め電話線架設を希望する場合は右利権は前記電線の架設及使用に付郵便電信人民委員會の規定及標準に準據し且つ該委員會地方機關の監督を受ける條件付にて利権者に許與せらる本條件の利権地域外にある既設電話線にも適用せらるものとす

利権者は利権企業の作業の妨げとならざる限り電話設備を北樺太に於ける政府機關並に其代理人の使用に供すべき義務を負ふ右使用の條件は利権者と政府機關の合意により定めらるべし

二八、利権企業の船舶及利権者の傭船はソヴェート社會主義共和國聯邦の現行法令に従ひ北樺太海岸に於ける開港場に入港するの權利を有す

北樺太沿岸の他の地點にコレラの船舶の寄港は此地點に付豫め交通人民委員會と協定をなすの條件に於てのみ許可せらるべし此場合に於て船舶は利権者の選擇により最寄税關に於て検査を受



け其證明書を得るか又は積荷及荷卸の地點に於て船舶の検査を受ける事を得後者の場合に於て税關官吏の派遣費は利権者之を負擔す

開港灣税は將來北樺太沿岸に於て開港せられたる場合一般規定に基き利権者より徴収さるゝものとす

勞務に對する支拂は一般規定に據る

上記の船舶は利権企業生産品及其設備品並に供給品の運搬、企業の勞働者及従業員、食糧品並に供給品の運搬及勞働者、従業員並に其家族の輸送にのみ使用するものとす

石炭貯の曳船、木材及利権企業上必要なる供給品及勞働者従業員並に其家族の運搬に従事する利権企業的小型補助船舶(六〇馬力迄の小蒸汽船及發動機船)は北樺太西海岸に沿ひ自由航行並に何等の支障なく亞港に寄港するの權利を有す

二九、豫め地方官憲當該機關の承諾を得防波堤積込棧橋及繫留所を建設し並に起重機及其他の荷揚及積込用設備を設

置する權利を利権者に許與す

利権者は前項の防波堤棧橋及繫留所附近に於て船舶の積込及陸揚に際し何等の支障なく且自由に海面を使用する權利を有す

若し將來企業發展に關聯し利権者が築港の必要を認むるときは港の位置計畫及築港の條件に付豫め交通人民委員會と協定せざるべからず

利権者の建設したる港は交通人民委員會の支配に移る而して交通人民委員會と協定せる條件により港の一定區域を利権者の營業的使用に許與すべきことを豫め決定す

三〇、利権企業の總ての建物及築設物は其總ての設備とも利権者はソヴェエト社會主義共和國聯邦保險機關に自己の勘定を以て政府の名義により附保せざるべからず

利権者に對する保險料率は同種國營企業と同一とす

火災の爲に附保財產消滅又は損害を受けたる場合政府は保險金を利権者の名義

不能の債務者として宣告せられたるとき

ロ、利権者が本契約の第十二條第一項及第三項第十四條末項第十六條及第十八條に記載されたる條件違反の場合

政府は契約破棄前一ヶ月の間隔を以て書面により二回の通告を發せざるべからず

是等の場合に於て利権企業は契約中止に際し存在する状態に於て本契約第三十一條の條件を守り無償にて政府に移轉するものとす

政府は本條項に従ひ利権を中止せずして前條の條件違反により政府に蒙らしたる損害賠償を利権者に要求し且何時にても右契約違反行爲の排除を要求する權利を留保す

三四、政府は本契約違反により蒙りし損害を利権者に請求するの權利を有す

三五、本契約並に附屬書及補足書の解釋及實行に關し政府並に利権者間の總ての爭議及不一致はソヴェエト社會主義

によりソヴェエト社會主義共和國聯邦國立銀行に預金す該保險金は政府の監督の下に只利権企業復興の爲にのみ利権者は支出するものとす

三一、利権期間の満了に際し利権企業は總ての建築物、改良工事設備及備品と共に本契約に従ひ最後の五年間維持せられたる平均生産に劣らざる生産を保障なく可能ならしむる状態に於て無償にて政府に移轉すべし

但政府は本契約有効期間最後の十ヶ年間に於て費用に付政府の承諾を得て利権企業に對し設備せる建物及改良工事にして左記の原價償却せられざる部分を利権者に賠償する義務を有す

即ち利権者の出費に對する毎年原價償却率は石造建築物三分、機械及設備七分、及木造建築物及舁五分とす

材料、食糧品、及供給品にして貯藏中のもの製品、半製品、資金及其他の流動資産は利権者の所有に残る

利権者の利権期間の終了の日より三ヶ月内に本條の條件を守り企業を政府に

共和國聯邦最高法院に於て決定するものとす

利権者並に第三者例へば國營機關、コペラチーブ其他の機關及個人との間に於ける私權の性質を帯びたる爭議は通常の方法によりソヴェエト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す

本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を仲裁々判に付する權利を排除するものに非ず

三六、本契約の効力發生の日より利権者は本契約第十一條により政府より利権者に引渡さるる財産に對し本契約第十一條に定められたる評價に従ひ此財産價額の四分の割合を以て一ヶ年の借料を政府に支拂ふものとす

借料は各作業年度終了後三ヶ月以内に浦潮斯德に於けるソヴェエト社會主義共和國聯邦國立銀行支店に納入するものとす

三七、本利権契約は利権地域内に於て露顯すること有るべき石炭以外の有用なる埋藏物の採掘權利を利権者に許與す

引渡す義務を有す此期間中に利権者は政府と總算を終了せざるべからず上

記條件を遂行したる後利権者の所有に屬する財産は利権者に於て一ヶ年以内に何等の支障なく且無税にて利権地域より搬出することを得べし

指定の期間に利権地域より搬出せられざる利権者の財産は無償にて政府の所有に歸す

利権者の如何なる負債及義務は何處にて發生したるを問はず政府に移轉することなし

三二、若し本契約の有効期間中に契約の全部又は一部の履行か不可抗力の爲不可能となりしときは不可抗力の繼續期間中當該義務履行の延期を互に於て許與する義務を有す但契約の基本期限を延長することなし

三三、政府は左の場合に限り期間中企業を中止するの權利を有す

イ、ソヴェエト社會主義共和國聯邦の裁判機關又は法律機關の法律上有効となりたる判決により利権者が支拂



るものに非ず

三八、本契約は不定金額契約として一九二三年國家印紙税法適用に關する命令第十三條の項に従ひ普通印紙税を支拂ふものとす

本契約に依る比例印紙税は本契約調印に際し正確に決定し得ざる報償金並に毎年年度終了後利権者より政府に支拂ふべき其他の支拂金に對し計算せらるるものとす

毎年支拂はるべき比例印紙税は本契約第十四條に約定したる報償支拂と同時に利権者によりソヴェエト社會主義共和國聯邦國立銀行當該地方支店に納入するものとす

三九、契約原本はソヴェエト社會主義共和國聯邦人民委員會總務部に保存し利権者にはソヴェエト社會主義共和國聯邦人民委員會書記官の保證したる契約寫本を交付す

四〇、契約調印の日を以て本契約効力發生の日と定む

御名 御璽

攝政名

大正十五年三月五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎  
商工大臣 片岡直温

勅令第九號

第一條 日本國及ソヴェエト社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約關係議定書(乙)に基く利権契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關しては本令に別段の定あるものを除くの外商法及付屬法令の規定を適用す

第二條 會社の發起人は株金第一回拂込前定款及事業 目論見書を具し商工大臣に會社設立の免許を申請すべし  
前項の免許の申請には株式申込證の謄本を添付すべし

第三條 株式は記名式とし帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人にして議決權の過半数が外國人若は外國法人に屬せざるものに非ざれば之を所有す

利権關係

### 北樺太利権に關する勅令及法律

朕帝國議會の協賛を経たる條約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

攝政名

大正十四年三月三十日

内閣總理大臣 子爵加藤高明  
農商務大臣 高橋是清  
外務大臣 男爵幣原喜重郎  
司法大臣 小川平吉

法律第三十七號

條約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に於ては勅令を以て特別の規定を設け之に準據せしむる事を得

附則

本法施行期日は勅令を以て之を定む

することを得ず

第四條 定款變更、合併及解散の決議並重要財産の讓渡は商工大臣の認可を受くべし  
前項の重要財産の範圍は商工大臣之を指定す

第五條 會社は營業年度毎に事業計畫を定め收支豫算を添へ商工大臣の認可を受くべし  
事業計畫を變更せむるとき亦前項に同じ

第六條 商工大臣は必要ありと認むるときは位置及深度を指定して試掘を命じ其の他事業計畫の變更を命ずることを得

第七條 會社の採取したる石油に付ては政府は時價を標準とし優先して之を購入することを得

第八條 會社の採取したる石油の購入に

朕大正十四年法律第三十七號條約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律の施行期日に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

攝政名

大正十五年三月五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎  
外務大臣 幣原喜重郎  
司法大臣 江木翼  
商工大臣 片岡直温

勅令第八號

大正十四年法律第三十七號は大正十五年三月十日より之を施行す

朕日本國及ソヴェエト社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約關係議定書乙に基く利権契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

付ては隨意契約に依ることを得

第九條 政府の北樺太に於ける財産を會社に對して讓渡する場合に於ては其の代價は會社の設立登記後四年目以後に於て其配當し得べき利益金額が拂込資本金額に對し一年百分の十の割合を超過したる年の翌年より起算し十年以内に於て之を年賦償還せしむる事を得

第十條 會社は商工大臣の認可を受くるに非ざれば利益金の處分することを得ず

第十一條 每營業年度に於て配當し得べき利益金額が拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過するときは會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし但し當該營業年度を除き其の三年前に包含せらるる營業年度に於ける配當し得べき利益金額(該利益金額中政府に納付したる金額あるときは之を控除す)を通算し拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合に達せざるときは其の不足額を當該營業年度に於ける配當し得べき利益金額より控除し其



の殘額か拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過する場合に限り會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし

第十二條 會社は定時總會開會前に財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、收支決算書及株主名簿を商工大臣に提出すべし

第十三條 商工大臣は必要ありと認むるときは會社の業務若は財産の狀況の報告を命し又は官吏をして之を検査せしむることを得

第十四條 商工大臣は會社の業務に關し監督上必要な命令を發することを得

第十五條 商工大臣は會社の決議、法令若は定款に違反し又は公益を害すと認めたるときは其の決議を取消すことを得、商工大臣は取締役の行為法令若は定款に違反し若は公益を害すと認めたる時又は取締役商工大臣の命したる事項を執行せざるときは之を解任することを得

第十六條 第五條、第六條、第九條、及

第十條の規定は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする會社に關しては之を適用せず

附則

本令は大正十五年三月十日より之を施行す

補遺

對露勞働團體契約賃銀要項

(北樺太礦業會社とソヴェト勞働組合同との間に締結の團體契約中の一項)

(一) 遂行せらるる勞務に應じ會社は本契約附録勞務及職務の細別に從ひ勞務者を該當賃銀等級に配置す附録細別に記載なき熟練及職業の賃銀等級への配置は組合と會社と豫め協定してのみ之を行ふことを得

(二) 熟練勞働者及從業員にして一時的に自己の專問に屬せざる他の勞務を遂行する時は該時間に對し其本來の又は一時的勞務の等級の中高級に從ひ賃銀の支拂を受くるものとす

(三) 坑外組合の勞働者を地下勞務に従事せしむる場合には該勞務遂行の時間に對しては本契約に地下勞務に付規定されたる勞働時間に基づき支拂をなす

(四) 勞働者及從業員の他勞務者の移動は一九三〇年四月十日付ソ聯邦勞働人民委員會規定第一四七號(他作業への移動)に基き之を行ふ前掲規定に基き勞務者が他勞務に移動を拒絶する場合退職手當を支給せざるべからざる時は會社は勞働法第四十七條(イ)及(ロ)項による被解雇者に付本契約第十四條(ハ)項に定めたる額の退職手當を支給す

病氣及出張中の者の移動は之を許さず

(五) 一、日給又は出來高の支拂を受くる勞働者及其他の勞務者の普通勞働日の一級賃銀率を一留十七哥と定む。他の等級の賃銀率は左記賃銀表によりて之を定む(左表賃銀單位はルーブル)

3	2	1	級等
1.58	1.34	1.27	銀賃
6	5	4	級等
2.22	1.99	1.70	銀賃
9	8	7	級等
3.04	2.75	2.46	銀賃
12	11	10	級等
4.09	3.68	3.39	銀賃

交通郵電聯絡關係

歐亞運輸聯絡協定

一、國際的鐵道聯絡の三系統

我國に於ける外國鐵道との聯絡系統は(第一)滿鐵及び西伯利鐵道を通じて歐洲に到る聯絡、(第二)滿鐵及北寧線を通じての日支聯絡、(第三)日本より太平洋の汽船を介する米國鐵道との聯絡の三系統であるが、西伯利經由の聯絡は、歐洲と亞細亞、即ち歐亞の運輸聯絡と、その歐亞聯絡の一部を形成する日本と滿洲、即ち日滿聯絡との二つに分たれてゐる。

我國は明治四十年六月日滿聯絡に就て交渉を開始し、同四十二年三月日滿旅客聯絡の協定を結んで茲に我が國際聯絡運輸の端を啓き、大正二年には汎く歐洲諸國の鐵道と聯絡するに至つた。

交通郵電聯絡關係

米亞聯絡に關しては大正七年四月、日米兩國、鐵道と太平洋の汽船會社の各代表者が參集して協議を進めしも終に成らず、其後大正十五年更に會議を開いたが又復た不調に了り、今尙ほ實現さるゝに至らない。

支那との聯絡は所謂日・中聯絡である大正二年春我が鐵道と支那國有鐵道北寧線との間に旅・聯絡の協定成立し、同年十月實施されてより以來、大正十五年までに十四回の會議を重ねて逐次其範圍を擴め、其後支那動亂のため中絶せる同會議を支那側の希望により、昭和六年第十五回會議開催の運びとなり、頻繁に交渉は續けられてゐるが、普通旅客に對する直通切符の販賣と、手小荷物の聯絡輸送を行ふに止まつてゐる。

右第一系統に屬する歐亞聯絡は、漸次完成に近きつあつたが、歐洲大戰勃發

のため根本より破壊され、更にその後日露國交の斷絶は當分復舊の希望を放棄するの餘議なきに至らしめた。

二、歐亞旅客聯絡運輸の復舊と第一回莫斯科會議

大正十四年一月の日露國交回復は、當然歐亞聯絡復舊の機運を醸成し、同年十月、日・中・露聯絡會議は莫斯科に開催され、日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、滿洲鐵道會社、大阪商船會社、ソヴェト鐵道及支那國有鐵道の各代表者參加して約定、運輸規則に關しては略ぼ協定を見たが、直通運輸問題に對する日露間の意見一致するに至らず、終に十一月廿四日決裂に了つた。

乍去、同會議の直後に於て、歐亞聯絡運輸會議を莫斯科に開催することは、各協定參加國間に於ける取極めであつた。其故に當時「ラトヴィヤ」「リトワニヤ」「エストニヤ」、獨逸、佛蘭西及波蘭の各鐵道代表者は、既に莫斯科に到着して開會の準備を整へてゐたが、縱し日・中・露



會議が決裂に了つても、豫定の會議を開かうといふのが彼等の希望であつた。是に於て日本側代表者は、本協定の實施は東支鐵道の參加するまで保留することを條件として同會議に參加するに決し、茲に歐亞聯絡運輸第一回會議は十二月七日開催され左の事項を決議した。出席者は日本、「ソヴェート」、「ラトヴィヤ」、「エストニア」、「リトワニヤ」、獨逸、佛蘭西、波蘭等八箇國の關係運輸機關代表者二十餘名であつた。

(1) 參加運輸機關 前記八箇國の關係運輸機關とす。

(2) 經路 (極東) に於ては (1) 浦鹽、ハバロフスク、經由、(2) 浦鹽、哈爾濱經由、(3) 哈爾濱、釜山經由、(4) 哈爾濱、大連經由とし、【莫斯科以西】に於ては總て「リガ」經由とす。

「ワルソー」經由は「ソヴェート」波蘭間の國境驛に必要な技術上の設備なき故當分設けない。

(3) 聯絡列車 八輛三十二軸の直通國際列車を運轉する。

取扱はしむ。

(11) 開始の期日 昭和二年五月十五日。十一月十八日議事録に署名した各關係運輸機關は爾來極力その準備を急いだが何分にも創設同様のこととて延期を重ね何時實施さるゝか豫測し難き有様だったので、我國はソヴェート鐵道に督促した結果、申來れる所の「ソヴェート」、「エストニア」及「ラトヴィヤ」鐵道の聯絡取扱驛たる左記十一箇所の驛着に限りて、先づ乗車券の發賣を開始することにした。豫定より遅ること二箇月餘、昭和二年八月一日であつた。

◇聯絡取扱◇

- (1) ハバロフスク、(2) プラゴエンチエンスク、(3) チタ、(4) イルクーツク、(5) オムスク、(6) スウェルドロフスク、(7) 莫斯科、(8) レニングラード、(9) ハリコフ、(10) ターリン、(11) リガ

四、第三回リガ會議

斯く第二回會議の結果は不充分に了つたが、昭和二年十月から十一月にかけてリガに開催された第三回會議は、前回會

交通郵電聯絡關係

(4) 諸規則 (イ) 運輸機關間の關係を定むるため約定を締結し (ロ) 運輸機關對旅客の關係を定むるためベルン協約を適用して運送規則とし、その細則として賃率規則を作り (ハ) 關係運輸機關間の計算手續を定むるため計算規則を作ること。

其他乗車券の様式、運賃表示及計算に使用すべき貨幣、手荷物運送等の問題を審議して十二月十六日閉會した。但し此の第一回會議は單に協定を成立せしめたのみで、其實施に就ては第二回會議迄に更にその方法を研究することとした。

三、第二回伯林會議

歐亞聯絡第二回會議は大正十五年十月伯林に開かれて、莫府第一回會議の協定を補足完成し、その實施に就て審議を重ね、大體左の如く決定した。

(1) 參加運輸機關の擴張 第一回會議に於ける八箇國の機關以外に、東支鐵道支那、白耳義、伊太利、埃地利、チエツコスロヴァキヤの五箇國の鐵道參加を承認し、尙ほ「ワルソー」經由を並

議事項を改に改訂補足して愈々昭和三年五月十五日を以て實施するに決し「西伯利經由歐亞旅客及手荷物聯絡運輸」なる名稱の下に、聯絡運輸は漸く實現さることとなつた。

◇參加機關◇

- (1) 日本鐵道省(東京)、(2) 朝鮮總督府鐵道局(京城)、(3) 南滿洲鐵道株式會社(大連)、(4) 大阪商船株式會社(大阪)、(5) 中華民國交通部(北京)、(6) 東支鐵道理事會(哈爾濱)、(7) ソヴェート社會主義共和國聯邦交通人民委員會(莫斯科)、(8) ソヴェート國營商船部(莫斯科)、(9) エストニア國有鐵道局(ターリン)、(10) ラトヴィヤ國有鐵道局(リガ)、(11) リトワニヤ國有鐵道局(カウナス)、(12) 波蘭交通省(ワルソー)、(13) 獨逸國有鐵道會社(フランクフルト・オーデル)、(14) チエツコ・スロヴァキア鐵道省(ブラーグ)、(15) 埃國聯邦國有鐵道總局(維納)、(16) 伊太利國有鐵道總局(羅馬)、(17) 白耳義北鐵道會社(リエーデユ)、(18) 白耳義國有鐵道會社(ブルツセル)、(19) 佛蘭西北

加す。

(2) 運輸規則の簡易化 前回に議定せる輸送及賃率規則が各九十餘箇條なりしを四十八箇條の一規則に簡約す。

(3) 乗車券の有効期間 歐洲側の要求により六十日とす。

(4) 携帶手荷物の制限 歐洲内多數の鐵道に於ては重量の制限があるのを、本聯絡では其制限を撤廢して座席の上下に收容し得るものは凡て携帶し得ることとした。

(5) 鐵道の責任 獨立責任とす。

(6) 犬及小荷物 取扱はず。

(7) 航路運送 敦賀浦鹽は大阪商船會社及ソヴェート國營商船部共に之に當り門司、大連間は大阪商船のみ之に當る

(8) 貨物聯絡輸送 暫く之を行はず、郵便物は西伯利急行列車に特に郵便車を準備する。

(9) 運賃料金 公平を期するため第三國貨幣たる米弗を以て表示する。

(10) 聯絡事務 莫斯科の交通人民委員會内に聯絡運輸事務管理局を設けて之を

鐵道會社(巴里)

◇聯絡運輸取扱驛◇

【日本側】 東京、横濱、名古屋、京都、大阪、三ノ宮、神戸、下ノ關、門司、長崎

【ソヴェート側】 ハバロフスク、ブラゴエンチエンスク、チタ、イルクルーツク、オムスク、スウェルドロフスク、莫斯科、レニングラード、ハリコフ

【エストニア側】 ターリン

【ラトヴィヤ側】 リガ

【リトワニヤ側】 カウナス

【波蘭側】 ワルソー、ロツツ、ストルプツユ、ホイニツ、キエフ、ダンチツ

ヒ

【獨逸側】 伯林、漢堡、エルトナ、ケルン

【白耳義側】 ブルツセル、リエーデユ、オスタン

【佛蘭西側】 巴里、カレ

【チエツコ側】 プラード、カルルスバード、マリーンプラード

【埃地太利側】 維納



【伊太利側】「羅馬、ゼノア、ミラノ、ヴェニス」

◇聯絡経路◇

【極東方面】「△釜山—哈爾濱—滿洲里△大連—哈爾濱—滿洲里△敦賀—浦潮—ハバロフスク—チタ」

【歐洲方面】「△「モスクワ」—「ワルソー」—「モスクワ」—「リガ」

◇乗車券◇

乗車券は一、二、三等の片道券を發賣し、ソヴェト鐵道に於ては一等は優良軟床車、二等は通常軟床車、三等は硬床車と稱する板張りになつてゐる。乗車券は冊子形で發賣運輸機關の檢印が押してある。乗車券の通用期間は六十日、途中下車回数は各國それぞれ異なるも、日本側とソヴェト側には其制限が無い。又た大連、哈爾濱の乗車券を以て旅行する者が、三ノ宮、神戸と下關又は門司との間を経由する場合に於ては、日本國有鐵道又は大阪商船會社汽船の何れによる

◇手荷物◇

手荷物の携帯に便なるものは無賃で車内に持ち込むことが出来るが、税關、入市税廳、收税廳、警察署、其他の行政官廳の規定に牴觸することなく、又車内を毀損する憂なきものなるを要す。そして旅客は其占有する座席の上下の以外に其携帯手荷物を置くことは出来ぬ。勿論其保管は旅客の責任である。

尙ほ旅客自用の物品にして、旅行鞆、トランク、手提籠、手靴、帽子、其他之に類似の荷造を爲せるものは手荷物と看做し、更に左の物品は伊太利發着の場合を除き、旅客の必需品にして迅速且容易に手荷物車に積込み得るものに限り、手荷物として之が運送を受託する規定である。

- (イ) 病人用移動椅子及小車
- (ロ) 小兒車
- (ハ) 商品見本
- (ニ) 箱、匣又は其他の容器に收納せる携帯樂器類及樂譜臺

た小荷物聯絡運輸協定の成立であつた。即ち和蘭鐵道の加入によりて獨逸より白耳義又は佛蘭西を経由せずして英國迄の直通聯絡が可能となり、瑞典、芬蘭の鐵道及瑞典汽船會社の加入によつて、スカンディナヴィヤ半島經由による聯絡運輸が出来るやうになつた。

◇主要可決事項◇

- 一、英國倫敦ノース・イースタン鐵道、ザン鐵道、ジーランド汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭及瑞典國有鐵道並に同國汽船會社の加入。
- 二、獨逸鐵道のミュンヘン、ライプツヒ及エー・ラ・シヤベル驛並にソヴェト鐵道のウエルフネウジンスク及ノウオシビリスク驛を聯絡運輸驛として追加。
- 三、小荷物の聯絡運輸設定。
- 四、手荷物の保税運送並に通過國に於ては手荷物の税關検査を爲さざること決定。
- 五、運賃拂戻規則の制定

(1) 拂戻處理運輸機關 (イ) 原則とし

交通郵電聯絡關係

量上之を容易に手荷物車内に積込み得るもの

(ハ) 長さ四米突以下の測量機械及手工用具

(ト) 自轉車、一人乗自動自轉車の附屬品全部を取外し且つ排出栓附揮發油タンクを完全に空となしたるもの、

一人又は二人乗橋、スキー、スケート用具

五、第四回フランク會議

第四回歐亞聯絡會議は昭和三年十一月十三日チエツコスロヴァキヤの首府ブラーグに開催され、同月廿九日を以て終了した。出席運輸機關は前會議出席者に、萬國寢臺車會社、英國ロンドン・エント・ノース・イースタン鐵道、同サザン鐵道、ジーランド汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭國有鐵道、瑞典國有鐵道及瑞典汽船會社の八機關を加へて合計廿七機關、重要決議事項十五、その内重なるものは英國、和蘭、瑞典、芬蘭の運輸機關の加入と、更に昭和六年十一月まで終に實施の涉び

た。參加運輸機關は前年に我が北日本汽船株式會社を加へて總計二十八、提案二十二件、その内可決事項の主なるものは左の如くであつた。

- 一、北日本汽船株式會社は昭和四年四月一日以降大阪商船敦賀浦潮間航路を繼承經營し來つたが、運輸機關の新加入は會議に於て決定するに取極たる關係上、同航路の運送は從來大阪商船の名義にて行はれ來りしを今回の決議にて正式に參加することになつた。
- 二、小荷物聯絡運輸設定の件に就ては第四回會議に我が鐵道省が提出し而かも西歐側鐵道中に賛意を表せざるものあり、其結果取敢ず波蘭以東の運輸機關に於てのみ之を設定する事に決定された儘未だ實施の運に至らなかつたが、今回の會議に鐵道省は、全參加運輸機關に之を擴張すること及び荷主の金融の便を慮りて小荷物引換代金制度を設定すべき旨を提議し、又獨逸鐵道よりは新に全參加運輸機關間に小荷物聯絡運輸規則案を提出し、右獨逸案に



基き全參加運輸機關に小荷物聯絡運輸を設定することになった。

三、乗車券様式簡易化、乗車券印刷費

(二冊約五十錢)節減の目的を以て従來の冊子式に代はるに綴込式となすべく第三回會議に際しソヴェト側から提案され、結局波蘭以東のみ採用することになつてゐたが、本會議に於て之が全般的採用の提案あり、左の如く決定した。

(イ)極東側及波蘭以西は依然冊子式に依る。

(ロ)波蘭以東、瑞典及芬蘭は綴込式。

(ハ)各運輸機關とも乗車券片の交換をせぬ。

四、波蘭「グデインヤ」及「ボズナン」の兩驛を聯絡取扱驛に追加す。尙ほ此種の問題は本會議以外に隨時書面にても處理し得ることにした。

五、新徑路追加、從來モスクワ、伯林間

には、(1)ワルソー徑由(2)リガ徑由(3)ストックホルム徑由の三徑路があるが、今回ワルソー徑由とリガ徑由

ブルグ・アメリカン・ライオン、カナダ太平洋汽船、「ダラー」汽船、「アメリカン・メール」汽船會社を追加す。

二、西伯利及スエズ經由旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

(1)本聯絡に於ては往路を西伯利經由復路をスエズ經由又は其反路による旅客の取扱を爲すものとす。

(2)適用規則は、西伯利經路は現行歐亞旅客運輸規則を、スエズ經路は汽船會社の地方的規則とす。

(3)參加運輸機關

(イ)「シベリヤ」往路、現在の歐亞聯絡參加運輸機關

(ロ)「スエズ」經路、日本郵船、「ベニン・シユラー・オリエント」汽船(英)、「メツサゼリー・マリチム」汽船(佛)、北獨ロイド汽船(獨)、「ダラー」汽船(米)

(4)本聯絡運輸より除外し得べき區間西歐諸國又は極東を巡遊する旅客の便宜を圖り、歐洲側に於ては伯林と歐洲諸港間又極東側に於ては上海、奉天間又は上海、浦汐間(若は其一部區間)に

交通郵便聯絡關係

の中間を走るチルジツト、ダウガウピルス及インドラ徑由の新徑路を追加した。

六、航空旅客の手荷物運送に関する件

中歐に於ては航空旅客の手荷物を鐵道にて運送し居るを以て之を極東迄擴張せんとするものであるが、日本側は目下歐亞間の直通定期航空便なきこと及日本に於て地方的に此種の取扱なきことを理由とし、其採用不可なるを主張せるため結局日本側を除き可決された

七、旅客案内業者に本聯絡乗車券發賣及發賣手数料交付の件、豫て國際鐵道聯合會に於て各運輸機關とも相當の發賣手数料を交付することに勸告的決議をなし、各鐵道共地方的には三乃至五分の發賣手数料を交付して居るが、本件は本聯絡運輸の發展にも重大關係あるが故に各機關共に賛成し手数料率は別に考慮することゝなつた。

八、團體旅客輸送手續設定、日滿聯絡運輸の場合に於ける振合により十八人以上の團體旅客に對して相當の割引を

對しては、本聯絡より除外し別途乗車券を購求せしむ。

(5)運賃は普通運賃とし「シベリヤ」經路は金弗貨、「スエズ」經路は磅貨を以て表示す。

(6)乗車券は、西伯利經路は一、二等「スエズ」經路の汽船は右と相當の等級とし鐵道及汽船會社に於て發賣す、通用期間は一箇年とし様式は綴込式とす

(7)鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未満の小兒は本聯絡旅客としては之が取扱をなさす。

(8)手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送の取扱をなさす「シベリヤ」經路と「スエズ」經路とは別箇に之が取扱を爲す。

三、西伯利及カナダ經由世界一周旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

(1)本聯絡運輸に於ては極東又は西歐を發し亞米利加(カナダを含む)及西伯利經由世界一周を爲す旅客の取扱を爲すものとす。

(2)適用規則(イ)シベリヤ經路は歐

するものである。從來二百五十人以上の團體に限り五割引をなし居るソヴェト鐵道も、特に二十五人以上の場合には二割五分引をなすことゝなつた。其結果左の如し。

(1)日本側の運賃割引は原案即ち日滿聯絡同様とす。

(2)其他は二十五人以上の場合には二割五分引。

(3)乗車券は各員に一枚宛發行す。

七、第六回東京會議

第六回歐亞旅客手荷物聯絡運輸會議は、昭和六年六月十五日から同月二十九日に亘り東京鐵道本省内に開催され、諸外國より來朝參加せし者三十五名、之に日本側の出席者を合すれば總員七十名に達し、我が交通史上實に特筆大書すべき盛會であつた。決議事項三十三件、其内可決せられし主なるものは左の數項であつた。

一、本聯絡運輸に參加機關追加の件  
東半球一周及世界一周旅客運輸設定に

亞聯絡運送規則、亞米利加經路(亞米利加經由極東、歐洲間)は米國經由極東歐洲間直通旅客運送規則を適用す。

(3)參加運輸機關、西伯利經路は歐亞聯絡參加運輸機關、亞米利加經路は太平洋、大西洋汽船及北米大陸橫斷鐵道とす。

(4)西歐諸國巡遊の便を圖り伯林と歐洲諸港間の區間に對しては本聯絡乗車券を發行せず旅客をして自由に旅行せしむ。

(5)運賃左の如し。  
西伯利經路—普通運賃  
亞米利加經路—米國經由、極東、歐洲間直通運賃

而して西伯利經路運賃は全て弗貨を以てし亞米利加經路の運賃は磅貨を以て表示す。

(6)乗車券、西伯利經路は一、二等、米國鐵道は一等、太平洋、大西洋汽船は一等、「キャビンクラス」二等、「ツーリスト」三等とし汽船會社に於て之が發賣を爲す、通用期間は十五箇月、別



に聯絡乗車券を新設せず乗車券引換證制度を採用し、之と引換に西伯利經路に於ては歐亞聯絡乗車券を、又亞米利加經路に於ては夫々地方的乗車券を發行す。

(7) 鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未滿の小兒は聯絡旅客として之が取扱を爲さず。

(8) 手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送取扱を爲さず、西伯利經路と亞米利加經路とは格段に取扱を爲す。

四、釜山經由及大連經由の旅客運賃を問題とする件

二經路共通乗車券を發行し運賃は釜山經由のものに依る、旅客が大連經由にて旅行する場合は汽船内に於て運賃差額の追徴又は拂戻を爲す。

五、乗車券代賣業者に手数料交付に關する件、日本側、中東鐵道及ソヴェート鐵道は五分、リトワニヤ及ラトヴィヤ佛、白、チエツコ及波蘭鐵道は三分の

聯絡會議が一九三四年に開催、且一九三五年は歐亞聯絡の十週年に當るを以て一九三五年春ワルソーで開催すること。

一、歐亞小荷物聯絡運輸の取扱を英國、佛國其他に擴張の件(日本鐵道省提出)

一、歐亞聯絡小荷物取扱驛に静岡、福井及金澤を追加する件(日本鐵道省提出)

一、小荷物運送施設改善の件(我鐵道省提出) 西歐發小荷物の延着防止小荷物證書様式の改正其他に關するもので、延着はソヴェート聯邦の通關書類の不備に基くもの多きを以て之が完備方につき特に荷主に注意すること。

一、歐亞聯絡旅客運賃低減に關する件(中東鐵路提出)

一、歐亞小荷物運賃低減に關する件(中東鐵路提出)

(附) 本會議と同時にツーリスト業者會議開催せられ、次の決議を爲した。

(ジャパン) ツーリスト・ビュローは山田國際課長が之を代表して出席した) 一、歐亞聯絡會議と同時及同場所に於て

を爲す様に要請す。

六、小荷物聯絡運輸の實施促進に關する件、本年九月一日より實施のことに決定(實際は十一月十五日に實施せられたり、別項參照)

七、次回會議の場所 明年伊太利國ナポリに開催に決定す。

八、手荷物運賃中にモスクワ市通過の小運送料を包含せしむる件 取扱の簡便を期し運賃中に包含せしむることに決定す。

八、第七回ナポリ會議

第七回シベリヤ經由歐亞旅客、手小荷物聯絡運輸會議は昭和七年十月二十五日より十一月十二日に亘つて伊太利のナポリで開催され、同會議に列席せし者はソヴェート聯邦、ポーランド、中東鐵路、獨逸、リトワニヤ等を始め其他諸國、日本側よりは鐵道省國際課長山田新十郎氏外隨員五名が參加、各國代表より提出附議された議題は三十七件に上り、可決されたる重要議題は次の通りである。

一、ツーリスト業者會議を開催すること。 今後ジャパンツーリスト・ビュローとする。

一、ツーリスト業者會議の決議は之を歐亞聯絡會議に提出し、兩者間に密接なる關係を保持すること。

九、歐亞聯絡運輸設定の効果と現行規則の概要

歐亞聯絡運輸の設定實施によつて所要時間が短縮されたのは今更言ふ迄も無い更に一般から迎合されたものは第六回會議の結果實現した小荷物の聯絡輸送である。今一例として釜山、哈爾濱、ワルソー經由の時間を計算して見ると、概略左の通りである。

區 間	旅 客 運 賃 (金 弗)			年 荷 物 運 賃 (金 弗) 又は其未滿
	一 等	二 等	三 等	
伯林—東京	173.05	164.55	109.55	7.05
伯林—浦鹽港間	33.33	32.64	9.55	0.37
浦鹽—東京間	206.66	161.27	118.96	7.33
▲合計.....	413.04	368.46	238.06	14.75
(ロ) ツーリストハ爾濱浦鹽港經由	170.73	159.26	99.40	4.11
伯林—浦港間	33.33	32.64	9.55	0.37
浦港—東京間	206.66	161.27	118.96	7.33

客、手荷物聯絡運輸規則(事務管理者提案)は各運輸機關共運賃一割引し大體我鐵道省提出の修正案通りとし尙詳細は明年開催の歐洲側委員會にて再検討のこと。

一、割引往復乗車券設定の件(滿鐵提出) 獨逸以西の鐵道に難色あり、結局日本側二割引、ソヴェート聯邦より伯林迄一割引、其他割引なし。

一、次回會議開催の件(中東鐵路提出) 從來一年一回以上開催の規定を今後は二年毎に開催する事、但し參加運輸機關多數の同意ある時は臨時會議を開催し得る事。

一、學生團體運送設定に關する件(我鐵道省提出) 伊太利三割引乃至五割引、ソヴェート聯邦二割引五分を除き十人以上の學生團體に對し五割引のこと。

一、國際聯絡運輸の進展を期する爲各運輸機關に廣告宣傳を無償にて交換の事(ソヴェート聯邦鐵道提出) 一、次回會議の日時及場所に關する件(事務管理者提出) ツーリスト聯邦中東



▲合計……………	二四〇・六	一八〇・九	一〇八・五	七・四
(ハ)ワルソー釜山經由				
伯林—新京間	一五・五	一六・〇	九・五	六・九
新京—東京間	五四・二	四〇・四	一八・五	〇・〇
▲合計……………	二〇九・七	一七・四	一〇九・六	七・元
(ニ)ワルソー大連經由				
伯林—新京間	一五・五	一三・〇	九・五	六・九
新京—東京間	五七・六	三七・九	一八・九	〇・元
▲合計……………	三三・九	一七・五	一〇九・三	七・八

其一、旅客運送規則の概要 乗車船券は片道のみを發賣し、伯林以遠の取扱に對しては、ワルソー經由、チルヂツト經由及びリガ經由の三經路に共通の乗車券を發行す。又た倫敦に對しては前項の三經路の外にフォック・ファン・ホランド經由及びフリツッペン・ヘン經由の二經路に共通の乗車券を發行す。而して乗車券の等級左の如し。

▲一等以下關、門司間に於ては三等に、ソヴェート國有鐵道に於ては優良軟床車又は通常軟床車に乘車するものとす

▲三等以下關、門司間に於ては三等に、ソヴェート國有鐵道に於ては優良軟床車又は通常軟床車に乘車するものとす

▲三等以下關、門司間に於ては三等に、ソヴェート國有鐵道に於ては優良軟床車又は通常軟床車に乘車するものとす

▲三等以下關、門司間に於ては三等に、ソヴェート國有鐵道に於ては優良軟床車又は通常軟床車に乘車するものとす

(5)發行年月日の記載なき時  
(6)其他乗車券の不正使用を爲したる時  
(7)下車の證明其他の手續を要する場合に於て其證明を受けざるか又は其他の手續を爲さざる時は下車驛の屬する區間に對する券片の前途は無効とす

無賃及割引  
四歳以下の小兒は別に座席を使用せざる場合は無賃とし、五歳以上十歳の小兒と、四歳以下の小兒にして座席を使用するものは、ソヴェート鐵道では大人運賃の四分の一、其他の鐵道では二分の一割引される。

又、團體割引は左の割合による。但し日本國有鐵道、朝鮮總督府鐵道及滿鐵線内に於ては、二十人以上五十人未満の團體に就て一人を、五十一人以上の團體にありては五十人毎に内一人を、監督者として無賃にて(鮮鐵、滿鐵線内に限り急行券料金共)乗車せしむ。但し五人を以て限度とす。

旅客は五に掲ぐる物品を車船室内に持

込むことを得ず。

(一)税關、警察其他に關する法令に依り禁止せらるゝ物品、(二)充填せる銃、爆發物其他の危險品、(三)車船室を毀損する虞ある物品、(四)他の旅客に迷惑を及ぼす如き物品、(五)携帯に不便にして旅客の占有する座席の上下に收容し得ざる物品、(六)金及銀の地金、白金、貨幣、重要書類、寶玉石其他の貴重品、繪畫、彫像、青銅製品の如き美術品及骨董品。

其二、歐亞小荷物聯絡運輸 (一)荷物車に依り運搬し得る物品は之を小荷物として規定驛港間の運送を受託する。而して小荷物として受託せざるもの左の如し

(イ)參加國の一に於て其運送を郵便の專管とする物品、(ロ)參加國の一に於て其運送が法令に依り禁ぜられたる物又は公の秩序に反する物、(ハ)一個の重量百斤を超える物品、(ニ)生動物、(ホ)腐敗し易き物品、(ヘ)爆發し易き物品即ち、爆發藥又は發射藥、彈藥、導火線及煙火、壓搾瓦斯、液化瓦斯、又は壓力を加へて溶解したる瓦斯、水に接觸して爆發し又

は發火を誘引する瓦斯の如き爆發物(ト)自然に發火し易き物品、可燃性液體(チ)腐敗性物品、嫌忌物品、惡臭を發する物品、(リ)死體。

(2)運賃、代金引換其他運賃は全區間を通じ金弗貨を以て表示す。小荷物は附屬書第一號様式に定むる様式の小荷物證書を以て運送す。荷送人は荷物に對し(イ)託送取消、(ロ)他の荷受人に荷物を引渡すこと、(ハ)發驛に荷物を送還することの請求を爲す權利を有し、尙ほ代金引換規則により、運賃表記の驛港間に於て、荷送人は、發地に於ける荷物の價格の範圍内に於て、最高一口金五百弗最低十弗の代金引換の取扱を請求し得るものとす。

### 歐亞聯絡貨物運輸協定

#### 一、第一回莫斯科會議

西伯利經由歐亞聯絡貨物運輸の開始は

一、獨逸國有鐵道會社(ケールニヒベルグ鐵道管理局(東プロシヤ))  
二、リトワニヤ國有鐵道管理局 在カウナス  
三、ラトヴィヤ國有鐵道管理局 在リガ  
四、エストニア國有鐵道管理局 在タリン  
五、ソヴェート聯邦交通人民委員會 在莫斯科  
六、ソヴェート國營商船部(在モスク



- ワ、ピアトニツカヤ街三七) 同總代理部、在漢堡、モーレンホフ
- 七、中東鐵道管理局 在哈爾濱
- 八、南滿洲鐵道株式會社(大連汽船會社を含む) 在大連
- 九、朝鮮總督府鐵道局 在京城
- 一〇、北日本汽船株式會社 在東京
- 一一、大阪商船株式會社 在大阪
- 一二、日本鐵道省 在東京

(ロ)事務管理其他

事務管理者の任期は五年とし會議に於て選任す。會議は少くとも毎年一回之を招集し、其の時及場所は前回會議に於て之を定む。必要の場合は事務管理者に於て臨時會議を招集す。

ロ、貨物貨率規則

取扱驛港

- ▲獨逸國有鐵道會社(ケーニヒベルグ東驛)
- ▲リトワニア國有鐵道(カウナス)
- ▲ラトヴィヤ國有鐵道(リガ(クラスター)リエバヤ、ヴェントスピルス)
- ▲エストニア國有鐵道(タールリン)

- (四) 柞蠶絲、(五) 絹綉(柞蠶絲織物)及其の製品、(六) 壓縮せる羊毛、(七) 毛糸、(八) メリヤス以外の毛織物製品
- (九) 毛織物、(アルパカを含む)、(十) 綿絲、(十一) 麻糸麻織物製品、(十二) 麻織物、(十三) 卸、(十四) メリヤス製品(靴下、肌着の類)、(十五) 帽子(各種)、(十六) 茶(イ) 紅茶(ロ) 綠茶
- (十七) 珈琲、(十八) 砂糖(イ) 氷砂糖、(ロ) 角砂糖(ハ) 精製糖(ニ) 粉砂糖(十三) 葡萄酒類、(二十) 日本酒(四月一日より九月一日に至る期間に限る)、(二十一) 罐詰類(イ) 魚類(蟹を含む)(ロ) 果實類(ハ) 野菜類、(二十二) 醫療器械及其部分品、(二十三) 理化學用器械及其部分品、(二十四) 電氣機械器具及其部分品(硝子製及陶器製硝子製を除く)
- (二十五) 電氣用硝子類(イ) 硝子製(ロ) 陶器製、(二十六) 鐵及鋼製品(イ) 衡器液體、瓦斯、電流、氣流、溫度又は水力測定器、捺印器、穿孔器、瓦斯切斷熔接器(ロ) 製圖器及ペン(ハ) 針(ニ) 其他の鐵及鋼製品、(二十七) 鐵、鋼及其他

交通郵電聯絡關係

- ▲ソ聯國營商船部(門司、下關、大阪神戸、上海の各港)
- ▲中東鐵道(哈爾濱)
- ▲南滿鐵道(大連、奉天、安東)
- ▲大連汽船(天津、青島、上海の各港)
- ▲朝鮮鐵道(平壤、京城、釜山)
- ▲北日本汽船(敦賀港)
- ▲大阪商船(門司、神戸、大阪の各港)
- ▲日本鐵道省(門司、湊川、梅田、梅小路、福井、金澤、名古屋、静岡、東横濱、汐留)
- ▲航路運送取扱汽船會社
- ▲浦鹽、上海、門司、下關、神戸又は大坂間(ソヴェート國營商船部)
- ▲浦汐、敦賀間(北日本汽船會社)
- ▲釜山、下關間(日本鐵道省)
- ▲大連と門司、神戸又は大坂間(大阪商船會社)
- ▲大連と天津、青島又は上海間(大連汽船會社)

運送拒絶物品

- 一九二四年十月二十三日締結のベルン貨物協約第一條乃至第五十六條及國際運送の金屬製機械及其部分品、組立てたるもの又は組立てざるもの(農具を除く)
- (二十八) 文房具類(ペン及紙を除く)
- (二十九) 蓄音器及其部分品、レコード
- (三十) 時計及其部分品(金、プラチナ製のもの及寶石を鑲めたるものを除く)
- (三十一) アニリン染料及其他のタール染料(人造及有機染料)、(三十二) ワニス(漆)及エナメル塗料、(三十三) 塗料用粉土、(三十四) 沃度、(三十五) 除虫粉、(三十六) 醫藥(イ) 醫療用藥品(ロ) 賣藥(他に記載したるものを除く)、(三十七) ゼラチン、(三十八) 化粧石鹼
- (三十九) 白粉及化粧水、(四十) 他に記載せざる香料、(四十一) 鏡、(四十二) 板硝子、(四十三) 裝飾なき硝子器及其他の硝子製品、(四十四) カットグラス
- 及其製品、(四十五) 紙類、(イ) ボール紙、各種の色刷紙、罨紙、紋紙(他の物質を被覆し又は塗布したるものを除く)、(一) 板締め、樽入又は箱入のもの(二) 其他の荷造のもの又は荷造せざるもの(ロ) パラピン紙及羊皮紙(一) 箱

取扱貨物品目

- (一) 生糸、絹糸、絹織物及其等の製品
- (二) 人造絹糸、同織物及其等の製品
- (三) 絹(天然及人造)毛織物及び其の製品
- 入、(二) 其他の荷造のもの又は荷造せざるもの、(四十六) 寫真用紙、(四十七) 書籍及謄寫本、(四十八) 陶磁器(イ) 茶碗、皿、茶瓶其他の器物、(ロ) 特に記載したるものを除きたる陶磁器(ハ) 陶器製人形、(四十九) 玩具、(五十) 竹製品(五十一) 眞田、經木又は麥桿製品、(五十二) 銀器、(五十三) 木及紙を材料としたる漆器、(五十四) 洋傘、日傘及其等の部分品、(五十五) 漁網及漁具、(五十六) 釣具及其部分品、(五十七) 麻繩、(五十八) ゴム及彈性ゴム、(五十九) ゴム製品(六十) 毛皮及其製品、(六十一) 皮革、(イ) 手袋用エナメル革、モロツコ革、(ロ) 靴底用革、(六十二) 皮革製品、(六十三) 獸類の毛及剛毛(イ) 馬の尾及鬣(ロ) 有角獸及犢の毛(ハ) 精選したる剛毛(ニ) 特に明記せざる獸毛、(六十四) 海草製食料品(寒天)
- (六十五) 乾し又は燻したる魚(燻したる鮭を除く)、(六十六) 燻したる鮭、(六十七) 魚油(鯨油を含む)、(六十八) 家畜の脂肪、(六十九) 薄荷、(七十)

四五三

送委員會制定のベルン協約補則は之を鐵道及汽船の運送に適用するも左の制限超過の場合を除く。

- ▲新京及浦汐以西に於て有蓋貨車を以て運送する場合(△幅、一・七五米△高、一・九五米△長、二・七〇米△重量、三噸)
- ▲朝鮮總督府鐵道、滿鐵及大連汽船(△長、五・五米△重量、三噸△容積八立方米)
- ▲ソ聯國營商船部(△長、六・四米△重量、一・九噸△高、二・五米△幅、二・七米)
- ▲北日本汽船會社、大阪商船會社(△長、九米△重量、一・五噸△容積、八立方米)
- ▲下關、釜山間汽船及日本鐵道省(△長、四米△重量、三噸△容積、八立方米)



鐵及鋼製手道具、(七十一)リノリウム  
(七十二)亞麻仁油及麻實油、(七十三)  
樟腦、(七十四)寫眞機、活動寫眞機、  
ラヂオ器械及其等の器具(活動ファイル  
ムを除く)。

### 二、第二回東京會議

第二回歐亞貨物聯絡運輸會議は第六回  
旅客聯絡會議に引續いて、昭和六年七月  
一日から同月七日に亘りて東京に開かれ  
た。参加者は鐵道省、鮮鐵、滿鐵、大阪  
商船、北日本汽船、中東鐵道、ソヴェエ  
ト國有鐵道、獨逸國有鐵道、リトワニヤ  
國有鐵道及ラトヴィヤ國有鐵道の十機關  
代表者で、波蘭國有鐵道代表は傍聽者と  
して會議に參列した、決議事項十八件、  
その内主なる可決事項は左の如くであ  
つた。

一、追加指圖の場合に提示すべき運送  
狀副狀通數に關する件。

指圖處分の場合は發着驛港共運送副  
狀の全通提示を本旨とするも、指圖  
處分の選擇に依り一通にても之に應

### (日本鐵道省提出)

(過去の實績に徴し延着事故防止其他  
取扱上二、三の改善を爲さむとするも  
の)

【可決】各運輸機關殊にソヴェエト鐵道  
に於て延着防止に努むること、コンテ  
ナー使用の可決を研究すること及び  
運送會社が可成混載貨切として發送す  
る方法を請すること。尙ほ運送書類送  
付用特殊封筒使用及び本聯絡貨物特殊  
の符票貼付の件も可決。

一、浦鹽に於ける繼送作業改善の件。

### (北日本汽船提出)

(浦鹽驛従事員に貨物引繼の際の引取  
を迅速に行はしめんとするもの)

【可決】ソヴェエト交通部に於て直ちに  
現場に嚴重指令濟なるが尙今後とも充  
分注意する事として諒解。

一、次回會議の日附及場所の件。(事務管  
理者提出)

次回旅客聯絡會議は一九三五年(昭和  
十年)なるが貨物聯絡運輸の場合は波  
蘭鐵道の參加中東鐵道の實施等重大問

することとし若し一通にて應じたる  
場合は、引渡及爾後の指圖は其の一  
通に限定す。

二、大阪商船の從價運賃撤廢に關する  
件。

大阪商船は從來絹織物、毛皮、銀器  
等の高價品は從價賃率に依ること、  
なり居たるも、之を重量賃率に改め  
た。

三、次回會議の日時及場所に關する件  
一九三二年ソ國チフリス市に開くこ  
と。但し其開催期は伊國ナポリ市に  
開催せらるべき第七回旅客聯絡運輸  
會議の前後とす。

### 三、第三回カウナス會議

第三回歐亞貨物聯絡會議は昭和七年十  
二月一日より同月十七日に亘りてリトワ  
ニヤのカウナスに開催され我鐵道省は同  
省國際課長山田新十郎氏を代表に立て外  
隨員數名を參加せしめた。同會議に提出  
された議案は二十九問題に上り、それが  
討議決定されたる主要議題は左の通りで

### 題あるに鑑み一九三四年(昭和九年)夏

ソヴェエトに於て開催の事に決定。尙  
ほ次回會議に波蘭其他の鐵道の招集に  
付ては事務管理者より各參加運輸機關  
に書面により交渉する事に決定。

一、鮭、鹽鮭を取扱品目に追加の件。

### (日本鐵道省提出)

【可決】但し貸切扱(八疋以上)に限り小  
口のものには地方的運賃に依ること。尙  
ほ鹽鮭の外に日本よりの輸出品革鞋及  
ゴム底、布靴を追加することに決定。

### 四、シベリヤ經由小

#### 荷物及貨物取扱 注意事項

別掲にある如く、第七回シベリヤ經由  
歐亞旅客手小荷物聯絡會議並に第三回歐  
亞貨物聯絡會議に依つて種々なる議案が  
討議決定されたが、我鐵道省は前記二つ  
のシベリヤ經由歐亞聯絡運輸に依る小荷  
物及貨物の取扱に關し左記の如き注意事  
項を發表した。

ある。

一、中東鐵道(一九三三年六月一日から  
北滿鐵道と改稱さる)の本聯絡運輸實  
施の件(事務管理者提出)

(一)中東鐵道の滅失貨物に對する賠償  
限度は一疋に付三・七六弗とするこ  
と、(二)B經路(新京哈爾濱經由)貨物  
に對する關稅は荷送人に於て豫め之  
を寄託すべきことに條件を附して本  
聯絡運輸を實施せしめんとするもの  
本件に付ては日本側、中東及び獨逸  
鐵道間に議論紛糾長時間に亘り討議  
するところあつたが結局左の通り決  
定。

(一)損害賠償限度はベルリン協約に  
依ること決定

(二)本聯絡運輸實施に付ては滿洲通  
過保稅運送制度の未實現及中東鐵道  
の南部線對東部線の運賃問題(東部  
線は南部線に比し其の運賃法外に低  
率である)未解決の爲め次回會議迄  
保留

一、運送取扱上の施設改善に關する件。

### 一、關係書類と現品との對照を勵行され

たき事

(理由)往々にして現品と關係書類の記  
事と符合せざることあり折角敦賀に到  
着したるものが船積中止の已むなきに  
至り出帆當日荷主より電話ある等の實  
例もあり不便尠からず。

### 二、ソ聯邦通關用の繩掛を勵行する事。

(理由)本件については曩に本情報に  
て注意を喚起し置きたるも未だに徹底  
せざる憾あり是非繩掛けする様留意あ  
りたし、因に麻繩よりも綿ロープの方  
が適當なり(歌亞小荷物規則第八條、  
歐亞貨物規則第十四條參照)

### 三、強じんなる荷札を使用する事。

(理由)本聯絡運輸規則によれば必ず  
強じんなる荷札を使用する様規定せら  
れる居るに拘らず未だに薄弱なる荷札  
を使用し居る向あり且つ發驛より敦賀  
港に至るまでに既に脱落、紛失し居る  
例もあるに付き特に強じんなる荷札を  
使用する様留意ありたし

### 四、紙函包装を避けられたき事



(理由) 本聯絡荷物に紙函包装を爲すを外國側運輸機關が厭ひ居る事は既に本情報にて掲載し置きたるが尙往々にして斯の種包装を見受く今後斯かる包装のものを受託せざる様注意されたし

### 歐亞航空聯絡

#### 一、ソ聯邦方面

歐洲大戰によりて、一大躍進を促された航空事業は、戦後更に長足の進歩を遂げて交通運輸に革命を與へ、戦後十年ならざるに歐米主要國は概ね大都市間の定期航空線を完成し、歐亞航空聯絡も、日、ソ、支航空界の發展によつて既にその形體を備へてゐる。

ソ聯邦の極東方面に於ける既設航空路は左記三線にして、一九二九年春のモスクワ—イルクーツク間の航空路開設は、西伯利航空路形成の第一歩であつた。

(第一線) 「モスクワ」—「イルクーツク」—「ウイチム」—「ヤクーツク」(支線)「ウイチム」—「ボダイホ」

京に中國航空會社を設立し孫科を社長に任じ、中國航空條例十箇條を公布して航空事業經營の大方針を樹てた。同年孫科は米國航空會社と上海、漢口間、上海、北平、廣東間の郵便物航空輸送開始に就て契約を締結し、一九二九年十月二十一日先づ上海、漢口間の定期飛行を開始して相當の成績を収めてゐる。

支那當局の計畫によれば國內航空路設定の實施期間を五期に分ち廣東から北平に至る大横斷經路は第三期に含まれてゐた關係上、北支那方面の定期航空開始は前途遼遠と觀測されてゐたが、その後天津には資本金四百萬元、半官半民の航空會社計畫され、北平には昭和五年中既に北支那商業航空協會成立せるが如き、何れも北支那に於ける航空熱勃興を語らざるは無かつた。然るに昭和六年末滿洲事變の勃發は勢ひ之が進展を阻み、更に滿洲新國家の出現は、滿蒙と支那本土の關係に一大變化を齎せし等の事情から當分露支聯絡航空路の實現は困難の状態となつた。

(第二線) 「ウエルフネウヂンスク」—「ウルガ」

(第三線) 「オハ」—「ニコライエフスク」—「ハバロフスク」—「北樺太」—「アレキサンドロフスク」

而して「ヤクーツク」及「ウエルフネウヂンスク」間及「ウルガ」北平間の新航空路設定により西伯利航空路は完成され、露支聯絡も實現さるゝ譯であるが、ソ聯邦側の一九三二年度に於ける定期航空計畫によれば昭和八年から愈々世界陸上最距離の航空路、白ロシア共和國のミンスク市と浦鹽斯德間が開設され歐露極東間の破天荒な大航空輸送が開始される。該航空路の中モスクワ—ハバロフスク間は十一月末は開通を見る豫定である而してミンスク—モスクワ間は來年度早々開通されることになつて居り此全航空路共夜間飛行の設備を有することになり、従つてモスクワ浦鹽斯德間の航空時間は著しく短縮せられ二晝夜半(急行列車は九晝夜)で到達することになる。然し現在のところまだ夜間飛行に要する設備がないのでモ

### 入露案内

#### 一、旅券と査證

西伯利鐵道經由極東西歐間の交通は漸次改善され、歐亞聯絡運輸も昭和二年八月一日から復活し、歐亞間急行列車の連絡も圓滑となり、旅客は何第不安なく旅行し得るに至つた即ち之によれば内地より西歐主要都市まで所定日數十四五日一等賃金七百五十圓前後であつてスエズ經由及び亞米利加經由に比し費用に於ては左したる相違なきも、スエズ經由約四十日、亞米利加經由約三週間の日子を要するに比すれば、日數に於て可なりの節約であるばかりでなく、西伯利大陸の旅行も亦頗る興趣に富み、更に邦人にとりては隣邦を知るに遁すべからざる絶好の機會であらう。

旅券を得たら先づ駐日ソヴェト聯邦領事の査證を得ねばならぬ。査證は現在に於ては、通過は容易であるが入國には可なり嚴重な制限がある。手續としては本人又は代理者が領事館に出頭し旅券に

スクワ—ハバロフスク間飛行に三日半を要してゐる。而して右大航空路は左の支線に聯絡することになつてゐる。

#### △北部方面

一、イルクーツク—ヤクーツク間 (五千軒)

二、イルクーツク—ホタイホ間

三、クラスノヤルスク—ドウチンカ間

四、スウエルドロフスク—オブドルスク間

#### △南部方面

一、ウラン—バートル—ウエルフネ—ウ

イチンスク—アルマ—アターノ—オ—シビ

ルスク間

之によつて西歐は完全に極東と連絡されることとなつた。

#### 二、支那方面

支那にありては一九二八年四月國防會議の決議により資本金一千万圓を以て浦

調書三通と脱帽半身の手札形寫眞三枚を添へて提出するのである。査證料約六圓若し入國とすれば更に莫斯科への照會電報料約十二圓を要する。査證の有効期間は最初の國境通過の日より入國は一箇月通過は十四日で一箇所に二十四時間以上滞在の場合は官憲に届出を要する。而して入國の場合は入國後直ちに滞在地に於ける執行委員會外國旅券課より居住券を貰受けねばならぬ。一般に各種届出手續の際は寫眞の添付を要することが多いから寫眞は十數枚携帯するが便利である。

#### 二、乗車券と寢臺豫約

歐亞聯絡乗車券の等級は一、二、三等片道乗車券のみで往復券は無い。通用期間は總て六十日で、十人以上の團體には相當の割引をする。又日本側の區間即ち新京又は浦鹽斯德迄の間だけを下級とする異級連絡乗車券、例へば東京新京間を二等としそれから先を一等とするが如きものも發賣する。途中下車は聯絡乗車券所有は内地滿鮮に於ては回數及場所制限なく、外國側に於ても各鐵道に依り多



少の差はあるが、大體地方旅客よりも有利な扱が認められてゐる。

一、二等寝臺車、普通の三等寝臺車及食堂車が連結されてゐる。  
(3) 東京—敦賀—浦鹽—哈爾濱—滿洲里間  
敦賀浦鹽間には毎月三回汽船が運航し該汽船の敦賀發着毎に東京、敦賀間に一、二等の直通寝臺車の運轉がある。所要時間は東京敦賀港間約十二時間敦賀浦鹽間二晝夜。

浦鹽—哈爾濱—滿洲里間には滿洲里發着の西伯利急行に接続する直通急行列車が一週三回運轉してゐる。所要時間約二晝夜新京からの列車と同様ワゴン一、二等寝臺車が連結されてゐる。西歐への直通旅客は哈爾濱新京から滿洲里に向ふ急行車に乗換の必要がある。  
二、滿洲里—莫斯科間  
一週三回急行列車が運轉してゐる。所要時間約六晝夜、右の急行列車には軟床にしてラトヴィヤ國のリガ行直通車優良軟床車及硬床車にしてソヴェートと波蘭の國境たるストルプツエ行直通車が連結されてゐるから之に依れば莫斯科で寝換をする必要はない。

三、手荷物

聯絡旅客は座席に持ち込み得る程度の手荷物は、其重量に制限なく持ち込むことが出来る。従て大型鞆の携帯は成る可く避けスーツケース(曲尺二尺四、五寸程度のもの) 卷鞆其他小型の手提鞆等を携帯する方が便利である。

歐亞聯絡運輸で手荷物として託送し得るのは普通の旅行用品で、旅行鞆、トランク等に入れたものは勿論、伊太利發着の場合を除き、病人用移動椅子、小兒車商品見本、携帯樂器、興業用品、測量用品、自轉車(自動自轉車を含む) スキー、スケート用具等であつて、重量や容積に就ては具體的の制限は無い。唯容易に手荷物車に積込み得るものでなくてはならぬ。本聯絡運輸では無賃運送を全然認め居ない。その代りに日本側では手荷物運賃の五割引をしてゐる。

四、列車の運轉概況

西伯利鐵道に於ける急行列車には、優良軟床車、通常軟床車、硬床及食堂車が連結されてゐる。優良軟床車は元の萬國寢臺會社の車輛でコンパニメント式であつて他國の一等車に相當し照明保温裝置其他の設備も完備してゐる。本車輛は更に  
三、浦鹽—莫斯科間  
一週一回(西行浦鹽發火、莫斯科著木、東行莫斯科發土、浦鹽著火) 急行列車の運轉がある。所要時間約九晝夜。本列車にも滿洲里發着列車同様リガ及ストルプツエ發着の直通車を連結してゐる。

五、食堂車

各主要線共急行列車には食堂車が連結されてゐる食料金は大略左の如くである。西伯利鐵道の食堂車では豫定は低廉であるが、一品料理は比較的高い尙ソヴェート内旅行には各種食料品、(菓子、パン、茶、砂糖、バター、果物)等を新京或は哈爾濱で豫め購入し携帯するのが好しい。

朝食	晝食	夕食
銀幣 〇・七五	銀幣 〇・八〇	銀幣 〇・八〇
米幣 〇・六五	米幣 〇・七〇	米幣 〇・七〇
銀幣 一・〇〇	銀幣 一・〇〇	銀幣 一・〇〇
米幣 〇・八三	米幣 〇・八三	米幣 〇・八三

第一カテゴリー(一室一人詰)及第二カテゴリー(二室四人詰)に分れ、第一カテゴリーの方が設備も良く、料金も高い軟床車はコンパニメント式四人室で二等車に相當し、硬床車は座席が板張りで三等車に相當する。

寢臺は各種車輛に設備され、食堂車は約三十人も收容し得る大型のものである尙西伯利鐵道では發車合圖に鐘を鳴らす即ち一點鐘と二點鐘とがあつて、一點鐘は發車の約三分前、二點鐘と同時に發車となつてゐる。

聯絡列車の運轉概況は次の如くである  
一、東京—滿洲里  
(1) 東京—新京間  
朝鮮經由に於ては毎日急行列車が運轉してゐる。所要時間三晝夜、大連經由に於ては門司、大連間汽船一週二回は三回(約二晝夜)、大連、新京間には毎日急行列車の運轉があり、其所要時間十一時間半。

(2) 新京—哈爾濱—滿洲里間  
毎日急行列車を運轉しワゴン一、二等の直通車を連結してゐる。本車輛は更に  
六、旅券検査及手荷物税關  
旅券の検査は各國々境驛で出入の都度行ふ例としてゐるが、單に列車内に於て應の検査に止むるもの、或は係員に於て旅券を取纏め検査登記に相當の時間を要するものあるなど國々とも多少其検査振りを異にしてゐる。

旅客自身の携帯せる手荷物は各國境驛(驛内検査場又は列車内)で税關検査を受けなければならぬ。歐亞聯絡に依る託送手荷物にして日本發のものには通過國では禁制品收納の疑ある場合の外検査をせず發着國だけで検査をする事に近くなる筈であるが、目下のところは各國驛で旅客自身税關検査に立會はねばならぬ。唯だソヴェートだけは既に通過旅客の手荷物保税運送の手續をしたものは検査なしでも通る、豫め英露文等にて携帯品目録を製作携行すれば検査は比較的簡単に済むソヴェート入國の場合には無關税にて携帯し得る物件數量に就て種々制限がある



が通過の場合はあまり制限されて居らぬ  
 寫真機、タイプライター、ラヂオ機等も  
 一個だけなら差支ないが、撮影にはソヴ  
 エートでは官憲の許可を要する。又書籍  
 文書印刷物等に就ては、出露の場合一九  
 一七年以降ソヴェートに於て出版せられ  
 たるものに對し檢閲されることがある。

一、<sup>ソヴェート</sup>書類 二著(毛皮厚外套一着を含む)  
 一、帽子 二個(毛皮帽子一個を含む)  
 一、靴 一足

一、衣服 二著(男女共)  
 一、下衣類六枚(男女共)

一、刻煙草五百瓦(或は卷煙草二百五十  
 本又は葉卷五十本)

一、旅行に必要な限度の食料品  
 一、旅行者の需要量を超過せざる被服類  
 頭飾、手拭、ハンケチ、枕、化粧品

一、成年者一人に付一フロント(約一〇九  
 匁)を超えざる金製白金製竝に三フン  
 ト以下の銀製品、専門家(醫師、美術家  
 等)の職業用の手用器具及用品

七、貨 幣  
 東支鐵道線内では銀幣、ソヴェート圓

内では金本位チエルウォーネット紙幣並補  
 助貨幣が使用されてゐる。銀幣は新京出  
 發前に少し兩替して置く方が好都合だ。

一チエルウォーネットは邦貨約十圓に相  
 當する。チエルウォーネットの十分の一の  
 一留紙幣の外、三留、五留、十留、三十  
 留、五十留、百留紙幣があり、其他一、  
 三、五哥の銅貨、一〇、一五、五〇哥の銀  
 貨も用ひられてゐる旅行中現金を携帯す  
 る種々不便なるを以て必要な旅費以外  
 は信用狀或はトラベリスチエツク(旅  
 行小切手)等にて携帯するが便利である

殊にソヴェートに於てはソ貨の携入、  
 携出を許されぬから同國への入國又は通  
 過の旅行者は入國後又は國境に於て國立  
 銀行の公定によりソ貨を買入れなければ  
 ならぬ。(此場合は兩替證明書を呉れる  
 から出國迄紛失せぬ様にして置かねばな  
 らぬ)従てソ貨はソ國內の旅行に必要な  
 限度(單に通過の場合五、六十留莫斯  
 科一日滞在の場合七、八十留)を買入  
 れて置くのが便利である。若し出國の場  
 合ソ貨に殘額ある場合は、入國の場合の

兩替證明書に依り他國の貨幣に兩替して  
 呉れる

ソ國以外の外國貨幣は金額に制限なく  
 携入を許してゐるが、携出は國外より携  
 入したる事の證明あるものに限られてゐ  
 るから、國境通過の際税關に之を提出し  
 自己の旅券に登録證明を求め置く必要が  
 ある。

トラベリスチエツク(旅行小切手)は  
 圓貨磅貨弗貨共ツリスト・ビユーロー  
 で發行してゐる。又ソヴェート以外の國  
 に於ても小額の兩替には國境驛に兩替店  
 あり、容易に其國の貨幣に兩替すること  
 が出来る。尤も信用狀小切手だとの之を現  
 金にするのに餘裕のない場合があるから  
 英磅貨又は米弗貨を相當に準備して行け  
 ば、ホテル、食堂内等どこでも適當な率  
 で地方貨に換算して呉れる。

八、外國人の入露携帶品

通關規則

(左表以上は課税せらる)

品名	男一人に付	女一人に付	備考
一、外用被服其中に防寒外套一着以上たらざること	四點	四點	二二、ネクタイ 二二、寢臺用敷布 二三、枕
二、頭飾物其中に毛皮帽子一個以上たらざること	四點	四點	二四、毛織カタ掛若しくは毛布 二五、暖下着及男子用スウェーター 二六、編みたる婦人用ジャケット及ズボン 二七、手袋 二八、男子婦人用防寒靴 二九、傘 三〇、ツエ
三、手 暖	一	二個	三一、婦人用革製手提袋 三二、手紙紙入 三三、刻煙草
四、毛皮肩掛	一	二個	若しくは烟草の代りに卷烟草 又は卷烟草若しくは烟草の代 りにシガー
五、履物及新底三組	六足	六足	○ニキログラム ○ニキログラム 二五〇本 二五〇本
六、家庭用スリツパ	二個	二個	
七、エリ巻若しくは肩掛	四組	四組	
八、男子用衣服	一	一	
九、婦人用衣裳	一	一	
一〇、上用婦人ジャケット	一	一	
一一、就寢用婦人ジャケット	一	一	
一二、外用スカート	一	一	
一三、下 着	一二組	一二組	五〇本 五〇本
一四、手 拭	一二組	一二組	
一五、男子及婦人用靴下	一二足	一二足	三四、開かれたるオデコロン重量 二五〇瓦以下
一六、鼻カミ用ハンカチーフ	一八個	一八個	三五、開かれたる香水重重一五〇瓦以上 一箱 一瓶
一七、瓦斯織等の頭部用ハンカチーフ	一	三	三六、開かれたる化粧石鹼 一箱 一瓶
一八、男子用上シャツ	九個	一	三七、固形白粉五〇瓦以下若しくは粉白粉一五〇瓦以下 一箱 一箱
一九、カラー	一八個	一八個	開かれたる有様にて
二〇、カフス	一二個	一二個	三八、テイ髮用具 一組 一組



九、時 差

- △支那沿岸時 (南滿洲、臺灣) 日本時より一時間 遅し (日本時の正午は支那沿岸時午前十一時)
- △哈爾濱時 (新京以北の北滿洲) 支那沿岸時より二 十六分早し (支那沿岸時の正午は哈爾濱時午後三時三十分)
- △東 歐 時 (ソヴェート、エストニア、芬蘭、土耳其、羅馬尼) 哈爾濱時より六 時三十四分遅し (哈爾濱の正午は東歐時 午前五時二十六分)
- △中 歐 時 (獨逸、丁抹、伊太利、ユーゴスラビヤ、リトワニア、瑞典、波蘭、奧地利、チェコ、スロバキヤ、匈牙利、瑞西、和蘭) 東歐時より一時間 遅し (東歐時の正午は中歐時 午前十一時)
- △西 歐 時 (白耳義、佛蘭西、英吉利、葡萄牙、西班牙) 中歐時より一時間 遅し (中歐時の正午は西歐時 午前十一時)
- △夏期西歐時 (白耳義、佛蘭西、英吉利) 中歐時と同じ

川崎汽船、烏鐵直 通聯絡協定

日露國交恢復前栗林商船株式會社は、大正十三年六月、露國烏蘇里鐵道、栗林商船會社直通運送協定並に露國國營黑龍江汽船、栗林商船會社直通運送協定を締結し、以て北滿及極東露國と日本及支那の間に於ける輸送貨物に對し、安全迅速と経費の低廉とを期し、併せて金融の圓滑を計つて貿易發展上大に資する所があつたが、大正十四年五月、川崎汽船株式會社之に代つて露國側と引續新協定を結び、今日に至つてゐる。その運輸系統及協定港左の如し

(1) 東支鐵道沿線(北滿)、烏蘇里鐵道沿線、沿海洲及黑龍州「ブラゴエシチエンスク」を含み「ウシユムン」に至る)より浦鹽斯德を經由して日本各港(太平洋沿岸、日本海、北海道)及支那各港に至る

栗林汽船會社の勘 察加航路

栗林汽船株式會社が大正十一年受命せしより以來引續き經營する航路にして、商船を起點として小樽經由トロボウロ

至る——日本及支那より右沿線に至る

(2) 松花江、黑龍江(「バイカル」以東)ステレチエンスクに至る) 沿岸より「ニコライエウスク」港を經由し、日本各港(太平洋岸、日本海及樺太を含む)及支那各地に至る。——日本及支那より右河川各港に至る。

日本—神戸、大阪、横濱、伊勢灣、清水、青森、伏木、新潟、敦賀、七尾、小樽、函館、宇品、門司、若松、長崎、鹿兒島、三角、那覇、基隆、高雄、境、米子、舞鶴、佐渡、船川、石濱、大泊、天山、清津、雄基、釜山、仁川、鎮南浦。

支那—上海、大連、青島、天津、芝罘、漢口、香港、營口。

旅客定員

特別室	一室	一二人
一等		一二人
二等		四四人
三等		二二二人

但し本船は客室設備其他をモダンに大改装するので就航は五月末又は六月初となる。それまでは代船として嘉義丸を使用する。

D、運航時間

敦賀清津間往航四十一時間、復航四十二時間

敦賀浦鹽線は昭和八年度より毎月三運航とし復航は浦鹽より雄基及清津に寄港せしむることとなつた。同航路就航船天草丸は四月より

A、(往航)毎月六の日即ち六日、十六日、二十六日午後二時敦賀發翌々日正午浦鹽着

B、(復航)毎月十日即ち十日、二十日、三十日浦鹽發毎月一日即ち十一日、二十一日、一日又は三十一日雄基及清津發(雄基發午前九時清津發午後七時)翌々日午後二時敦賀歸着

フスクに至り勘察加東海岸又は西海岸經由函館に至り一航海とす。航海度數は一ヶ年夏期四月より、九月迄七航海にして本航路の目的は郵便物の運送、旅客及貨物の輸送である。現在の就航船は神瑞丸で勘察加寄港地左の如し。

◆東海岸リリストウイチャナ、ナラチエフ、ウスチカムチャツカ、ナチキン、マロフヤム、ウカ、カラガ、カラギンスキー。

◆西海岸ロオゼルナヤ、ヤイナ、ゴセグチツク、オバラ、キシカ、ミトカ、ウトカキクチツク、ブイムタ、テジヤイチ、ケフタ、ウオロフスコイ。

北日本汽船會社の敦 浦聯絡航路

北日本汽船が昭和三年より苦心經營を續けた敦賀北鮮直航線は昭和八年度より愈々遞信省の命令航路に指定される事になり昭和八年四月一日附指令が出た。近吉會線の全通する曉には滿洲國への新し



の事に變更された。從て復航北鮮よりは月六回一、六の日に船便がある譯である。

一、敦賀—浦鹽航路船客運賃  
敦賀浦鹽相互間（一、二等は安くなつた）

一等—四八圓、二等—三二圓、三等—一六圓

右の結果鐵道省は敦賀—浦鹽間歐亞聯絡國際列車は毎月五日日運行時刻を左の通り改正した。

往 東京發—後九時二五分  
敦賀着—前九時〇三分  
復 敦賀發—後七時三〇分  
東京着—前七時一五分

### 日ソ郵便關係

#### 一、對ソ通常郵便物關係

##### イ、規定關係

現今日露兩國間に交換する通常郵便物には一九二四年八月瑞典ストックホルム條約締結し、一九二五年十月一日より實

は同國が小包交換に關する約定を締結せる國に宛て又は之より發するものに限る。

一、重量、寸尺の制限—兩國間に交換する小包の重量制限は五キログラム、長さは一メートル二五、容積二百十六立方デシメートルとす。

一、價格表記金額の制限—小包は一千「フラン」(約四百圓)迄、之を價格表記と爲すことを得。

一、料金—小包の料金は本邦は萬國郵便聯合約定の規定に依る額「ソ」國はその約倍額とす、而して本邦の三郵政廳(日本、朝鮮、其他の日本屬地全體)は聯合其他の約定の例により各別の料金を徴收することを得。

一、航空小包—小包の原包装毀損し再包装を爲すに非ざれば爾後の發送不能なるときは再包装を爲したる郵政廳は五十「サンチム」(二十錢)迄の特別料金を名宛人又は差出人より徴收することを得。

一、閉囊に依る小包の繼越—海路に限り

交通郵便聯絡關係

施せる萬國郵便條約及同價格表記書狀箱物に關する約定に依り取扱はる。

##### ロ、郵便線路

郵便物の送達線路は左記三線路による尤も露國側は滿鮮經由線を利用せず、殆ど浦汐、敦賀線による。

(A) 鮮滿經由線—此の線路は下關、釜山、哈爾濱、滿洲里經由に依る鐵道便にてテタ以遠の露國宛通常郵便物の全部を送達し一週三回の差立をなす。

(B) 浦汐線—此の線路は敦賀浦汐間月三回の差立をなし極東露西亞たる沿海州黒龍州宛の郵便物を送達す。

(C) サガレン及カムチャツカ線—夏期中函館又は小樽發の船便による。又冬期中サガレン發着の郵便物は我樺太廳郵便局と、サガレン露國郵便局との間に開設せる陸送便による。

#### 二、小包郵便關係

日露間的小包交換は大正十二年八月停止せられたのであるが、其後ソヴェト露邦は萬國郵便聯合の小包約定に加盟し

繼越を引受く、右繼越小包の料金其他の條件は兩國郵政長官の協議を以て定む。

一、禁制—締約國は小包の包有品に關し制限を設けることを得。

一、業務の停止—締約國は非常の場合は一時業務の全部又は一部を停止し又は輸送の状況に従ひ繼越小包の數量を制限することを得。

一、聯合の小包郵便約定の規定の適用—其他は大體聯合の小包約定の規定に従ふ。

一、約定の施行規則—小包の遞送方法其他約定の施行に必要な細目手續は兩國郵政長官間に協議の上施行規則に於て之を定む。

##### ロ、施行規則

昭和七年八月條約第六號日本帝國及「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する約定の施行規則に付き遞信省告示第四百七十六號を以て左の如く發表した。

昭和七年八月四日

ないので、我遞信省では兩國間小包の直接交換及西伯利鐵道に依る歐洲方面行小包の送達を再開するため、同國と特別に小包郵便約定を締結すべく、大正十四年兩國の國交恢復と共にソヴェイト側に對し交渉を開始した。然るにソヴェイト側に於ては容易に之に應ずる色なく、爾來屢々交渉を重ねたるところ、昭和三年に至り漸く莫斯科に於て協議したき旨を申來つた。依りて我方よりも委員出席して同年十月第一回會議を開催し、其後引續き折衝を重ね昭和六年十一月廿三日莫斯科で調印を了つた。而して同條約は昭和七年八月廿三日から効力を發生することになつた。その要領左の如し。

##### イ、條約の要項

一、約定の適用範圍—本條約は兩國間に直接交換する小包及閉囊にて繼越す小包に適用す。

一、開囊繼越小包の範圍—前項の開囊にて繼越す小包の範圍は本邦は直接と間接とを問はず交換關係ある國に宛て又は之より發するものなるに反し「ソ」國

遞信大臣 南 弘

日本帝國及「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する約定の施行規則

##### 則

下に署名する者は昭和六年十一月二十三日即ち千九百三十一年十一月二十三日日本帝國及「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦間に締結したる小包郵便物交換に關する約定第九條に依り左の如く協定したり

##### 一、

當分の内小包郵便物の交換局は日本帝國に在りては敦賀、小樽、函館、豊原、又「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦に在りては「ウラジオストツク」、「オハ」、「アレクサンドロフスク」、「サガレン」、「ペトロパヴロフスク」、「カムチャツカ」とす。

##### 二、

當分の内小包郵便物の遞送は直接交換に於ても繼越に於ても露出の儘(行囊に納めず小包に)之を行ふべし繼越小包郵



便物に關する各類書の遞送も露出の儘にて之を行ふべし。

三、

小包郵便物には同一に作成したる送付書二通を添附す其一通は小包郵便物を受領したる吏員之を保存し他の一通は小包郵便物を送附したる吏員之を保存す。

右送付書には露出の儘にて遞送する小包郵便物を一括記入し之に關係小包目録の番號を附記す。

交換局に於て作成したる小包目録は送付書と共に之を受領吏員に交付することを要す。

小包郵便物受領の爲出頭せる吏員は交付すべき小包郵便物なきときは正當に日附印を押し且署名したる無記入の送付書を交付することを要す。

四、

包有品に接觸し得る程度に包装破損したる爲小包郵便物を受領すること能はざるときは吏員は送付書二通に小包郵便物を受領せざることに關し必要の註記を爲すことを要す該註記には受領せざることを要す

日本帝國郵政廳の爲に

大使館參事官 天羽英二

三、日ソ間小包郵便

交換局設定

兩國間に於ける小包の交換は交換局を経て行ひ差向き左の各四局である。

△日本側—敦賀、小樽、函館、豊原。

△ソ國側—浦鹽、オハ、アレキサンド

ロフスク、ペトロパウロフスク。

而してその連結系統は大體左の如し。

△北樺太方面—夏期は小樽、オハ間に

毎月約二回就航する北樺太石油會社

船により(小樽オハ間四日乃至七日)

冬期は樺太國境上に於て毎年豊原局

とアレキサンドロフスク局間に交換

せらるゝ通常郵便物の交通機關によ

る(豊原、ア港間約十三日)

△勘察加方面—結氷期を除き一年約七

回航行する栗林商船會社便により小

樽、ペトロパウロフスク局間に交換

す(約七日)

△其他ソ國各地方面—毎週一回敦賀、

交通郵電聯絡關係

の事由を記載し受領吏員及小包郵便物を交付する吏員に於て署名することを要す

五、

通則として小包郵便物に對する料金は送狀に貼附する郵便切手に依り之を徴收す但し各締約郵政廳は事情已むを得ざるときは通貨に依る支拂を定むる權利を留保す

六、

締約國郵政廳は送狀の通知券に通信文を記載することを許さざる權能を有す

七、

一、直接交換又は繼越の小包郵便物に關する計算書は萬國郵便聯合の小包郵便物に關する約定の施行規則の規定に従ひ毎月之を作成す。

二、計算書には關係書類を添附し其關係する月の經過後成るべく一月中に且遅くとも六週中に之を他方の締約國の郵政廳に送付することを要す該計算書は其の受領の日より起算し一月の期間内に之を審査の上返送することを要す。

三、締約國の作成し且承認したる月次計

浦鹽間を航行する北日本汽船會社便

により敦賀、浦鹽兩局間に交換す。

ソ國發着の小包制限

ソヴェートは小包郵便により外國より輸入し得る物品の品目を限定し、許容品目に該當する物品と雖も輸入許可なくして外國より輸入し得るものは名宛人自身の需要に充つる物品に限り商業を目的とせざることを條件とし、其數量は一品目に付き一年包装の重量を込め五キログラムを限度とする。尙發受人共個人なることを要し、個人の場合と雖も屢々小包を輸入するときは組織的即ち商用の目的を以てするものと認められ通關を許さざる等の規定がある。更に外國へ發送する小包については原則として輸出許可を要せず、又數量の制限を受けざるも發受人共個人たることを要する。従つて商業の目的を以てする商品小包郵便によりソ國へ發送することは不可能にして利用範圍は著しく局限せらるゝの感があるが、ソ國經由小包に就ては目下斯かる制限がないから繼越小包の利用價值は相當大なる

算は三月毎に作成する總計算書に貸越郵政廳に於て之を記入することを要す其の差額は總計算書受領の日より起算し一月の期間内に之を支拂ふべきものとす

差額の支拂が右期間内に爲されざるときは支拂はるべき金額は該期間満了の日より起算し年七分の割合にて利子を生ず

四、右計算書の差額は貸越國の首府に在る銀行の媒介に依り同國の貨幣にて又貸越郵政廳の請求あるときは貸越郵政廳及借越郵政廳間に協議の上他國の貨幣にて貸越郵政廳に之を支拂ふ

五、支拂に附隨する費用は借越郵政廳に於て之を負擔す

八、

本規則は小包郵便物交換に關する約定實施の日より之を施行すべし

本規則は締約國郵政廳間の協定に依り之を改竄するに非ざれば右約定と同一の存續期間を有すべし

昭和六年十一月二十三日即ち千九百三十一年十一月二十三日「モスコ」に於て本書二通を作成し之に署名す

ものあるべく本邦發送数は一年二萬個内外に達するであらうと豫想されてゐる。

料金の概算

一 一匁迄 五匁迄

日本陸路……………〇・五五法 〇・七五法

日ソ間海路……………〇・五〇 〇・五〇

ソ聯邦陸路

直接(亞ソ發着) 四・〇〇 四・二〇

交換(歐ソ發着) 四・〇〇 四・〇〇

繼越(亞ソ遞送) 四・〇〇 四・〇〇

繼越(歐亞ソ遞送) 八・〇〇 八・〇〇

四、日本内地と北樺

大小包交換開始

さきに締結された日ソ小包郵便條約の規定に基き我遞信省は北樺太各地との冬季間小包郵便交換に關しソヴェート郵電人民委員部との間に之が實施方につき打合せ中のところ、昭和七年冬より實施することになり、十二月二十九日第一回の交換が行はれ、昭和八年春解氷期に入り函館、小樽より同地方への受命船航行するまで左の通り豊原經由で小包郵便並に普通郵便物が交換されることになつた。



交換地—半田澤。オノール間國境  
交換日—毎週二回(火曜、木曜)  
聯絡先—アレキサンドロフスク、オ  
ハ方面

北樺太、オハ、アレキサンドロフスク、  
ドウエ地方には我石油、石炭利權事業に  
従事する邦人が多數在住してゐるので日  
本内地との聯絡は非常に便利になる。

前述せる條約の締結により、從來英國  
等を経由して大迂廻送達せられたる露國  
宛小包特に沿海州及北樺太方面宛小包が  
速達せらるべきは言ふを俟たず。又料金は  
歐露宛小包に於て二割五分、亞露宛小  
包に於て約六割方低減せらるべし。西伯  
利鐵道を経由して小包を送達し得る其他  
の國は差當り獨逸、エストニア、ラトヴィ  
ア、波斯、土耳其の諸國にして、加奈  
太、英國經由に比し、料金低廉、送達迅  
速となつた。

尙ソ聯邦宛小包料金は戦前に比較して  
約三割乃至四割方高くなるが、西比利亚  
鐵道の運賃高率なためで、ソ聯邦が聯合  
の小包約定に加入せぬ理由の一つである

更に小包の重量を五キログラム迄に制限  
して十キログラム小包を取扱はないこと  
は、ソ聯邦が外國貿易を公認せず、且個  
人用として輸入し得る物品の數量を一種  
類五キログラム迄に制限せるためで、西  
比利鐵道に依り小包を送達し得る範圍を  
獨逸外數ヶ國に限れるは、ソヴェート聯  
邦が條約關係を有せざる國に對しては媒  
介送達を許さざるためである。

### 日ソ電信關係

#### 一、日ソ電信連絡の沿革

我國と露國との電信連絡は、明治三年  
丁抹大北電信會社が日本政府の特許を得  
長崎浦鹽間に海底電線一條を敷設せにし  
始まる。其後明治十五年更に一條を増加  
したが、大正三年朝鮮浦鹽間の陸線連絡  
及南北樺太間の陸線連絡が設けられ、日  
露間の電信交通に一新紀元を劃した。露  
國革命によつて陸線連絡は久しく停止さ  
れてゐたが、大正十四年三月一日より再

開され、更に大正四年には落石無線電信  
局と勘察加ペトロパウロフスク間に無線  
電信連絡が開設され、本邦の對外固定局  
無線電信連絡の嚆矢となつた。

#### 二、日ソ間電信連絡の現況

現在の兩國間電報經路は大體左の如く  
である。

- 一、朝鮮京城、浦鹽線
- 二、南樺太豊原、北樺太亞港線
- 三、長崎、浦鹽線
- 四、長崎、上海線
- 五、落石、ペトロパウロフスク間無線  
電信連絡
- 六、大泊、亞港間無線電信連絡

## 文化關係

### 昭和七年の日ソ文 化關係

#### 一、ピリニヤーク氏の 再來遊

昭和七年の文學の分野に於ける日ソ關  
係で特筆すべきは、日本におなじみのポ  
リス・ピリニヤーク氏の再來遊で同氏は  
去る大正十四年來朝後屢々再來を傳へら  
れたが、遂ひに昭和七年五月七日六年振  
りでそれが實現された。同氏來朝は當時  
稍々沈滞期にある日本の文學界に、及び  
文壇に知己が多いだけに相當のセンセー  
ションを捲起し各方面で同氏の歡迎會が  
催された。

同氏は次のやうなプログラムで、即ち  
一、五月十七日—日本文壇主催の歡迎  
會

二、五月二十日—日露協會主催のピ氏  
講演會

三、五月二十一日—静岡茶業組合の招  
待にて静岡牧の原茶園視察

四、五月二十三日—東京外語・ロシヤ  
會主催の歡迎講演會

五、五月二十六日—女人藝術社主催の  
婦人連歡迎座談會

六、五月二十七日—日ソ文化協會主催  
の歡迎會

七、五月二十八日—明治大學主催の講  
演會

八、六月一日—日光見物

等の各歡迎會にのぞみ、先づ日ソ親善は  
相互の藝術家の提携からと云ふ風に夫々  
講演をする等盛にその藝術的日ソ親善に  
盡した。

更にソヴェート大使館では同氏の訪日  
を機會に先づ日ソ兩國の文化的接觸を深

める意味から我國の文化關係者を招待し  
茶話會を催す筈であつたが、當時折悪  
く犬養首相遭難の不幸事件が勃發したの  
で弔意を表し遠慮して、同氏歸國の際に  
日ソ文化親善茶話會を送別記念茶話會に  
變更し、同大使館に日本對ソ關係者、文藝  
家、學者、新聞記者等を招待し日ソ親善  
に努めた。

同氏滞在期間は種々の事情で非常に短  
かつた爲めに新聞紙を通じて日本再遊の  
印象を發表する機會を失つたが、中央公  
論に「ソヴェート文學の新紀元」を、改  
造に小説「火を生む術」を、又文藝春秋  
に「O・Kアメリカ」の一部を夫々掲載  
したに過ぎなかつた。而して同氏は六月  
十八日敦賀出帆の天草丸で歸國した。

#### 二、ゴリキー氏記 念祝賀會

我が文壇は世界的文豪であるロシヤ作  
家マキシム・ゴリキー氏が作家生活に入  
つてから一九三二年を以て恰度四十年記  
念に當るので、日ソ親善の意味から日ソ



文化協會の主催で九月二十五日記念祝賀會を行つた。當日はソヴェート大使トロヤノフスキー氏、ヴォツクス日本代表ガルコウイツチ氏を始め、日本在中の露國大使館員多數出席し、各々一場のゴリキ一觀乃至は日ソ文化提携の意義につき語り、文壇、樂壇、美術界、新聞記者の外對ソ關係者も多數出席して盛會であつた。尙同協會は翌二十七日時事講堂で「ゴリキ一の夕」の題の下に記念講演會を開催した。

### 三、日本文學のロシヤへの紹介

ヴォツクス日本代表ガルコウイツチ氏は豫て日本の代表的小説を翻譯してロシヤに紹介したい希望を持つてゐたが、會々ビリニヤーク氏が再朝し、菊池寛氏、山本有三氏等と會談する機會を得たので同氏からこの希望を發表したところ兩氏も非常に喜び、人選をしてピ氏訪日記念としてモスクワ・ヴォツクス本部から出版されることになつた。尙、菊池、山本

兩氏の渡露説などあつたが、立ち消えとなつて了つた。

### 四、米川文子嬢の音楽行脚

吾が國に於けるロシヤ文學界の權威者米川正夫氏の實妹にして三弦の大家米川文子嬢は前述のボリス・ビリニヤーク民再渡來の際の交渉をうけ、ヴォツクスとの正式の諒解なり五月に入露しモスクワ・レニングラード各地の俱樂部、劇場其他に於て箏曲の獨奏を試み、日本古典音樂を紹介して多大の好評を博した。

その他イタリーに滞在中の三浦環夫人はヴォツクスの招聘をうけてモスクワに赴き得意の「お蝶夫人」でソヴェートの労働者を魅了した。

### 五、劇壇人入露禁止さる

一九三二年秋の全聯邦演劇オリンピックの召集によりモスクワに於て國際演劇オリンピックが開催されること並にこのオリンピックに於ける日本代表

更に實際家の問題としては松竹の演出家園池公功氏が對外文化聯絡協會からの招待で渡露し、ソヴェート演劇の實狀を視察すると共に、數年前彼地にあつて演劇研究に没頭してゐた野崎韶夫氏と相前後して歸朝し、園池氏は短期間に蒐集した舞臺寫眞を銀座紀伊國屋畫廊に、野崎氏は滯ソ五ヶ年間に苦心蒐集したソヴェート演劇寫眞、ポスター、劇場プログラム、プラン等約四百點を東京朝日新聞社畫廊に出陳して一般の展覧に供した。

### 七、ソヴェート映畫の輸入

ソヴェート映畫はその上映難、檢閲難にも拘らず盛に輸入封切された。その數の僅少さと反比例して多大の効果と貢獻を齎したことは特筆に値する。

大興社輸入の記録映畫「五ヶ年計畫」(アムキノ)、地上映畫社のポリシエビキ一労働婦人の衛生と健康を扱つた「新女性線」(サユーズキノ)、ヤマニ洋行扱ひの動物の生活鬭争を描いた文化映畫「生

ロレタリア演劇團體もこれに招待されたので、是非参加すべく先づ其の豫選が各地の左翼團體に行はれたが、東京築地小劇場を始め、大阪の戦旗座、福岡の前衛劇場、名古屋の前衛劇場、黒石の農民劇場等各地に於ける公演は當局から絶對禁止を受け且つ旅券下附を拒否されたので遂に之が實現を見なかつた。

かく劇團の交換は種々の困難に當面したが、兩國間に於ける演劇の相互的研究は愈々盛で我國に於ては新築地劇團がベロツエルコフスキーの「暴風」を上演し都下學生語劇大會の呼物の一たる東京外國語學校の語劇大會では、トルストイ作「生ける屍」が上演されると同時に、ソヴェートに於ては十月革命十五週年記念國際演劇オリンピックでトラム(労働者青年劇場)が我國の代表的プロ作家徳永直氏の「太陽のない街」を上演する等間接の演劇交換が行はれた。

### 六、松竹舞臺監督園地氏の訪露

主題はソヴェート聯邦に於ける最も活潑なベスプリゾールヌイ(浮浪兒)の大集團を如何に救済すべきか? 即ち帝政資本主義的社會、帝國主義戰爭、内亂等の遺産、今日のソヴェート社會政策上の痛として残された浮浪兒を一つの自治團體に組織し、教育を與へ、社會主義建設の主要なる分子として再生せしむる過程を描いたものである。

此の「人生案内」の意外な成功に力を得た當業者は躍氣となつてソヴェート映畫の輸入を試みたが、檢閲の彈壓は遂にその上映を斷念するのやむなきに至らした。輸入されて封切されずに送り返された映畫には、「トルジュツクからの裁斷師」「幸福の港」「藝術祭」「山の景色」「二つの邂逅」「死の家」等があり、今尙保留になつてゐるものに「靜かなるドン」「一人」「呼應計畫」「仕事と人間」等がある。尙この間ソヴェート・トーキーの獨占權を得た扶桑商事が解散したことも、ソヴェート映畫の進出を澁滞させた一因



であつた。

### 八、レーニン圖書館の日本室設置

ソヴェート聯邦では目下日本に關する研究が旺盛になつて、特に文化の方面に於いては、最近多數の日本の藝術家が招聘されてゐるのを見ても、東洋の文化に關心が高まつてゐることが判る。そこでヴオツクス日本代表ガルコウイチ氏は、ソ聯邦最大のレーニン公衆圖書館内に日本室を設置する目的で、古代、現代日本の文獻資料の寄贈方を日ソ文化協會に依頼したので、同協會は早速評議員會を開き蒐集し寄贈することになつた。

### 九、インツォリスト日本代表M・チユーク氏の歸國

ソヴェート聯邦の觀光を便利ならしめるために東京にソヴェート聯邦國營觀光協會「インツォリスト」支部が設けられて、ハイルチユーク氏はその代表者として、次に文學方面に於ては、菊池寛氏作「眞珠夫人」がハ爾濱發行露字紙「ハルビンスコエ・ウレミヤ」紙に、在哈日露協會學校露語教授アンブリ氏によつて翻譯連載され、ソ人間に大好評を博し完了と共に單行本として出版されたし、徳永直氏作「太陽のない街」及「失業都市東京」がモスクワ出版の文學雜誌「國際革命文學」に夫々露譯掲載された。又ハ爾濱東支鐵道に轉任以來鳴を沈めてゐたスパルウイン博士は同鐵道出版部より「滿洲事變に關する日本の文獻」と題する露語文獻を發行するなど日ソ出版界は相當の緊張振りを示してゐる。

海上ビルに事務所を置いて活動中であつたが、今回モスクワ本部から事務打合せのため招電があつたので、八月十二日當地を出發して歸國した。

### 一〇、出版界

最近我國讀書界に於けるソヴェート書籍の需要激増の傾向と併行して、元ロシヤ問題研究所長の大竹博吉氏は「國際書籍會社の獨占權を獲得し、神田區に「ナウカ」社を開いて、ソヴェート書籍の輸入を開業した。

それ以來ソヴェートの新聞雜誌並に單行本も相當多量に輸入されロシヤ語を讀む者に便宜を與へる様になつたが、之等の讀書の傾向は一般に豫想せらるゝ如き文學書の場合は案外少く、特に目醒まし進出力を持つてゐるのは一般科學に關する書物で、我國科學界に於ける新人間に何れも直接ロシヤ語によつて新知識を吸収せんとする慾求が非常に力強く擡頭して來たことは注目に價する。

### 一一、極北探險隊シビリヤコフ號の來航

その他の日ソ文化關係に於てはソ聯邦學術研究探險隊シビリヤコフ號の寄港である。同船には有名な北極探險家オ・シユミツト氏、氣象學者ウエーゼ博士、船長ウオロニン氏、副船長クラシンスキル氏、撮影監督シネードル氏、同技師コルク・トロヤノフスキー氏、作家セミヨノフ氏、イズウエスチヤ紙記者、紅一點の磁氣學者ルシーノワ夫人等探險部員二十八名、船員三十六名が乗船してゐた。一行の偶然的寄港は我國各方面に絶大なセンセーションを起し、各文化團體の相次ぐ歓迎會に同船一行は文字通り寧日なき有様だつた。

ソヴェート大使館では、これら歓迎會の御禮と建國十五週年記念祭を兼ねて、我國朝野の名士を始め、各新聞通信社文化團體員等二百餘名を招待して盛大な交驩が行はれた。

多く各種辭書類殊に農業辭典等有望視せられてゐる。最後に最も面白い現象は子供向の繪本の賣行が斷然好いことで、之等は日本の子供向繪本の愚劣なるもの多きに引かへて、ソ聯邦のものは何れも一流の畫家や美術學生の手になるものだから好評なのが當然であらう。

斯くの如く我國に於けるソヴェート學術並に文學の研究は愈々盛になりつゝあるが、他方ソ聯邦が極東日本に絶大な關心を持ち特に現下日本の政治、經濟情勢の研究分析に力を入れつゝある事實で、その一例としてはモスクワ、レニングラード、浦鹽にある極東學院日本語課の教授連中が「日露辭典」を編纂しやうとしてゐることである。

即ちその一つは「日露大辭典」で金澤庄三郎氏の廣辭林を基礎とし、改修新式辭典のほか大小四十種の辭書を以て新語其他を補充し、九萬語二千頁の現代語中心の辭典である。他は特に日本の勞働者プロレタリアの使用する言葉で、これは上田萬年博士の「大辭典」を基礎に「言

### 昭和八年の日ソ文化關係

#### 一、山田耕作氏の渡露

昭和六年渡歐の途中で露都モスクワ其他の大都市の各大劇場に於て日本音樂の紹介に努め絶大の讚辭と歓迎を受けた山田耕作氏は再びゴメツの招聘を受け再び入露各都市を音樂行脚に出かけることになり、今度は夫人同伴で二月十八日敦賀出帆の天草丸で彼地に向つた。而して五月十日東京に歸着された。

#### 二、メクシン・クラフチエンコ兩氏の來朝

上野の萬國婦人子供博覽會にソ聯邦代表として参加を兼ねて日本の教育文化視察のため、モスクワよりメクシン氏とクラフチエンコ女史の來朝を見た。メクシン氏はロシヤ社會主義聯邦ソヴェート共和國教育人民委員部の兒童教育部長兼モスクワ兒童博物館長、クラフチエンコ女



史は教育學の大家である。

### 三、ソ聯邦教育家歡迎會

日ソ親善を文化方面から相互に接觸さすべく努めてゐる日ソ文化協會主催で四月二十日赤坂山王ホテルに於てソ聯邦文部人民委員部兒童課長メクシン氏及びモスクワ對外文化連絡協會教育課長クラフチエニコ女史の來朝歡迎會が春の宵に相應しい和やかな氣分で催された。例によつて田中館愛橋老博士、秋田雨雀、安田醫學博士、米川文子女史、モスクワに招待された松竹の舞臺監督園池公功氏等の顔も見え、ソヴェート側からはガルコウイツチ一等書記官、大使館武官等約百名出席、協會主事小野俊一氏の開會の言葉に次いで主客兩氏の挨拶があり、來客を代表して田中館博士の諧謔混りのドイツ語の演説があつたが、メクシン氏は

「自分の日本來朝の目的は第一、ソヴェートの文化教育事情を日本に紹介すること、第二は日本の文化教育状態を視察することであつたが、どうやら第

一の目的より第二の目的の方に多くの收穫があつたやうだ」

と笑はせた。昨日の晝間は兩名共多摩川の勤勞學校を視察したが、學校の出版物が總て生徒の手によつて編輯され、印刷されることに大分興味をもつたこと、ソヴェート聯邦で既に計畫されながら大事業であるために未着手になつてゐる兒童大百科全書が同學園で既に出版されてゐることに感心してゐた。

### 日本の對露技術援助關係

#### 一、ソ聯邦に對する邦人の技術的援助

ソヴェート聯邦政府は社會主義建設一五ヶ年計畫を邁進的テンポを以て完成へと努力すると共に自國の産業の外國に比して技術的に遅れてゐるのに鑑みドイツアメリカ其他の諸國より各産業の優秀なる技術的専門家を招聘し、技術的援助を

於ける運轉材料の修理法は、全世界の龜鑑である。黨中央統制委員會がこの方法を採用するに至つた所以は、即ちこれが爲である。經過せる二箇年は、日本化の勝敗史である。ムロムに於ける機關車修理工場と、ペロフに於ける車輛修理工場とは新しい修理法を鍛鍊すべき研究所となつた。故に此の二工場の達成と缺陷は有らゆる運轉修理工場に取つて最も良き教訓である。この觀點から二工場の結果を分析して見やう。

ムロム工場は、その建物、機械設備、及び規模の大きさに於て、凡ゆる運輸工場中最優秀な工場である。同工場は、一九二九年九月一日から日本式を採用したが、翌年五月までに既に大なる結果を得た。即ち、機關車修理在場日數は、一九二八—二九年度の四十五日から一九三〇年四月の十一—六日に短縮され、一箇月の修理機關車數は十四臺から廿五臺に増加し、一臺の修理費は一萬七千七百八十七留から一萬四千六百七十二留に減額した。この結果に鑑み、交通人民委員部

仰ぎつゝ、以て五ヶ年計畫を四ヶ年間にとの標語の徹底實現を計り來つた。偶々我國の産業部門の内特に鐵道、水力、電氣養蠶、製茶、豆乳、木炭、漁肉用罐、舂舟等の製造技術が諸外國より進歩してゐる點に注目しつゝあつた處、それ等の技術的援助の希望を依頼して來たのである我國は以上の内鐵道、製罐、舂舟方面の製造技術はソ聯邦の依頼に應じてそれ等の技術的援助に極めて著しい好果を擧げてゐるのである。先づ鐵道について記せば左の如し。

#### 二、木邦鐵道技術の移入契約

昭和四年八月ソ聯邦交通人民委員部は在日ソ聯邦大使を通じて主としてモスクワ・カザン鐵道改修に就いて數人の鐵道技術専門家を日本より招聘し度く技術的援助方を申込んで來たので、我鐵道省はそれに應じて技術的適任者を推薦することに決した。昭和四年十二月我鐵道省側とソ聯邦交通部との間に雇傭條件及び派遣

は運輸關係のあらゆる修理工場に日本式を實施すべき指令を發した。

日本式は作業分野の集注化を要求する即ち多くの對象物に力を分散することなく、力を集注せねばならぬ。然るにムロム工場に於ける作業は散漫で、四臺乃至七臺の機關車を修理すべきに、十臺乃至十四臺の修理を行つてゐる。又三個乃至四個の汽罐の代りに五個乃至七個の修理を行つてゐる。精密な圖式は度外視され一日の作業量は決定されず、機械能力は計算されることなく、生産行程に於ける勞働力割當は杜撰であり、修理圖式は中斷されてゐる。

日本の専門家の推薦した各種の器具は利用されずにある。工場の指導者等は徒に機械類を増したり、勞働力を増加したりしてゐるが、これが利用は極めて不充分である。それから日本専門家が充分利用されてゐない。之に關し同工場を調査した勞農監督人民委員部の代表者に日本専門家が語つたことは次の如くである。「行政及び技術の擔當者は非常に臆病で

### 三、ソヴェート側の評價

「運轉材料の日本式修理法は、修理とその遂行の正確なる計畫化、並びに作業の精密なる圖式を基礎としてゐる。日本に



あつて、積極的でない。上司の指令なしに仕事をする場合には一々書付を要求する。作業の精密な計畫は紙上に於ては立派なものだが、實施が拙い。過去の經驗から見れば、この工場には我々の組織を取入るべきあらゆる可能性はある。然し一度取扱つた經驗のある機關車の場合はいゝが、經驗のない機關車の修理になると作業圖式は中斷され、修理計畫は非現実的となる。これは指導者の責任である」

此の日本専門家の言の正しいことは疑ふ餘地がない、併し彼等の提言は暗に葬られることが多い。器具、修理、機械等の職場に於ては、絶えず熟練労働力の不足を訴へてゐる。實際日本修理法の實現の進捗しない根本原因の一つは労働力の流動である。今年度上半期の如きは五〇%も流動してゐる。これは工場の管理者のみならず中央機關にも責任がある。次にペロム車輛修理工場の事情を述べよう。

日であつた、最初の七箇月は日本専門家の援助をからずに作業してゐた。(日本専門家の到着は一九三〇年四月である)一九三〇年五月に於ける在場修理日数は、一九二九—三〇年度上半期に比すれば千二百一労働延時間から六百八十時間に、修理費は二千八十留から一千八百留に、材料費は六百六十留から四百留に孰れも低減してゐる。更に一九三〇年九月には在場日数は六・三日に、労働延時間は五百七十時間に修理費は一千四百十六留に、材料費は三百四十留に夫々低減した。一九三一年上半期には此等の達成が深化して行つた。在場日数は六・二日に四月及び五月には更に六日に短縮された。然し工場はこれに満足することなく、日本と同じ在場日数の五日を今年の目標としてゐる。

#### 四、第二回招聘契約中止

かくてソ聯邦の鐵道修理技術の日本化に努力して大成功を収め歸國した我が國

道技師に對しロシア側では車臺修繕作業の指導のため再度招聘方を熱心に希望し外務省の援助斜旋により駐日ソヴェート大使館と鐵道省と交渉昭和六年十二月契約草案が内定調印するまでに涉び、加藤伸二技師以下技師二名、技手三名、通譯一名、合計七名が約一年間の任期で出發の筈であつたが、昭和七年三月突如ソヴェート側より招聘を見合せる旨鐵道省に通告して來たので一行のロシア行は遂に中止となつた。右契約が中止されるに至つた理由としては、別に公表されてはゐないが、ソ側は最近對外支拂勘定を大いに緊縮してゐるので、鐵道部の豫算が比較的高給の外國技術家の招聘を許さなかつたためであると見られてゐる。

#### 五、日本製罐技師援助契約

次に昭和五年三月ソ聯邦極東漁業品株式會社(グリ・レイブ・プロドゥクト)は在ソ聯邦通商代表部函館支部を通じて在函館製罐技師小和田金吉氏を本社所屬から

チャツカ製罐詰工場に於ける製罐技師長として招聘雇傭に關し會談したが兩者間に合意成立し労働契約が結ばれた。

#### 六、本邦水力電氣技師招聘問題

昭和五年八月ソ聯邦最高經濟會議所屬動力經濟協會は、一九三〇—三一年度に於けるソ聯邦政府計畫の水力發電所建設として可成的速度を以て竣工を期さうとの企圖の下に、同工事の責任監督者として設計並に建設専門の水力電氣に付經驗のある技師及び技手數名を日本より招聘し度き旨在日ソ聯邦大使を通じて我外務大臣に公文書を以て便宜の提供方を依頼して來た。斯かるソ聯邦の要望に對し我國主務大臣は遞信省と協議の結果古河電氣工業株式會社をしてソ聯邦の要望に對し詳細に亙る諸條件に付き交渉せしめたがソ聯邦側の都合により中止となつた。

#### 七、アスベストの技術的指導

文化關係

駐日ソヴェート通商代表部では、對日輸出有望品としてのウラル産アスベスト(石棉)を日本市場向に製造するため、之が技術的指導を日本アスベスト株式會社取締役兼技師稻吉兼作氏に依頼したが昭和六年夏愈々兩者間の協定成つたので稻吉氏は、大倉商事の吉田薫氏同道昭和六年七月八日東京發、先づモスクワに赴いてソ聯邦鑛業トラストとの間に種々打合せの上、世界的アスベスト産地として知らるゝウラル・アスベスト地方に赴き種々日本市場向きに製造方法を傳授し一方原産地視察の目的も遂げ、同年八月二十四日歸國した。

#### 八、蠶業技師の渡露問題

ソヴェート聯邦では輸出有望品としての生糸製造方面においても五箇年計畫的テンポによる増産と製造方法の社會主義化を計畫し、昭和五年中央アデア蠶業機關から技師二名を日本に派遣して立川の東京府立蠶業試驗所始め信州岡谷方面の

製絲工場等視察見學して得るところ大であつた。ソ聯邦では更に進んで日本一流蠶業技師の招聘による養蠶技術の大革新を企て、駐日ソヴェート通商代表部を通じて本邦養蠶技術家と交渉中であつたが昭和六年十二月に至り、諸條件の妥協が原則的に成立し、

東京府立立川蠶業試驗所長技師 鈴木 穆  
農林省蠶業試驗所囑託 原田 新一

兩氏を始め六名の優秀技術家等が愈々披露することに内定した旨傳へられたが、其後に至り、日本農林當局はソ聯邦への養蠶技術援助が競争者に武器を與へそれを強大にするものであるとの見地から強硬な反對を唱へ遂に假契約は破棄された。右について昭和六年一月六日の東京朝日新聞は交渉を受けた技師の一人原田新一氏の談として次の如く傳へてゐる。

「私は單に技術者の頭から、今までも鐵道技師の先例もあり、學問に國境なしと思つてロシア行きを承諾したので



すが、思はぬ反對に逢つて止める事になりました。私としては自分の發明した自動線糸器械を使つてみたいが日本の製糸業は工業として五十年以上も遅れてゐて、製糸家の頭も目先の金利や相場のことしか考へず、又資金の窮迫せる行きがかりもあつて、どうしても進んだ器械を採用する事ができない。ところが丁度ロシヤから頼まれたので思ふまゝにやつてみたいと技術家としての理想を描いたままでので思想の何のといふ事は無論ないので」

因みに、その後日本の對ソ技術援助について特筆すべき交渉がなかつたのは兩國のために遺憾に堪へなう。

### 日本の對ソ文化關係團體

#### 一、日露協會

イ、協會の沿革  
本會は明治二十九年四月露國の學術及

第一條 本會は日露協會と稱し本部を東京に置き必要に應じ各地に支部を置く  
第二條 本會は露國の學術及事情の研究を奨励し且つ日露兩國國民の交誼を増進するを目的とす

第三條 本會の會員は日本又は露國に國籍を有する者として之を左の三種とす

- 一 通常會員
- 一 特別會員
- 一 名譽會員

通常會員は本會の目的に同意し會員二名以上の紹介を以て入會金十圓を添へ入會を申込み會頭の承諾を経たるものとす

特別會員は本會の事業を翼賛し一時に金五百圓以上を讓出し會頭の承諾を経入會したるものとす

名譽會員は本會の特に推薦し總裁の許可を経たるものとす  
本會々員には本會の徽章を交付するものとす

第四條 通常會員にして一時に金二百圓を納むる者に對しては終身會費を徴收

事情の研究を奨励し、且つ日露兩國國民の交誼を増進する目的を以て創立せられた尋で明治四十四年伯爵寺内正毅氏本會々頭に、男爵後藤新平氏副會頭に就任せられた。翌四十五年には閑院宮載仁親王殿下を總裁に奉戴した。爾來本會は益々發展を遂げ、基金の如きも明治四十四年第一次の基金募集をなしたが、金十四萬二千二百圓を得、次で大正六年男爵瀧澤榮一氏を委員長として第二次の基金を募集したる所金三十七萬三百圓を得た。大正四年一月には日露貿易發展に資する目的を以て本會に日露貿易調査本部を開設し男爵目賀田種太郎氏同部長に就任せられた。大正六年には本會は其當時露語に通ずる青年の乏しきを憂へ、本會内に露語講習所を設け速成的に露語の夜間教授をなし、卒業生約六十名を出し同八年閉鎖した。是後述の日露協會學校の前身である。大正七年四月農商務省の委嘱に依り哈爾濱に商品陳列館を設立し、爾來十年日、露、支の商品展示一般商取引の仲紹介並に調査報告を發行し日露支貿易の開

第五條 本會は皇族を奉戴して總裁とす

第六條 本會に左の役員を置く

- 一 會 頭 一名
- 一 副會頭 二名
- 一 名譽會頭 一名
- 一 評議員 若干名
- 一 幹事長 一名
- 一 幹事 若干名
- 一 主 事 一名
- 一 事務員 若干名

第七條 會頭は本會を統理し及本會を代表す會頭事故あるときは副會頭之を代理す

評議員は會務の諮問に應ず  
幹事長及幹事は會頭の指揮を受け會務を處理す幹事の中一名を常務監督とし一名を會計監督とす

主事は幹事長及幹事の指示に従ひ事務員を指揮し會務を整理す

第八條 會頭及副會頭は總會に於て之を推薦し名譽會頭には露國大使を推薦す評議員幹事長及幹事は會頭の推薦に依

發々展に努力しつゝある。  
大正八年十一月寺内會頭薨去せられたので、翌月後藤副會頭會頭に、目賀田男爵副會頭に就任せられた。(目賀田副會頭は大正十五年九月十日薨去した)大正九年九月哈爾濱に日露協會學校を設立し露國並に支那に於て公私の業務に従事する青年に露西亞語及商事經營に關する學術を教授しつゝある。而して本年迄に三百名以上の卒業生を世に出した。

然るに長い間會頭として兩國親善に偉勳を立てた後藤新平伯は昭和四年四月十三日京都にて逝去せられたので、伯に代る後繼會頭を物色の結果、六月六日開會の臨時總會に於て齋藤實子を推薦し、子の就任を見る事となつた。尤も同年七月濱口内閣成立後齋藤氏は再び朝鮮總督に起用せられ、日露協會々頭兼任のまゝ九月二日朝鮮に出發した。子は便宜上九月十八日付日露協會々頭事務取扱を協會幹事倉知鐵吉氏に委任し來つたので、現在は倉知氏が之を代行しつゝある。  
日、協會の會則

第九條 會議は總會及臨時會の二種とす

第十條 總會は毎年一回之を開き會務一切を報告し及必要の事項を議定す

臨時會は臨時必要の場合に之を開く

第十一條 通常會員の會費は年額金六圓とし毎年三月九月の二期に之を分納するものとす

本邦に常住せざる露國人にして通常會員たるものは一時に金三十圓以上を納めたるときは前項の會費を徴收せず名譽會員特別會員よりは會費を徴收せず

第十二條 會員の退會は會頭の承諾を要す

第十三條 二ヶ年引續き會費の納付なき通常會員は之を除名することあるべし

第十四條 本規約は會頭の發議に依り又は會員十五名以上の發議に依り總會の議に付し出席會員三分の二以上の賛成を得るにあらざれば之を改正することを得ず



第十五條 會計に關する規定及其他の細則は別に之を定む

日露協會支部に關する

細則

- 一 本會支部の設置は會頭之を指定す
- 一 支部の規約並に細則は各支部に於て之を定め會頭の承諾を受くべし
- 一 支部の會計は獨立として支部會員の會費は支部に於て適宜に之を定む
- 一 支部長は會頭の推薦に依り總裁之を囑託し事他の役員は支部規定に依り之を選定し會頭の承諾を受くべし
- 一 支部は毎年一回以上支部に關する報告を本部に提出すべし
- 一 本規約及細則規定前既に設立せられたる支部は追て本規約細則に準し規約を改訂する迄現在の儘存続するものとす

ハ、役員及會員

總裁 載仁親王殿下  
會頭 子爵 齋藤 實

會根 正命 中居豊三郎  
 武藤 山治 増田 斜  
 湯淺竹之助 森 衆郎  
 鈴木岩次郎 鈴木 ヨネ

通 常 會 員

飯村 穰 伊藤忠三郎  
 岩永 裕吉 岩崎 直砥  
 入野 寅藏 磯村豊太郎  
 稻石 正雄 稻吉 兼作  
 井上匡四郎 井上辰九郎  
 今井 五介 今井 政吉  
 今井 信之 今岡純一郎  
 石田 常磨 馬場 秀夫  
 花岡 止郎 男爵 原口 徠  
 濱野佐一郎 長谷川作次  
 半野 憲二 ベ・ア・パノーフ  
 堀井新治郎ア・エム・ベツクマン  
 ベ・エル・ベイリン 戸村 理順  
 富樫 潤 豊島美王磨  
 イ・ア・リーク 友田 貞吉  
 大井 包高 男爵 小畑大太郎  
 小野 俊一 渡部 任  
 加藤五十造 加藤徳三郎

文化關係

評 議 員 (イロハ順)

伊東米治郎 子爵 石井菊次郎  
 石塚 英藏 服部金太郎  
 林 博五郎 堀 啓次郎  
 大橋 忠一 渡邊勝三郎  
 加藤敬三郎 川村 竹治  
 河村金五郎 片岡 直温  
 高橋 是清 高山 長幸  
 高松 豊吉 中橋徳五郎  
 中田 敬義 伯爵 内田 康哉  
 野中 清 山本条太郎  
 安廣伴一郎 松岡 洋右  
 松方幸次郎 益田 孝  
 古河虎之助 男爵 藤田平太郎  
 藤山 雷太 男爵 郷 誠之助  
 江口 定條 男爵 阪谷 芳郎  
 美濃部俊吉 宮尾 舜治  
 森島 守人 菅原 通敬  
 鈴木 島吉

幹 事

大橋新太郎 加藤 寛治  
川上 俊彦 龍居 頼三

河東田經清 門野重九郎  
 川原製婆太郎 川上 俊彦  
 川村 竹治 片岡 良寅  
 片山三四造 片山 繁雄  
 片山秀太郎 片岸清太郎  
 笠原 幸雄 龜山 一二  
 エム・ゲ・ガルコウチ 柏木弧矢郎  
 神林 虎雄 米井 信夫  
 吉田 薫 吉武源五郎  
 高橋 利雄 依 謹五郎  
 高久甚之助 高本 百行  
 龍居 頼三 田中 梅吉  
 田中 都吉 田中丸祐厚  
 田中耕太郎 田中清次郎  
 田中 耕太郎 竹村 浩吉  
 玉木 懿夫 檀野 禮助  
 瀧口寅之助 坪井 郁孜  
 イ・ア・レーズニコフ 成富 道正  
 鍋島 直和 中村 久治  
 中川 彦治 中里 重次  
 中村祥太郎 ア・ナギ  
 中瀬 浜 室田 義文  
 カ・ベ・ラウロフ 内田 康哉  
 内田 良平 伯爵

田中清次郎 浮田 郷次  
倉知 鐵吉 八杉 貞利

主 事 關根 齊一  
名譽會員 ア・エヌ・ウエンツエリ

特 別 會 員

岩崎小彌太 服部金太郎  
 原 六郎 原 富太郎  
 橋本圭三郎 星野 錫  
 大橋新太郎 神田 雷藏  
 高橋 是清 高松 豊吉  
 田中 平八 内藤 久寛  
 中橋徳五郎 國澤新兵衛  
 山下龜三郎 山本条太郎  
 松方幸次郎 男爵 古河虎之助  
 藤原銀次郎 男爵 藤田平太郎  
 藤田 謙一 男爵 郷 誠之助  
 赤星 鐵馬 佐々木勇之助  
 美濃部俊吉

地 方 之 部

池田鐵太郎 井田 亦吉  
堀 啓次郎 落合牛太郎  
川西清兵衛 金子 直吉

上田 森治 上田半治郎  
 上田 彪 上田仙太郎  
 植村澄三郎 梅田 潔  
 梅浦 健吉 野村 明  
 野々村金五郎 野口榮三郎  
 野澤源次郎 野守 廣  
 久保 久治ア・エル・クレトヌイ  
 桑原 一郎 倉知 鐵吉  
 黒田 乙吉 山地土佐太郎  
 山田 文慈 山中 忠雄  
 山内 恭治 山口 捨次  
 山内 封介 山崎 龜吉  
 山本榮次郎 山本悌二郎  
 矢澤 裕也 八坂 雅二  
 八杉 貞利 八木龜三郎  
 松田 衛 松永 祐三  
 松崎伊三郎 松崎 登  
 松本 福松 増田 正雄  
 古澤 覺本 古澤 幸吉  
 深尾隆太郎 福田 房男  
 福井菊三郎 富士 辰馬  
 藤田好三郎 藤田 秀雄  
 エス・エス・コロリヨフ



ウエ・エヌ・コチエトフ  
 兒玉俊二郎 小西 孝治  
 小柳 朱一 五味 貞吉  
 河野通久郎  
 ウエ・エム・コンスタンチーノフ  
 阿部秀太郎 新井 三郎  
 朝比奈知泉 秋元 義親  
 荒木 貞夫 蘆田 均  
 佐藤 健一 佐野 滋  
 木下 茂 菊池忠三郎  
 三瓶 勇佐 三橋四郎次  
 簗妻 準二 宮尾 舜治  
 宮川 船夫 宮田 光雄  
 水梨岩太郎 鹽原 又策  
 鹽田 泰介 莊司 由彦  
 庄司鐘五郎 島田元太郎  
 島田 正靖 島村孝三郎  
 上甲 信弘 ゲ・ア・シヤドリ  
 イ・イ・ジェルバ  
 デ・エフ・ジュイロフ  
 ウエ・ウエ・ジエレスニヤコフ  
 清水 正次 下村 宏  
 下田 滋 廣田 弘毅

眞藤慎太郎 樋口 太吉  
 マ・テ・ピウオワローフ 諸星千代吉  
 森 蟲昶 森 謙  
 森 孝三  
 ペ・ウエ・スホドリスキ  
 砂田 重政 末永 一三  
 杉原榮三郎 杉下裕次郎  
 杉野鋒太郎 鈴木 穆  
 イ・イ・スピリワーネツク  
 鈴木源之助 鈴木 重治  
 地方 之部  
 飯田 新七 伊藤 勘作  
 岩井勝次郎 井田 孝平  
 泉 彌市 葉加瀬宇三郎  
 濱岡 光哲 西村總左衛門  
 西口 孝郎 穂下 榮松  
 大庭 義祐 大野作左衛門  
 大和田莊七 岡本康太郎  
 太田 覺眠 岡本 光三  
 近江岸辨之助 渡邊 俊郎  
 風間八左衛門 高林 義一  
 米澤吉次郎 大幸喜三九  
 田島竹之助 曾根忠兵衛

津田榮太郎 中谷庄兵衛  
 中村 七平 中瀬捨太郎  
 内山善十郎 山野邊寅雄  
 山口 武 山本重治郎  
 牧村 監二 松井 勳  
 布施 勝治 小曾根喜一郎  
 小寺 謙吉 愛知萬五郎  
 有賀 篠夫 淺見 又藏  
 最所 又作 讚井 源輔  
 西郷 昇三 澤山精八郎  
 澤田 茂 由上治三郎  
 宮本雄一郎 島定 次郎  
 島津 源藏 新藤忠太郎  
 平田 佐矩 望月益之助  
 海 外 之部  
 池田 福松 橋本欣五郎  
 緒方 整肅 渡邊 理恵  
 河井松之介 川谷幸左衛門  
 川角 忠雄 笠原實太郎  
 長井亞歷山 宗蓮 半一  
 山成 興政 山口爲太郎  
 山崎 次郎 八木 元八  
 酒匂 秀一 佐々木靜吾

三島愛之助 島田 滋  
 森 御蔭 鈴木 尙三

ヘ・ゲ・ポドルスキ  
 エヌ・ア・ポロゴフ ア・ヤ・ベレンキ  
 ア・ア・トロヤノフスキ  
 エル・ア・ガシケリ ア・エス・ガンダ  
 ア・イレドニコフ ア・イ・クツク  
 エヌ・ア・ヅブラウイン  
 ベ・イ・フレイマン  
 ヴエ・エム・プロツキ  
 ペ・エフ・アニケーエフ  
 ア・エヌ・アサートキン  
 エム・エヌ・アンドレーエフ  
 ペ・メリニコフ  
 ア・エム・シユミローフ  
 エヌ・エム・シユーモフ  
 ゲ・ア・ピタデ  
 エ・ゲ・スバルウイン  
 ア・ゲ・ステツエンコ

二、日露通信社

東京市麹町區丸ノ内  
 三菱二十一號館

文化關係

日ソ文化關係について看過すべからざる通信社は日露通信社である。同社は大正四年の創立(當時月刊日露兩文「日露實業新報」を發行)に係り、其存在の十九年間に於て終始一貫、變る處なく日本帝國の國益の見地に立つて、日露滿蒙關係並に滿洲建國以後は日露滿三角關係及露國事情の調査研究とこれが報道に努力精進してゐる。即ち

- 一、日刊邦文「日露通信」大正七年十一月創刊
- 二、同露文「日露通信」大正十四年四月創刊
- 三、月刊雜誌「ソヴェット及滿蒙」昭和六年七月創刊(休刊中)
- 四、日露兩文「日露年鑑」昭和四年以來毎年刊行
- 五、不定期雜誌日露兩文「ゴロロス・ヤボーニイ」(日露の輿論)大正九年創刊

の五大出版物を中心に世界萬邦民から謎の國とまで極言されてゐるほどに真相把握困難なソヴェット事情を其の政治、

外交、財政、經濟、産業、貿易、交通、軍事、文化の全部門に亘り、正確、敏速に調査報道し、上下各方面に認識資料を齎して其日常直接裨益し來れるは勿論、又間接には内外大新聞を始め全國主要新聞への記事材料供給を通じて日本國民大衆の誤まらざる對ソ認識擴充に努め、我對露政策に貢献し、尙又特に露文「日露通信」と露文雜誌「ゴロロス・ヤボーニイ」及「日露年鑑」の露文欄によつて我國狀(滿洲國創建後は同國の現勢)の認識と對ソ政策に於ける公正なる我主張とを露國關係諸機關に徹底せしめ、其蒙を啓くに努めてゐる。

特に日刊露文「日露通信」は本邦唯一の露文日刊通信にして、その通信は滿洲國初めソヴェット本國の諸新聞紙に轉載され、かくて日露露の相互理解に貢献するところ尠くない點は特筆するに値する

三、日ソ文化協會

昭和六年六月二十七日日本邦學者、藝術家、技術家、記者、實業家等數十名



の發起の下に東京において發會式を擧げて以來日ソ親善のため活動し來れる文化團體である。

イ、創立の要旨

ソヴェート聯邦は現在あらゆる意味で全世界の興味を中心となつて居る。勞働者や農民が果して獨力で國家を運轉し、社會生活を開拓し、文化を建設することが出来るだらうかといふ危惧は無用であることが間もなく明かとなつた。ソヴェート政權は常に國民生活と文化を破壊しなかつたばかりでなく、他のいかなる國民に於ても見られなかつた程これを充實し發展させた。そして、歴史上に類例のないこのソヴェート聯邦とはそもそもいかなる國であらうか、そこではどんな政策が行はれ、どんな國民生活が、どんな文化が發展してゐるのであらうかといふことは吾々のすべてが一齊に大きな興味をもつて知らうとし、理解しようとしてゐるところである。然しながら吾々がソヴェート聯邦に對して、興味を向けるばかりでなく、ソヴェート聯邦もまた吾

々に對して異常な興味と理解とを示して居る。これを物質的に見て、吾が學問技術の成果が彼の地における國民的福利の増進に攝取されつゝあることは申すに及ばず、これを精神的に見ても、先には歌舞伎に對する全國民的歡迎、近くは吾が古典文學の大規模な移植計畫等からも判るやうに、吾が國固有の傳統的文化に對してすら廣い理解を示して居る。これらの事情から吾々にとつてソヴェート聯邦の生活文化の系統的な紹介を行ひ、また兩國民の緊密な文化的提携を圖ることが欲くべからざる必要となつて來た。茲に私達はソヴェート聯邦の生活と、文化に對する興味と、それを正しく理解しようとする意をもつ一切の人々を會員として、「ソヴェート友の會」を創立し、次のやうな仕事によつて、ソヴェート文化の紹介、提携を圖ることを申し合はせた。

- （1）ソヴェート聯邦の國民生活及び文化の紹介雜誌「新ロシア」の發行
- （2）種々な催し（展覽會、音樂、映畫の夕、親睦會、座談會、ソヴェート學藝文化及び語學の講習會等）
- （3）出版（紹介的小冊子、案内書、著譯書、叢書、グラフ集等）
- （4）ソヴェートの學藝文化に關する資料の蒐集（圖書室その他）
- （5）ソヴェート聯邦との文化聯絡（寫眞、圖書、その他の交換、招待、派遣等）

ロ、規約

- 第一條 本會は「日ソ文化協會」と稱す
- 第二條 本會はソヴェートの文化聯絡を促進し、ソヴェート文化の紹介を行ひ以て日ソ兩國民の親善を圖るを目的とする
- 第三條 會長一名、本會を代表す
- 第四條 幹事若干名、會務を處理す。幹事の就任は會長の指名による
- 第五條 會長及び幹事は幹事會を構成す
- 第六條 幹事會は會務のため數名の常務幹事を選出す、常務幹事及び秘書は常務

務幹事會を構成す

第七條 幹事會は本會の事業の遂行のため、適宜専門部を設けることあるべし専門部の構成は別にこれを定む

會 員

第八條 本會の目的および事業に賛同し會費を納入するものは、本會の會員たるを得

第九條 會員には普通會員及び維持會員の二種を設く、金額會費五十錢を納入するものを普通會員、一口を一圓として月額會費一口以上納入するものを維持會員とす

第十條 會員は會より印刷物の配布その他の便宜を受く

會 計

第十一條 會費をもつて本會の基本財政とす

第十二條 本會の會計關係は別にこれを定む

支 部

第十三條 その必要ある場合は支部を置くことあり、支部規定は別にこれを定む

文 化 關 係

ハ、組織及活動

◆本部 東京市京橋區銀座三丁目 三間ビル

◆常任幹事 長谷川如是閑(主席)、大塚金之助、野上彌生子、河崎ナツ、安田徳太郎

◆會員 四百五十名

◆支部 大阪支部—大阪市北區梅田町二丁目 會員百五十名  
京都支部—京都市東今出川通川端二九 會員一百名

ソヴェート友の會の改造

ソヴェートの友の會は昭和七年五月、その名稱を「日ソ文化協會」と改稱し且つ秋田會長の辭任、幹事の改選を機會にその規約にも若干の改變を行つた。即ち前掲規約第三條以下第七條まで(役員の一部)は次の如く改められた。  
一、幹事數名を置き會務を委任す、幹事は主席幹事を互選す  
二、幹事は相互の協議に基き書記若干名

を任命す

- 三、幹事及び書記は幹事會を構成す、幹事會は本會を代表し、會務を處理す
- 四、書記は書記局を構成し、幹事會の決定に従つて會務を遂行す
- 五、本會は事業遂行のため専門部を設く
- 六、幹事會は評議員を推薦し、本會の事業について相談す

◆ソヴェートの友の會

東京市小石川區雜司ヶ谷町二五  
月刊「今日のロシア」發行  
「ソヴェートの友の會」は一九三二年九月労働者農民及び一般勤勞大衆を中心として組織された。これが國際的に組織されたのは一九二七年十一月革命十周年記念日を機會に、歐米各國に成立したものである。一方日ソ文化協會は進歩的知識階級によつて組織された文化團體である。



に於ける日本児童書籍展、昭和四年モスクワに於ける日本映畫展、東京帝大其他への夥しい圖書寄贈、並に交換、日本文學者の自國への招待、或はモスクワ訪問の日本人の斡旋と、兩國文化上の聯絡は大部分此ゾオクスの手を通して行はれ、否ゾオクスのイニチアティブによつて實現されてゐるといふも過言ではない。

二、ゾオクスの雑誌

ソヴェート同盟を知識的に報通するために、ゾオクスは定期機關紙を刊行してゐる。創刊當時は單に謄寫版刷のリーフレットであつたものが、間もなく定期的に刊行される「通報」となり、現在では「ゾオクス」(B.O.K.C.)と稱する大部の雑誌となつてゐる。形式の變化に伴ひその内容も著しい變遷を示した。最初の中は一寸したニュースに過ぎなかつたものが現在では論説及種々な問題、例へば「ト

ルクシブ」「農業經濟の集團化」「オリンピアツド」等々に關する論説、記事等から成りたつてゐる。

此の雑誌は英語、獨逸語、フランス語で出版されて居り、全世界で出版の材料として利用されてゐる。

三、出版界への寄與

各種の問題に就て更に詳細な報告を獲る爲に、外國の編輯所、科學及び文化團體並びに個人から色々な論説をゾオクスに要求して來る。其等の要求に應じて前述の三〇ヶ月間に五〇の挿繪入りの論文が外國に送付された。

此等の論説は廣汎にあらゆる題目を網羅してゐる。即ち

經濟及技術九九、科學及國民教育九六、演劇五三、美術工藝五〇、文學及び出版四七、國家政策四六、赤軍二七、勞働と衛生二六、法律二五、音樂一九、體育及びスポーツ一四、キネマー一三、舞踊五、ゾオクスの論文は四十二ヶ國で利用されてゐる。それらは全く原文のまま掲載されたり、若しくはその抜萃がのせられ

たりする。論文は英、佛、獨、露、ユスベラントの五ヶ國語で書かれる。そして同一論文が諸國の雑誌に載ることも屢々ある。

四、展覽會

ソヴェート同盟の建設事業の發展を最もよく反映し、そして事實によつて敵のデマゴギーを叩きつぶす最もよい方法は展覽會である。外國に於けるゾオクスの展覽會の仕事にはその國の参加によつて開かれるものと、單獨にソヴェート同盟自身によつて開かれてゐるものと二種類がある。

展覽會の目的で外國に出品物を送るに際しては、ゾオクスは出來得る限り多くの場所等其等の出品物を展覽するように企て、一つの展覽會が各都市を巡回するように努力してゐる。それで展覽會の統計を取る場合には、展覽會の數のみではなく開催された場所の數をも計算すべきであらう。

一九二六年 展覽會數 展覽會場所數 八 一三

生産高は八〇四二六五枚に上る。

(譯註)「ウニオン・フォート」は最近再び組織されて「ソユズ・フォート」となつた。

七、外國人に對する文化奉仕

ソヴェートの實生活を實際に見聞するために、ソヴェート同盟を多くの外國人が訪れる。ゾオクスはそれらの人々への文化奉仕のために種々な問題や研究題目に關する案内書を作成する。どの訪問客に對しても、彼の要求や興味の範圍に應じて絶えず仕事がなされてゐる。

ソヴェートの訪問客は、世界各地六〇ヶ國に互つて居り、様々な職業や社會的地位にある人々から成つてゐる。

科學者二一% 企業家一八% 作家  
家チャイナリスト一七% 公共事業に活動しつゝある人々一〇% 藝術家八% 學生八% 外國代表六% 一定の職業を有たぬ人五% 勞働者其他被雇傭人六% 軍人一%  
最近の統計によれば、ゾオクスは六三七三人の外國人を接待した。これらの人

一九二七年 一一 二六  
一九二八年 三二 三五  
一九二九年 二八 四三  
一九三〇年(七月一日迄一七) 二五

ソヴェート國內に於ては八つの外國の展覽會が三〇都市に於て開催された。

總計一〇四の展覽會が、ソヴェート國內及び外國で準備され、一七二ヶ所で開催されたことになる。其の觀覽者數は五四二四、九八〇といふ數に達した。一般に最も興味のもたれるものはソヴェート藝術の展覽會である。しかも此種の展覽會で外國人が特に興味を感じるの形式にはまつた繪畫や寫眞の展覽よりも、寧ろソヴェートの新しい題材を反映したものである。

五、書籍交換

書籍はソヴェート同盟と外國との間の文化交流機關として最も重要なものである。

ゾオクス創立直後しばらくは、外國から本を受け取るよりも遙かに多くの本を外國へ送つて居た。併し漸時發送と受領



々のヴォクス訪問は二三一七二回に上つてゐる。この数の中には合計一三四〇人

八、親善の夕べ

ヴォクスの主催の會合の数が、増加して行くことは各國の代表者達の直接のきづなをますますつよめ、個人的親交關係をより發展させ深めてゐることを示してゐる。

- 一九二五—六會合 一九二六—二一會合 一九二七—二二會合 一九二八—六一會合 一九二九—七〇會合 一九三〇—三六會合

九、藝術聯絡

ソヴェート藝術は今、輝ける成功に到達し、外國人はその研究に特殊な興味を感じてゐる。

斯様な狀勢が、ヴォクスをば藝術對外進出の基礎的組織となる様に運命づけたヴォクスはソヴェート同盟の民族藝術の達成の發表又革命によつて育まれた藝術的若人の勞作の發表を必要欲く可からざる使命としてゐる。ヴォクスは此等の原

則によつて俳優、監督、音楽家その他の外國行を組織的に指導してゐる。

ヴォクスは同時に外國の藝術文化、特に重要な成果をソヴェート同盟内に紹介してゐる。この目的の爲めに外國の演劇が二つ上演され、ソヴェートの觀客へ贈られた一つは數世紀の傳統を持つ極東の藝術、日本の國民的「歌舞伎」(一九二八)であり、もう一つは西歐のプロレタリア觀客に對して社會的テーマの近接に努力してゐる獨逸の革命的劇場「若き俳優座」(一九三〇)である。

ヴォクスは又同様に外國の先驅的藝術家、特に映畫勞働者のソヴェート訪問を組織的に取計つてゐる。

十、科學聯絡

科學、技術聯絡はヴォクスの事業中最も重要な仕事である。その根本的目的は外國の科學上及び技術上の實驗を社會主義建設に利用するに在る。

ヴォクスは外國から有用な科學及び技術の最近の報告を得、又外國の科學的技

術的文獻をロシア語に翻譯、出版してソヴェート科學の建設に共力してゐる。同時にヴォクスはソヴェート同盟に於ける科學的及び技術的活動の狀態を努めて外國に紹介し、種々の協會、研究所等の活動、個々の學者の勞作、技術的進歩及び發明等の報告に盡力してゐる。ヴォクスは科學の共同研究の理想に共鳴するソヴェートの最も優秀な學者の糾合に成功した。そしてヴォクスの各部、各委員會には三百人の専門家學者が働いてゐる。現在、ソヴェート同盟はヴォクスを通じて國際科學會議に参加してゐる。

十一、翻譯其他

科學的、文化的知識の普及に役立つものは翻譯である。ヴォクスには翻譯の熟練家がゐて、全歐洲の言葉東洋諸國の言葉をロシア語に翻譯してゐる翻譯は極めて種々なる専門や分科に亘つてゐるが、特に扱はれるのは科學及技術に關するものである。外國語の大衆的普及にも努めてゐる。其他ソヴェート民族文化の開發に關するヴォクスの活動ソヴェート領土

内における文化的連絡活動についてヴォクスは大なる役割を演じてゐる。

十二、諸外國の文化親善

諸團體

ソヴェートの研究は外國に於ても亦集團的協力の形態で行れる。

外國に於て此の仕事を指導してゐる一般的な組織はソヴェート同盟親善協會の形式をとつてゐる。これらの親善協會は多くの國々に於て科學、藝術、文學及び社會に於ける活動家の發起の下に成立した。

これら協會の数は毎年増大してゐる。  
一九二三年—二 一九二四年—  
七 一九二五年—一 一九二六年—一七 一九二七年—一八 一九二八年—二三 一九二九年—二九 一九三〇年—三八  
此の數字の中には、一般的な事業の開發に關聯して各都市に設立された協會支部も算入されてゐる。斯る協會は十六ヶ國に存在してゐる。  
その中の或るものは特に經濟問題に、

文化關係

またあるものは科學問題、若しくは藝術問題に興味を有してゐる。故に此等の協會の活動の組織及特質等はその協會の目的によつてそれぞれ決定されてゐる。此等の協會名を擧ぐれば左の如し

- アメリカ 設立年次  
對ソヴェート文化聯絡米露協會、ニューヨーク支部 一九二六  
フィラデルフィヤ 一九二六  
シカゴ 一九二九  
アルゼンチン  
ロシア友の會、マルデルプラタ 一九二四  
イギリス  
大ブリテン對ソヴェート兩國民族文化聯絡協會、ロンドン 一九二四  
オーストリア  
オーストリア文化經濟善隣協會、ウィーン 一九二五  
オランダ  
「ネーデルラント・新ロシア」協會、アムステルダム 一九二八  
支部、ロッテルダム 一九三〇

ユトレヒト 一九三〇  
ハーグ 一九三〇

スイス

新ロシア研究スイス協會、ローザンヌ 一九二五  
スイス文化親善協會、ゼネヴァ 一九三〇

スエーデン

スエーデン・ロシア協會  
ストックホルム 一九二四  
支部、ヘテボルグ 一九二六  
ウプサラ 一九二六

スペイン

ロシアの友の會、マドリッド 一九三〇

チエツコスロワキヤ

對新ロシア經濟文化善隣協會、ブラーグ 一九二四  
支部、ブルノー 一九二八  
プラチスラヴ 一九三〇

デンマーク

デンマーク・ロシア親善協會  
コペンハーゲン 一九二四

ドイツ



新ロシアの友の會、ベルリン	一九二二
支部、ドレスデン	一九二七
ハンブルグ	一九二八
ミュンヘン	一九二九
フランクフルト	一九二九
イエナ	一九三〇
ケーニヒスベルヒ	一九三〇
日本	
日露協會、東京(一九〇六年創立の露國協會の刷新されたるもの)	一九二六
日ソ文化協會	一九三一
ソヴェートの友の會	一九三二
フランス	
フランス科學親善委員會、パリ	一九二五
「新ロシア」協會、パリ	一九二八
文化親善協會、ストラスブルグ	一九三〇
ベルギー	
ベルギー・ロシア學藝親善協會	一九二六

ブラッセル	一九二六
支部、リエージュ	一九二六
アントワープ	一九二八
ラトウィヤ	
對ソヴェート同盟國民文化聯絡協會、リガ	一九二九
リトワニヤ	
對ソヴェート同盟文化聯絡協會、コウノ	一九二九
協會及び支部を合して三八。その中九即ち二五%は一九三〇年の創立である。	

### ソ聯邦の日本語研究状態

#### 一、舊ロシアの日本語研究

ソヴェート聯邦では日本語の研究は非常に難しいと云ふ事實に基いて、その研究に對しては特殊の意義が與へられてゐる。例へば昔ロシアは日本語を満足に研究出来るほどの學校は事實上一つもなかつたが、ソヴェート政權はこの問題に特

に重大な意義を與へたのである。日本はソヴェート聯邦によつては隣國であるばかりでなく、ソヴェート聯邦は鐵道技術や電化事業やその他多くの學ぶべく取るべきものを日本に持つてゐるのである。日本はソヴェート聯邦との間に政治的にも、經濟的にも、最も密接な關係を持つてゐる。それ故に、日本語の研究はすぐ様必要となるのである。日本はこの點でははるかにソヴェート聯邦を凌いでゐる日本にはとに角ロシア語を語り、ロシア語を讀む人々が幾百人もある。昔のロシアには日本語學者は文學通りに十指に満ぬ有様であつた。このことは昔の政府が極東諸民族を自分よりもすつと劣つたものだとして蔑視してゐたことによるところが多い。それ故昔のロシアでは日本語の研究には少數の特志家だけが従事してゐたのである。ペテルブルグ大學には僅かに極東部といふのがあつて、相當に日本語研究が行はれてゐた。だが、その他には帝政ロシアの何處を捜しても、日本語はあらか、極東語全體の研究さへなすべ

き學府が事實上一つもなかつたのである例へば、キーエフには商業學校に日本語部まがひのものがあつたが、其處では前後を通じて僅か一ケ年しか日本語の研究は續かなかつたのである。(ソヴェート大使館の通譯官クレットヌイ氏はその當時キーエフの商業學校に通つてゐた。)

この學校數の不足は、その教授團の不足で一層ひどい状態となつてゐた。その代りにヨーロッパ語に對してはすばらしい意義を與へてゐたのである。何故かと言ふにヨーロッパ語を知つてゐると自慢になるからである。例へばフランス語はこの貴族の家庭に入つても必要かくべからざるものとなつてゐた。フランス語は流行語であり「外交的」だと考へられてゐたからである。

#### 二、ソヴェートの日本語學校と學者

ソヴェート政權は創立後直ちに東洋諸國語の研究に非常な意義を附與した。ソヴェート政權はその最も困難な一九一九年にモスクワ極東語學校を設立した。こ

の學校はレーニンの提議によつて、マキシム・ゴリキーの熱心な参加を得て創立された。レーニンは一九一九年當時のあの荒廢と内亂にもかかわらず東洋語の研究に非常な意義を認めて、ゴリキーにモスクワ東洋語學校の創立をやる様に提議したのである。

この學校の初代の校長には有名な東洋通たるバヴロヴィチ氏が任命された。然しながら悲しい哉教授數が不充分であつた。モスクワ東洋語學校は少時立つてやつと日本でも有名な日本語の教授オー・ブレトネル氏を迎へることが出来た。然し氏以外には誰一人教授たるべき人物がなかつたので、如何なる才人も一人で何もかもやることは出来なかつた。然しながら約十年ばかり立つた今日では同校は相當に強大な教授團と日本語通を作り上げる様になつた。ゴルブシテイン、マルチノフ、コンスタンチノフ、ムイシキンその他の諸氏がそれである。

その後少時して一九二〇年にレニングラード東洋語學校が創立された。この學

校も亦日本語科を備へて既に多數の若い日本語學者を作り出してゐる。アンドレーフ、カール・ジスキー、ロジンスキー、エージュニコフ等の諸氏はその若い日本語學者に屬する人々である。

このモスクワとレニングラードの極東語學校の他にウラジオストクにある極東國立大學にも日本語部が設けられてゐる。(レイフェルト氏は嘗つて此處の日本語部にゐた)又ハリコフでは極東研究協會に、モスクワでは國立大學に、夫々日本語部がある。これを見ても判る様にソヴェート聯邦には日本語研究の相當に多數の教育機關が備はつてゐる。だが現在迄のところまだ充分に練達した教授團が出来てゐるとは云へない。現在の練達した教授團は十指を以つて數へる位しかないのである。日本語は現在數人にすぎない。そのうち學ぶべき人々はネーフスキー、コンラツド、スパルウキン、ユルケヴィツチ、ロマン・キム、ボズドネーフ、レドニコフの諸氏で、若い日本語通のうちではアンドレーフ、クレットヌイ、コ



ンスタンチノーフ、レイフェルト、ジェ  
レズニヤコフ等の諸氏がある。これ等の  
諸氏のうちの大部分はすつと前に學校を  
卒業し、永年日本に居てしつかりした著  
書を作つてゐる。コンラッド教授につい  
ては特に書き加へておかねばならぬ。氏  
はレニングラードに生きた東洋語の學校  
を作るために多大の努力を拂つた人であ  
る。

然しながらソヴェート聯邦は日本語通  
を求めることが非常に大きく上に擧げた  
人々ではまだ不充分で、多數の日本語通  
を養成する必要がある、特に日本に比べ  
るとソヴェートの日本語學者は非常に不  
足してゐる。ソヴェート聯邦では日本語  
に通曉してゐる人物は二、三十人にすぎ  
ないのに、日本にはロシア語に通じた人  
物は少くとも數百人の多きに達してゐる  
のである。

### 三、ソヴェートの日本語 研究法

讀者の興味を喚ぶべき第二の問題は、  
ソヴェート聯邦ではどう云ふ具合に日本

の將來の意識的活動に必要なものはすべ  
てこれを受け取ると云ふことが出来る。  
ソヴェート聯邦では學生は全部國費で  
生活してゐる。各極東語學校ではその他  
の最高専門學校と同様に、中等學校卒業  
者又はそれに準ずる學力のあるものだけ  
が入學を許される。  
これがソヴェート聯邦における日本語  
研究についての大要である。(駐日ソヴェ  
ート大使館員アイゼンシュタット氏によ  
る。)

## ソ聯邦の日本語關 係學校

### 一、極東大學

(浦 鹽 市)

東洋科日本學部主任教授はマツオー  
キン氏にして、一九三〇年春迄伯林留學  
中、其他日本語教授にはアヌフエーフ氏  
ユルケーウイチ氏、オヴイゼフ氏等

### 二、レーニングラード 大學

文化關係

語を研究してゐるか即ちどんな教授法を  
とつてゐるか云ふ問題であらう。この  
點では研究した教授法即ち標準型の教授  
法と云ふべきものはない。だが、基礎的教  
授法となつてゐるのは研究室のそれであ  
る。この方法は次の様である。學生は課  
題を受け取つて教授の直接の指導を受け  
て、しかも全く獨立にその問題を解決し  
て行く。學校には比較的大きな圖書館と  
閲覧室があるので學生はあらゆる必要な  
参考書類を手元に備へて獨立に研究する  
ことが出来る。先生の援助を必要とする  
場合には何時でも相談に應ずる爲に、先  
生がついてゐるのである。作業時間には  
何時でもこの相談相手の先生に質問する  
ことが出来るし、先生は判らないところ  
を解いて聞かせる。作業が終つてから先  
生の審査を受けるのである。この教授方  
法は第一に學生に獨立に仕事をすること  
を教へ、第二に學生に自分で研究して見  
たいと思つてゐる點をより深く習得させ  
ると云ふ特長を持つてゐる。この方法は  
文法について行はれる。口語の方は教授

(レーニングラード市)  
日本語學部の設備あり、ニコライ・ア  
レキサンドロウイチ・ネフスキイ氏、ニ  
コライ・イオシフオウイチ・コンラッド  
氏等

### 三、レーニングラード 東洋學院

日本▷主任教授はレ市大學同様、ニコ  
ライ・アレキサンドロウイチ・ネフスキイ  
氏で其他コンラッド、コルパクチ、ジヨ  
セン氏等がある。同學院は全聯邦ソヴェ  
ート中央執行委員會に所屬してゐるので  
委員會書記エヌキーゼ氏の名を學院に冠  
してゐる。同學院は一九三〇年度からモ  
スクワ東洋學院と合併することゝなつて  
ゐるが、未だその運びになつてゐない。

### 四、モスクワ東洋學院

(モスクワ市)

日本語主任教授はミハイル・ニコラエ  
ウイチ・アンドレーフ氏、ガルブッテン  
氏である。又ナリマノフ氏の名を學院に

方法が充分に備はつてゐないで、文法ほ  
ど行きとどいてゐない。斯う云ふ譯で學  
校を卒業した日本語學生が文法ならば相  
當に知つてゐながら、口語の方は貧弱な  
知識しか持たぬと云つた様な現象をよく  
見受けるのである。然しこの缺陷は外國  
に居住する事によつてとりのけられる。  
多くの場合學校を卒へると、學生(正し  
く云へば卒業生)は實習のために外國に  
出かける。この實習は大體一、二年續く  
ことになつてゐる。その後卒業生はそれ  
ぞれ獨立の仕事について、自分の専門と  
してゐる方面で得た進歩に應じてそれぞ  
れの地位に置かれるのである。このこと  
はそれぞれの地位にある人物に對して、  
自分の仕事をよりよく學ばせるはげみと  
なるのである。

學生達はこれ等の學校で語學の他に、  
將來の仕事に必要な各種の科目を修める  
其科目と云ふのは、その國の歴史、國際  
法、國際通商政策、商業實務、その國の文  
學、生活、各國の特殊性及その他の科目で  
ある。學校を卒業するまでに學生は自分  
冠してゐる。平均毎年八人——十人の卒  
業生を出すも、一九二九年度は少く七人  
であつた。

### 五、モスクワ陸軍大學

(モスクワ市)

日本語教授の設備あり、主任教授はミ  
ハイル・ニコラエウイチ・アンドレーフ氏  
其他ゲオロギーウイチ氏がある。



# 日・滿・露關係の部



## 日滿關係

### (一) 東北政權時代

#### 我が特殊權益の侵害

滿蒙は日本の謂ゆる「生命線」であり、日露戦争の巨大なる犠牲によつて獲得された特殊權益の地域である事は、最早三つ兒と雖も知らぬ者はない。この權益の確保なしには、日本は政治・経済的も軍事的にも存立し得ぬほどに重大な意義を持つてゐるのである。

處で、その重大な意義を持つ日本の特殊權益は其後張學良一派の東北政權の暴狀飽くなき魔手に屢々翻弄蹂躪せられて積年の不安と憂憤堪へ難きものがあつたが、昭和六年に起つた彼の謂ゆる九月十八日事變（東北軍第一旅王以哲麾下の正規兵によつてなされた滿鐵柳條溝の線路爆破事件）に對する我自衛手段として、皇軍の出勤により之が確保を得たことは殊更叙説する迄もない。

日・滿・露關係

今、日本が、舊清國政府及び革命により成立した民國政府との間に取極めた各種條約乃至協約によつて獲得保有せる權利と其の名稱、又過去に於て支邦側の之に對する多年に亘る組織的侵害を示せば左の通りである。

日本は日露戦争の結果、ポーツマス條約と之を確認した日清兩國間の滿洲善後協約及び其附屬協約（明治三十八年十二月二十二日調印）の締結によつて滿鐵、關東州租借地に於てロシアの持つて居た一切の權益を繼承し、その後明治四十二年九月四日調印された間島協約、滿洲五案件に關する協約、大正四年五月二十五日締結の南滿洲及び東部内蒙古に關する條約（二十一ヶ條々約）、其他大連海關設置及び内水航行に關する協定（明治四十年五月三十日調印）電信條約（同四十年十月十二日調印）等々が滿蒙に於ける謂ゆる我が特殊權益の根底を成すものである。

一、關東州租借權

二、南滿洲鐵道經營權  
三、其他の鐵道の受託經營權及び合辦敷設權

四、滿蒙内地の裁判管轄權（領事裁判權）  
五、鑛山採掘權並に鑛山擔保又は處分に關する先議權

六、森林採伐合辦權並に森林の擔保又は處分に關する先議權

七、銀行權を發行し及び流通せしむるの權

八、郵便局設置權  
九、電信電話施設權

一〇、土地商租權、旅行居住及び營業權並に農事經營權

一一、警察法令及び課税に關する關與權  
一二、鐵道守備兵駐屯權

この他日本居留地設定權、外二三を掲げることが出来るが、右は孰れも前記日支兩國間に締結せられた諸條約により嚴然と規定せられてゐるにも拘らず、支那官憲並に民衆はあらゆる機會にこれを蹂躪し、最近數年間に兩國間の懸案となつてゐるもの實に三百餘件に上る有様であ



る。以下、これら諸權益がいかに支那官民によつて侵害せられて来たか、その事實を摘記しやう。

イ、旅大回収問題

關東州租借權はポーツマス條約により露國より清國の承認を経てわが國に移轉讓渡せられたものであり、その期限は露清條約の定むるところでは、一八九八年三月二十七日より起算して向ふ二十五年とし、右期限満了後は兩國政府商議の上これを延長するを得るものとしてあつた。そこでわが國は大正四年の二十一ヶ條約によつて此期限を九十九ヶ年に延長することの承認を得、従つてその満了期は一八九七年三月二十七日となり、今後尙六十五ヶ年を餘す譯であるが、支那側は二十一ヶ條條約を無効呼ばはりをなして、しばしば旅大回収の運動を起してゐる。

ロ、滿鐵經營權侵害

滿鐵經營上における我特殊權利である滿鐵を我國にて經營せる期間同鐵道附近にこれと併行する幹線又は同鐵道の利益の經營のものは、いづれも壓迫妨害の魔手をのべ、利權回收に努めて居り、大正四年の日支條約で日本側の採掘權を認められた奉天省の牛心臺田付付溝、杉松崗、鐵廠、暖池塘、鞍山並一帶、吉林省の缸窰、夾皮溝等各地の鑛山は一として日本人に許可せられてゐない。又一昨年十二月發布の新鑛業法の實施によつて、邦人の滿洲において有する鑛業權にはいま一層の制限が加へられた。撫順オイルシェール工業に對する支那側の壓迫、本溪湖煤鐵公司、鞍山振興公司に對する支那側の壓迫は、いよ／＼出でて、いよ／＼辛らつたるものがあつた。

ハ、森林事業に對する壓迫

日本人が森林事業に従事することは條約上認められた權利であるが、支那側は「森林法」において外國人に森林の拂下を禁止し、各種の法令は森林伐採權を外國人に讓渡することも、これを擔保として借款することも禁じてゐる。そのために吉林において多額の資本を投下、森林經營に着手した富士製紙、王子製紙、三井、

やむやにしてしまふかに見られた。

二、領事裁判權侵害

支那において日本は領事裁判權を有するものであり、従つて支那は日本人に對して裁判權を有しないものであるが、近時頻々奧地居住の朝鮮人が吉林、奉天等の支那監獄に拘禁されてゐた事實があり日本側からこれが釋放を交渉するも、支那側では日韓合併以前に投獄せられたる者、或ひはすでに支那に歸化せるもので、治外法權を有せざる故支那側にて裁判し投獄したるものなどの言辭を弄しいづれも引渡しを拒んで居た事實がある。

ホ、邦人鑛山經營に對する壓迫

明治四十二年締結の「滿洲五案件に關する協約」によつて滿鐵幹線及び安東線の沿線における鑛山經營は必ず日支合辦とせなければならぬ規定となつてゐるにも拘らず、民國十六年十一月に奉天實業廳より奉天省内の各種鑛業は支那官民の合同となすべき旨の布告をだし、日本人との合辦經營を妨止すると共に、從來よ

大倉等の企業家は支那官憲の壓迫に會ひ遂に事業を中止するのやむなきに至つたが、また東拓出資のうち東海林實業公司の如き日支合辦經營も更に鴨綠江探木公司の如き條約によつて設立せられたものさへ支那側の壓迫に會ひ不當なる規則の適、用過大の税金賦課等で經營至難に陥つてゐた。

ト、邦人商業に對する妨害

イ、商標權侵害 支那官商は本邦有名商品の模造、偽造をなし、本邦品の消費に甚大なる影響を與へてゐた。現に「ツバメ」印齒磨粉「クリーン」齒磨粉等の模造、偽造品がよく散見された。

ロ、ハルビンにおける金票流通禁止

民國十五年十月哈大洋の暴落を食止める爲、東三省特外區行政長官は金票の流通を禁止したため、北滿における日本商人は多大の打撃を被つた事實があるハ、官銀號の特産買占 東三省官銀號は奉天票を濫發してしばしば特産買占を行ひ外支人民間の直接交易の自由を妨害してゐた。

ニ、邦人工業に對する壓迫 「滿洲紡績會社」に對する壓迫 滿洲紡績會社(遼陽)は、大正十四年北京政府より機製洋式貨物辨法の特典を與へられて設立せられたものであるが、奉天官憲は支那側紡績なる奉天紡紗廠の製品を保護する爲右北京政府の許可證を中途で握り潰して、徵税を行ひ同紡績事業の發展を妨害してゐた。

ホ、南滿製糖會社に對する壓迫

支那官憲は農民を壓迫して製糖原料の栽培を妨止し原料の供給不能に陥らしめ南滿製糖會社(奉天)の事業の根底を覆へすに至つた。

チ、商租權問題

日本人は大正四年締結の日支條約によつて長期無條件で更新し得べき土地租借權を與へられ、各種の商工業上の建物を建設し農業を經營するを得る事になつてゐたのであるが、支那側は右條約締結と同時に大總統令をもつて懲罰國賊條例なる刑事特別法規を定めて人民に對して死罪をもつて威かし、土地商租を極力妨止



する態度に出たが、なほ地方官憲の商租  
 權禁止を目的とする訓令、密令に至つて  
 は枚擧にいとまない有様で、ために支那  
 人は土地商租を肯ぜず、偶危険を冒して  
 之をなすものあるときは、官憲によつて  
 直ちに投獄の憂き目を見せるは勿論、商  
 租權者なる日本人も、支那官憲の壓迫に  
 あつて土地利用の目的を達し得ない實情  
 であつた。尙このほか支那官憲は(イ)土  
 地擔保の借款禁止(ロ)國有荒地の拂下又  
 は開墾規則における外國人の拂受禁止、  
 (ハ)森林伐採權の禁止(ニ)居住權の制限  
 乃至禁止等土地商租權と間接影響ある方  
 面をも嚴重に取締つてをり、日本人の發  
 展を甚だしく妨害して來たが、朝鮮人に  
 對する壓迫はまことに辛辣を極め、昭和  
 二年中に奉天、吉林、遼陽、安東、鐵嶺  
 營口の各領事館内において支那側官憲の  
 朝鮮人壓迫事件は左表に見る如く實に百  
 八十五件にも上つてゐる。

イ、居住權に關する壓迫 九四件  
 ロ、小作權に關する壓迫 一七件  
 ハ、けう居證書に關する壓迫 七件

ニ、課税に關する壓迫 一二件  
 ホ、歸化權及び改風易俗に關する壓迫 四二件  
 ヘ、教育權に關する壓迫 六件  
 ト、無法なる拘禁又は罰金を徴せし件 三件  
 チ、不當徵收 二件  
 リ、主義宣傳 一件  
 合計 一八五件

日本の合法的權益に對して兎角支那側  
 が否認的態度を取り之を侵害し來つたこ  
 とは前記の如くであるが、これは畢竟ず  
 るに近年支那の混血的資本主義が可なり  
 急速な初期的蓄積をもつて擡頭し、一方  
 支那の國權回復運動の勃發波及と優勢な  
 る米英資本主義の割込運動とが、時と共  
 に尖鋭化し日本の既得權益との間に對立  
 を激化し來つたためである。

かくて支那官民による反日本的行動激  
 化の前に、日本は之れ以上讓歩し退却す  
 ることが絶対に不可能となつた。これを  
 敢てすることは、所謂生命線を危地に陥  
 れることとなる。九月十八日の支那軍滿

鐵爆破事件に端を發する日本の猛烈なる  
 反撃は、實に過去十數年間蓄積され來れ  
 る日本の對支懸案が一舉にその解決を求  
 めて爆發したものであつた。

(二) 滿洲新國家創  
 成前後

一、舊張學良系政權  
 の倒壊

滿蒙に於て日本が享有する特殊權益の  
 概要と、その之に對して過去多年に亘り  
 張學良の統宰する東北軍閥政團の行ひ來  
 つた蹂躪壓迫の暴狀事實は前記の通りで  
 あるが、何處までも甘く見くびり増長し  
 て血迷ひ狂へる同軍閥直屬の王以哲軍廳  
 下正規軍が我監視の眼を掠めて滿鐵柳條  
 溝附近の鐵道線路を爆破せるに端を發し  
 即時疾風迅雷的の機敏なる行動をとつて  
 之が反擊脅威の火蓋を切つた。我皇軍の  
 正義の鋭鋒は立ちどころに、その本據を  
 壊滅して、さしも榮華をほこれる遼寧政

府は跡形も無く、更に各地に四散遁走せ  
 る敵兵の追撃に息をもつがぬ我駐滿將卒  
 の奮戦力闘により遂に之を掃蕩して、積  
 る怨みの禍根を清算し、我が正當なる權  
 益を確保した事は、舉國全民衆の慶賀に  
 堪へざる處である。

二、東北四省の  
 獨立氣運

かくて右の九月十八日事變により張學  
 良の舊東北軍閥が倒壊するや、多年飽く  
 なき壓制搾取に苦しみ惱まされて來た東  
 北省民は舊政府と絶縁して民衆を基礎と  
 する新政府組織を望んで其意氣極めて熾  
 烈なるものあり、そして遼寧商民(奉天)  
 は文治派と提携して早くも九月二十一日  
 袁金鎧を委員長とする地方自治維持會を  
 成立するに至つたが、九月二十八日吉林  
 省の熙洽は率先して吉林省の獨立を宣言  
 し、南京政府と絶縁する旨を宣布した。  
 續いて翌二十九日にはハルビンの張景惠  
 が獨立を宣言し、熱河の湯玉麟(後滿洲  
 建國と共に參議府副議長に任ぜられしも

豹變して敵對行爲を執るに至つたが)も  
 また獨立を表明した。  
 やがてハルビンには特別行政區自治制  
 が施行され、洮遼鎮守使張海鵬は邊防保  
 安司令として獨立し、瀋海線の重鎮千正  
 山も亦山城子において獨立を宣言した。  
 その間吉林省各縣長は張學良及び張作相  
 の復歸反對を決議し、四平街、撫順、鐵  
 嶺、遼陽、安東等各縣には自治執行委員  
 會が成立した。一方奉天にあつた凌印清  
 は東北民衆自警團の名をもつて張學良討  
 伐の軍を起した。

三、錦州平定

かくの如く滿蒙新政權運動の中に於て  
 日本政府は日本の有力者がこれら新政運  
 動又は獨立運動に携はる事を嚴重に禁止  
 した。  
 然るにこの運動をもつて日本政府の滿  
 蒙侵略の變相だと勘違ひした支那政府は  
 東四省の獨立政府建設に對し、日本軍  
 隊が撤退せざる以上支那政府として之を  
 制止するに由なし、すなはち總ては日本



滿洲國領土として平定を見た。

### 四、建國への歩み

そこで一旦新政府樹立の希望に燃え立つた東北省民の熱意は愈々堅實不動で、其結合ますます強大を加へ來り、取敢へず暫行々政機關たる地方自治維持會によつて爲政者を缺く内金融治安を一時代行する事となつたが、飽くまで其所信たる(一)武斷政治の排除、(二)民族自決主義、(三)民意により東三省若しくは遼寧省の獨立宣布——以上三要項の徹底實現を取りいそぎ、さらに武派との提携により一層基礎を鞏固にし、十一月七日には遼寧政府として獨立の布告をなすに至つた。

けれども前記個々の獨立は所詮部分的の各自別獨立であつて未だ國家としての全獨立形態を成すに至らなかつたことは勿論で、既に一たび各省とも其氣運が充分に醸成されて居ながら、その打つて一丸とする大同結成が急速に行はれなかつた事は、各地方に潛入蟠居した張學良の

敗殘兵が其各地方の治安を紊せるを初め大小兵匪團の跳梁及び匪賊等の横行しつゝあつたことがこれを阻んで意の如くならしめなかつた爲めである。

これに對して、わが皇軍は飽くまで帝國の生命線たる特殊權益擁護の妥當且つ正義なる自衛權の行使を以て、その兵匪及び匪賊團を掃滅し、次々に各地方の回復を進めて行つた事は云ふ迄も無い。かくて十一月十九日には黑龍江の反軍も敗退し各省運籌の曙光を見出した爲め、同月廿一日先づ

一、奉、吉、黑、熱は聯省自治として各省は省内自治體系を整ふべし。  
二、兵匪掃蕩には適當の手段を講ず。  
三、前各項の目的を達成するため四省代表會議を開くべし。  
以上三件を議決し、十二月十六日臧式毅は奉天全省民の懇請により主席に就任し愈々正式に省政府を組織することとなつた。

一方東北四省を打つて一丸とする新國家を建設する希望は、次第に上記新政府

國家に關する具體的意見が發表されるやうになつた。

明けて昭和七年になり、一月十七日に洮南から張海鵬が奉天に來て新政府參加を申込み、同時に内蒙古王侯も參加の意を表明した。

斯く上よりは自治指導部により新政府樹立に關する計畫が進められ、下よりは自治指導部により地方自治の組織が進められた。

二月五日張作相系反吉林軍敗退し、北滿の時局が安定したので、奉天省長臧式毅は新政府建設に關し極秘裡に省長秘書長趙鵬弟を北滿に派し、熙洽、張景惠、馬占山と打合はしめ、別に熱河省主席湯玉麟、其他蒙古諸王と聯絡をとる處あらしめた。

### 六、建國會議

かくの如く新國家建設に對する氣運は同一日と濃度を加へ來つたが、此に對し東北首腦者一堂に會して開議することとなり、熙洽、張景惠、馬占山が相次で來

日・滿・露關係

要人間に論議研究され、その國體問題について各々論據を持ち、武人派は帝政を主張し、文人派は共和制を主張した。然し大勢は遂に共和制に歸し、東北四省大同團結して一舉にこれを行ふべき氣勢を呈するに至つたが、十一月に至り黑龍江省も新政權に参加することとなり、國體に對する是非の論が一層喧しくなつた。要は千萬民衆の自治獨立を目標とし、中立國の建設、樂土現出にあつたことはいふまでもない。

### 五、準備急進

十二月一日干沖漢(滿洲國創建と同時に監察院々長に就任したが、昨年十一月病没す)は故山遼陽より奉天に來り自治指導部長の任に就き新國家建設の準備を急いだ。そして先づ東北各縣に細胞的に自治制を布き之を新國家の基礎たらしめやうとした。

超えて十二月十六日臧式毅が奉天省主席に就任すると共に建國運動は愈々本格的に準備實行時期に入つた觀を呈し、新

して討議したが、國體問題に就いては依然として異論百出し容易に決定する處が無かつた。

### 七、立憲共和國制

國體問題がかくの如く紛糾する所以のものは、最初委員の投票によつて大總統を選挙し、共和國體を組織し、暫定的に新國家の政權を運行せしめ、將來一般の潮流に合せざる時に至り帝政に改め一般民衆及び中外人の批難を免がれんとしたのであるが、熙洽は舊清朝時代宣統帝と君臣の關係ある爲め極力帝政を主張し、馬占山其他は之に反對したので、張景惠は意見衝突を憂ひ臧式毅と協議の上、稱號は執政とするも實質は皇帝たるに變化無く、帝政、王政、共和とするも結局は元首の下に内閣を組織し、周圍の人材が國家の爲めに盡瘁して始めて完全なる國家を形成するに外ならずと語り、漸く解決の曙光を見出し、建國の大綱はこゝに於て定まり、政體は立憲共和とし執政の名に於て宣統帝を擁立し、臨時憲法を制



定し、大體中央集權の下に從來の地方權力を縮少すること、並びに幣制を銀本位とすること等を根幹とすることになつたのである。

### 八、上海事變

これより先き上海方面に於ては滿洲事件の進行に伴ひ、對日ボイコット等の排日行動が次第に激化し、日支人間の敵愾心が高まつて來た折柄、一月十八日日本人日蓮宗僧侶二名及び信徒三名が租界外通行中暴行に遭ひ死者を出すの事件が突發し俄に危機が促進せられた。こゝに於て我が上海領事は上海市長に對して排日團體の解散等數ヶ條の要求を提出した。二十八日に至り遂に支那側は受諾したのであるが、他方に於て上海の物情騒然なる爲め同日午後上海工部局は戒嚴令を布くこととなり、同當局との打合せにより日本の警備區域に當てられた地域にわが陸戰隊が出動するや、支那便衣隊は上海吳淞鐵道附近に於て手榴彈を以てわが軍を襲撃し、同時に支那正規軍もわが軍に

砲火を浴せしに端なくも日支兩軍の衝突を見るに至つた。

何にせよ上海は東洋第一の國際都市であり、英、米、佛等が重大の利害關係を有する地域である。この地域に於て日本軍が軍事行動を起したといふ報知が世界に傳はるや、全世界に一大ショックを與へた。かねて機會を窺ひつゝあつた支那政府は一月廿九日突如として聯盟に對し規約十五條を適用して抑壓せんことを要求し、一方又これとは別に英、米、佛に巧妙に泣付いて其他力牽制策を講ずる處あり、そこで早速聯盟の支那側主張支持となり三國大使の日本政府に對する調停申出となつたのであるが、日本政府は正義に基づく自衛權の發動による其餘儀なき所以と飽くまで其正當なる立場を力説強調して、聯盟に對し反駁の意思表示を爲すと共に、一方三國大使の調停を拒絶し、此間日本の對外關係は意外の緊張を呈したが結局支那側との直接交渉により平和的解決を付くるの方針を以て臨むこととなつた。然るに二月二十八日の日本

軍の最後通牒が支那側によつて拒絶されたので、已むを得ず翌二十九日午前一時半より愈々總攻撃が開始され、日本陸軍の急援派遣軍は十九路軍の頑強なる抵抗を排して忽ち江灣鎮を奪取し、尙も奮迅の勢を以て支那側の各陣地を掃蕩するに至り、こゝに謂はゆる上海事變の不可避戰鬪行爲が展開せられた。

この大規模な戰鬪行爲は聯盟及び米國に於てセンセーションを喚起し、世界の輿論は益々日本に對し敵對的となつて來た。もし此儘にして臨時聯盟總會に臨まんか、聯盟と日本との正面衝突は避けがたき形勢にあつた。こゝに於て我が國は一方軍事行動の結末を告ぐるを急ぐと共に、他方ジュネーヴに於て英佛と談合し停戰交渉の促進と上海の安全保障の方案を探究する爲め圓卓會議を開催する案を議する處あり、これに對し二月二十九日の聯盟理事會では出來得る限りの援助を與ふる事が同意され、各國代表の本國請訓により臨時總會は三月三日に開かれ、恰も此日午後二時上海に於る我が陸海軍

司令官より戰鬪中止の命令が發せられたので總會の空氣は著しく緩和され、その翌四日取敢えず停戰交渉促進に關する決議案を滿場一致を以て採擇し圓卓會議の開始せらるべきことを勧告した。

これによつて上海に於ては日支兩國代表は英、米、佛、伊四國公使斡旋の下に三月十四日以来豫備會議を開き、二十三日以後正式停戰會議を開催した。爾來連日續會屢々難關に遭遇したが英公使ランブソンの斡旋により殆んど成功に近づけるも遽然停頓し、支那政府の通告により問題は聯盟に逆戻りして十九人委員會の連續會議と四月三十日の總會第五回本會議の開催せらるゝ等意外の波瀾曲折を経た後、上海に於ては五月二日改めて停戰會議本會議を開き、其結果同五日英國總領事館に於て調印式を行ひ、こゝに愈々上海停戰協定が成立したのである。

事變其者から云へば所詮滿洲事件の副産物的事件であり、又發生地域が遠く滿洲圏外に離れて居たから、幸ひに新滿洲國建設は其爲めに大なる支障を受けな

つたが、これに對して日本の拂つた犠牲の意外に多大であつたこと、支那側のデマ放送によつて世界の耳目を聳動せしめた結果日本に對する列國の惡感を集中し其爲めに日本が不利の立場に置かれ來つた其苦杯の過大である事を肯定せずには居られぬ。

### 九、國號其他決定

然し前述した如く、上海事變の發生せるにも拘はらず滿洲國の創建計畫には何等の支障も起らず、其後準備會議は續開せられて二月二十五日、國號を滿洲國とし、元首を執政と稱し、年號を「大同」と號し、新五色旗を用ひ、首都を長春（新京と改稱）に定める旨を發表した。一方自治指導會では建國が確定したので積極的に運動を開始することとし、要領を示して其實現に着手邁進した。

### 一〇、執政溥儀氏推戴

國號其他に就いて發表のあつた二月二十五日には全滿建國促進運動聯合大會が奉天自治指導部の主催で開かれ、各省代表、奉天省各縣代表、蒙古代表並に各國團體代表、滿蒙青年同盟會員、吉林省朝鮮人代表、哈爾濱特別區朝鮮人代表等約七百名參加し、各代表の演説後、宣言文及び決議文を可決、新國家の萬歳を三唱し、終つて盛大なる大示威市内行進を行ひ、當夜は趙市長の慰勞宴が張られた。

茲に於て新國家の元首として溥儀氏を推戴することが愈々決定したので、二月二十九日各省各界代表張燕卿、趙仲仁、葆康、馮涵清、凌陞、蘇寶麟の六名は旅順にいたり、溥儀氏に謁して出慮を懇請したが、溥儀氏は、責任重大の爲め咄々には承諾し難し、との意嚮を洩らしたので、一行は一先づ歸奉し、第二次推戴使として前記六名に更に各界代表二十三名を加へ、三月四日旅順を再訪し、三十萬民衆の熱意を披瀝し力強く溥儀氏の出慮



を要請する處があつたので、溥儀氏は先づ一ヶ月試験的に政務を見た上、若し施政の實績が三千万民衆の期待に副ひ得ざる場合は、辭職するとの條件で出慮の内諾を得た。

かくて張景惠以下十名は迎接委員として翌五日旅順に赴き、正式に出慮を懇請し承諾を得たので、翌六日共に旅順を出發し、途中湯崗子温泉で二泊の後、八日午後三時長春着の特別列車で、日滿官民及び前清朝舊臣等の熱烈なる歡迎裡に、溥儀氏晴れの入京を見るに至り、執政就任式は其翌日即ち三月九日を以て滿洲國側要人、舊清朝遺臣等の外、日本側からは本庄司令官を始め多數官民參列の下に極めて嚴肅盛大に行はれた。

### 一一、對外通電發表

續いて三月十日滿洲國政府は國務院總理鄭孝胥以下政府要人を任命してその就任により、茲に完全に獨立國の新政府が組織せられ、翌十一日は其新政府によつて滿洲國の基礎となるべき左記の諸法令

が發布された。

滿洲國政府組織法、政府組織法、參議院官制、國務院官制、監察院法、國務院各部官制、省公署官制、人權保證法

暫らく従前の法令を採用する件  
右の外罪人に對する大赦令及御内帑金二十萬元を以て極貧者を救恤する執政令

次で三月十二日外交部總長謝介石の名を以て日、英、米、佛、蘇、獨、澳、伊等十七箇國の外務大臣へ宛て新國家成立及び對外方針を通電發表したが、特に右通電中には列國との交際に就き左記の諸原則に従ふことを聲明して、正式外交關係の設定を要望した。

- 一、信義を旨とし、睦親親善の精神を以て事に處し、以て國際平和の維持増進を期すること。
- 二、國際法規慣例に従ひ國際正義を尊重すること。
- 三、中華民國の諸外國に對して存する條約上の義務にして、國際法及國際慣例に照して相續すべきものは

之を繼承し、誠實に履行すること  
四、外國人の滿洲國領域内に於て有する既得の權利を侵害することなきは勿論、其生命財産を完全に保護すること。

五、外國人の滿洲國に來住するを歡迎し、各民族には平等公正なる待遇を與ふること。  
六、列國との通商貿易を容易ならしめ以て世界經濟の發展に貢獻すること。

七、諸外國人の滿洲國に於ける經濟活動に關しては廣く門戸を開放するの主義を遵守すること。

### (三) 率先新國家承認

#### 一、日本援助

突如として勃發した張學良系軍の滿鐵柳條溝線路爆破事件——所謂九月十八日事件——に端を發し、舊東北政權の没落續いて急轉直下新滿洲國の獨立となり、遂に滿洲國の承認を見るに至つた其過程

に於ける重要事件を顧みれば、何れも皆わが東亞民族に負はされた重大な試金石であつた。

此間に立つて我既得權たる對滿蒙特殊權益擁護の大義名分の下に日本軍のつた行動は之を大體二段に分ける。第一段は滿鐵及び我借款鐵道沿線の占據であり第二段は齊々哈爾、錦州、哈爾濱、超えて全熱河方面に於ける殘存勢力の掃蕩である。

日本軍の敏速なる出動と占據により舊滿洲東北政權の解體が行はれ、先づ奉天の治安が確保されたのを始め、吉林、哈爾濱、洮南、齊々哈爾、等各地方が瞬く間に平定して、暴戾無道なる舊東北政權の全瓦解を見た滿洲は政治的の新建設が急速で進展し、いち早く獨立宣言をした吉林省を始め、各地方の舊政府と絶縁して獨立を宣するもの相次ぐと共に、其大同團結による新國家建設の熱望が渾然合致し、奉天に於ける建國會議で愈々此のことが確定するや事は急轉直下に運んで遂に昭和七年三月一日謂ゆる三千万民

衆の總意に基づく滿洲國は日出度くも成立したのである。

### 二、政治的定礎

これよりさき日本軍は滿鐵沿線を占據すると同時に重要都市には、その監督の下に暫行市政を施すこととしたが、最も困難な事業は滿洲國の基礎となるべき地方自治制で、先づ十一月九日に遼寧省自治指導部を組織し、有爲の指導員を各縣治に參與せしめ、根本的の改造が計らるることとなり、一月にはその指導員の下に奉天省五十九縣中二十一縣は自治執行委員會が組織され(後滿洲國建設と共に自治指導部は解散し、その事業は滿洲國資政局に移された)その統制ある活動は建國の階梯として有意義且つ有効の結果を齎らし、これと相前後して續々獨立を宣言した各地方各個別の暫定自治體を大同團結せしめて一舉建國の大事業を完成したその政治的礎石として如何に重きをなしたかは云ふ迄もない。

### 三、經濟的地固め

又一方日本の關東軍は昭和六年十二月十八日統治部を組織し、建設計畫を講究しつゝあつたが、翌七年一月には内地の専門家約三十名を委員に任命してその意見を徵取することにし、別に外務省内には事變勃發後五省聯合委員會を置き、善後處置の大綱を審議することになり、同時に滿鐵では經濟調査會を組織して調査立案の特殊機關を設定した外、滿洲在留民の意見を代表する公共聯合會、内地商工業者の意見を代表すべき奉天に於ける支那問題常設委員會等々、何れも經濟的建設計畫確立に力を注いだので、一方の政治的建設工作と相俟ち、建國の基礎を堅からしめそして其進捗を容易ならしめた事は極めて甚大と云はねばならぬ。

### 四、幣制統一と中央金融機關

奉天に於ける東三省官銀號及び邊業銀行は事件勃發と共に日本軍の管理下に置



かれたが、十月十五日より地方維持委員  
會の管理の下に開業した。吉林永衡官銀  
號は吉林の日軍入城が平穩に行はれた爲  
め早くも九月二十四日に開業した。黑龍  
江省官銀號は十一月十九日日本軍の齊々  
哈爾入城と共にその管理保管が行はれる  
こととなつた。

新國家建設準備の爲めに組織された東  
北行政委員會は、幣制に關しては銀本位  
による統一と、東三省官銀號及び前記各  
地各官銀號を合して資本金三千萬元の中  
央銀行を設立し、各地官銀行を其支店と  
する根本方針を決定した。

かくて滿洲國の成立すると共に、これ  
が設立準備を取急ぎ、我關東軍を通じて  
日本に借款を申込み、三井、三菱兩財團  
の應諾を得て朝鮮銀行經由で受けた融通  
によつて新紙幣發行準備金を充實し、先  
づその基礎がためをして愈々七月一日滿  
洲中央銀行の開店を見るに至り、こゝに  
新國家の中央金融機關は完成せられた。

### 五、關稅の獨立

同時に滿洲國は建國以來其當然なる關  
稅自主の建前に基きこれが迅速實現を企  
圖して鋭意努力する處あり、先づ現行中  
華民國の關稅制度及稅率を當分の間存置  
し、關稅收入中外國借款の擔保となれる  
分は、毎月支那總稅務司に送附し、此分  
を控除した剩餘金を新國家の收入となす  
ことを決定した。

次で三月二十八日附を以て、滿洲國版  
圖内にある海關全部に對し四月一日より  
滿洲國財政部所定の法規により稅關事務  
の施行を命令し、續いて大連稅關を除く  
滿洲海關收稅全部の對支那送金を停止せ  
しめた。

大連海關に對しては六月九日附を以て  
海關長に對し通告を發し、大連海關及び  
其取扱銀行たる正金、中國兩銀行支店に  
對し財政總長の名に於て十二日付、他の  
海關同様以後其關稅收入の上海への送金  
中止方を命じた。

こゝに於て、關稅擔保の債權を有する  
米國は出淵大使を通じて非公式に日本に  
對し注意を喚起し來り、英國亦同様の處

### 七、對外國關係

事變勃發當時、丁度國際聯盟會議が開  
かれて居た爲め、滿洲事變問題は其理事  
會に上せられることとなり、早くも九月  
二十二日には緊急理事會の招集が行はれ  
たが、これに對して日本は直接交渉を主  
張し、支那はこれを排斥して譲らず、こ  
の間此問題に對する列國理事の東洋事情  
不認識に依る裁量處置妥當を缺き、容易  
に解決點に漕付き得ず一旦解散、やがて  
十月八日日本軍錦州爆撃の報到るや、こ  
れに神經を失らした米國の割込が策せら  
れ日本に反對があつたにも拘はらず、理  
事會は米國代表をオブザーヴァーとして  
招請を可決した。そして會議は再開せら  
れ、その絶間なき支那側の巧妙なる虚構  
事實の報告を過信せる理事會は其公平を  
缺いて支那を支持する偏頗の態度をとり  
これに對して日本は終始一貫正當なる立  
場と、これに基く自衛的正義手段に依て  
已むなき結果なる旨を宣明して其正しき  
諒解と判斷を求むるに努めたが、勞多く

置に出たが、滿洲國は更に十四日各海關  
長に對し「海關は以後滿洲國の管理下に  
歸屬するを以て、各海關員は總て滿洲國  
の命令を遵奉すべく、反するものに對し  
ては斷乎たる處置を取る」旨の警告を發  
し、六月十八日關稅獨立宣言を公布した

### 六、鐵道の統制

昭和六年九月二十一日日本軍吉林省に  
於て吉林軍主力隊の武装解除を行つて以  
來、借款及び受負の四鐵道（吉長、吉敦  
四洮、洮昂）の管理方針を建て、同日長  
春城内に吉長鐵路局を置き、二十二日に  
四平街の四洮鐵路局を占據し、更に二  
十三日我獨立守備隊の橋本支隊が敦化に  
到着し、二十五日には羽山支隊が洮南に  
着いて共に同地方の治安維持に當つた。  
一方、舊東北交通委員會は幹部が事變發  
生と同時に逃亡したので、九月二十三日  
各鐵道代表を以て新東北交通委員會を組  
織し、交通の統制を行ふことになつた。  
（其後滿洲國政府の組織成るや交通部に  
於てこれを統制して居る）

して効果渺々しからず、かくて十月二十  
四日の會議には、十一月十六日まで日  
本の撤兵を要請する案が附議されたが日  
本の反對で不成立に終り、十一月十六日  
まで休會することとなつた。

### 八、ロシアの態度

ロシアは事變以來沈黙して居たが、馬  
占山援助説により日本が廣田大使を経て  
十月二十三日ロシア政府に爲した注意喚  
起に對し、外務人民委員次長カラハン氏  
は支那援助を否定して不干渉政策を表明  
した。

### 九、聯盟調査團

聯盟第三次理事會は十一月十六日、日  
本軍が大興で馬占山と對峙した際に、パ  
リに於て開催され、調査委員派遣、中立  
地帯設立、日本軍の撤兵條件等の諸問題  
が論議されたが、其際十二月十日の會議  
で九月三十日に決議を見た「當事國日支  
兩國の直接交渉に委ねる趣旨」の確認と  
共に調査委員の派遣等を含む決議を採擇

した。

其後一月三日に於ける日本軍の錦州入  
城は再び米國を刺戟し、國務長官スチュ  
ムソン氏は、英、佛、伊大使と對日共同通  
牒を協議したが何れも氣乗り薄のため、  
一月七日附で單獨に九箇國條約及びパリ  
條約に違反せる手段によつて成立せしめ  
らるゝ状態、條約又は共同承認する意志  
なき旨の覺書を日支兩國に送つたが、こ  
れに對し日本は同十六日附を以て反駁回  
答した。

聯盟調査委員の顔振れは十二月二十一  
日左記五名に決定し

英國リットン卿、佛國クロードル將軍  
獨逸シュネー博士、伊太利アルドベン  
デー伯、米國マツコイ將軍

それに聯盟事務局其他から派遣された  
隨員を加へた多勢の一行が昭和七年二月  
二十九日横濱に着き、約二週間滞在各方  
面と交驛の後渡支したが、其間に滿洲に  
於ける建國準備は急速度に進展して、三  
月早々其目出度き新獨立國の産聲が擧げ  
られた。



支那に着いた聯盟調査團の一行は上海南京、漢口、北平を経て四月末に滿洲に入り、一ヶ月餘に亘り各地を歴訪して事實の調査を行ひ、更に北京へ引返し同地に於て報告書を書上げ、これを一足先へ聯盟に提出した。

此時日本からアツセイサーとして吉田大使が一行に加はつたが、又支那からは顧維均がオブザーバーとして同行するといふので、滿洲側から抗議が出た爲め主席委員リットン卿が尠らず狼狽し、傲岸な態度を變へて種々諒解運動に手を盡した結果、漸く滿洲國から條件付きで其入國が許された事は、未だ一般の記憶に新たなる處である。

### 一〇、日本の承認

その間日本の滿洲國承認氣運進み、八月八日には武藤信義大使が關東軍司令官兼駐滿特命全權大使に任ぜられて、九月十五日鄭國務總理との間に議定書の調印が行はれ、同時に日本政府は滿洲國承認に關する聲明書を發表するに至り、こゝ

に新興獨立の滿洲國を日本は世界列國の認識缺如による猜疑と反對を押切り、正堂堂々敢然として承認の魁けをなし、其提携誘掖により將來の發展向上に盡す事となり、又一面此事によつて從來日本が滿洲に於て有する特殊權益の確保且つ伸張を圖ると共に、兩國の善隣友好を一礎石として此上に東洋永遠の平和を確立すべく、一意此目的の下に友邦滿洲國を守り立て、行くことになつた事は、日滿兩國の爲め洵に慶賀に堪へない。

### 一一、日滿議定書の内容

昭和七年（大同元年）九月十五日日本の滿洲國承認當日新京に於て、我全權大使武藤陸軍大將と滿洲國々務總理鄭孝胥氏との間に署名調印相互に授受された議定書の全文左の如し

#### 日滿議定書

日本國は滿洲が、其の住民の意思に基きて、自由に成立し、獨立の一國家を成すに至りたる事實を、確認したるに

本議定書は署名の日より效力を生ずべし。  
本議定書は、日本文、及漢文を以て、各二通を作成す、日本文本文と、漢文本文との間に解釋を異にするときは、日本文に據るものとす。  
右證據として、下名は各本國政府より正當の委任を受け、本議定書に署名調印せり。

昭和七年九月十五日、即ち大同元年九月十五日、新京に於て之を作成す。

日本帝國特命全權大使 武藤信義  
滿洲國々務總理 鄭孝胥

### 一二、承認に關する日本政府の聲明

又一方日本に於ては同日滿洲國承認と同時に、内田外務大臣の名を以て左記の滿洲國承認に關する日本政府の聲明書を發表した。

滿蒙は曾て帝國が國運を賭して、其の危急を救ひたるの地なり、爾來廿有七年、我が官民一致して、同地方の開發

に參與し、苦心經營の結果、今日の繁榮を致し、今や同地方は、國防上、國民的生存上、帝國と不可分の關係に立つに至れり、而も近年過激思想に累せられたる、支那の排外的、革命外交の爲、滿洲に於ける我が重大權益は、日に月に蠶食せられたるが、遂に九月十八日事件の勃發を見、我が自衛權の發動となれり。

然るに右滿洲事變の發生に伴ひ、舊東北政權の覆滅を見るや、其の機に乗じ奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省、東省特別區、及蒙古各旗盟等の官紳士民相集り、協議の結果、本年三月一日、建國宣言を發して、即日中華民國との關係を離脱し、滿洲新國家を創立することを宣すると共に、新國家の建設綱領を頒布し、内に舊來の暗黒政治を排除して、王道政治を實行し、又外に對しては、信義を重じ、和親を求め、其の他既存の義務を尊重し、門戸開放機會均等主義を遵守すべきこと等、内外に對する極めて公正妥當なる、政綱を

因り、  
滿洲國は中華民國の有する、國際約定は滿洲國に適用し得べき限り、之を尊重すべきことを宣言せるに因り、  
日本國政府、及滿洲國政府は、日滿兩國間の善隣の關係を、永遠に鞏固にし互に其の領土權を尊重し、東洋の平和を確保せんが爲、左の如く協定せり。  
一、滿洲國は、將來日滿兩國間に、別段の約定を締結せざる限り、滿洲國領域内に於て、日本國又は日本國臣民が從來の日支間の條約、協定、其の他の取極、及公私の契約に依り、有する一切の權利利益を、確認尊重すべし。  
二、日本國及滿洲國は、締約國の一方の領土、及治安に對する、一切の脅威は、同時に締約國の、他方の安寧及存立に對する脅威たるの、事實を確認し、兩國共同して、國家の防衛に當るべきことを約す、之が爲所要の日本國軍は滿洲國內に駐屯するものとす。

明かにせり、次で同國政府は同月十日帝國其の他十六ヶ國政府に通牒を發して、右建設綱領の趣旨を反復すると共に、同國との、正式外交關係の設定を要請する所ありたり。

爾來帝國政府は、半歳に亘り、多大の關心と、細密の注意とを以て、滿洲に於ける事態の發展に留意し來れる處、同國の前記、内外に對する政策の、實行に關する誠意と、熱心とは正に信を置くに足るものあり、就中、治外法權の撤廢、及一般外國人に對する内地開放問題、其の他條約の改訂に付ては、特に委員會を設け、諸般の準備を整ふると共に、一方的措置を以て之を廢棄する等のことなく、飽迄關係國との合意に依り、之が改訂を實現せむとする態度の、顯著なるものあり、財政其の他諸般の施設に付ても、改善の跡、既に見るべきものあり、今や滿洲國は着々として獨立の實を擧げ、其前途に對し、多大の希望を囑せしむ。  
帝國政府は、叙上滿洲國の、内外に對



する態度に顧み、又滿洲の地は、我が國防の安危、國民的生存の繫る所なるに鑑み、此の際速に滿洲國を承認し、同地方の安定を促進し、帝國の康寧と東洋の平和とを、永遠に確保するの基礎を、鞏固ならしめることを期し、本十五日、武藤特命全權大使をして、滿洲國政府當局との間に、議定書を締結せしめ、以て同國に對し、正式の承認を與へたり、右承認の實行が、帝國の加盟せる何れの條約にも、抵觸することなきは本年八月二十五日、帝國議會に於ける外務大臣の演説に之を明かにせり。

本議定書は、滿洲國が、其の住民の自由意志に基き、成立せる獨立國家たることを確認すると共に、同國に於て、帝國及帝國臣民が、從來條約に依り、有する一切の權益を、確認尊重すべきことを定め、滿洲に於ける我が各種權益に關する、從來の紛糾を、一掃する外、滿洲に對する一切の脅威が、同時に帝國の康寧に關するに顧み日滿兩國

同時に人類の幸福に寄與すること甚大なるものとして、寔に慶福に堪えぬ次第であります。

本年三月、民意に依り滿洲國が溥儀執政を迎へ、獨立を内外に宣言してから茲に半歳、此間百官有司の努力と一般民衆の覺醒とに依り國礎は益々鞏きを加へました又日本軍の絶大なる援助に依り七月末馬占山の没落せるを一段落として、境域内の兵匪も、大體討伐し盡され、又海關の接收と共に、財政の基礎も確立して吾人の所期せる安住樂土の實現も、決して遠くないのであります。滿洲國は、三千萬民衆の、意思に基いて建設せられ内は民衆の福祉を目標として精進し外は國際の親善を準則として、行動しつゝあるものであつて其の國家としての立場は世界列國の何れに伍するも、何等遜色なきは勿論、其獨立は列國の承認の有無に關せず既に嚴然たる事實であり又之を無視する如きは決して世界の平和と人類の幸福とに忠實なるものと稱し得ないのであります

日・滿・露關係

共同し、國家の防衛に當るべく、之が爲め所要の帝國軍を滿洲國內に駐屯せしむるものなることを規定し、以て兩國間の善隣關係を、永遠に鞏固にし、東洋の平和を確保せむとするものなり帝國に於て、滿洲に對し、何等の領土的異圖を有せざるは、帝國政府の累次闡明し來りし所なるが、今次議定書前文中に於ても、日滿兩國は、相互に其の領土權を尊重すべきことを掲げたり將又滿洲國政府は、其の三月十日附對外通牒に於て、外國人の經濟活動に關し、門戶開放主義を尊重すべきことを明かにし居れるが、元來帝國の滿蒙に對し、要望する所は同地方に於ける、我が正當の權益を確保すると共に、一切の排外施政を廢除し、内外人均しく其の生を安んずるに在るを以て、帝國政府が滿蒙に於て、各國人何れも、均等の機會の下に、經濟活動に従事し、同地方の開発と、繁榮とに、寄與せむことを希望するは固より言を俟たず。惟ふに滿洲國上下の、其の内外に對す

然るに今回列國中、我國の存立に最も重大なる關係あり且我國との接觸交渉の最も多い日本國が基本的議定書の調印に依り率先して三千萬民衆の熱望せる、滿洲國正式承認を斷行された事は内は我が國礎を固め外は我が國際的地位を強むる上に於て、正に絶大なる貢獻を爲したもので、寔に欣幸に堪えない所であります。殊に右議定書中には、滿日兩國の間に相互依存の盟を成し滿洲國の存立を永遠に確保する趣旨が含まれて居りまして、從來三千萬民衆の中に、我國の前途に付き何等かの杞憂を懐けるものありしとするも、右杞憂は今回の舉に依り完全に一掃された次第であります。吾人は此の機に、從來滿洲國の奪還を夢みつつ、土匪軍を操縦して、我國の治安を攪亂に努め來つた張家一派の舊軍閥、並右舊軍閥の濁流を、淨化せられたる滿洲國の地域に再び流入せしめんが爲に、歐米諸國を東亞の國際紛争に捲き込めんとしつゝある國民黨の政治家に

る政策實行に關し誠實眞摯の態度は、逐次全世界の認識を深め、信頼を博するに至るべく、列國亦早きに及んで、同國との國交關係に入るべきを疑はず茲に帝國政府は、滿洲國を承認するに當り、同國の前途を祝福すると共に、帝國官民一致協力して、克く善隣の誼を全うし、日滿共存共榮の、實を擧ぐるに於て、遺憾なからんことを望む。

### 一三、同滿洲國謝外交

#### 總長の聲明

尙同日滿洲國政府に於ても、外交總長謝介石氏の名を以て左の聲明が發表せられた。

本日我滿洲國國務總理と、日本國滿洲派遣特命全權大使との間に議定書の調印が行はれ、之に依り日本國は、滿洲國の獨立を正式に承認し爾今兩國は相互に獨立國として相提携して東亞の平和に延いて世界の平和の確立に貢獻し得るに至りましたことは世界の歴史上一新紀元を劃する重大なる事實であつて對し、一日も速かに此の新事態に覺醒し虛心坦懐、日滿兩國と共に、東亞民族融和の方針に、向はんことを希望するものであります。

更に常に正義人道を標榜し民族自決を高唱する歐米諸國及國際聯盟に對しては、舊軍閥の暴政より、脫離獨立したる滿洲國を、其の民衆の意思に反し、再び舊軍閥の手に戻し、水深火熱の中に、投ぜんとする如きは大なる矛盾であり此國の健全なる發達を援助獎勵することを、其義務であることを指摘し、又我國の獨立及之に對する日本の支持てふ現實を無視することは徒らに東亞の平和を紛亂に導くのみなることを認識し以て今後速かに我國承認の舉に出でんことを、期待するものであります。列國中には、或は滿日兩國の特殊緊密の關係を云爲するものあるやも計り難いものであるが斯る關係は兩國の地理的、又歴史的關係に顧み、固より當然のことであり又世界各國の間にも幾多の事例の存するもので敢て論ずるに足ら



ないのであります、惟ふに列國の大多數が特に關心を有するのは滿洲國の經濟上の門戸開放と國際義務の履行の二點に存するものでありませうが右に關しては既に建國宣言及對外通告中に明瞭に宣明せられて居る通りで今後滿洲國の國際的地位の確立と共に益々如實に證明せらるるのであります若し尙疑あらば列國は宜しく日本國と同様我國を承認し右二點を確保する條約を締結すれば足る次第であります。

支那及歐米にては、滿洲國の實質を何等知ることもなく爲にせんとするものも宣傳に乗ぜられて種々の惡聲を放つて居るものもある様であるが左様のことは今後事實に依つて着々反駁されて行くことであつて別に宣傳や辯明を爲す必要は無く、吾人は只側目も觸らず、勇敢に、着實に、建國宣言と對外通告の趣旨に従つて、理想の彼岸に向つて、力強き歩みを續くるのみであります。

茲に我國の獨立を正式に承認せられたるは、善隣日本帝國及國民に對し深厚

なる謝意を表すると同時に吾等三千万民衆の滿洲國の理想實現に對する確固不拔の信念を披瀝したいと思ひます。

## 滿露關係

### 一、舊露西亞侵略政策の遺業

露西亞は舊帝制時代の遺業である舊清朝との條約により獲得した滿洲に於ての特權を繼承して來た。その特權たるや舊帝政歴代多年に亘る極東侵略政策の所産で、當時は其野望の奥底が知れないと共に權勢まさに世界を威嚇して隆々たるものがあつたが、日露戰役で大敗した結果その既得特權中の東支鐵道支線南滿線の所有權及び經營權を日本に無償讓渡すると同時に、關東州の租借權も併せ放棄して日本に移屬せしむる事となり、爾來東支鐵道本線及び寬城子以北に縮減せられた支線（南部線）並にその沿線地帯に於る諸利權を保有し、曩に革命により帝制崩壊し共和制となるや其まゝこれを

繼承して現在に及んで居る。

### 二、帝制倒壊に附込む舊東北軍閥

然しその間支那は、露西亞が政治組織の變革以來、その對内政策遂行に全力を打込み、極東に充分手を伸ばして居られぬ爲め、舊帝制時代に取り來つた、對極東政策の高壓手段を緩めたので、多年東支鐵道及びこれに附帶せる各特權の回收慾に燃ゆる其宿望を遂ぐるは今此機會とばかり、爾來合法的、非合法的に凡ゆる手段を以て其回收を圖り、漸進的に一步步々食込んで先づ階梯的に大小成果を擧ぐるに至つた。東支鐵道は現在北滿鐵道と改稱の沿革と現況に就ては別掲詳述する。

### 三、露の既得特權の逐年縮小

これが爲めに多年に亘り露支兩國間に紛議抗争絶へず、露西亞革命後一九二四年に締結された修交條約は三年後の一九

二七年にいたり一片の反古と化し、昨冬不圖した機會で後交條約が結ばるゝ五ヶ年間喧嘩物別れとなつて居たのである。

だが滿洲は露西亞に取つても特殊特權地帯である。その老大版圖の背面大半長距離の國境線によつて、密接不離の地理的關係を持ち、且つこれに基く政治的又經濟的利害關係の重要性から、たとへそれが帝制時代の遺物とは云へ、現露西亞が無關心に放置する譯もなく、或程度迄の讓歩はしつゝも飽くまでその特權確保の爲め頑張り通して來た。

そして一九一七年帝制崩壊前後二回にわたり國交斷絶中と雖も滿洲各地所在の自國領事館は引揚げをさせる事なく、其まゝ執務を繼續せしめ來つた事は一般周知の通りで、殊にその間其處を赤化主義宣傳の足溜りとして策應飛躍努め來つたであらうことは十目の指して肯定する處である。

## 四、滿洲國創成以後

然るに一九三一年（昭和六年）に起つ

た九月十八日事件が動火線となり、支那國民政府の分權勢力たる舊張學良政權が倒壊して翌年三月滿洲國が創成された。

そして總ての狀態は急變したがその建國にあたり諸外國に對して通電聲明する處あつた「中華民國の諸外國に對して存する條約上の義務、即ち國際法及國際慣例に照して相續すべきものは之を繼承し、又外國人の滿洲國領域内に於て有する既得の權利を侵害することなき」旨の力強き保證によつて露西亞の滿洲に於て有する既得權利は従來と毫も變る處が無いので、一時露西亞は日本に續いて直ぐにも同國の承認をなすべきそぶりを見せてついで、其まゝ爲し滯つて居る爲め、未だ正式に國交は開かれなないが、滿洲國では大同元年九月十七日外交部總長謝介石の名を以て、蘇聯政府と再三交渉し蘇聯領土内に領事を派遣する事の承認を求め其快諾を得たので、取りあへず其開設地としてブラゴウエチエンスク、チタ、浦鹽三市を決定し、同年冬最初の領事をブラゴウエチエンスクに送り、超えて大同二年春

にはチタ領事館を開いた。

露西亞の在滿領事館は滿洲國成立後も哈爾濱、奉天其他各地とも従前通り存置して在留自國民の保護、通商、貿易の進展を圖り、必要に應じ滿洲國官憲當局と臨機交渉して適宜に事が運ばれつゝあるから、非公式ながらも事實の上では既に國交が結ばれて居るのである、此上は相互の認識と理解を深めて、其互讓隣愛の和衷精神により一日も早く正式に友好關係を結ぶ事が、相互兩國それ自身の利益で、もしそれ相互國家に取り重要懸案たる國境協定問題、又舊東北軍閥政權以來の紛争持越しに其後新しく起つた種々の險惡事態を加へて現在に及んで居る北滿鐵道（東支鐵道）を中心とする未解決問題の此上何時迄も際限なく其まゝに置かれる事は、露西亞に取つても又滿洲國に取つても其不利たるや決して尠少なからざるものがあらうと敢へて極言するに憚らぬ事ほど其緊要性は差迫つて居るのである。



五、親善促進氣運

最近突如として露西亞から北滿鐵道の賣却交渉が日本へ提議せられ、日本は滿洲國をしてこれを買収せしむべく目下種種仲介斡旋中で、正にこの事は、何の彼のと云つてもさすがに露西亞の抜け目ない其賢明振りを物語ると共に、又それが當然の歸結である事を雄辯に説明して居るが、そのやがて開かれるであらう處の交渉結果を本書に収録することの出来ないのは甚だ残念である。

滿洲國

滿洲事變

カレンダリー

(事變發生から承認まで)

昭和六年

九月

十八日 午後十時東北軍正規兵柳條溝の滿鐵本線を爆破して滿洲事變を惹起す

傷百八十

六日 國際聯盟ブリアン議長嶽江事件に關して交戦防止を我が政府に通牒す

長谷部部隊馬占山軍陣地を奪取す

九日 敵正規兵、馬賊約一千海城西北に現はれて我が軍と交戦敵死傷三百

十三日 多門部隊主力大興に向ふ

十七日 馬占山軍挑戦して攻撃を開始す

十八日 多門部隊馬占山軍に對して自衛のため攻勢に轉じこれを撃破す、敵の死傷二千

十九日 午後多門部隊チチハルに入城す

廿四日 國際聯盟理事會は日本軍の撤退、戦闘行動の中止、調査委員の派遣等に關する決議案を内示す

十二月

廿七日 室部隊、依田部隊に大命下り滿洲へ増派さる

廿八日 多門部隊、嘉村部隊、營口及び新民方面より遼西の匪賊討伐に出動す

日・滿・露關係

蛇山子に現はる

八日 西昌國付近に騎馬の敵匪千名現はれて我が軍と激戦、敵死傷百五十

十三日 巨流河東方に敗殘兵五千集結す

廿一日 八面城において敗殘兵七百名と激戦す、亂石山付近において敗殘兵約千三百滿鐵を横斷して西走、我が軍之を追撃す

廿六日 馬賊三百鞍山東方千山驛を襲撃す

廿八日 約八百の公安隊及び敗殘兵一裸樹地區の鐵道妨害を企つ、我が軍これを撃退す、敵死傷二百五十

廿九日 敵正規兵、馬賊一千五百通遼鄭家屯間の鐵道を破壊す

十一月

二日 馬占山の黑龍江軍は彼我當初の諒解を破つて嶺江橋梁修理作業掩護中の濱本支隊に向ひ砲火を開く

四日 濱本支隊嶺江北岸大興に前進するや馬占山軍二千突如不法射撃を加へて大激戦となる、敵の死傷一千我が死

匪双城堡に夜襲、我が軍全滅的打撃を與へて撃退す、我が軍死傷五十

二 月

一日 約一千の支那兵双城南方拉拉林家を襲ふ

三日 多門部隊主力は反吉林軍を驅逐しつゝ北進

五日 多門部隊遂に反吉林軍主力一萬四千を撃破して堂々ハルビンに入城す

十五日 自衛軍と稱する反吉林軍はハルビン放棄後張學良と策應して兵を起し東支鐵道東部線を荒す

廿日 王徳林軍六百敦化を攻撃す

廿二日 多門部隊に反吉林軍討伐命令下る

廿八日 多門部隊一面坡敦化方面に出動す

三 月

一日 滿洲國中外に獨立を宣言す、國際聯盟調査團リットン卿一行來朝す

三日 奉天南方に五六百の兵匪襲來、我が飛行隊これに爆撃を加へて潰走せしむ

昭和七年

一月

二日 室部隊、依田部隊遼西に出動す

三日 午前十時七萬の敵匪を撃退した多門部隊錦州に入城す

四日 室部隊錦州に入城す

九日 輸送監視の我が松尾部隊廿六名錦西東方において五六百の敵匪の襲撃を受けて全滅す

十日 古賀騎兵聯隊長錦西において戦死す

十七日 遼陽西北の兵匪五百を撃破す敵死傷二百五十

廿二日 興城西方地區兵匪六百を掃蕩す

廿五日 數百の兵匪京奉線石山驛を襲撃、更に大凌河驛を襲撃す

廿六日 打虎山方面に大々的の兵匪討伐を行ふ、敵死傷六百

廿八日 反吉林軍暴虐を極む、長谷部々隊ハルビンに向ふ

卅一日 砲數門を有する歩兵二千の敵







同 次長 菊竹實藏  
 監察院長 代理品川主計  
 立法院長 趙欣伯  
 奉天省長 藏式毅  
 吉林省長 熙雲  
 黑龍江省長 張海鵬  
 熱河省長 張海鵬

滿洲國政府  
 外交機關

外交部總長 謝介石  
 同 次長 大橋忠一  
 同 秘書科科長 朱之正  
 同 文書科科長 葉堯公  
 同 庶務科科長 梅谷斌雄  
 同 計畫科科長 前山信雄  
 同 通商司科長 呂村信貞  
 同 商務科科長 加藤日吉  
 同 政務司科長 神吉正一  
 同 亞細亞科科長 松本益雄  
 同 歐美科科長 林景仁

同 宣化司司長心得 川崎寅雄  
 駐日滿洲國公使館 東京市麻布區櫻田町  
 全權公使 丁士源  
 參事官 原武彪  
 二等秘書官 際佩  
 三等秘書官 馬佩  
 同 福島潔

北滿特派員公署 (哈爾濱)  
 外交部北滿特派員 施履本  
 總務處々長 杉原千畝

在ブラゴウエチエンスク領事館(ソ聯邦)  
 領事 貴鴻清  
 副領事 吉津埠  
 在チタ領事館(ソ聯邦)  
 領事 李恒  
 副領事 山本七郎

駐滿日本帝國  
 外交機關

日本側外交機關は從來は關東廳及

び在滿蒙帝國領事館で、此のうちに關東廳の涉外事務は外務大臣の監督を受け、廳内に外事部を置き各地駐在の日本領事との聯絡を保ち奉天總領事を以て部長に宛て、南滿洲に駐在する領事は外事部事務官を兼ねしめ、大正十二年以來專任外事部を設けこれによつて外交事務を處理して來たが、滿洲國の成立を見るや駐滿帝國全權府に統一され、其後昨年十一月滿洲國駐劄日本大使館設置と共に同大使の所管に屬し現在に及んで居る

元帥陸軍大將關東長官  
 駐滿帝國大使館大使 武藤信義  
 新京總領事館總領事 栗原正  
 吉林總領事館總領事代理 森岡正平  
 哈爾濱總領事館總領事 森島守人  
 奉天總領事館總領事 蜂谷輝雄  
 間島總領事館總領事 永井清  
 運分館主任 毛利此吉  
 百草滿分館主任 堀吉孝  
 局子街領事館副領事 田中作  
 頭道溝分館主任 松原久義

海龍分館副領事 松浦興  
 通化分館副領事 興津良郎  
 新民府分館主任 土屋波平  
 滿洲里領事館副領事 泉顯藏  
 齊々哈爾濱領事館領事 內田五郎  
 農安分館(一時引揚)

鐵嶺領事館領事代理 石塚邦器  
 拘鹿分館事務取扱 齋藤警都  
 鄭家屯領事館領事 大和久義郎  
 遼陽領事館領事代理 山崎恒四郎  
 安東領事館領事 岡本一策  
 牛莊領事館領事 荒川充雄  
 錦州領事館領事代理 後藤祿郎  
 赤峰領事館領事 清野長太郎

因みに我外務省は在滿機關擴充を企圖し、領事館増設候補地として敦化、洮南、一面坡、海林、分館候補地として寧古塔、扶餘、三姓、臨江、海倫を挙げ詮考中であるから速からず選定實現を見るであらう。

在滿洲國各國  
 外交機關

日・滿・露關係

大連 英國領事館、米國領事館、瑞典名譽領事館、和蘭名譽領事館、ソ聯領事館、ソ聯通商代表支部、獨逸領事館、フィンランド名譽領事館、佛國名譽領事館、カナダ貿易事務官

安東 米國領事館  
 牛莊 英國領事館、那威領事館  
 奉天 英國總領事館、米國總領事館、米國商務官、ソ聯總領事館、ソ聯通商代表支部、獨逸領事館、佛國領事館、伊國領事館、埃太利領事館

哈爾濱 英國總領事館、米國總領事館、佛國領事館、波蘭領事館、ソ聯總領事館、ソ聯通商代表支部、チエツコ・スロバキア領事館、和蘭領事館、獨逸總領事館、伊國領事館、リツワニヤ領事館、荷國領事館、白國領事館、丁抹領事館、エストニア領事館、ラトビア領事館

外に 海拉爾、齊々哈爾、滿洲里、綏化河各地にソ聯領事館あり。  
 在滿洲國ソ聯邦  
 外交機關  
 哈爾濱總領事館總領事 スラウツスキイ  
 奉天總領事館 總領事代理 ウオロージン  
 大連 領事館 領事 ミハイロフ  
 綏化河領事館 副領事 エゴロフ  
 齊々哈爾濱領事館 副領事 ルーロフ  
 滿洲里領事館 領事 スミルノフ

同ソ聯國營通商  
 代表機關  
 通商代表部大連支部 ロクチン  
 同 奉天支部 ベウシン  
 同 哈爾濱支部 ツエールエフ



## 熱河平定により 全滿領土確保

### 一、敢然討伐開始

國際聯盟が滿洲國の承認を取消せと云ふ其暴言を一蹴して、九千萬同胞の氣持を深く胸に刻んで我が代表が聯盟會議の席を決然去つたのは本年二月二十四日であつた。同時に我が關東軍の熱河討伐が始まつた。

熱河は滿洲國の一部である事は既に建國宣言中にも明らかにされてゐる。熱河と奉天省、及び興安省の境界は山河の特に分割するものもないのであるから、萬一熱河が中華民國の手に残るとしたら、新興滿洲國の國防線は非常に危険千萬なものである。即ち國防線確保の見地よりしても、熱河は滿洲國に入れる必要があるのである。況んや熱河を含む五省が滿洲國を形成する事は五色聯合の國旗によつて表象されてゐる通りである。それ故

起るに當り如上の主旨を中外に宣明し以て公明正大なる我が關東軍の態度を鮮明ならしむ矣。

昭和八年二月廿五日

關東軍司令官 武 藤 信義

### 三、身の程知らぬ 反滿軍

然るに豫て皇軍の此舉に出でんことを恐れてゐた反將湯玉麟及び張學良一味の輩は、あらゆる防備を嚴にして我軍を邀ふる準備をなし、反滿軍の数は十三萬餘と稱せられた。熱河は東北部及び東部は稍や平坦なるも、東南部より西北部に亘りては山岳地帯である。殊に朝陽より凌源を経て承德に至る地方は奇峰連立し、羊腸たる山路は大軍の行動に便ならず、息も凍る大陸の寒氣はどれだけ我が將卒を苦しめたであらうか。

### 四、高速度の撃滅過稅

だが我が關東軍が決然立つて熱河討伐に向つたのは、奉天省通遼を二月二十三

日・滿・露關係

に日本が滿洲國を承認しその保全を誓約した以上は、熱河省内に蟠居する反滿軍を掃蕩するのは我國の當然の義務であるのである。

### 二、先づ皇軍の聲明

そこで愈々皇軍の熱河討伐が決意さるゝや、二月二十五日關東軍司令官武藤信義大將の名により左記の聲明書が發表され、これによつて其正當なる理由が中外に宣示せられた。

#### 一、聲明書

滿洲建國茲に一周年、内諸政改革り群匪剿討せられ民衆和平に樂まんとして外日滿の親善愈々敦厚を加へ列國は聯盟の名において滿洲國獨立承認を政治的に回避するの傾向あるも新國家の現實的成立に對しては經濟的において事實上諒解するのやむを得ざる現勢にあり、この秋に當り獨り熱河省の疆域のみ舊態依然として軍閥の跋扈に委し、匪賊また跳梁し加之北支政權の軍隊素りに省内に侵入し今や同地方の住民は苛斂誅求に生色無く而も熱

日に出發し、翌二十四日は開魯を陥れ、三月二日には熱河省の中心都市たる赤峰を占據したのである。又他の一部隊は二月二十三日錦州を發して二十五日朝陽を陥れ三月二日には凌源、三日は平原、超えて四日には首都承德を占領し省城高く日章旗が掲げられた。

### 五、目的達成

斯くして旬日を以て熱河は平定せられ反滿軍は粉碎されてしまつた。この神速なる皇軍の行動、その空前の勝利は天皇の御稔威と、遮る雲断じて徹ると云ふ皇軍の忠勇無比の氣慨に因る處であるが、その結果滿洲國は反滿軍の手から熱河省を斷然回收して、こゝに初めて其全領土を確保する事を得た。

滿洲國の爲め實に目出度き極みであり又友邦日本として喜びに堪えない。

### 滿洲國の國勢

昭和七年三月一日滿洲國は目出度く生誕した。

河混亂の餘波は全滿民心の安定を阻碍すること尠少にあらず、事態かくの如きを以て今次滿洲國政府は其國軍をして大學熱河省の肅清を斷行せしむることゝなれり、惟ふに同省が滿洲國の疆域たる事實は同省の地理的位置と悠久四千年の歴史とに鑑みはた又滿洲建國の宣言に明徴せられ寸毫の疑義を挟むべからず、換言すれば今回の事たる滿洲國の爲には單なる國內問題を解決するに過ぎざるなり、軍は日滿親善の精神に基き如上滿洲國の崇高至當なる行動に對し滿腔の賛意を表し所要の兵力を以て協同事に衝ることゝなれり、從て軍はその實力行爲を滿洲國領域外に脱逸せしむるが如きは斷じて好まざる所、然れ共北支政權にしてわが軍に對し積極的實力行動に出づるが如き場合においては戰禍惹いて北支に及ぶもまたやむを得ざるべきは何人と雖も首肯し得る所にしてその責任のかれに屬すべきもたもとより當然なり、これを要するに軍の庶幾する所は滿洲國の健全なる發達と東洋全局の和平にあり、こゝに熱河の事

その發達は常に、その國土の抱擁する三千萬民衆の總意によつてのみでなく、東亞全局の榮光に守られて誕生したのであつて、誠に人類愛の爲めに、世界平和の爲めに理想郷の具體的現示に外ならず吾人は共に俱にその新生に對して滿腔の敬意と祝福とを捧げざるを得ないのである。

薄儀執政は宣して、道德、仁愛を主として、種屬の別、國際間の争を除き、王道樂土の實現を期す！と、まことに我等は此建國宣言をして如實のものたらしむべく、更に一段歩武を進めねばならぬ。滿洲國の新生に對して日本が産婆役を勤めた事は今更云ふ迄もないが、日本にとつての滿蒙の地は單に接壤地と云ふばかりでなく、其生命ともすべき重要地として特別重大な利害關係を有するが故にその援助は正義に基づく正當なる自衛的援助であつて、日本は世界何れの國に對しても何等毫末の氣兼ね慮もいらぬのである。否ます／＼積極的に大々援助して飽迄その健全なる發育を完成させる權



利を持つて居る譯である。
這次の滿洲事變は單なる舊東北軍閥下の一兵卒の惡戯であつたかも知らないが其處から端を發して、滿洲の事態を一新したのみでなく、日本の世界觀を一變し、日本國民の外交常識を根底から變革したのである。

滿洲事變前の日本國民は隣邦支那の兇暴に隱忍し、其自覺と反省を待望することにより東亞の康寧を實現せんとして努力し來れる一方、又よく世界列強と協調して國際信義の増進、各國民の共存共榮を招來せんとしたのであるが、不幸此期待は暴戾支那東北軍閥の挑戰的不法行爲によつて遂に空しく、其結果わが皇軍の神速出動となり、忽ち之を掃滅してこゝに滿洲國の出現を見るに至つた。

既に一度、崇高なる人類愛と、善隣友好の情誼に基づく援助を與へて、新滿洲國の創建を遂げしめた日本は、其不可分關係にある權利且つ義務の上から、尙充分之を授けて將來の大成に盡さねばならぬ立場にあると云ひ得る。

いでや其王道樂土たるべき新友邦滿洲國の國勢につき、左にこれを記して其洋洋たる前途を讀者と共に想見する事とする。

滿洲國の面積及人口

一、面積

最近の調査に據る滿蒙總面積の概況を示せば次の如し。
東北四省の總面積 七七、三一〇方里
奉天省 一二、〇〇八方里
吉林省 一七、三六〇方里
黑龍江省 三七、七七四方里
熱河省 一〇、一六八方里
此外に遼、吉、黑各省に接壤する内蒙古に於ける未開地は三、〇四〇方里を有し、又東部内蒙古の總面積は一〇、一六八方里と推定される。

二、人口

正確なる統計を缺くが最近の調査推算

に依る滿蒙の總人口を示せば次の通りである。

奉天省 一四、九九六、六三〇
吉林省 九、一九一、九八〇
黑龍江省 五、一一一、三七〇
興安省 三〇五、〇〇〇
熱河省 四、五〇〇、〇〇〇
計 三四、一〇四、九八〇人
尙民國二十年國民政府內政部は次の如く發表してゐる。(一九三一年七月現在)

奉天省 一四、一五七、六三一人
吉林省 七、六四二、九〇一人
黑龍江省 三、六六〇、二七八人
熱河省 二、四六六、二〇六人
計 二七、九二七、〇一六人
尙參考のために滿鐵調査に係る一九三〇年末現在最近三ヶ年間に於ける各省別に縣別人口の推定數を掲ぐれば、次の通りである。

Table with 4 columns: 縣別, 人口, 縣別, 人口. Lists provinces like 遼寧, 吉林, 黑龍江, etc.

吉林省

Table with 4 columns: 縣別, 人口, 縣別, 人口. Lists counties in Jilin province like 永吉, 舒蘭, 德惠, etc.

各省縣別人口統計

Table with 4 columns: 縣別, 人口, 縣別, 人口. Lists provinces like 奉天, 熱河, 遼寧, etc.



日露年鑑

寶清	富錦	密山	虎林	林口	寶清	富錦	密山	虎林	林口
一九〇六年末	一九〇六年末	一九〇六年末	一九〇六年末	一九〇六年末	一九〇六年末	一九〇六年末	一九〇六年末	一九〇六年末	一九〇六年末
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

黑龍江省

縣別	人口	縣別	人口	縣別	人口
龍江	二、六、三〇〇	林口	九、七、〇〇〇	訥河	一、〇、六、〇〇〇
嫩江	六、六、〇〇〇	依安	七、六、〇〇〇	克山	三、〇〇、一、九〇〇
大賚	二、三、四九〇	甘南	三、九、〇〇〇	青岡	一、九、八〇〇
肇州	二、九、四〇〇	明水	二、七、五八〇	拜泉	三、八、三〇〇
安達	一、三、五〇〇	雅魯	一、九、六〇〇	肇東	二、〇、四九〇
泰來	一、七、三、七〇〇	綏化	五、六、九〇〇	慶城	一、五、三〇〇
景星	六、〇、三〇〇	呼蘭	三、五、六〇〇	蘭西	一、六、三〇〇
布西	五、九、九〇〇	海倫	二、七、七〇〇	木蘭	一、七、七〇〇
綏化	一、四、六〇〇	通北	六、〇、一五〇	通河	八、九、三〇〇
龍鎮	五、〇、四〇〇	淡河	二、四、三〇〇	湯原	八、三、四〇〇
望奎	三、三、三〇〇	烏雲	四、五、〇〇〇	奇乾	八、五、二〇〇
鐵嶺	二、六、九〇〇	呼倫	八、七、五〇〇		
環珮	三、六、九〇〇	庫倫	一、九、〇〇〇		
呼東	四、七、五〇〇	室蓋	八、五、二〇〇		

支那	人口	支那	人口
一九〇六年末	一、六〇、八、二二	一九〇六年末	六、五、四、五、八
一九〇五年末	一、七〇、八、八七	一九〇五年末	五、八、九、二、四
一九〇四年末	一、八〇、八、四一	一九〇四年末	五、三、七、五、九
一九〇三年末	一、九〇、八、〇〇	一九〇三年末	四、八、六、五、〇
一九〇二年末	二、〇〇、八、〇〇	一九〇二年末	四、三、六、六、〇
一九〇一年末	二、一〇、八、〇〇	一九〇一年末	三、八、六、三、〇
一九〇〇年末	二、二〇、八、〇〇	一九〇〇年末	三、三、六、四、〇
一九〇〇年初	二、三〇、八、〇〇	一九〇〇年初	二、八、六、三、〇

外國	人口	外國	人口
一九〇六年末	六、七、〇〇〇	一九〇六年末	一、一、八、〇〇〇
一九〇五年末	五、四、〇〇〇	一九〇五年末	一、一、九、〇〇〇
一九〇四年末	四、一、〇〇〇	一九〇四年末	九、〇、〇〇〇
一九〇三年末	二、九、〇〇〇	一九〇三年末	二、〇、九、〇〇〇
一九〇二年末	一、八、〇〇〇	一九〇二年末	一、五、四、〇〇〇
一九〇一年末	七、〇〇〇	一九〇一年末	一、五、七、〇〇〇
一九〇〇年末	一、八、〇〇〇	一九〇〇年末	一、四、六、〇〇〇
一九〇〇年初	一、八、〇〇〇	一九〇〇年初	一、四、六、〇〇〇

總計	人口	總計	人口
一九〇六年末	二、五、一、三、一	一九〇六年末	七、七、六、七、八
一九〇五年末	一、七、四、六、四七	一九〇五年末	六、八、七、〇、三
一九〇四年末	一、三、四、五、五五	一九〇四年末	五、五、三、九、九
一九〇三年末	一、〇、一、八、〇〇	一九〇三年末	三、九、二、一、七七
一九〇二年末	九、〇、五、七	一九〇二年末	三、六、五、五、〇
一九〇一年末	四、七、七、四	一九〇一年末	二、三、九、一、一
一九〇〇年末	一、八、〇、〇〇	一九〇〇年末	一、五、〇、四、二
一九〇〇年初	一、八、〇、〇〇	一九〇〇年初	一、五、〇、四、二

日・滿・露關係

我行政管内に於ける人口（一九三〇年末現在）  
 内地人總人口——二一五、四六三人  
 朝鮮人——一七、六九五五人  
 又管外に於ける人口  
 朝鮮人——一、五〇〇、〇〇〇人  
 今一九〇六年以降一九三〇年に至る人口靜態並に人口指數を示せば次の如くである。

年次	人口		人口指數
	男	女	
一九〇六年末	三、五、四、七	九、三、四〇	一〇〇
一九〇五年末	二、九、九、九	五、八、六〇	一〇、七、九
一九〇四年末	二、三、九、九	一、四、四、四	一〇、九、五
一九〇三年末	一、九、〇、〇	一、一、二、一	一〇、五、五
一九〇二年末	一、五、〇、〇	一、〇、〇、〇	一〇、一、一
一九〇一年末	一、一、〇、〇	一、〇、〇、〇	九、七、〇
一九〇〇年末	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	九、三、〇
一九〇〇年初	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	九、〇、〇

滿蒙の資源

- 一、農産資源
  - 可耕地面積 三千萬町歩
  - 既耕地面積 一千三百萬町歩
  - 農産産額 一億四千六百萬石
  - 消費費額 八千六百萬石
  - 差引控除 六千萬石
- 二、林産資源
  - イ、鴨綠江流域
    - 森林面積積 九〇三、一九一町
    - 材積 四四五、九五〇千石
  - ロ、松花江流域
    - 森林面積積 一、九三六、八六四町
    - 材積 一、三一五、五一七千石
  - ハ、東支鐵道沿線
    - 森林面積積 四、四〇六、一一八町
    - 材積 一、三〇二、〇二〇千石
  - ニ、三姓地方
    - 森林面積積 五、四一九、三三二町
    - 材積 一、三九五、六一〇石
  - 右供給數量 三百三十萬石—五百四十萬石
  - 右造材蓄積量 一億三千九百四十一萬五千七百十七石



三、畜産資源

イ、東三省

牛	一二五萬頭
馬	二四七萬頭
驢	六六萬頭
騾	四七萬頭
羊	二五五萬頭
豚	七五四萬頭

ロ、内外蒙古

牛	二二二萬頭
馬	二八一萬頭
羊	一〇〇〇萬頭
其他	一一七萬頭
右生産額	二千五百萬頭

四、水産資源

黃海岸	三五一、一五〇圓
渤海岸	一、〇〇七、〇〇〇圓
關東州	三、五一四、一一四圓

五、鹽業資源

鹽田面積	六、九七七町二三
製鹽高	三九二、〇八八、九〇〇斤
輸出高	二六四、八二九、七五七圓
製鹽豫想高	一四九三、〇四五、〇〇〇斤

六、鑛産資源

石炭 埋藏量

二、九六三、〇〇〇、〇〇〇噸
八、九七一、五九七噸

七、工業生産

工場數	一、〇四八
資本金	三四七、七八四、〇〇〇圓
生産額	二四四、六五三、二九二圓

八、輸出貿易

農産物	二五九、八六二、五〇九圓
工業物	一九八、一五八、五二六圓
鑛産物	六一、二二九、三四〇圓
畜産物	一〇、二〇六、五五二圓
林産物	九、四八四、六四六圓
水産物	三、九八七、二八五圓

滿洲の農業

一、農業の概観

廣茫たる滿蒙の地が天與の資源を有することには於ては全く無盡蔵と稱せられて

る。未だ交通の便悪く、人口も稀薄なる爲め工業事業に於ては他の國より遅れて居り、殊に農業方面に於ては非常に遅れて居る。従て奥地に行けば未だ人跡未踏の地、荒涼たる處女地が原始時代その儘の状態に置かれて居る所が殆ど全面積を占めて居る。

然し、今や土着民及び移住民の手により一歩々々と開墾され漸く文明的開發の端緒を得た結果、農業方面も次第に技術的に基礎づけられ、今や農産物は世界市場の販路上に昇り益々重要視されつゝある。

農業地帯——滿蒙の農業は移住漢人の農法による穀作農である。之に移住鮮人は其特技とする水稻作を滿鐵沿線より遠く内蒙古に於て行ひ他面邦人は之等鮮農と共に水田を經營し、又最近沿線及び洲内の在住日本人の果樹園經營は顯者なる發達をなして居る。

次に農牧混同地帯は内蒙古開放地に接壤する未開放の蒙地で住民は蒙古人と移住漢人であるが、最近漢人は蒙人より土

地の貸與を受け穀作に従事するもの續出し日を逐ふて農業地帯に轉じつゝある。其のほか興安嶺東麓以南の地には遊牧をなさざる牧畜地がある。主として蒙古人によつて行はれ遊牧生活より一步進んだ部落をなして居る。次に遊牧地帯は興安嶺以西より外蒙に亘る地帯で遊牧蒙民の住する處である。

滿洲の氣象と農業

滿洲の氣象條件の下に於ける滿洲農法を摘録するに(一)滿洲の氣候は大陸的で寒暑の差大であり且つ日照時數多く、空氣乾燥し、蒸發量大なるに反し降水量比較的少い結果としてこゝに栽培さるゝものは高粱、大豆、粟の比較的乾燥に堪え得る畑作物が作付せられる事(二)農作物の生長期間が短い結果として一年一毛作に止めざるを得ない(三)降水量の少い關係から土壤の保水に注意しなければならぬことである。

滿洲の土壤——今日農耕地帯として開拓されて居る耕地は大部分第四紀古層に屬し、地質學上最も新しく形成された沖積層と洪積層の壤土及び埴土が多く砂土

及び礫土の分布は比較的少い。而して洪積層は奉天以北、沖積層は奉天以南に多く、太古層、古生層、中生層よりなる耕地は州内及び安奉線の一部其他山地帯の一部に限られて居る。今日まで調査された滿洲の土性に就ては(一)土壤の反應は微鹽基性であり(二)可溶鹽類概して多く(三)有機物及び窒素含有量は概して少く鹽酸に不溶解鑛物質の含量多く且つ磷酸及び加里含有量が豊富なことである。

農村狀況

滿洲に於ける農村の聚落型體は主として密居制を採つて居る。之は農村に於ける警備が不充分なる爲、自衛上から生じた必然の型體である。今農村聚落の分布狀態を遼寧省に就て見るに部落の總數は二五、六一五で、其總面積を一八、六七四、八四三町歩とせば、一部落當七二九町歩を占めて居ることになる。之を全既耕地より割出すとき一部落當の耕地は一七五町歩となる。次に農村の戸口に就て見る大小區々として大なるは數百戸より小なるは五―六戸を出でない。即ち開墾日の浅い東蒙古に接壤して

ある地方或は北滿地方では一部落の戸數は少いが、舊くより開拓せる滿洲中部平原の大都市附近に於ける部落はその抱擁する戸口も一段と多い。更に滿洲に於て最も舊くから開拓され比較的飽和状態に近い關東では一村の戸數は平均一〇〇戸内外で一部落の平均人口は一五〇人―戸平均七・五人である。尙ほ滿洲農家の一戸當りの耕作面積は平均四町三反六畝九歩と推算されて居る。尤も遼寧省より吉林省更に黑龍江省に向ふに伴れ次第に其占むる耕地面積も増大して居る。尙之に關連して耗地面積の大小による農家の戸數に就ては信すべき統計を缺くも假りに六反未滿とそれ以上一町八反未滿の農家を小農とし一町八反以上六町未滿の農家を中農とし、六町以上の農家を大農とするならば奉天省に於ては小農に屬するもの、全省農戶總數の四一・三%にして、吉林省は之より少く三二・五%、黑龍江省は一五・六%となり、中農に屬するもの奉天省に於て四三・八%、吉林省四五・七%、黑龍江省三九・二%にして、



大農に屬するものは奉天省一四・九%にして吉林省二一・八%、黑龍江省は四五・二%を示してゐる。滿洲農民の幸福の尺度は土地であつて、自作農の經營規模が大なるに伴れ——他の條件が同一であるとせば——その投下資本の大部分は土地資本に注ぎ込まれて居り、經營の規模が小なれば小なる程建物、農具、動物の資本に投入されてゐる傾向が顯著である。

滿洲の農法——滿洲の耕作法は一見極めて粗放の様であるが氣候風土に適應した巧妙なるものである。耕作には牛、馬、驢等——二頭宛を使役し犁丈を用る靴子、耙耨等を以て整地し巧みに家畜を利用して人力を節することは我が國の方法と大いに異なる。肥料は主として家畜糞、人糞を肥土に混積せる土糞であつて普通三年に一回施用し化學肥料は概して知られてない。穀物は穂を刈り家畜を利用して脱穀し市場に出すときは麻袋若くは木綿袋に入れ馬車で搬出する。精白、製粉等にも家畜を利用する。病害は年により相當多

いが土人は天災と同一視する風がある。幸ひ氣候の自然的驅除がある爲大なる流行を見ないのである。

經營法——經營法には自作、小作の他分益小作法、請負法等がある。大中小農の區別は南北によつて多小の差がある。大農中には一〇〇町歩以上を一戸で自作するものがあり、中農は二〇——五〇町歩、小農は五——二〇町歩にして中には二三町歩位のものもある。尙滿洲には農業勞働者と云ふ階級がある。其多くは山東直隸方面より渡滿せる農業(其他)出稼者で其數は年平均六〇萬と稱せられ之に避難民を加へて夥しき數に上る。

農業經營の合理化——從來農業方面に於ける指導と調査は其視野廣く生産技術の方面にのみ偏在せる嫌があつた。併し今後滿洲に於ける邦人の農業經營を合理化せしむべき方策は最も緊要なる當面の件案である。而して邦人農業者が滿洲に於て如何なる經營方法を探るべきか、又從來の經營上の缺陷は何處にあるや、或は如何なる指導原理に依るべきやの問題

は眼前に横たはる命題であるが之に就て斷定を下すに足る實證的研究と調査は遺憾ながら無かつたのである。この機に當つて滿鐵會社は在滿邦人農家の經濟竝に經營内容を簿記によつて仔細に點檢し之によつて農業經營と農家經濟上の缺陷を摘出し同時に農業經營を合理的に指導せんとする趣旨のもとに、關東廳當局の應援を得洲内及洲外沿線邦人農業者七四〇戸中、中堅農家六二戸を詮定し昭和六年三月以降實施した。蓋し本事業は滿洲農業上劃期的のものであつて、滿洲農業經營改善に向つて最初の一石を投ぜるものであらう。

二、耕地面積

概况——昭和六年七月の調査を徵するに東三省の總面積は六七、一四二方里、即ち一〇三、四七九、五一〇陌にして既耕地一三、五〇八、三四〇陌、未耕地一六、五九二、五二〇陌と推定され内此可耕地は三〇、一〇〇、八六〇陌の多きに達してゐる。(不可耕地七三、三七八、六五

〇陌と推定さる)

次に總面積に對する可耕地の比率は可耕地二九・一%、不可耕地七〇・九%、既耕地一三・一%、未耕地一六・〇%にして、可耕地に對する既耕地の比率は四四・九%にして、未耕地は五五・一%と推定されてゐる。(昭和六年七月調)

因に其主要農産物は滿洲特産物の大宗たる大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麥、水陸稻其他雜穀及び苜、綿花等である。其他現在栽培されてゐる農作物の種類は數十種の多きに及ぶが就中滿洲特産物として多量の生産を擧げてゐる作物は上述の如く大豆、高粱、玉蜀黍、小麥等であつて作付歩合より見ると前三者は總耕地の七割を占めてゐる。

可耕地と既耕地——滿蒙の總面積に對する可耕地の比率は奉天省に於て三四・六%、吉林省に於て三九・七%、黑龍江省に於て二一・二%となつて居り、既耕地の可耕地に對する比率は奉天省六九・七%、吉林省四五・四%、黑龍江省三〇・七%の比である。之より推算するとき猶

未耕地として殘留してゐる割合は奉天省では三〇・三%、吉林省では五四・六%、黑龍江省では六九・三%といふことになる。之を綜合して見るに東北省の總面積の二割八分四厘は可耕地である。現に既耕地となつてゐる地積は一、三二〇萬町

歩餘で、可耕地の二、九六五萬町歩に對しては四・四五割しか既耕されず、未墾の土地は現に猶五・五五割殘されてゐることになる。即ち滿洲の土地利用總計は左の如く推定されてゐる。

省 別	可 耕 地	既 耕 地	未 耕 地
奉 天 省	六,四九八,〇〇〇	四,五〇三,八八一	一,九五五,二五九
吉 林 省	一〇,七四七,七六六	四,八六六,七五九	五,八八〇,九〇七
黑 龍 江 省	二,四八一,〇元	三,八三三,一六八	八,四六九,八六一
計	二九,六五五,五三三	一三,二〇一,〇八〇	一六,四五三,七五五

三、耕作物種類

南滿及び北滿農産物の主なる作物の種類は既述の如く約數十種に上る。いま滿洲主要特産物の耕作状態を概述せば左の如くである。(昭和六年八月豫想調査)

大豆の作付面積は四、二〇〇、五九〇陌(四二、三五五、八一〇反)にして、其收穫高は五、二二七、七八〇甍(四〇、一四九、三五〇石)である。大豆に次ぐ

作付面積の大なるは高粱にして其總作付面積二、九八〇、四九〇陌(二〇、〇五三、一七〇反)にして其收穫額四、五一六、一七〇甍(三五、二七一、二九〇石)に達する。因に同品竝に其製品は滿洲特産物中の最重要品である。

粟は作付面積二、二二二、三三二〇陌(二二、五〇九、一九〇反)にして其産額二九四九、九〇〇甍(二五、二八〇、六四〇石)である。



小麦は南滿より北滿に多く栽培せられ作付面積一、五八六、一六〇陌(一五、九九三、七三〇反)、其收穫高一、五八九二四〇石(一二、〇三〇、五五〇石)を算する。

次に玉蜀黍總作付面積は九八七、七一〇陌(九、九五九、三八〇反)と推算され多く奉天以南地方及東支線東部に産し其産額は一、七一二、四八〇陌(一三、〇四九、一〇〇石)である。

其他の作物は栽培面積及び收穫高に於て、上記五品より遙かに低下して居る。普通作物と特用作物との栽培面積の比は九七%—三%の割合であつて、就中大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麦は八五、六%を占めてゐる。尙日本の食糧問題に貢獻せんとする滿洲の米作地は、水稻八一八〇〇陌、陸稻一一八、五〇〇陌に達し其收穫高は水稻一五五、〇八〇石(一、六一四、三八〇石)、陸稻一六、二五四〇石(一八五九、四六〇石)と推算されてゐる。此の外棉花、大麻、青麻、苧麻、(荏蘇子)等を産する。

今之等滿洲産主要農産物の種別用途其他の事項を述べれば左の通りである。大豆 滿洲大豆を大別せば黄豆、畜豆、黑豆、磨石豆となるが、猶數多の品種に分類することが出来る。尤も普通品は黄豆、一名金元豆であつて種皮の黄色、白色又は其中間に屬するものである。大豆の用途は頗る廣汎にして大豆として用ゐる外、これより大豆油を搾取し尙ほその副産物として豆粕を得、夫々化學的操作を加へて精製品を製してゐる。現在大豆の作付面積は南滿一、七二六、六四〇陌、北滿二、四七三、九五〇陌、計四、二〇〇、五九〇陌(四二、三五五、八一〇反)に達し其收穫高は南滿二、一七四、三三〇石、北滿三、〇五三、四五〇石、計五、二二七、七八〇石(四〇、一四九、三五〇石)を告げてゐる。

併し現在に於ける滿洲大豆は其栽培調製の方法極めて粗雑なる爲、夾雜物と異品種の混入多く、しかも滿洲の現状よりすれば大豆は主として搾油用に供されてゐる關係上、大豆改良の第一目的は搾油

用に適する含油量の多き大豆の選出にある。然し農業者より之を見る時は寧ろ收量の多きものを希望する關係もあるので大豆の改良は要するに此等の二要件を具備する品種の選出にある。滿鐵農事試験場は搾油用大豆の改良を急務とし、收穫及び含油量多く外觀も亦可良なる大豆の育成に努め、遂に其目的を達成した。近時支那の農民も亦改良大豆の收穫率の多きを認め、此種の栽培に従事するものも増加しつつある。

産額の最も多い地方は鐵道沿線地帯であつて南滿殊に長春、公主嶺地方、奉天以南地方、開原地方に産出多く又北滿にあつては東支線東部地方、東支西部線、同南部線松花江下流地方、齊克線地方等の諸地方より多く産出する。

而して滿洲産農産物が海外に供給せらるるに至つたのは日露戰役以後のことであるが、其後急進的に飛躍し最近では七八〇萬擔の輸出を見てゐるが就中滿洲大豆は昭和五年に於て其七五%を占め滿洲特産物中の大宗を占めてゐる。かく滿

洲に於ける大豆輸出額は毎年全産額の約七—八割を占めてゐる。

いま世界市場に於ける滿洲大豆の地位を概述するに由來該品は近々二〇餘年の間に其作付面積の三割一分を占め現在約五〇〇萬噸の輸出可能數量を有する世界的商品である。此事はまさに滿洲今日の發展に力強き勢を興へた一大原動力と云はねばならぬ。尤も滿洲大豆は現在米國に於ては餘り需要されてゐないが歐洲に於ける其需要は近年相當に多く、大正元年以降の統計に徴するも——歐洲大戰當時を除き——大體に於て増進の一途を辿つて居るのみならず其増加率は滿洲大豆出廻の夫れに比して遙に大である。即ち歐洲の需要は大正元年總出廻高の一割八分に過ぎなかつたが最近では四割一分に増加してゐる。

歐米が需要する滿洲大豆の用途は殆んど其全部が油脂及油粕の原料に消費されて居るものであつて東洋に於ける味噌、醬油、其他油坊以外の用途に仕向けられてゐない。最近に於ける歐米の油料子實

需要は從來と異なる落花生、亞麻仁、大豆、椰子實、棉實の順であつて此内落花生及大豆の需要増進は他を壓する顯著さである。依つて滿洲大豆が今後他の各種子實よりも一層割安に供給され歐米油坊の採算を有利ならしめ得るに於ては其販路は現在以上に擴大すべく落花生乃至亞麻仁の地位を凌駕する事も左程困難ではない現状にある大豆の主なる需要國は今日までの處獨逸と丁抹であり就中獨逸の需要多く全歐米需要額の約七割一分を占めてゐる。かく歐米に於ては主として食料油原料即ち人造バター、ラード代用品、サラダ油並にベイント、石鹼、ワニス、リノリウム、ゴム、グリセリン、爆發物製造原料に消費され其用途は大豆油独自の特質とも云ふべき代替性の利用擴大と共に其需要は益々廣汎性を有するのである。

高粱 別名高糧又は紅糧とも稱し、滿洲土民の主要なる食料となつてゐる。其他家畜の飼料ともなる外、高粱酒の醸造原料としても重要視せられ又綠豆と混用

して粉條子の製造にも用ゐられ、其他糧は燃料、建築材料、アンペラ原料等として缺くべからざるものである。其生産額から見ると大豆より稍尠いが年産額四五一萬噸を産出し、主として滿洲内に於て消費されてゐる。其輸出額からすると全農産物輸出額の五%—八%に過ぎない。用途としては高粱より澱粉製造桿よりパルプ製造、灰より曹達を製造し得る。而して最近に於ける高粱の總作付面積は南滿一、九九四、一四〇陌、北滿九八六、三五〇陌、合計二、九八〇、四九〇陌(三〇、〇五三、一七〇反)其收穫高は四、五一六、一七〇石(三五、二七一、二九〇石)である。

次に南滿に於ける主要産地は奉天以南地方、北寧線地方、開原地方、長春公主嶺地方、吉長線地方の順位であり北滿に於ては東支南部線地方、同西部線地方、松花江下流地方、東支東部線地方が主要産地である。



原料ともなり、藁は飼料となる。其作付面積は南滿一、〇七五、二二〇陌、北滿一、一五七、一〇〇陌、合計二、二三二、三二〇陌(二二、五〇九、一五〇反)にして其收穫高は二、九四九、九〇〇(二五、二八〇、六四〇石)である。

近年滿洲產粟が朝鮮に移出されつつあることは注目し得る。即ち其の年に於ける朝鮮米の内地移出量の多少によつて其移出高にも消長あるが、要するに滿洲粟は朝鮮産米の内地移出量に比例する代用品となつて間接的乍ら日本の食糧問題に貢献してゐる。因に粟の輸移出額は年によつて異なるが滿洲全農産輸移出額の六%にあたる。

玉蜀黍 一名苞米と稱し食料品として高粱、粟に次ぐ重要な穀物である。南滿特に其南部を主産地とし、南滿の北部及北滿は其栽培が比較的少い。南滿では主に之を粉末とし、麵包及び粥をつくり高粱酒の醸造原料にも用ゐられ、此外粉條子(粉干)の原料緑豆にも混用され、莖は燃料、葉は家畜飼料となる。

因に玉蜀黍の作付面積は南滿六三三、四一〇陌、北滿三五四、三〇〇陌、合計九八七、七一〇陌(九、九五九、三八〇反)にして其收穫高は一、七二二、四八〇(一三、〇四九、一〇〇石)である。而して主要産地は奉天以南地方、東支東部線地方、開原地方の順位であるが、其輸輸出額は滿洲農産輸移出額の二%内外に過ぎない。

小麥 滿洲の小麥は北滿に適し將來南滿洲の大豆と匹敵すべき重要物資である品種の主なるものに火麥子、洋麥子、冬麥子、大清芒兒等がある。就中火麥子の粉は品質優良である。

小麥の作付面積は南滿二〇〇、五九〇陌、北滿一、三八五、五七〇陌、合計一、五八六、一六〇陌(一五、九九三、七三〇反)であつて其收穫高は一、五八九、二四〇(一二、〇三〇、五五〇石)を告げ、北滿殊に東支西部線地方、松花江下流地方、齊古線地方に多く産する。しかし輸輸出額は滿洲全農産輸移出額の二、四%に過ぎない。因に其生産高の大半は製粉原料として使用されてゐる。

### 滿蒙工業一覽

#### 一、工業概況

滿洲といふ土地は、所謂無盡蔵の寶庫と云はれてゐるが、實際、農業、畜産、林業、鑛産の工業原料は實に豊富である。それが近年、日本人の進出によつて各種の資源と低廉な勞力の利用を可能ならしめ、各種の工業が勃興するやうになつた。そして、現在の新式工場は六百と云はれてゐる。そしてその投下資本は約二億五千萬圓を上つてゐる。

元來、滿洲の工業は鐵道附屬地に集中されてゐるので、關東州や鐵道沿線に於ける新式諸税工業は、之を滿洲の全工業と見ても間違ひはない。其中主なるものは製油、製粉、酒造を始めとして電氣、瓦斯、製鐵、製材、柞蠶糸、燐寸、鐵工業、皮革、製紙、織布、石鹼、硝子、煉瓦製造などである。近年は紡績業も起つて來たが、その成

績は餘り良好でない。尙油頁岩榨油工業も着々進行してゐる。

然し、滿蒙に於ける工業の成績状態は電氣、瓦斯を除いたものは大體不振であつて經營は困難であると見られる。

#### 二、油房工業

この工業の原料は大豆である。大豆を壓搾して油を搾る工業で、古くから支那に行はれてゐた。燈火用又は食料用に使

はれる。然しそんなものは小規模であつて、地方で需要供給を滿してゐるに過ぎない。

然し、最近では豆油は歐米に、その豆粕は日本内地、南支那あたりに肥料として輸出されるやうになつた。その事がこの事業を促進して漸次發達して來た。

現在、關東州や鐵道附屬地で經營されてゐる、この工業の資本は十萬圓以上でその油房の数は次の表の如し。

地名	工場數	資本金	豆	粕	豆	油
大連	六六	二一、一〇〇、〇〇〇	三三、五〇四、七四九	一五、〇〇六、七五三		
安東	一	三〇〇、〇〇〇	四二、二九五	二、〇八三、五三三		
開原	七	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇		
新京	五	二、一五〇、〇〇〇	三、一六三、〇〇〇	四〇六、一〇〇		
公主嶺	一	一〇〇、〇〇〇	三三、〇九六	一、二六三、六三〇		
四平街	一	五〇〇、〇〇〇	八五、四九〇	四四、三四		
計	八二	一五、一五〇、〇〇〇	三六、四五六、三二	一八七、三三三、三二〇		

#### 三、紡績工業

前述の如く、この紡績工業の發達した

のは極めて最近である。大正十年に奉天で支那が紡紗廠といふのを始めたのがその水先案内である。

#### 四、柞蠶製絲業

柞蠶絲は、滿洲で大豆について主要輸出品として、世界に重要な地位を占め

所在地	會社名	種類	機數及資本金
遼陽	滿洲紡績株式會社	綿絲	精紡機三、三六〇
遼陽	滿洲紡績株式會社	線布	織布機五、〇四臺
遼陽	滿洲紡績株式會社	精紡機	二、五〇〇臺
遼陽	滿洲紡績株式會社	精紡機	一、八二六
遼陽	滿洲紡績株式會社	精紡機	三、〇〇〇臺
周水子	滿洲織布株式會社	綿布	七五〇同
鐵嶺	滿洲織布株式會社	綿布	一〇〇同
旅順	旅順機業株式會社	綿織物	一、〇〇〇同
大連	滿洲棉花株式會社	棉花	一、〇〇〇同



てゐるのである。

殊に歐洲戦争後歐米に於ける絹紬の需要が増加したので、我機業者の中でこの方面に手を出すものが殖た。又一方之に刺戟されて滿洲のこの事業は著しく發展して來た。

そしてこの柞蠶の用途は頗る廣く、絹絲代用品としても用ひられ、近年では飛行機の翼や、火薬包装用、又は電線のコードに傳はれるやうになつたので益々有望である。

地方名	數量	金額
安東縣管内	二、七〇〇、〇〇〇斤	六、三〇〇、〇〇〇円
岫巖縣管内	一、三〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇
寬甸縣管内	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇
鳳凰城管内	七、三〇〇、〇〇〇	三、七五〇、〇〇〇
本溪湖管内	六、八〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
蓋平縣管内	一五、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
海城縣管内	九、七〇〇、〇〇〇	四、八五〇、〇〇〇
遼陽縣管内	八、七五〇、〇〇〇	四、三七五、〇〇〇
復州縣管内	七、四八〇、〇〇〇	一、七四〇、〇〇〇
關東州管内	四一〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
合計	九二、七六〇、〇〇〇	三九、五〇〇、〇〇〇

### 五、羊毛工業

滿蒙の地には到る所羊毛を産する。その牧羊の正確な数がわからないが、約五百万頭位はあると考へられる、その内綿羊約百万頭、羊毛の産額一ヶ年に六百萬斤と云はれてゐる。

然し、是等の羊毛は今の處まだひどく上等とは云へないが、原毛努力燃料と羊毛工業に必要なものが非常に安價であるのと販路擴張の便があるといふ事とで、その品質が改良されれば將來は實に希望に開けてゐる。

從來滿蒙の羊毛は原料として輸出されてゐたが、大正七年に羊毛の自給自足、支那産羊毛の利用及び改良に關する政府の方針がたてられて、資本金一百萬圓の滿蒙毛織會社(日支合同)が設立された。之は今では三百萬圓の資本になつてゐるが、之は専ら支那羊毛や駱駝毛を原料として各種の毛織物や毛絲紡績とする傍ら支那羊毛の輸出を計るために天津に羊毛整理工場を設けたが、昭和二年度に於け

る、その生産數量は羅紗一三四、九九三碼、毛布一六、七八四枚、毛絲一七、〇〇〇封度、カーベット八五、五六六斤である。

### 六、製糖工業

この事業は早くからロシアの手に依つて北滿洲で行はれてゐたが、大正三年以來、滿鐵會社公主嶺農場試験場に於て、甜菜の栽培試作を行つて見た結果、非常に成績がよく將來有望であるといふ事がわかつた。

同試験場で改良した品種は含糖率一八%で、純糖率八五%であつて、歐米その他のものと比較して劣らないのみか、價格が安いので、大正五年に南滿洲製糖會社が設立され奉天と鐵嶺にその工場を持つて活躍してゐる。けれども尙經營上の手違ひや原料の栽培に對する支那側の壓迫によつて、やゝ事業は停止せねばならなくなつてゐる。今では左の二つの工場がある。

工場名	所在地	資本金
阿什河製糖廠	阿什河城外	一〇〇〇千圓
呼蘭製糖廠	馬家船口	不明

### 七、製粉工業

製粉業は滿洲三大工業の一つであつて歐洲大戰の時、外國製粉が輸入されなくなつた時非常に活躍した。

この工業には新舊兩式があつて、土法といふのは磨坊と云ひ小規模なもので地方的な工業でしかないが、新式の火磨といふのは、蒸汽や電力によつて設備された完全な事業である。

現在滿洲の主製粉工場は——哈爾濱二十二、長春四、その他合計二十七で、一箇年約二十萬袋の生産能力を持つてゐると云はれてゐる。

であるから現代滿洲の消費額は一、六〇〇萬袋であるが、それを充分に満たし得る、そして關東廳管内主要工場を昭和四年度の生産高は二、八五三、五三四袋

八、六三二、〇八九圓であつた。主なる製粉工場一覽

(資本金十萬圓以上)

所在地	名稱	資本金
長春	益發合	一、〇〇〇千圓
長春	裕昌源	一一、〇〇〇
長春	滿鮮企業	二五〇
長春	福順厚	四〇〇
開原	亞細亞	一、〇〇〇

### 滿洲國の財政概況

(大同二年二月現在)

滿洲國建國後に於ける二大事業は國內財政の確立と、國內治安維持である。財政の確立は國家の經營に關する重大なる問題であつて、これが決定しない限り國家は絶へず不安に襲はれて伸び行く事ができない。一方國內治安維持が行はれなければ民衆が生業に安んずる事が不可能である。この二大問題は滿洲國の健全なる發達の條件として最

も重要視され、列國は何れも此問題に對して新國家が如何なる處置をとるかに興味をもつて見て居たのである。此問題の解決は云はゞ滿洲國にとつての試金石であつたが、新國家は既に此問題の大半を處理し、確立の基礎を固むるに至つた。右二問題の中わけても至難事業である財政の確立が其後如何なる方法と過程により爲され、又何處迄進展を見たかといふ事につき、左にこれを概説する。

滿洲國政府に於ては財政の根本方針として先づ重點を人心の安定と收入の確實に置き、これに處する第一手段として一、事變以來一時的に弛緩した財政機關及諸制度に著しい變化を加へる事なく可及的速かに原狀に復活させる様努力すること。  
一、人民の實質的負擔を増加することなくして收入の増加を計る様にすること  
以上の二方針に従ひ國家的總動員の勢で財政の確立に努力したのである。  
財政確立に至るまでの時代として政府



は此れを第一期、第二期に分ち第三期をもつて年度豫算の確立を期待したのであつた。

即ち建國宣言の日たる、三月一日から六月末日までをもつて建國當初に於ける準備時代とし此れを第一期とし、第二期は所謂、月豫算時代とし此れを七月一日から九月末日までとした、而して十月一日以降を年度豫算確立時代とし此れを第三期としたのである。

此の年度豫算確立即ち豫算編制に當つて政府は左の如き根本原則を採り此れを編制したのである。此れは滿洲國財政の豫算編制の初年度である(大同元年七月一日から大同二年六月末日迄)所謂大同元年度の豫算編制に對してとつた根本方針なのである。

即ち  
一、増税を爲さざること  
一、滿洲中央銀行に對して過度の負擔を與へざること(従つて貨幣制度及金融統制の紊亂を來さざること)  
と言ふものであるが此れは結局歳入の限

契稅(土地賣買賃等に課する稅) 一、四四五

於酒稅(葉煙草稅及び酒稅のこと) 二、〇六九

統 稅 七、一七二  
印 花 稅 一、九五四

殊に此等租稅項目中に於て注目すべきは舊東北政權時代に二千七百萬圓にのぼつた鹽稅を元年度豫算に於ては一千六百餘萬圓と見積つたことであり、其他年收約六千五百萬圓に上つた内國稅(鹽稅を除く)は二千八百萬圓と見積つてある。従つて今後治安の確立とともに内國稅收入は著しく増收する事が期待されるわけである。次に官辦事業及官產收入の大部は吉、黑兩省の鹽專賣利益金四百三十餘萬圓及び既に實施されたるアヘン專賣の利益金五百萬圓を見積つたもので、アヘン專賣金の如きは三年を出ずして二千萬圓以上の收入を豫想されてゐる、一方公債金、約一千二百萬圓は中央銀行より借入

度に於て歳計を定めると言ふ方針に過ぎないのである。従つて歳入豫算の積に於ては事變前の實收額を基礎とし之に建國以來の實績を斟酌し充分の減收率を見込み此れを建て、歳出豫算に於ては緊縮方針を採り新規要求を抑止し第一豫備金として五百萬圓第二豫備金として一千萬圓を計上し彈力性を附與して豫算執行の圓滑を期したわけである。

以上の原則方針に従ひ大同元年度豫算は左の如く建てられたのである。

即ち、  
歳出豫算は總額一億一千三百餘萬圓(滿洲國の銀圓とす。以下同じ)  
歳入豫算一億百萬圓  
差引不足額、一千二百萬圓  
此の不足額は中央銀行よりの借入金によつて賄ふことになつてゐる、従つて約言すれば滿洲國の財政は建國初年度に於て赤字僅かに千二百萬圓と言ふ素晴らしい財政の基礎の堅實なるを示したわけなのである。  
まづ歳入豫算の内容を見ると左の如く

れることになつて居り、此れにしても政府は日本金二千萬圓を借入れての全部を中央銀行に預金してあるので一千二百萬圓の借入は該銀行に何等の影響を與へないわけである。

此の様な極めて好状態にある滿洲國の財政は治安の回復、舊東北政權時代の既往の實績及び滿洲國將來の必然的發展性から推察しても左の如き歳入を擧げることとは容易なのである。關稅五千萬圓、鹽稅(吉黑兩省の專賣金共)三千萬圓その他内國稅(事變前の額)六千五百萬圓アヘン專賣益金、二千五百萬圓その他諸收入一千萬圓、計一億八千萬圓。

而して政府は此れに達するまで最悪の場合を見て最大限五年としても明年度以降毎年度二千萬圓宛を増加し大同五年には一億八千萬圓の歳入を擧げることが確實であると觀測してゐる。

更らに歳出は本年度の一億一千三百萬圓が毎年度一千萬圓宛遞増する程度に止めるならば大同二年度には收支の均衡を得三年度以降は歳計剩餘を得ることゝな

である。(單位千圓)

租	八五、三七八
完辦事業及び官產收入	九、六三一
雜 收	二、三七七
計 入	九七、三八六
計 出	一一三、三〇八
總 計	一一三、三〇八
然して此の内主要な租稅の收入を示せば次の如くである。(單位千圓)	
關 稅	四〇、四六〇
鹽稅(吉、黑、兩省の專賣利益を除く)	一六、八一四
田賦(地租のこと)	一一、九五五
出產稅(生産物に對し生産に課する稅)	六、一一三
牲畜稅(家畜稅)	九六〇
官有物賣下代	一五五
雜 收	一、三七二
中東鐵路利益金割賦金	二、一〇四
公 債	一一、二九一
計 入	一五、九二二
計 出	一一三、三〇八
總 計	一一三、三〇八

り結局大同五年度に於いては約三千萬圓の歳入超過となるわけで滿洲國の財政は前途に於てますます好結果を期待することが出来る、此れを舊軍閥政權時代の財政狀況と對照するときは實に雲泥の相異で新國家による財政の確立はいよいよ明確なる證查で財政の安定とともに、國內産業の大いに振興すべく、對外貿易等も終局に於て世界的市場としての進出も充分期待されるわけである。

要するに新國家の財政上より五年後の滿洲國の狀態を推察するときは其處に非常なる希望が湧いて來、滿洲人の世界市場への進出及び世界が滿洲國を極東の偉大なる利益に打算せざるを得なくなることは必然の結果と確實な觀測を下し得るわけである。

なほ大同元年度歳出豫算を概観すると左の如き表を得ることが出来る。(單位千圓)

所官別	經常部	臨時部
執 政 府	一、二五〇	—
總 務 廳	三七、六六四	五、〇三三



興安總署	一、〇二二
民政部	四、二六八
外交部	六、六六
軍政部	三、〇〇〇
財政部	二、四四六
實業部	四、四六
交通部	一、五五七
司法部	三、一〇八
文教科	三、二七一
總計	一、〇四、四八二
總計	一、三三、三〇八

右表に於て總務廳の豫算の比較的大なのは同廳が豫算總括廳にして參議府立法院監察院法制局等の各部以外の各官廳豫算を所管するとともに奉天、吉林及黑龍江の三省公署費一千二百萬圓地方に對する國庫補助金五百萬圓及豫備金一千五百萬圓をも所管するからである。軍政部の經常費も學良時代の軍事費八千萬圓より見れば顯著なる減少と言ふべく之は全く滿洲國の財政を確立させた強固な原因なのである。

々派遣した調査團が其調査報告書中に於て滿洲國の財政に關し悲觀材料をならべ悲觀的觀測を下してゐたが、今にして此の財政状態を彼等が見れば如何に調査團並びにリットン報告書なるものが認識不足であつたかを知るであらう。滿洲の新事態即滿洲國成立後に於ける滿洲の事態を聯盟は認めないと言つてゐる、然し現實に於て舊事態より新事態がよい限り民衆の總意は當然よき事態の方に歸るわけ、此れは水が低きに流れる自然の原理と何等變らぬ眞理である。

滿洲國は更らに善政の一端として兵匪災害に苦しむ三千萬民衆の負擔を軽減し以つて民力涵養を計る目的のもとに

一、滯納田賦及營業並附加雜款免除令を公布し大同元年六月三十日以前に於て納附すべかりし田賦營業稅並附加雜款は國稅たるも地方稅たるも總て之を免除し。

二、田賦及附加雜款稅率半減令を施き田賦其他土地に賦課する一切の國稅及其の附加費は大同元年度分に限り稅率

に對し實徵額三千七百七十三萬三千圓を擧げ、地方の治安未恢復、徵稅機關の統制も意の如くならざる建國第一の難關に遭遇しながら、二十六萬圓の増收を示

大同元年度歳入實績

月別	租稅		吉黑權運 署益金	雜收入	水災賑濟 彩票收入	合計
	關稅	鹽稅				
七月	二、九二七	三三二	四〇〇	—	—	四、六九五
八月	二、九八三	四九六	—	—	—	四、七五〇
九月	二、四三六	四七九	—	—	—	四、一六九
十月	三、五四二	一、四六	—	—	—	六、六五六
十一月	四、〇四八	六〇九	—	—	—	六、八〇七
十二月	五、三〇〇	二、八九	—	—	—	一〇、六五〇
小計	二、三、三九	五、四〇	一、三〇〇	二	四〇〇	三、七、七三

イ、關稅

大同元年度に於ける關稅收入の豫算額四〇、八九〇千圓に對し、七月より十二月に至る實績は二二、二二九千圓で、前年同期收入一九、九九三千圓に對し、一、二三五千圓の増收となり、即ち元年度上半期に於ては前年同期に比し五分八厘の増收を見たる事となる、諸般の情勢を綜合す

るに右の増收歩合は今後更に伸張すべく從つて大同元年度歳入豫算額に對し一割の増收が期待される。

ロ、鹽

大同元年度鹽稅收入の豫算額一六八〇六千圓に對し、七月より十二月に至る實績は五四二〇千圓で前年同期收入七、一八二千圓に對比するときは、七六二二

を半減し。

三、舊政權時代最悪の負擔と稱せられし吉黑兩省に於ける警費鹽捐の廢止を行ふこととした。此れは一つに滿洲國の國是たる王道精神の表現の歴然たる證據で此の意味よりしても新國家に生活する民生は幸福なのである。

滿洲國の大同元年度歳入は極めて好調に進み大要次の如き概況を示してゐる。

一、滿洲國大同元年度歳入概況

滿洲國大同元年度歳入狀況は非常なる好成绩を收め、全滿治安の恢復と、徵稅機關の整備統制と共に歳入は累月増加の跡を示し、遠からずして舊政權時代の歳入狀況に復活し得るものと觀測され、新興滿洲國財政の基礎も漸次確立されその前途も洵に洋々たるものがある。

元年度過去七箇月の歳入狀況を觀察するに、歳入豫算額九千六百四十五萬一千圓の内、上半期(七月一日より十二月末日)收入見込額三千七百四十七萬三千圓

千圓の減收となるも元年度の上半期の收入見込額たる五〇七三萬圓に對比せば三四七千圓即ち見込額に對し、六分八厘の増收を見せて居る、此の増收割合をもつて元年度の歳入を推算すれば一七、九四八千圓の收入となり、豫算額に對し一、一四二千圓の増收を擧げ得る事となる。

由來鹽稅收入は、治安と密接の關係あり、殊に奉天省に於ける商鹽は其の影響するところ極めて鋭敏にして鹽稅收入の増減は常に治安と正比例するを見る、今や奉天省に於ける治安は略々恢復され、私鹽取締の勵行と共に、鹽稅收入も亦漸次好轉しつゝある狀況に付き本年下半期の收入は上半期に比し更に増收を期待し得られる。

ハ、内國稅

大同元年度内國稅收入豫算額二七、六二四千圓に對し、七月より十二月に至る實績は九、三六一千圓である、上半期の收入見込高たる一一、四二二千圓に對比せば、二、〇六一千圓、即ち二割二分の減收となりたるも、之は決して悲觀すべき



計數では無い、何となれば税捐局の統制状況は別表に示す如く元年九月末に於て完全に統制し得たるも二十九局に過ぎざりしが、十二月末は七十六局の多きに達し、尙今後も其數を増加する状態に在り、税捐局の統制状況に比例して税収も亦累月増加しつゝあればなり、従つて下半年期の成績は最も期待し得べく、元年度の收入豫算額は充分擧げ得るものと信ぜらる

税捐局現況調

九月末現在	甲 二九	乙 三五	丙 七八
十月	四六	三八	五八
十一月	六〇	三四	四八
十二月	七六	二四	四二

(備考)

一、税捐局數百四十二  
二、區別は左記各項による  
甲は毎月の徴収額を正確に送金し、監督署に於て完全に統制し得る税捐局  
乙は毎月の送金は正確ならざるも、兎も角徴収事務を取扱ひ居る税捐局  
丙は消息全く不明の税捐局

三、金融の統制各種金融機關の準備信用制度の發達を圖ること  
を以て、其使命とし貨幣法に従ひ、貨幣の發行を爲す、貨幣法は純金の量目二三・九一瓦をもつて、價格の單位とし、此れを圓と稱するが故に、現大洋と同一の品位を有するが特異の幣制のもとに銀本位管理制度を採り法貨は紙幣五種を限り補助貨に付てのみ鑄造を認めてゐる。  
然らば、貨幣價値の維持に就いては如何なる方策をとつてゐるか。此れに對し滿洲中央銀行は紙幣發行高の三割以上に相當する現金(預金を含む)準備を保有することとし、貨幣の對外的價値の維持については左の如き方策をとつてゐる。  
(イ)實需筋に對しては哈爾濱、新京、奉天等に於て市場相場にて上海向爲替の賣に應ずること。  
(ロ)新京、吉林、奉天等に於て市場の要求ある限り、何程にても時價を以て鈔票及現銀の賣却をなし、之により國幣の回收をすること。  
等の方法を講じてゐるが、貨幣價値維

二、其他

專賣益金、雜收入等に就ては特記するものは無いがたゞ吉黑權運署は一方に於て吉黑兩省の治安恢復と共に俄然官鹽販銷の激増を來したると、他方各機關の統制諸般事務の刷新による經費節減の結果その業績頗る良化し、元年度益金豫算額を確實に擧げ得る状況に在る。

二、滿洲國金融狀況

滿洲國の財政狀況に就いては前述の如く非常に期待するものがあるが、更らに金融狀況に就き一通りこれを概記する。事變前に於ける滿洲の金融機關は極めて幼稚であつて、然も滿洲固有の金融機關は凡そ近代的色彩を去ること實に遠く殊に最も重要な地位を占めた官銀號は中央銀行本來の職能を抛擲し其發券銀行たるの特權を濫用したゞ軍閥の私利を圖る機關として利用されて居つたのである。此處に於て滿洲國政は建國の初めに於て中央銀行組織を根本的に改革し、金融機關としての本來の使命を發揮させる様中央

銀行を設立することに決定し、遂に一九三二年六月十一日法令を公布し、六月十五日滿洲中央銀行を設立したのであつた此れは建國に於ける二大事業の一たる財政の確立上に於ける一大要素を有す大事業で政府は遂ひに此の事業をも遂行したのである。  
滿洲中央銀行は一九三二年六月十一日公布施行に係る滿洲中央銀行法及滿洲中央銀行組織辦法に遵ひ、六月十五日設立を見た株式會社であつて、七月一日開業と同時に東三省官銀號、吉林永衡官銀號、黑龍江省官銀號及邊業銀行を併合し此等舊銀行の發行した紙幣引換の責を負ひ、資産負債全部を繼承して新設されたもので、資本總額國幣三千萬圓、拂込額七百五十萬圓で、然も其大部分は政府の拂込に係つてゐるのである。  
滿洲中央銀行は  
一、幣制を統一し、通貨を安定せしむること  
二、中央銀行たると同時に一般銀行業務を營み、一般金融に任ずること

滿洲國大同二年度歲出豫算成立

滿洲國大同二年度歲出總豫算は六月二十八日國務院會議を通過し、二十九日參議府會議の諮詢を経て左の如く確立せる旨發表された。(單位千圓)

▽經常部	一〇七、四四八
▽臨時部	四一、七二〇
合計	一四九、一六九
▽內譯	
▽經常部	
執政府	一、二〇〇
總務廳	二〇、三七九
興安總署	二七、三一九
民政部	二二、六四八
外交部	一、二〇二
軍政部	三七、三三三
財政部	一一、四一一
實業部	一、五二一
交通部	二、〇〇五
司法部	五、五九五



文教部	八三一
▽臨時部	
執政府	一九、二九九
總務廳	二五
興安總署	一、六三二
民政部	四二
外交部	四、六三三
軍政部	一三、九三三
財政部	一、八八九
實業部	一、八八九
交通部	一六五
司法部	九
文部	九

右豫算を検討するに、前年度に比して治安第一主義より經濟建設へと進展を示してゐる。

中央銀行の千五百萬圓増資を始め、國內重要産業開發に對する助成金千三百萬圓を計上してゐる。

昨年度の總豫算一億一千萬圓に比し、約四千萬圓の膨脹を示し、歳出について治外法權撤廢の前提としての司法機關の整備、減債基金制の創設等注目すべきもの

がある。

これを建國第一年度の豫算に比すれば各部豫算とも分解再分析されて居り、

### 東京―新京五十時間

敦化線近く開業

滿鮮聯絡の幹線たる敦化線は先般開通し五月以來假營業の開始を見たが、同線が羅津線に連絡し、更に日本海を渡り内地海港新潟に連絡が成つた曉は日滿交通界上空前の超スピ

地方官署の歳出歳入の豫算の統制を受け中央集權の効果を擧げ着々建國の實を示して居る。

### 堅實性を加へし大同二年度歳入豫算

正式決定を見た滿洲國本年度歳出豫算は別掲記事の通りであるが、一方歳入豫算等は本稿執筆の際には未だ審議中に屬せるも大體左の内定豫算に準據せらるべしとのことで、極最近信憑すべき或筋の調査資料を得たから、併せて之を掲載する

左記豫算中重要なものは

- 一、經常部歳入の著しく増加せる點
- 一、臨時部の公債を募集せざる計畫なる點
- 一、内國諸税は國內の靜穩、殊に人心の安定著しきが爲めなり、政治的に大に着眼の要ある點等

大同二年度歳入概算調

種別	大同二年度概算	大同元年度概算	大同元年度收狀實況	増減
經常部	一三、四一〇	九、三六六	九、三六六	三、〇四四
租稅	一五、九〇〇	八四、八三六	八四、八三六	三、一〇〇
關稅	四、〇〇〇	四〇、八九〇	四〇、八九〇	七、一〇〇
內國稅	一〇、九〇〇	二七、二四四	二七、二四四	一〇、八四六
鹽業收	二〇、〇〇〇	一六、八二四	一六、八二四	三、一八六
官業收	一七、〇〇〇	九、九五二	九、九五二	七、九五二
吉黑權運署利益金	五、〇〇〇	四、三六二	四、三六二	六、六三六
鴉片專賣益	二、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇
火柴公賣收入	六、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇
其他收入	三、三六	五〇	五〇	二、七六
官產收	一、一八五	二九	二九	一、〇六六
官投資益	二、一五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一五
利息收	一、〇五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雜項收	四、九六九	一、三三七	一、三三七	三、五九二
臨時部	一、三、五五〇	四〇、五五〇	四〇、五五〇	二、六二〇
官有物賣出價款	三、四	一九	一九	一、六
逆産整理資金繰入	一、六四六	一〇〇	一〇〇	一、五四六
油特別會計	三、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	二、九〇〇
雜項收入	一、一五〇	二、五三三	二、五三三	一、三八三
公債	七、〇〇〇	三、八八元	三、八八元	三、一〇〇
建國年度剩餘金繰入	三、〇〇〇	九〇〇	九〇〇	二、一〇〇
新票收入	三、〇〇〇	九〇〇	九〇〇	二、一〇〇
總計	一四七、〇九一	一七〇、九六六	一七〇、九六六	九、三三五

日・滿・露關係

### 歳入豫算の王座を占むる滿洲國海關收入實績

滿洲國政府は建國後直に各地海關(稅關)を完全に接收し、關稅自主權を確立すべきところ、穩健に本問題を處理せんとし、所期の目的を達する爲め大同元年三月十一日非公式に大連を含む全滿海關及其分局は一切之を滿洲國の統轄に歸せしめ、輸入稅率及其徵稅法は當分從前のまゝとし、他面關稅を擔保とする外債の償還に關しては、合理的方法によ之を

公債金を除く實質的增收	約四千萬圓
その主なるは内國稅	一千萬圓
經常部關稅	七百萬圓
鴉片益金	七百萬圓
鹽稅	三百萬圓
官投資益	二百萬圓
官產收入	一百萬圓
臨時部逆産收入	一百六十萬圓
前年度剩餘	三百萬圓







の新權度法の施行に依り大同二年度九權度を新設し複雑を極める度量衡制度の統一改革に邁進の準備を進めて居るが新權度法は米法實施の前提として國內に現在行はれてゐる舊尺貫法を統一通商貿易に絶對不離の關係にある日滿兩國間の度量衡の比較を闡明ならしめるを基本原則とするものであるが新度量衡の基準位は  
 △尺一米の三分一日本一尺一寸丈尺寸分の十進法を採用  
 △斤(一キロの二分一日本の百三十三匁)匁百三十匁を以て一斤  
 △升一リットルで日本の五合五勺、石斗升合勺の十進法を採用  
 △畝(ナール、一アールは四畝二十四歩)  
 として十ヶ年間の猶豫期間として大同十一年度より世界米法に準據せんとするもので愈々近く公布を見る筈、この新制度に依る度量衡器具の製造販賣は政府專買となし差當り器具製造は日本で製造せしむることとなつた。

### 税捐局統制現況

滿洲國成立以前に於ける財政制度は中央に財政部を設置し、其の直轄機關として地方に財政廳、税捐局及其他の機關を有し表面上の系統を具してゐたが、其の辦理の不善に因つて竟に軍閥の把持惡用するところとなり、かゝる財政機關も殆んど私利自由の機關となり爲めに財政制度は有名無實に陥つてゐた。  
 滿洲國政府は之に鑑るところあり、従前の各省財政廳を一律に撤廢し、新に奉天、吉林、哈爾濱、龍江、熱河の五箇所に各稅務監督署を設け、従前の種々なる弊害を一掃しひたすら國民利福の境域に達せしめんことを期して居る。即ち教令第四十三號を以て大同元年七月稅務監督署の官制を公布した。之に據れば稅務監督署は財政部の管理に屬し國稅事務を監督し、署長は財政總長の指揮監督を受け署務を綜理し稅捐局長及其他所屬徵稅機關を指揮監督して居る。次に教令第四十

四號を以て公布された稅捐局官制は財政部の管理に屬し主として内國稅に關する事務を執行し局長は稅務監督署長の監督を受け内國稅に關する法律命令を執行し其管轄内の事務を統制して居る。

右によつて知る如く、稅捐局は滿洲國財政々策實行上其第一線に立つて重要役割を演じて居るので、其大體の狀況を一瞥する事は即ち少くも新滿洲國に於る財政現況の一半を窺ひ知る譯であるから、其稅捐局に就き左に一通り記すこととする。

以下掲ぐるところは滿洲國財政部の調査發表せるもので、大同二年四月現在である。  
 次表により各地の治安の程度及其徵稅事務成績をも知る事ができる。例へば奉天省管内に於て昨年九月は各府司署に完全に送金せし稅務局の數は七、又兎も角徵收事務を取扱ひ居る局が十一、消息不明の局が六なりしが本年四月には完全な統制下に三六、不完全二にて全然消息不明の局は悉無となれりと云ふ意味、他

は右に準じ考ふることを之れを表示すれば左の如し。  
 大同元年九月末以降同二年四月末迄ノ稅捐局統制狀況ノ變化

區別	月別	奉天	吉林	濱江	龍江	合計
甲	九月末	一三七	一一七	八八	八八	二九
	十月末	二一五	一一七	八八	八八	四六
	十一月末	三三四	一一三	八八	八八	六〇
	十二月末	三五四	一一六	八八	八八	七六
	合計	三五六	一一六	八八	八八	八三
乙	九月末	一一九	一一九	一一九	一一九	三九
	十月末	一〇九	一一九	一一九	一一九	三八
	十一月末	一〇九	一一九	一一九	一一九	三九
	十二月末	一〇九	一一九	一一九	一一九	三九
	合計	二二二	二二二	二二二	二二二	二二
丙	九月末	二〇	二〇	二〇	二〇	七八
	十月末	二〇	二〇	二〇	二〇	七八
	十一月末	二〇	二〇	二〇	二〇	七八
	十二月末	二〇	二〇	二〇	二〇	七八
	合計	八二	八二	八二	八二	四二

計	三月末	四月末
甲	一一四	一一四
乙	一一一	一一一
丙	一一一	一一一
合計	三三六	三三六

#### 備考

- 一、本調査は大同二年四月末日現在各稅務監督署の調査に基き區別す。
  - 二、區別は左記各項に依る。
    - 甲は毎月の徵收稅額を正確に送金し監督署に於て完全に統制し得る稅捐局
    - 乙は毎月の送金は正確ならざるも兎も角徵收事務を取扱ひ居る稅捐局
    - 丙は消息全く不明の稅捐局
- 甲乙丙の區分は別冊末尾記載の通り  
 四月末日現在の稅捐局統制狀況を基礎にして其の徵收比額の高を見るに
- |         |           |
|---------|-----------|
| 甲に屬するもの | 一三三、六四四千圓 |
| 乙に屬するもの | 一一、一一一十圓  |
| 丙に屬するもの | 一、一九五千圓   |
| 計       | 二六、九五〇千圓  |
- にして甲に屬するものは總額に對し八八%、乙に屬するものは八%、丙に屬するものは四%にして甲及乙を完全に統制し得れ